

宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務に  
関する民間競争入札実施要項

(案)

令和2年 月

国土交通省観光庁

**履 歴**

	時 期	内 容
1	令和2年9月	作成

## 目次

I. 趣旨 .....	2
II. 宿泊旅行統計調査の概要.....	2
III. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項.....	3
IV. 一般的事項.....	16
V. 実施期間に関する事項.....	18
VI. 入札参加資格に関する事項.....	18
VII. 入札に参加する者の募集に関する事項.....	19
VIII. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項.....	20
IX. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項.....	21
X. 受託事業者が観光庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項.....	21
XI. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任等.....	26
XII. 対象公共サービスの評価に関する事項.....	26
XIII. その他本業務の実施に際し必要な事項.....	27

## I. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で受託事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。上記を踏まえ、観光庁は、公共サービス改革基本方針（令和 2 年 7 月 7 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

## II. 宿泊旅行統計調査の概要

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握することを目的として実施している（平成 19 年より従業者数 10 人以上の施設を対象として調査を開始し、平成 22 年 4 月からは従業者数 10 人未満の施設をサンプル調査として調査対象に加えて実施している）。

### 1. 調査の対象

全国の旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数 10 人未満の事業所（第 1 号様式）、従業者数 10 人以上 100 人未満の事業所（第 2 号様式）及び従業者数 100 人以上の事業所（第 3 号様式）

### 2. 調査の規模

都道府県、従業者数規模別層化抽出により、従業者数 10 人以上の宿泊施設については全施設、従業者数 5 人以上 10 人未満の宿泊施設については 3 分の 1 の施設、5 人未満の施設については 9 分の 1 の施設を抽出して調査を実施する。

### 3. 調査の時期

(1) 調査の期日 : 毎月末日現在

(2) 調査対象期間 : 1 月から 12 月までの毎月

調査票の回収期日 : 調査月の翌月 10 日前後（一次速報）、翌々月 10 日前後（二次速報（月次報告））

### 4. 調査事項

従業者数規模別に第 1 号様式～第 3 号様式とし、第 1 号様式は従業者数 10 人未満の宿泊施設、第 2 号様式は従業者数 10 人以上 100 人未満の宿泊施設、第 3 号様式は従業者数 100 人以上の宿泊施設に対する調査とする。詳細は以下のとおり。

宿泊施設のタイプ、1 月 1 日現在の客室数及び収容人数、1 月 1 日現在の従業者数、宿泊目的別の割合、各月の延べ・実宿泊者数、外国人延べ・実宿泊者数、各月の利用客室数、各月の延べ宿泊者数の居住地別（第 1 号様式及び第 2 号様式 : 県内、県外の別 第 3 号様式 : 都道府県別）の内訳、各月の外国人延べ宿泊者数の国籍（出身地）別内訳（第 2 号様式及び第 3 号様式）、変動要因（自由記入）



## 5. 調査の方法等

### (1) 調査の方法

調査票を郵送により送付し、調査客体が記入した調査票を郵送により回収、又は観光庁ホームページよりダウンロードした様式に入力された電子ファイルをメールにより回収する。

### (2) 報告の方法

報告は、事業所の事業主又はそれに代わる者が、配布された調査票に事業所の状況を記入する方法により行う。ここで、事業主に代わる者とは、調査事業所の経理担当者など、代表者に代わって調査票を記入できる者をいう。

## III. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

### 1. 宿泊旅行統計調査の詳細な内容

#### (1) 業務期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日（令和3年2月調査から令和4年3月度調査）までとする。

#### (2) 貸与物件

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 調査票審査・集計要領   | 別添1 |
| ② マスター名簿       |     |
| ③ 母集団名簿        |     |
| ④ 調査対象名簿       |     |
| ⑤ 名簿整理マニュアル    | 別添2 |
| ⑥ 母集団名簿整理要領    | 別添3 |
| ⑦ 宿泊旅行統計調査FAQ  | 別添4 |
| ⑧ 問い合わせ対応マニュアル | 別添5 |
| ⑨ 督促マニュアル      | 別添6 |
| ⑩ 疑義照会マニュアル    | 別添7 |
| ⑪ 前年調査票データ     |     |

#### (3) 業務の引継ぎ

##### ① 現行の事業者からの引継ぎ

観光庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、現行の事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

この実施要項に基づく業務（以下「本業務」という。）を新たに実施することとなった受託事業者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行の事業者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、現行の事業者の負担となる。

##### ② 請負期間満了の際の引継ぎ

観光庁は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、受託事業者及び次回の事業者に対し

て必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い受託事業者が変更となる場合には、本業務を受注した受託事業者は、次回の事業者が実施する業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回の事業者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した受託事業者の負担となる。

#### (4) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりであるが、受託事業者は定期的に観光庁と連携を図り、創意工夫を図りながら、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

## 2. 業務概要

- (1) 令和3年2月～令和4年3月調査（毎月）の実施及び集計等→詳細は以下の①～⑨
- (2) マスター名簿の更新→詳細は以下の⑩
- (3) 令和2年遡及推計の実施及び統計表等の作成→詳細は以下の⑪
- (4) 令和4年1～3月調査用母集団名簿の作成及び調査対象施設の選定→詳細は以下の⑫
- (5) 事業所母集団データベース登録用の調査対象名簿等の作成→詳細は以下の⑬
- (6) 令和4年1～3月調査の調査対象施設等への連絡→詳細は以下の⑭
- (7) 宿泊旅行統計調査の改善に係る検討資料の作成→詳細は以下の⑮

・詳細は以下の通り

### ① 令和3年2月～令和4年3月調査（毎月）の実施及び集計等

令和3年2月～令和4年3月調査（毎月）の調査票等の調査物品等について、作成、印刷、発送、回収・集計を行う。

注) 年度の変わり目における業務の分担

- ・令和3年2月分：  
令和2年度の3月末に速報を公表済みであるため、4月末の二次速報（月次報告）の公表に向け、調査票の回収以降の作業を行うこと。
- ・令和3年3月分：調査票は令和2年度の受託事業者が送付済みであるため、調査票の回収以降の作業を行うこと。
- ・令和3年4月分から令和4年1月分：  
調査物品等の作成以降、月次報告の公表まで行うこと。
- ・令和4年2月分：  
調査票の作成以降、速報の公表まで行うこと。
- ・令和4年3月分：  
調査票等の作成、印刷、発送まで行うこと。

### ② 調査票等の調査物品等の作成・印刷

観光庁観光戦略課と協議の上、調査実施に必要な調査票等の調査物品等の作成・印刷を行うこと。なお、印刷に使用する原稿は、事前に観光庁観光戦略課に確認を取るこ

と。調査物品等の仕様・数量等は【資料 21】を参照。

また、調査票の調査項目（例：国籍・地域）が追加になる場合等があり得る。その場合は観光庁観光戦略課と協議の上、対応すること。

- A) 調査票の「宿泊施設コード」、「調査票送付先」、「宿泊施設名」、「所在地」、「宿泊施設のタイプ」、「客室数」、「収容人数」、「従業者数」、「宿泊目的」欄には、母集団名簿を用いて予め印字（プレプリント）すること（発送枚数約 22,000 枚/月のすべてに、それぞれ異なる情報がプレプリントされることに注意すること）。  
また、調査票、記入要領等の印刷に当たっては、調査月毎に「調査年月」や「提出期限」等が異なることに注意すること。
- B) ニュースレターは、A 4 一枚の両面構成とし、地域ブロック別に作成すること。また、報告者へは所在地が該当する地域ブロック分を送付すること。
- C) 毎調査月の 20 日までに、当該調査月の調査票（第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式）の電子版（エクセル形式等）及び、同調査票、同記入要領の PDF 版を作成し、観光庁観光戦略課へ提出すること。なお、電子調査票には、ファイルを開く際のパスワードを設定し、パスワードは、2. ②で作成する「電子メールによる回答のご案内」【資料 16】に記載すること。電子調査票については、作成するファイル形式は問わないが、従来のファイルを使用したい場合は、観光庁観光戦略課が受託事業者へ提供する。

### ③ 調査票等の発送

- A) 2. ②で作成した「調査票」、「調査票記入要領」、「依頼状」、「ニュースレター」、「電子メールによる回答のご案内」、「返信用封筒」を同封して定形外郵便により調査対象施設へ発送すること。

なお、調査票は、従業者数 0～9 人の施設には第 1 号様式、従業者数 10～99 人の施設には第 2 号様式、従業者数 100 人以上の施設には第 3 号様式を送付することとし、記入要領は、それぞれに対応したものを送付すること。また、発送は、四半期分をまとめて送付すること（令和 3 年 4～6 月分、令和 3 年 7～9 月分、令和 3 年 10～12 月分、令和 4 年 1～3 月分の計 4 回の発送を行う）。

【調査票発送郵送数】 約 22,000 施設×12 調査分（令和 3 年 4～12 月の各月、令和 4 年 1～3 月の各月調査分）

{	第 1 号様式：48g 程度 約 9,000 通/回
	第 2 号様式：48g 程度 約 12,000 通/回
	第 3 号様式：53g 程度 約 1,100 通/回

- B) 調査票等の発送は、同封されている調査票の最初の調査月の月末までに報告者の手元に届くよう発送すること。（例：令和 3 年 4～6 月分の調査票は 4 月末までに報告者の手元に届くように発送する。）
- C) 調査票は四半期分を一緒に同封することから、各月ごとに調査票の色を変えるなど、

報告者が作成すべき調査票を誤認識することがないように措置を講ずること。

- D) 報告者が毎月の調査票の記入・返信を失念することがないように、提出期限直前に、はがきによるお知らせ（調査協力依頼）を行うこと。また、はがきを送付する際には、報告者がどの月の調査票を作成・返信すればよいのかが一目で判別できるよう、調査票と同色にする等の措置を講ずること。
- E) 報告者が調査票を提出するための返信用封筒は、「料金受取人払郵便」とし、郵便代金は本業務の範囲として受託事業者が負担すること。
- F) 郵便物が届かなかつた施設については、電話やインターネット等により可能な限り状況確認を行い、廃業や休業が判明した場合はマスター名簿に反映すること。

#### ④ 調査票の回収・集計

##### A) 調査事務局の設置

報告者との連絡窓口として「宿泊旅行統計調査事務局」を設置し、一元管理すること。調査事務局には専用のフリーダイヤルを2チャンネル（2回線）以上設置し、土日・祝日及び令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く9：00～18：00の受付時間に対応すること。なお、問い合わせ等少なくなる時期においては、観光庁観光戦略課と協議の上、フリーダイヤル回線を1チャンネル（1回線）とすることを妨げない。

【想定フリーダイヤル着信件数】 約400件/月

##### B) 報告者からの問い合わせの対応

報告者からの問い合わせについては、観光庁観光戦略課と協議の上、「問い合わせ対応マニュアル」を作成して対応すること。なお、「問い合わせ対応マニュアル」の原案は、観光庁観光戦略課から受託事業者へ提供する。

##### C) 電話による督促

観光庁観光戦略課と協議の上、「督促マニュアル」を作成し、提出期限以降に、未回答の施設に対し、調査事務局より電話により督促を行うこと（督促電話は発送施設の約7～8割程度に実施することを想定すること）。なお、「督促マニュアル」の原案は、観光庁観光戦略課から受託事業者へ提供する。

##### D) オンライン調査（メール方式）の実施

- イ) 調査票の回収は、郵送のほか、電子メールによる回答も可能とすること。
- ロ) 受信用メールアドレスは、受託事業者が用意すること。
- ハ) 受信したメールの開封及び電子版（エクセル形式等）の調査票の管理は、受託事業者が行うこと。

#### ⑤ 調査票の審査・集計・分析

※本業務の範囲

- ・速報・・・令和3年3月～令和4年2月調査分
- ・月次報告・・・令和3年2月～令和4年1月調査分

- A) 調査票の内容審査に当たっては、観光庁観光戦略課と協議の上、「調査票審査・集計要領」を作成し、同要領に基づき行うこと。

審査過程において、調査票の内容に疑義が生じた場合は、調査事務局から報告者に電話等により疑義照会を行うこと（疑義照会は回収施設の約6～7割程度に実施することを想定すること）。なお、「調査票審査・集計要領」の原案は、観光庁観光戦略課から受託事業者へ提供する。

- B) 調査票の内容をデータ化し、エラーチェック・集計を行うこと。電算入力した調査票情報について、論理的に矛盾が生じていないか等審査を行い、疑義が生じた場合は調査票の報告者に電話による照会を行うこと。また、集計作業で作成したデータについては、項目の属性に応じたレンジチェック、クロスチェック等を行い、疑義が検出された場合は確認の上、必要に応じて修正すること。（公表までの作業スケジュールについては【資料20】を参照。）

なお、エラーチェックロジック及び集計方法については、観光庁観光戦略課に確認を取ること。

また、観光庁観光戦略課が別途提供する前年の調査データを用いて、公表値が再現できるとともに、同様の統計表が作成できることを事前に確認すること。

- C) 集計に用いる母集団名簿は、随時、施設情報の追加・削除・修正が行えるようにすること。
- D) 結果表推定値の標準誤差率を算出して精度の検証を行うこと。また、推計結果に与える影響が極めて大きい宿泊施設がある場合は、至急、観光庁観光戦略課に報告すること。

## ⑥ 統計表、調査結果報告書等の作成

集計結果に基づき、速報においては統計表【資料01-1】を、月次報告においては統計表【資料01-2】を作成するとともに、各統計表を用いて、都道府県照会用の増減理由表【資料02】及びプレス発表資料案【資料03-1】を作成すること。12月分【月次報告】の公表時には、12ヶ月分を足し上げた年間値の速報として、月次報告と同様に、統計表及びプレス発表資料案【資料03-2】等を作成すること。

なお、調査票の調査項目の変更等により、統計表が変更になる場合があり得る。その場合は観光庁観光戦略課と協議の上、対応すること。

また、月次報告については、調査概要、用語の解説、結果の概要、統計表、調査票等で構成される報告書（電子データ）及び英語版の統計表を作成すること。なお、プレス発表資料案及び英語版の統計表の詳細については観光庁観光戦略課と協議の上、決定すること。

## ⑦ 調査票情報等の二次利用に係る提供用データ等の作成

### A) 調査票情報の個票データ及び提供用データ等の作成

集計に用いた調査票情報の個票データ【資料 04、05】及び秘匿処理を施した提供用データ【資料 06】を月次集計、遡及推計ごとに作成する。なお、提供用データについては、都道府県単位（47 区分）及び市区町村単位（約 1,700 区分）でファイルを作成すること。

### B) 都道府県観光入込客統計の作成のために都道府県へ提供するデータ（都道府県別の観光レクリエーション、出張・業務別集計（速報値版、確定値版））を四半期毎に作成すること。【資料 08】

### C) 部内用資料として、公表値を市区町村別（速報値版、確定値版）に分割した表を作成すること。

## ⑧ 調査票情報の管理

調査票（原票）及び調査票情報（電子媒体）については、適正な管理のため、【資料 23】「調査票情報等の適正な管理のために講じる措置」に示す措置を講ずること。

## ⑨ 調査票の送付及び回収の状況の管理

毎調査月ごとに調査票の送付及び回収の状況について、調査対象施設ごとに状況が分かる一覧表を随時作成し管理するとともに、毎月 2 回（月初旬及び月次報告集計時点）、観光庁観光戦略課へ提出すること。

また、調査票の回収数及び回収率について、調査月別、調査票様式別、郵送・オンライン別に集計した回収率表を作成し、毎月 1 回、観光庁観光戦略課へ提出すること。

## ⑩ マスター名簿の更新

マスター名簿【資料 09-1】（約 8 万施設）の収録情報は、観光庁観光戦略課と協議の上、報告者からの回答及び都道府県から提供される施設情報等に基づき更新を行うこと。なお、調査対象選定に用いる母集団、調査票送付先（調査対象）の施設、月次及び速報集計に用いる母集団、遡及推計に用いる母集団を区分できるように施設情報を管理するとともに、その組み合わせを容易に変更できるものとする。

また、保有する施設情報のうち従業者数区分が不明なものは、ホームページや電話により随時確認を行い、次回の遡及推計用母集団名簿の作成までにマスター名簿に反映すること。

## ⑪ 令和 2 年遡及推計の実施及び統計表等の作成

### A) 令和 2 年遡及推計用の母集団名簿の作成

マスター名簿から令和 2 年遡及推計用の母集団名簿【資料 09-2】を作成すること。

## B) 遡及推計の実施及び統計表等の作成

令和2年1月調査～12月調査の月次集計以降に提出のあった調査票情報を電子化し、月次集計に使用した調査票情報に追加し、令和2年遡及推計用の母集団名簿を用いて遡及推計を行い、統計表【資料01-3】、プレス発表資料案【資料03-3】を作成する。

また、用語の解説、結果の概要、統計表、調査票等から構成される報告書（冊子、電子データ）及び英語版の統計表を作成すること。

なお、冊子の仕様については【資料22】を参照すること。また、プレス発表資料案及び英語版の統計表の詳細については観光庁観光戦略課と協議の上、決定すること。

## C) 報告書（冊子）の発送

報告書（冊子）については、【資料07】に示す送付先（82箇所）に受託事業者から直接発送し、残りは3.（3）に示す納入場所に納品すること。

## ⑫ 令和4年1～3月調査用母集団名簿の作成及び調査対象施設の選定

### A) 都道府県等照会用名簿の作成

観光庁観光戦略課と協議の上、令和3年10月時点のマスター名簿を用いて、都道府県照会用の母集団名簿【資料09-3】を作成すること。

また、都道府県照会用名簿は都道府県単位でファイルを作成し、各ファイル内のデータは、市区町村ごとにソートすること。

なお、都道府県への照会は観光庁観光戦略課において行う。

### B) 令和4年1～3月調査用母集団名簿の作成

都道府県から提供された名簿情報に基づき、マスター名簿を更新するとともに、マスター名簿を用いて、令和4年1～3月調査用の母集団名簿を作成すること。

なお、新設日、従業者数、客室数等が不明の施設については、電話及びインターネット等により可能な限り確認を行い、マスター名簿へ反映すること。また、市区町村合併があった場合は、母集団名簿及びマスター名簿に反映すること。

### C) 調査対象施設の選定

観光庁観光戦略課と協議の上、令和4年1～3月調査における調査対象施設の選定を行い、事前に観光庁観光戦略課に報告すること。

設計上の抽出率は、従業者数10人以上の施設は悉皆調査であり、従業者数0人～4人の施設では9分の1、従業者数5人～9人の施設では3分の1の無作為抽出である。

調査対象施設に選定する施設数は、都道府県別に回収率を考慮し、有効回答数が設計上の抽出率を満たす数とすること。ただし、令和3年12月調査まで調査対象であった施設は、今回の選定の対象からは除くこと。

また、従業者数0人～9人の調査対象施設は、2年間継続して調査対象施設とし、毎年1月に2分の1が交替するよう抽出すること。（選定履歴については母集団名簿及びマスター名簿双方で管理すること。）

【令和2年1月調査施設数（参考）】

第1号様式（従業者数0人～9人）	約 9,000 施設／約 44,500 施設
第2号様式（従業者数10人～99人）	約 12,000 施設／約 12,000 施設
第3号様式（従業者数100人以上）	約 1,100 施設／約 1,100 施設

**⑬ 事業所母集団データベース登録用の調査対象名簿等の作成**

観光庁観光戦略課と協議の上、「統計調査の調査客体の重複是正に係る事務処理要領」に基づき、総務省統計局が管理する「事業所母集団データベース」に登録するための調査対象名簿及び調査結果名簿を作成すること。

**⑭ 令和4年1～3月調査の調査対象施設等への連絡**

令和4年1～3月調査の調査対象施設及び調査対象期間が終了した施設に対して、令和4年1月調査の実施前（1月中旬目途）に、新たに調査対象となった施設には「挨拶状」を、引き続き調査対象となった施設には「協力依頼状」を、調査対象期間が令和3年までだった施設には「お礼状」を送付すること。挨拶状、協力依頼状及びお礼状には、調査施設毎の「宿泊施設コード」、「宿泊施設名」、「所在地」等を印字すること。

また、はがきの送付により廃業等が判明した場合には、情報をマスター名簿に反映させること。

【想定発送数及び仕様】 はがき、両面印刷、白黒印刷 約 22,000 枚

**⑮ 宿泊旅行統計調査の改善に係る検討資料の作成**

**A) 宿泊旅行統計調査の課題及び改善方策の整理**

宿泊旅行統計調査の精度向上や報告者の負担軽減等に向けて、本業務の実施を通じて把握した実査・集計上の課題及びその改善方策を整理し、観光庁観光戦略課に報告すること。

**B) 観光統計の整備に関する検討会等の資料作成**

観光庁観光戦略課と協議の上、観光統計の整備に関する検討会等で使用するための宿泊旅行統計調査の改善に係る検討資料を作成すること。

**イ) 想定される課題**

- ・ 調査対象者の負担軽減策
- ・ 基幹統計化の必要性
- ・ 統計精度の向上（層化基準、サンプルサイズの見直し、回収率の向上策）等

**ロ) 作成回数**

約 2 回／年



### 3. 納品物及び納入方法

#### (1) 成果物

##### ① 業務計画書

契約締結後7日以内に観光庁観光戦略課に提出すること。

##### ② 進捗報告会議事要旨

進捗報告会実施翌営業日までに観光庁観光戦略課に提出すること。

##### ③ 令和2年遡及推計分

A) 統計表（日本語版及び英語版）（エクセル）

B) プレス発表資料案（グラフ等のローデータ含む）（パワーポイント、エクセル）

C) 宿泊施設ごとの回収状況表（エクセル）

D) 調査対象施設名簿

E) 集計に用いた調査票情報（個票データ、提供データ及び母集団名簿）（エクセル又はCSV）

F) 報告書（グラフ等のローデータ含む）（冊子、ワード、PDF、エクセル）

上記のうち、A)～D)は令和3年5月28日（金）まで、E)は令和3年7月2日（金）まで、F)は令和3年7月30日（金）までに観光庁観光戦略課に提出すること。

##### ④ 令和3年2月調査分【月次報告分】

A) 統計表（日本語版及び英語版）（エクセル）

B) 都道府県照会用の増減理由表（エクセル）

C) プレス発表資料案（グラフ等のローデータ含む）（パワーポイント、エクセル）

D) 宿泊施設ごとの回収状況表（エクセル）

E) 調査対象施設名簿（エクセル）

F) 集計に用いた調査票情報（個票データ、提供データ及び母集団名簿）（エクセル又はCSV）

G) 報告書（グラフ等のローデータ含む）（ワード、PDF、エクセル）

上記のうち、A)～E)は令和3年4月20日（火）まで、F)は令和3年5月10日（月）まで、G)は令和3年5月28日（金）までに観光庁観光戦略課に提出すること。

##### ⑤ 令和3年3月～令和4年1月調査分

A) 統計表【速報】（エクセル）

B) 統計表【月次報告】（日本語版及び英語版）（エクセル）

C) プレス発表資料案【速報・月次報告】（グラフ等のローデータ含む）（パワーポイント、エクセル）

D) 都道府県照会用の増減理由表【月次報告】（エクセル）

E) 宿泊施設ごとの回収状況表（エクセル）

F) 調査対象施設名簿（エクセル）

G) 集計に用いた調査票情報【月次報告】（個票データ、提供データ及び母集団名簿）（エクセル）

セル又はCSV)

H) 報告書(グラフ等のローデータ含む)(ワード、PDF、エクセル)

上記のうち、A)～F)は調査月の翌月最終営業日の前週火曜日、G)は公表後7営業日以内、H)は調査月の3ヶ月後以内(令和4年1月分は履行期間終了日)までに観光庁観光戦略課に提出すること。

⑥ 令和3年・年間速報値分

A) 統計表【速報】(エクセル)

B) プレス発表資料案【速報】(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)

C) 集計に用いた調査票情報【速報】(個票データ、提供データ及び母集団名簿)(エクセル又はCSV)

A)～C)は12月【月次報告】の納入日と同日までに観光庁観光戦略課に提出すること。

⑦ 令和4年2月調査分

A) 統計表【速報】(エクセル)

B) プレス発表資料案【速報】(グラフ等のローデータ含む)(パワーポイント、エクセル)

C) 宿泊施設ごとの回収状況表(エクセル)

D) 調査対象施設名簿(エクセル)

E) 集計に用いた調査票情報【速報】(個票データ、提供データ及び母集団名簿)(エクセル又はCSV)

上記のうち、A)～D)は令和4年3月22日(火)まで、E)は令和4年3月31日(木)までに観光庁観光戦略課に提出すること。

⑧ 調査票原票

令和4年3月31日(木)までに納品すること。

なお、調査票は、月次集計、遅れ票別に調査月別、有効票・無効票別に分類すること。

⑨ 問い合わせ対応マニュアル、督促マニュアル、調査票審査・集計要領

問い合わせ対応マニュアル等を作成し、本業務開始までに観光庁観光戦略課の了承を得た上で、これにより対応すること。

⑩ マスター名簿(エクセル)

令和4年3月31日(木)までに納品すること。

(2) 納入方法

成果物について、納入方法を以下に示す。

A) 言語は、原則日本語を用いること。ただし、英語版の統計表のほか、宿泊施設名等そのまの表記がふさわしいものは除く。

B) 成果物を収めた電子媒体2部を納入すること。ただし、(1)⑧を除く。

C) 電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとし、ウイルスチェックを行った上で納入すること。

D) (1)③F)については、電子媒体に加えて、【資料22】を参照し冊子を作成し、指定する送付先に送付したもの以外を令和3年9月30日(木)までに納入すること。納

入に際して、庁舎管理部署への許可申請等が必要となるため、予定日の2週間前を目処に観光庁観光戦略課と調整すること。

- E) (1) ⑧については、段ボール箱に梱包及び密封し、箱側面に「宿泊旅行調査〇年〇月期調査票」及び観光庁観光戦略課が別途指定する廃棄期限を明記の上、令和4年3月31日(木)までに納入すること。納入の際は、庁舎管理部署への許可申請等が必要となる場合があるため、納入予定日の2週間前を目処に観光庁観光戦略課と調整すること。

### (3) 納入場所

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館15階

## 4. 業務受託に関する留意事項

### (1) 業務実施に伴う条件

- ① 受託事業者及び本業務に従事する者には、本業務の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第41条に定める守秘義務が課せられることになるので、十分留意すること。
- ② 受託事業者は、記入済み調査票を日本国外に持ち出してはならない。
- ③ 受託事業者は、記入済み調査票のイメージ画像作成、複写及び複製を行ってはならない。
- ④ 受託事業者は、調査票情報等について、適正な管理のため、【資料23】「調査票情報等の適正な管理のため講じる措置」に示す措置を講ずること。
- ⑤ 受託事業者は、本業務の実施に当たって、「国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室」及びその一部並びに「宿泊旅行統計調査」を調査対象者に対する名称として使用することとし、他の名称を使用してはならない。ただし、事前に観光庁観光戦略課の了解があった場合は、この限りではない。
- ⑥ 受託事業者は、本業務以外のいかなる事項についても、宿泊旅行統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ⑦ 受託事業者は、本業務の実施に当たって、受託事業者が実施する本業務以外の業務、受託事業者の事業及びその他いかなる事項についても、宣伝及び宣伝であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。
- ⑧ 受託事業者のうち、業務管理責任者等及び本業務に基づき配置する者は、本業務の実施に当たって、受託事業者が実施する本業務以外の業務及び受託事業者の事業を同時に実施してはならない。ただし、事前に観光庁観光戦略課の了解があった場合は、この限りではない。
- ⑨ 本業務の実施上必要な機器（パソコン、プリンター等）、什器（机、椅子等）及び消耗品（プリンター用紙、筆記用具等）等（以下「什器等」という。）は、全て受託事業者が用意すること。また、特段の理由がない限り「国等の環境物品等の調達の推進に関する

る法律」に適応した製品を用いること。

- ⑩ 本業務の実施に伴い、諸設備の破損等が生じた場合は、観光庁観光戦略課と協議の上、受託事業者の責任において修復を行うこと。
- ⑪ 本業務の実施に伴い、受託事業者は、作業場所を整理整頓し、清潔及び安全に留意して事故の防止に努めるとともに、安全の徹底を図り作業すること。また、適切な作業環境の維持に努めること。

## (2) 検収

本業務における成果物が受託事業者から提出され、3.(3)に示す場所における、成果物の内容確認をもって検収とする。

## (3) 打ち合わせ議事等

- ① 受託事業者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき及び本仕様書に記載のない事項については、観光庁観光戦略課と速やかに協議すること。
- ② 受託事業者は、観光庁観光戦略課との協議の結果を、協議の都度作成し、文書又は電子メール等にて協議を行った翌業務日までに提出すること。

## (4) 情報セキュリティ管理

- ① 受託事業者は、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、情報管理に必要な措置を講ずること。また、受託事業者は、国土交通省情報セキュリティポリシーを遵守すること。国土交通省情報セキュリティポリシーについては、契約後、受託事業者に開示する。
- ② 受託事業者は、業務管理責任者等の下、適正に情報管理を行うための体制を確保し、管理状況を把握すること。
- ③ 受託事業者は、本業務に基づき配置する全ての者に対し、研修又は指導を通じて秘密保持義務があることについて、周知徹底させること。
- ④ 受託事業者は、本業務に基づき配置する全ての者と個別に退職後も有効な守秘義務契約を締結すること。
- ⑤ 受託事業者は、本業務に基づき配置する全ての者から個別にX.2.に示す内容を含む誓約書を徴すること。
- ⑥ 受託事業者は、本業務を履行する上で知り得た観光庁に係る情報について、本業務の履行上必要最小限の範囲でのみ利用することとし、本業務に基づき配置する全ての者が、それぞれの作業に必要な範囲でのみアクセスを可能とするよう管理すること。
- ⑦ 受託事業者は、本業務に基づき配置する者が使用するパソコン等のシステムについて、適切なセキュリティ対策（パスワード設定、ウイルス対策ソフトウェアの導入、操作ログ管理ソフトウェアの導入、セキュリティパッチの適用、ファイル共有ソフトウェアのインストール禁止及びファイルの暗号化及び外部との接続の制限等）を講ずるとともに、その状況を随時確認すること。
- ⑧ 受託事業者は、本業務を実施する場合、作業場所について、関係者以外の者が許可なく

出入りできないように、専用カード等による入退室管理を実施すること。

- ⑨ 受託事業者は、観光庁が情報セキュリティ対策の実施状況等の報告を求めた場合、受託事業者は速やかに対応すること。
- ⑩ 観光庁が、本業務に係る情報セキュリティが侵害され又は侵害のおそれがあると認めた場合、受託事業者に対し、パソコン等の操作ログ、建物入退室記録、電話使用記録等の提出を求めることがあるので、受託事業者は速やかに対応すること。
- ⑪ 受託事業者は、観光庁が必要に応じて行う情報セキュリティ対策に関する監査を受入れること。

## 5. 宿泊旅行統計調査の実施に当たり確保されるべきサービスの質

本業務を実施するに当たって、確保されるべき質として求められるものは、以下のとおりである。

### (1) スケジュールの順守

本業務の実施に当たり、観光庁観光戦略課と調整の上、スケジュールに沿って確実に業務を遂行すること。

### (2) マニュアルによる対応

照会対応業務においては、調査票の記入等に関する電話等による照会があった場合は、観光庁が原案を提供し、受託事業者が作成した問い合わせ対応マニュアル等に沿って対応すること。

### (3) 基準日における目標有効回答率

一連の業務（督促業務等）を通じ、各月の基準日（第二次速報値集計の提出期日）における調査票の有効回答率が、令和元年実施の調査の実績値を基に定めた有効回答率（従業者数10人以上の施設では59.7%、10人未満の施設では38.7%）、年間平均有効回答率が平成29年から令和元年に実施の調査までの実績値の3年平均である年間有効回答率（従業者数10人以上の施設では61.0%、10人未満の施設では41.2%）と同等以上となるよう努めること。

なお、月別目標有効回答率及び年間平均有効回答率を下回った月があった場合は、各年の事業報告書において、実績有効回答率が月別目標有効回答率及び年間平均有効回答率を下回った要因について分析し、観光庁観光戦略課に報告するとともに、目標有効回答率の達成を確保する上で必要な改善策を講ずること。この改善策を講ずることをもって、8.(2)に記載のある業務の質が確保されたとみなすこととする。

## 6. 業務の改善策の作成・提出等

受託事業者は、次の(1)又は(2)の場合、速やかに業務の改善策（観光庁への提案を含む）を作成及び提出し、観光庁の承認を得た上で改善策を実施するものとする。

なお、受託事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、観光庁に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

- (1) 受託事業者が業務の実施結果を踏まえ、業務の質の確保・向上を図るため、業務の改善が必

要と判断した場合

- (2) 観光庁が、Ⅹ. 1. (2) に示す報告やⅢ. 3. (1) に示す納品物の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、受託事業者に対して業務の改善を求めた場合

## 7. 業務の改善提案

受託事業者は、業務の質の確保・向上を図るため、業務の実施結果を踏まえた改善提案（照会対応・督促業務に必要な照会対応事例集等）を観光庁に対して行う。

## 8. 契約の形態及び支払

### (1) 契約の形態

契約の形態は請負契約とする。

### (2) 請負費の支払い方法

- ① 観光庁は、業務期間中の検査・監督を行い、業務の質の確保状況を確認した上で、請負費を支払うものとする。検査・監督の結果、業務の質が確保されていない場合、観光庁は業務を行うように指示し、受託事業者に対し速やかに業務改善書を観光庁に提出させるものとする。観光庁は、業務改善の確認ができない限り請負費の支払いは行わないものとする。
- ② 請負費の支払いに当たっては、受託事業者は当該年度分の業務完了後、観光庁との間で定める書面により当該年度分の支払い請求を行い、観光庁は、これを受領した日から30日以内に所定の金額を受託事業者に支払うものとする。

## 9. 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、(1) から (3) に該当する場合には観光庁が負担し、それ以外の法令変更については受託事業者が負担する。

- (1) 本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- (2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- (3) 上記(1)及び(2)のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

## IV. 一般的事項

### 1. 体制の整備

- (1) 受託事業者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、観光庁観光戦略課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、観光庁に対し、様式1（「情報取扱者名簿」及び「情報管理体制図」）を提出し、観光庁観光戦略課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め

観光庁観光戦略課の同意を得ること。

- (2) 本業務の実施に当たって、受託事業者は、本業務を統括する責任者である業務管理責任者及び必要に応じて業務管理責任者の事務の一部を補助する管理責任者（以下「業務管理責任者等」という。）を選任すること。業務管理責任者等は、本実施要項に基づく受託事業者の業務全般を指揮監督し、観光庁観光戦略課との窓口を行う能力及び知識のある者を選任すること。
- (3) 受託事業者から観光庁観光戦略課に対する報告事項、協議等は、全て（2）で選任された業務管理責任者等を通じて行うこと。
- (4) 業務管理責任者等は、本業務に基づき配置する者の指揮、監督及び進捗状況を把握し、観光庁観光戦略課からの本業務に関する問い合わせに対し、速やかに対応すること。
- (5) 業務管理責任者が交代する場合、交代の2週間前までに観光庁観光戦略課に報告すること。また、交代に際しては、2週間以上かけて業務の引継ぎを十分に行うこと。
- (6) 受託事業者は、①～⑥に示す項目を含む、業務計画書を作成し、契約締結後7日以内に観光庁観光戦略課に提出すること。なお、業務計画書提出後、記載内容に変更が生じる場合には、事象発生日から5日以内に変更内容を明示した業務計画書について、観光庁観光戦略課に提出すること。

① 業務体制

本業務を実施する作業体制を示す組織計画並びに業務管理責任者等の担当業務を含むこと。

② 連絡先・窓口

受託事業者及び観光庁について、通常時の連絡先・窓口のほか、緊急時の連絡体制を含むこと。

③ 業務実施場所

④ 本業務の実施スケジュール（全体及び調査毎）

⑤ 本業務における情報セキュリティ対策の実施方針及び対応状況

本業務に基づき配置する者が実施する具体的な情報セキュリティ対策の内容並びに追跡調査や立入検査等、観光庁と受託事業者が連携して情報セキュリティインシデント等の原因を調査及び排除できる体制を含むこと。

⑥ 受託事業者は、観光庁が、受託事業者の資本関係及び役員等の情報並びに本業務に基づき配置する者の所属、専門性、実績及び国籍に関する情報の提供を求めた場合、これに対応すること。

## 2. 進捗管理

- (1) 受託事業者は、1.（6）で作成した業務計画書に基づき、業務の進捗管理を実施し、その進捗状況については、定期的に観光庁観光戦略課に報告すること。
- (2) 受託事業者は、毎月上旬に調査の実施状況を含む業務の進捗について、観光庁観光戦略課に報告すること。報告内容にはⅢ. 2. ⑨で作成した回収率表及びⅢ. 2. ⑮A)で整理した課

題を含めることとし、A4用紙1枚程度にまとめること。

- (3) 受託事業者は、(2)の報告のため観光庁観光戦略課が指定した場所(原則として観光庁を想定)において、進捗報告会を開催すること。また、進捗報告会議事要旨を取りまとめ、進捗報告会実施翌業務日までに観光庁観光戦略課に提出すること。
- (4) 受託事業者は、作業が遅延すると予想される場合又は遅延が発生しそうな場合は、速やかに観光庁観光戦略課へ遅延の実態と原因を報告し、解決に向けた協議を行うこと。また、必要に応じて、スケジュール調整・作業調整を行い、1.(6)④の実施スケジュールを修正の上、観光庁観光戦略課に提出すること。

### 3. 連携

- (1) 本業務の実施に当たって、受託事業者は観光庁と密接な連携の下、作業を実施すること。
- (2) 観光庁は、本業務に疑義が生じた場合、必要に応じて受託事業者に対し、作業状況について報告を求めるとともに、監査(報告者に対する確認を含む。)を行い、作業内容の改善要請を行うことができる。

## V. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

## VI. 入札参加資格に関する事項

1. 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く)に抵触しない者であること。
2. 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
3. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
4. 国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。
5. 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
6. 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
7. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
8. 労働者派遣法(昭和六十年法律第八十八号)(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。)
9. XⅢ. 4. の評価委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者と資本若しくは人事



面において関連のある事業者でないこと。

10. 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
11. 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料等の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと）。
12. 単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業者（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、入札書類提出時までに共同事業者を結成し、代表者を定め、他のは構成員として参加するものとする。また、共同事業者の構成員は、(1. から 11. までの全ての資格を満たす必要があり、) 他の共同事業者の構成員となること、又は、単独で入札に参加することはできない。なお、共同事業者で入札に参加する場合は、共同事業者結成に関する協定書又はこれに類する書類を作成すること。
13. 応札希望者は、本業務を実施するに当たり、入札公告に記載している事前提出書類の提出期限までに、個人情報の適切な取り扱いの体制について、プライバシーマーク使用許諾（J I S Q 1 5 0 0 1）の認証を取得していることを証明する書類等を観光庁総務課調整室経理係あてに提出すること。

## VII. 入札に参加する者の募集に関する事項

### 1. 入札に係るスケジュール

(1) 入札公告	令和3年1月上旬頃
(2) 入札説明書の交付	(1) と同日
(3) 入札説明会	令和3年1月中旬頃
(4) 質問受付期限	令和3年2月中旬頃
(5) 入札書類提出期限	令和3年2月中旬頃
(6) 資格審査	令和3年2月中旬頃
(7) 開札、落札予定者の決定	令和3年2月中旬頃
(8) 契約締結	令和3年4月上旬頃

### 2. 入札の実施手続

#### (1) 入札説明書の交付後の質問受付

入札公告以降、観光庁において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明書交付後に、観光庁に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び観光庁からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、受託事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

## (2) 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告及び入札説明書に記載された期日と方法により、観光庁まで提出すること。

### ① 入札書

入札金額（入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約期間内全ての本業務に対する報酬総額の110分の100に相当する金額）を記した書類

### ② 申請書類

A) 資格審査結果通知書の写し

B) 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

### ③ 暴力団排除に関する書類

法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

## VIII. 対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

### 1. 決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、最低価格落札方式により行う。

### 2. 落札者の決定

- (1) プライバシー使用許諾（JISQ15001）の認証を取得している者のみが入札に参加できる。
- (2) 入札公告及び入札説明書に従い入札書を提出した入札者であって、入札公告及び入札説明書に示す競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、当該入札者に入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。又、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合には、最低価格の入札者と優先的に交渉を行い不落随意契約又は入札不調とする。

## IX. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

### 1. 開示情報

宿泊旅行統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」【別紙1】のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法等

### 2. 追加資料の開示等

前項(5)「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、従来 of 当該業務の仕様書、報告書等について、所定の手続を踏まえた上で閲覧可能とする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、観光庁は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応するよう努めるものとする。

## X. 受託事業者が観光庁に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他本業務の適正かつ確実な実施の確保のために受託事業者が講ずべき事項

### 1. 受託事業者が報告すべき事項

#### (1) 業務計画書

受託事業者は、契約締結後、以下の事項を記載した業務計画書を作成し、観光庁観光戦略課に提出しなければならない。

- ① 業務概要
- ② 業務工程表
- ③ 業務体制表
- ④ 打合せ計画
- ⑤ 関係機関との調整事項
- ⑥ 実施方針
- ⑦ その他観光庁へ協議・報告等を行う必要がある事項

#### (2) 報告等

Ⅲ. 2. で設定した「質の確保」がなされること、または、なされていることを確認するため、受託事業者は、次の①～⑥について観光庁と協議・報告を行うこと。

また、観光庁は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ受

託事業者との情報交換の場を設けるものとする。

- ① 調査拒否等報告（随時）
- ② 問い合わせ・苦情対応（随時）
- ③ 調査票回収・督促状況（翌月初旬頃）
- ④ 疑義照会状況（随時）
- ⑤ 勤務体制（随時）
  - A) 業務担当者の配置実績及び勤務体制表
  - B) 調査票等を扱うことができる人員の管理体制、保管責任者、管理責任者等の体制及び保管・管理状況を報告
  - C) 勤務体制については、各工程に作業責任者を置き、氏名、所属、連絡先を報告
  - D) 督促・審査及び苦情対応業務の業務担当者の氏名、所属を報告
- ⑥ 事業報告書  
令和3年調査：令和4年3月31日

### （3） 調査

観光庁は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために、必要があると認めるときは法第26条第1項に基づき、受託事業者に対して、必要な報告を求め、又は事務所等に立ち入り、実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする観光庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示することとする。

- ① 観光庁から受託事業者へ電話し、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることにより、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。
- ② 受託事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査客体に観光庁から不正行為の有無を確認する。

### （4） 指示

観光庁は、本業務を適正かつ確実に実施させるために、必要があると認めるときは、受託事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、上記に加え、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、指示を行うことができるものとする。

## 2. 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

受託事業者は、本業務に関して観光庁が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必

要な措置を講ずること。受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

### 3. 契約に基づき受託事業者が講ずべき措置

#### (1) 請負業務の開始及び中止

##### ① 請負業務の開始

受託事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

##### ② 本業務の中止

受託事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ、観光庁の承認を受けなければならない。

#### (2) 公正な取扱い

① 受託事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。

② 受託事業者は、調査客体の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。

#### (3) 金品等の授受の禁止

受託事業者は、本業務において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

#### (4) 宣伝行為の禁止

##### ① 本業務の宣伝

受託事業者及び本業務に従事する者は、観光庁や「宿泊旅行統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う事業の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う事業が宿泊旅行統計調査の業務の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

##### ② 自らが行う事業の宣伝

受託事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

#### (5) 法令の遵守

受託事業者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなくてはならない。

#### (6) 安全衛生

受託事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

#### (7) 記録及び帳簿書類等

受託事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、翌年度より 5

年間保管しなければならない。

**(8) 権利の譲渡**

受託事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

**(9) 権利義務の帰属等**

- ① 印刷物の制作上で発生した著作権及び電子データ等の所有権は観光庁に帰属する。
- ② 受託事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、観光庁の承認を受けなければならない。

**(10) 契約によらない自らの事業の禁止**

受託事業者は、本業務を実施するに当たり、観光庁の許可を得ることなく自ら行う事業又は観光庁以外の者との契約（観光庁との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

**(11) 取得した個人情報の利用の禁止**

受託事業者は、本業務によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は観光庁以外の者との契約（本業務を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

**(12) 再委託の取扱い**

**① 全部委託の禁止**

受託事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

**② 再委託の合理性等**

受託事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載した書面を観光庁に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

**③ 請負等の制限**

A) ②は、受託事業者が、コピー、文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型制作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとする場合は、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報、行政機関非識別加工情報及び調査票情報等を扱う業務はこの限りではない。

B) ②のなお書き部分は、軽微な変更該当するときは、適用しない。

C) ②の業務及び③A)の業務のうちコピー、文書作成、印刷・製本、資料整理、計算処理、翻訳について、再委託する場合は、受託事業者は、これに伴う第三者の行為等について、その責任を負うこと。

**④ 契約後の再委託**

受託事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で観光庁の承認を受けなければならない。

⑤ 再委託先からの報告

受託事業者は、上記②又は④により再委託を行う場合には再委託先から必要な報告を徴収することとする。

⑥ 再委託先の義務

再委託先は、上記X. 2及びX. 3. (2)～(11)までに掲げる事項について、受託事業者と同様の義務を負うものとする。

⑦ 受託事業者の責任

受託事業者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託事業者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受託事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受託事業者が責任を負うものとする。

(13) 契約内容の変更

受託事業者及び観光庁は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に基づく手続きを適切に行わなければならない。

(14) 契約の解除

観光庁は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ② 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

(15) 契約解除時の取扱い

① 契約解除時の請負報酬の支払

上記(14)に該当し、契約を解除した場合には、観光庁は受託事業者に対し、当該契約の解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間に係る請負報酬を支払う。

② 契約解除時の違約金と本業務の完了

上記(14)に該当し、契約を解除した場合、受託事業者は、契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額並びに上記①の請負報酬を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として観光庁が指定する期日までに納付するとともに、観光庁との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

③ 延滞金

観光庁は、受託事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の3の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

④ 損害賠償

観光庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、観光庁から受託事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済みの違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済

額とみなす。

**(16) 不可抗力免責**

受託事業者は、上記事項にかかわらず、不可抗力により請負事業の全部若しくは一部の履行が遅延又は不能となった場合は当該責任を負わないものとする。

**(17) 契約の解釈**

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と観光庁が協議するものとする。

**XI. 本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して受託事業者が負うべき責任等**

本契約を履行するに当たり、受託事業者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

**1. 受託事業者に対する求償**

観光庁が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、観光庁は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について観光庁の責めに帰すべき理由が存する場合は、観光庁が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

**2. 観光庁に対する求償**

受託事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について観光庁の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託事業者は観光庁に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

**3. その他**

(1) 受託事業者が本契約に違反したことによって、又は受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって観光庁に損害を与えたときは、受託事業者は、観光庁に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。

(2) 受託事業者は、受託事業者の責めに帰すべき事由により、Ⅲ. 3. (1) 成果物に定める納品期限を遅延したときには、遅延金として、納品期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年3パーセントの割合で計算した額を観光庁の指定する期間内に納付しなければならない。

**XII. 対象公共サービスの評価に関する事項**

**1. 実施状況に関する調査の時期**

観光庁は、総務大臣が行う評価の時期（令和4年6月を予定）を踏まえ、当該業務の実施状況については、令和4年3月31日時点における状況を調査するものとする。

**2. 調査の実施方法**

観光庁は、X. 1. の報告等を基に、下記3. の調査項目について必要な調査を行い、従



来の実績と比較考量すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。あわせて経費削減が達成されたかを確認する。

### 3. 調査項目

- (1) X. 1. (2)①～⑥に掲げる項目
- (2) III. 3. (1)による業務の履行状況及び報告内容
- (3) 実際に本業務の実施に要した経費

### 4. 意見聴取等

観光庁は、本業務の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、受託事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

### 5. 実施状況等の提出

観光庁は、本業務の実施状況等について、1. の評価を行うため、令和4年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、観光庁は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

## XIII. その他本業務の実施に際し必要な事項

### 1. 対象公共サービスの監督上の措置等の監理委員会への報告

観光庁は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

### 2. 観光庁の監督体制

本契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本業務の実施状況に係る監督は、上記Xにより行うこととする。

### 3. 主な受託事業者の責務等

- ① 法第25条第2項の規定により、本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 法第54条の規定により、本業務の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。
- ③ 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。
- ④ 法第56条の規定により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者が罰せられるほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。
- ⑤ 会計検査について受託事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、又は同院から資料・報告等の提出を求め

られ、若しくは質問を受ける場合がある。

- ⑥ 本業務の実施に関し、受託事業者は、統計法、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、受託事業者はそのための措置を講ずること。

#### 4. 評価委員会の開催

観光庁は、本業務の実施状況の評価等を行うに当たり、専門的・技術的知見を得るために、観光庁及び外部有識者（3名）を構成員とする評価委員会を開催することとする。

【様式例】

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする事。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

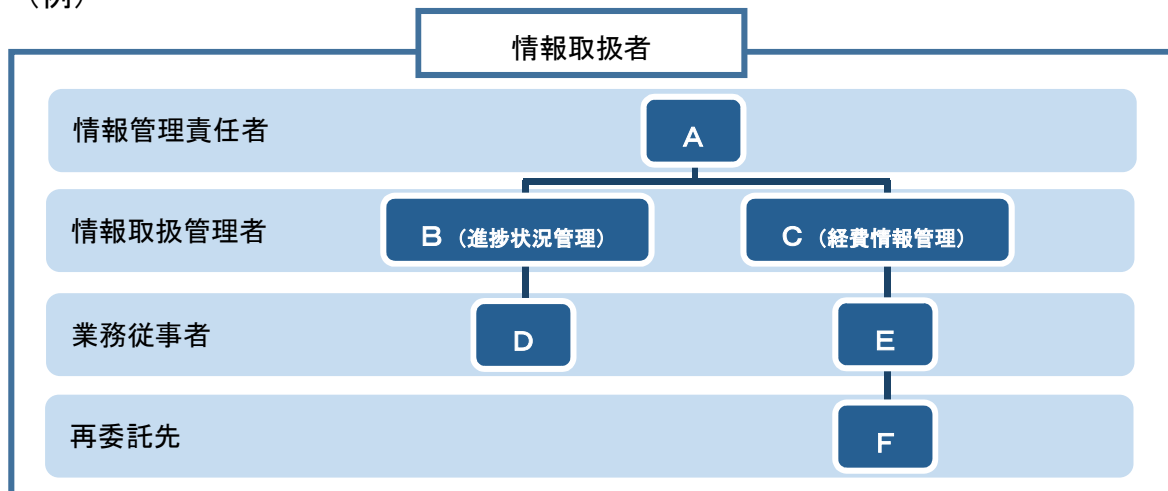
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認できることを観光庁が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。

## 別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位:千円)		
		平成29年度	平成30年度	令和1年度
委託費	人件費	60,000	60,000	60,000
	それ以外の経費	96,000	100,000	110,000
計(a)		156,000	160,000	170,000
<p>(注記事項)</p> <p><b>平成29年度～令和1年度(民間委託)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>業務の実施期間は、4月から3月までの約12ヶ月。</li> <li>本業務は、平成19年度から調査の実施及び集計に係る一連業務を一括して民間事業者に委託している。</li> <li>委託費の変動は、入札額の差によるものである。</li> <li>各年度とも調査内容は同じであり、調査客体数は令和1年度は、約19,000施設である。 ※調査対象施設数(平成29年度調査:約18,000施設、平成30年度・令和1年度:約19,000施設)</li> <li>委託費の積算には、調査に係る人件費、それ以外の経費(旅費、印刷費、通信運搬費等)が含まれる。</li> <li>令和1年度の落札金額:170,000,000円(税抜)</li> </ol>				

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

(業務従事者に求められる知識・経験等)

1. 統計調査に関する知識、情報処理(パソコン操作)に関する知識、調査対象施設、業界に関する予備知識が必要。
2. 宿泊旅行統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

(照会業務) 月初から中旬まで調査票回収から疑義照会が集中する。中旬以降、督促架電開始から調査対象施設より入電が集中。随時、調査事務局からの疑義照会、調査対象施設からの入電対応を実施。

(統計表作成) 中旬に集計作業を実施し、統計表を作成。

(名簿整備) 督促架電で得た施設場を名簿情報の反映を実施。(月末)

(注記事項)

### 平成29年度～令和1年度(民間委託)

民間事業者の実施体制(令和1年度)は、以下の通り。

業務の種類	実施体制	受託事業者分	
		受託事業者分	再委託分
1 調査対象施設名簿の整備	310.0 人日	310.0 人日	0.0 人日
2 業者との調整(調査関係用品の印刷)	68.0 人日	68.0 人日	0.0 人日
3 業者との調整(調査関係用品の発送)			
4 回収件数の確認	108.0 人日	108.0 人日	0.0 人日
5 開封			
6 回収日登録			
7 調査票のチェック			
8 架電業者との業務調整(督促関係)	24.0 人日	24.0 人日	0.0 人日
9 照会対応	240.0 人日	240.0 人日	0.0 人日
10 再委託先へのデータ化発注業務	46.0 人日	46.0 人日	0.0 人日
11 審査、疑義照会	658.0 人日	658.0 人日	0.0 人日
12 調査対象施設名簿修正			
13 各種業務システム開発(改修)業務	353.0 人日	353.0 人日	0.0 人日
14 サーバ運用管理業務	24.0 人日	24.0 人日	0.0 人日
15 その他(事業報告書、納品業務等)	72.0 人日	72.0 人日	0.0 人日
合計	1,903.0 人日	1,903.0 人日	0.0 人日

※再委託分の従業者は把握していません(物品の発注、督促架電業務、データ化業務においては再委託契約としています)

### 3 従来の実施に要した施設及び設備

#### 1. 平成29年度～令和1年度【民間事業者】

- 民間事業者において準備した。  
電話7回線、専用FAX1台、コピー、プリンタ複合機1台、パソコン14台(都道府県照会時は17台)、  
書庫(調査関係書類)、机・いす、オンラインシステム機材、上記パソコンに宿泊旅行統計調査支援システム・  
審査システムをインストール
- 施設  
民間事業者の事務室(約50㎡)

#### (注記事項)

- 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託事業者において準備する必要がある。

#### 4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成28年			平成29年			平成30年			令和1年		
	調査対象数	有効回答数	有効回答率	調査対象数	有効回答数	有効回答率	調査対象数	有効回答数	有効回答率	調査対象数	有効回答数	有効回答率
全体	214,195	124,148	58.0%	216,562	121,593	56.1%	220,552	118,178	53.6%	231,333	120,864	52.2%
従業者規模別												
従業者数10人未満	83,816	37,887	45.2%	76,406	33,812	44.3%	78,793	32,150	40.8%	82,370	31,914	38.7%
従業者数10人以上	130,379	86,261	66.2%	140,156	87,781	62.6%	141,759	86,028	60.7%	148,963	88,950	59.7%

(注記事項)

○ 有効回答率とは、有効回答(=個票審査要領の基準を満たした調査票)数を調査客体数で除した値をいう。

平成28年の調査客体数 214,195、有効回答数 124,148

平成29年の調査客体数 216,562、有効回答数 121,593

平成30年の調査客体数 220,552、有効回答数 118,178

令和1年の調査客体数 231,333、有効回答数 120,864

## 5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

○ 業務フロー図については次頁のとおり。

観光庁が民間事業者に委託して事業を実施していた際、事業の目的を達成するために重視していた事項。  
○回収率を左右する要因となる督促・苦情対応時については、当調査の必要性・重要性を丁寧に説明した  
○精度向上を図るため、調査客体からの質問に対しては丁寧・的確・迅速に回答し、協力を求めた

(注記事項)

(令和1年度)

### 1. 督促等の状況

#### ①督促電話

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
督促件数	5,125	6,832	5,952	6,046	5,655	5,928	5,844	5,712	6,196	5,844	5,822	6,103

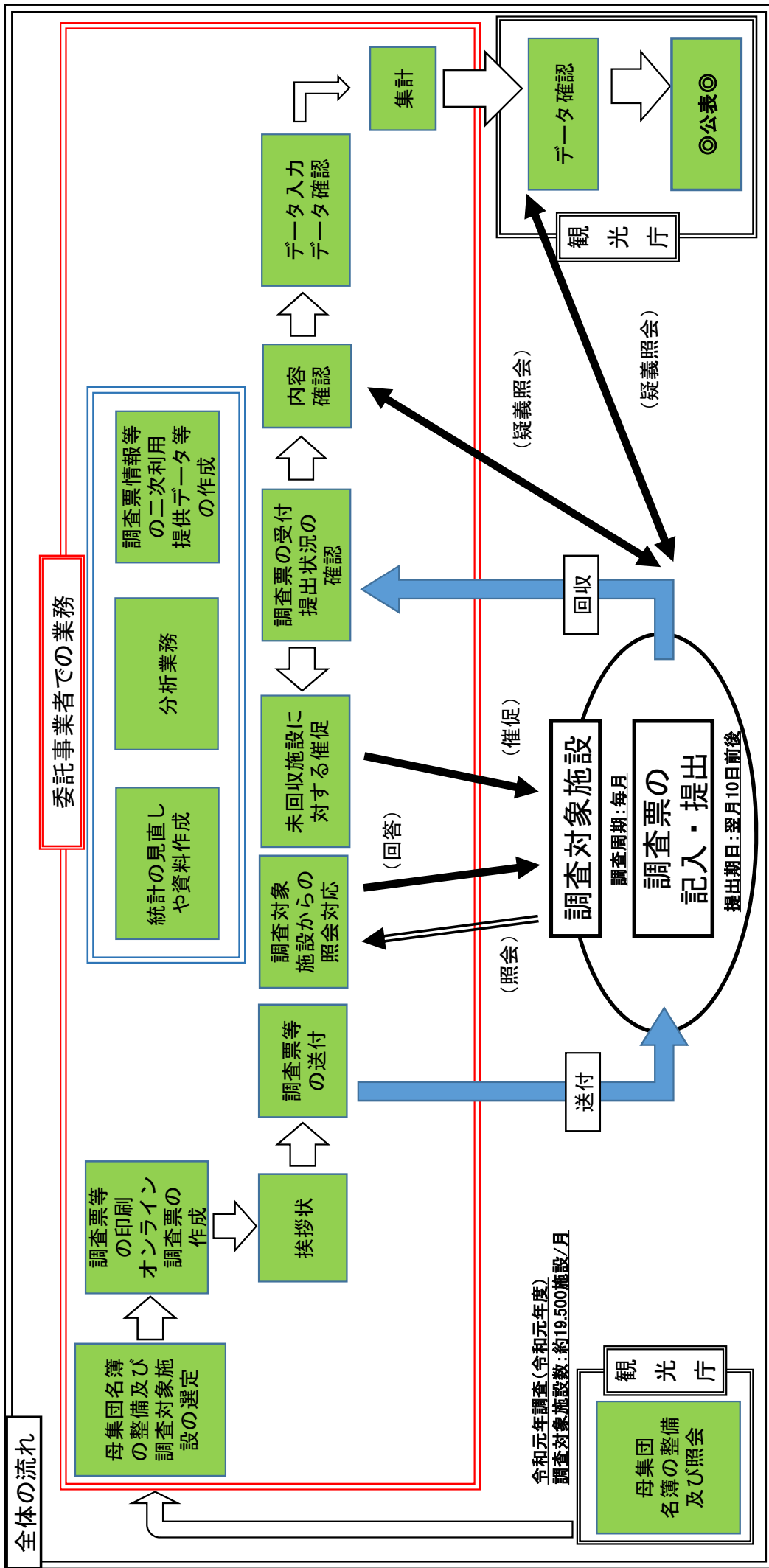
#### ②協力依頼はがき

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発送数	*	20,729	20,339	*	18,808	18,658	*	18,605	18,422	*	18,228	17,999	151,788

\* … 調査票発送月のため、協力依頼はがき発送なし



# —一宿泊旅行統計調査の流れ図—



## 2. 業務の状況(令和1年度)

### (1) 調査関係用品の印刷・配付

ア 調査対象施設名簿の整備 平成31年4月1日～令和2年3月31日

(ア) 調査対象施設名簿に記されている企業(以下、「調査対象企業」という。)について、観光庁より調査対象企業名簿を受領した。予め、調査客体としての条件を満たさないことを予測し、調査対象施設を多く抽出して、調査対象施設名簿とした。

(イ) 調査対象施設の状況(実在、移転、欠番等)については、随時専用システムを用いて、調査対象施設へ架電および封書送付による確認を実施し、名簿を修正するとともに、以後の督促業務、照会業務に使用した。

### イ 調査関係用品の印刷

(ア) 挨拶状、礼状および協力依頼状  
通常のはがきに各文面を印刷した。

#### (イ) 調査票

調査客体の企業名、住所等の情報を調査票にプレプリントした。また、配付する調査票の余白に一連番号を示すバーコードを付与した。

#### (ウ) 調査協力依頼状(ご協力をお願い)

調査協力依頼状を印刷した。

#### (エ) 発送用封筒

調査票にプレプリントした調査客体の施設名、住所等が活用できる窓空き形式を採用した。また、表面に「平成31年1月～3月調査票在中」等と表記した。

#### (オ) 返信用封筒

返信先を受託事業者宛てと表記した。

#### (カ) 調査結果の概要

調査結果の概要を地域別に「ニュースレター」を作成し、印刷した。

### ウ 調査関係用品の発送

(ア) 挨拶状、礼状および協力依頼状

#### <令和1年度>

事前の挨拶状等の発送 令和1年1月16日(25,520件)

規模	平成30年度の調査票の提出等	実施内容	件数
お礼状	提出	礼状	3,069
挨拶状	新規	挨拶状	6,055
継続対象	提出	協力依頼	3,842
悉皆対象	提出	協力依頼	12,554
合 計			25,520

※「お礼状」…調査対象期間が前年までで終了した施設に送付するもの。

※「挨拶状」…新たに調査対象となった施設に送付するもの。

※「継続対象」…サンプル層で、引き続き調査対象となった施設に送付するもの。

※「悉皆対象」…悉皆層の施設に送付するもの。

(イ) 調査関係用品の発送 第一回 平成31年4月26日発送(19,687件)

第二回 令和1年7月26日発送(19,513件)

第三回 令和1年10月25日発送(19,226件)

第四回 令和2年1月24日発送(21,223件)

(ウ) 調査票の再発送 2,611件

問い合わせ窓口や督促を実施する再委託先業者からの依頼があった翌々日中には再発送した。

(2) 調査票の回収、受付 平成31年4月1日～令和2年3月26日

ア 回収件数確認

受託事業者に届いた回収件数(注)を返送日ごとに「受付表」に記入した。

(注) 調査票の返信先は受託事業者の郵便局私書箱としており、郵便局に届いた調査票を、受託事業者が原則毎日取りに来るという形態で事業を実施した。

イ 開封

ウ 回収日登録

スキャナで調査票のバーコードを読み取り、回収日を登録した。

エ 調査票のチェック

ページ枚数、記入の有無等をチェックした。

(3) 照会対応 平成31年4月1日～令和2年3月26日

受託事業者内に「問い合わせ窓口」を設置し、受託事業者が作成した問い合わせ対応マニュアルに基づき照会対応を実施した。

対応内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
①調査趣旨、概要	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	5
②調査票記入関係	4	6	1	2	1	1	2	3	1	15	17	2	55
③協力不可連絡	0	4	27	5	122	46	60	90	35	38	110	44	581
④ご意見・クレーム	3	0	1	0	0	1	1	1	1	1	2	1	12
⑤拒否連絡	32	98	15	27	14	0	8	5	4	34	11	5	253
⑥廃業連絡	21	55	16	18	21	17	29	316	657	76	61	31	1,318
⑦対象外連絡	0	1	1	0	0	0	3	1	5	2	2	3	18
⑧休業連絡	6	9	0	0	8	4	0	7	3	13	10	9	69
⑨提出期限関連	1	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	5
⑩電子調査票関連	40	31	39	17	21	34	35	34	27	26	57	68	429
⑪再送付依頼	130	143	187	55	77	35	90	51	45	121	139	44	1,117
⑫名簿変更連絡	93	15	28	36	25	53	55	11	100	179	87	79	761
⑬架電	2	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	7
⑭観光庁より	9	16	12	10	9	9	7	7	2	51	13	11	156
⑮折返し電話	30	15	8	7	8	20	3	16	10	9	42	19	187
⑯重複連絡	1	9	24	2	4	5	4	6	7	4	17	2	85
合計件数	372	405	360	180	313	226	297	549	899	571	568	318	5,058

(4) 調査票のデータ化 平成31年4月1日～令和2年3月26日

受託事業者は、仕様書の「個票データレイアウト」(資料04)に基づき、データ入力要領を作成し、データ入力にあたってはペリファイ方式で回答結果を入力した。

(5) 審査・疑義照会 平成31年4月1日～令和2年3月26日

目視での審査では、確認漏れの発生の可能性が高いことや非効率となることを懸念し、回収した調査票を電子データ化して審査を行うことができるシステムを開発・活用した。

月別件数は以下の表の通り。

※調査対象件数(箇所数)=調査票記入値を修正

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
審査対象件数	7,958	4,783	4,574	4,685	4,142	4,800	4,399	1,663	6,778	5,872	5,642	6,231	61,527

(6) 調査対象施設名簿修正 平成31年4月1日～令和2年3月26日

調査票の送付前に調査客体としての条件を満たさないことが判明した施設等について調査対象施設名簿の整備を行ったほか、回収した調査票等に基づき調査対象施設名簿を修正した。

## 添付資料等目次一覧

資料 00	宿泊旅行統計調査の概要
資料 01-1	速報・集計事項一覧表
資料 01-2	月次報告・集計事項一覧表
資料 01-3	年間報告・集計事項一覧表
資料 02	増減理由表
資料 03-1	プレス資料例（月次）
資料 03-2	プレス資料例（年間速報値）
資料 03-3	プレス資料例（年間遡及集計）
資料 04	個票データレイアウト
資料 05	特記事項データレイアウト
資料 06	提供データレイアウト
資料 07	報告書配布先
資料 08	観光入込客統計用提供データ作成方法
資料 09-1	マスター名簿レイアウト
資料 09-2	遡及名簿レイアウト
資料 09-3	母集団名簿レイアウト（都道府県照会用）
資料 10	調査票（第 1 号様式）
資料 11	調査票（第 2 号様式）
資料 12	調査票（第 3 号様式）
資料 13	記入要領（第 1 号様式）
資料 14	記入要領（第 2 号様式）
資料 15	記入要領（第 3 号様式）
資料 16	2020 年 宿泊旅行統計調査 電子メールによる回答のご案内
資料 17	宿泊旅行統計調査（2020 年 7 月・8 月・9 月分）の実施について （ご協力のお願ひ）
資料 18	宿泊旅行統計調査ニュースレター
資料 19	返信用封筒
資料 20	年間スケジュール
資料 21	調査物品等の仕様・数量等
資料 22	報告書の仕様・数量等
資料 23	調査票情報等の適正な管理のため講じる措置
別添 1	調査票審査・集計要領
別添 2	名簿整理マニュアル
別添 3	母集団名簿整理要領
別添 4	宿泊旅行統計調査 F A Q
別添 5	問い合わせ対応マニュアル
別添 6	督促マニュアル
別添 7	疑義照会マニュアル

## 宿泊旅行統計調査の概要

### 1 調査の名称

宿泊旅行統計調査

### 2 調査の目的

我が国の宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等の動向を把握することにより、宿泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

- (1) 地域的範囲 全国
- (2) 属性的範囲 旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数10人未満の事業所（第1号様式）、従業者数10人以上100人未満の事業所（第2号様式）及び従業者数100人以上の事業所（第3号様式）

### 4 報告を求める者

- (1) 母集団施設数 : 約59,000事業所
- (2) 調査施設数 : 第1号様式 約 9,000事業所  
第2号様式 約12,000事業所  
第3号様式 約 1,100事業所
- (3) 選定の方法 : 第1号様式 無作為抽出  
第2号様式及び第3号様式 全数

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

- (1) 報告を求める事項

宿泊施設のタイプ、1月1日現在の客室数及び収容人数、1月1日現在の従業者数、宿泊目的別の割合、各月の延べ・実宿泊者数、外国人延べ・実宿泊者数、各月の利用客室数、各月の延べ宿泊者数の居住地別（第1号様式及び第2号様式：県内、県外の別 第3号様式：都道府県別）の内訳、各月の外国人延べ宿泊者数の国籍（出身地）別内訳（第2号様式及び第3号様式）、変

動要因（自由記入）

(2) 基準となる期日又は期間 毎月

## 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織 : 国土交通省 観光庁 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法 : 郵送調査、オンライン調査

(3) 民間委託の範囲 : 調査票の印刷・配布・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力、集計、統計表の作成

## 7 報告を求める期間

(1) 調査の周期 : 月

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限 : 調査対象月の翌月の11日まで

## 8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法 報告書（冊子）及びインターネット（観光庁ホームページ及びe-stat）

(2) 公表の期日 速報・・・調査対象月の翌月末まで

月次報告・・・調査対象月の翌々月末まで

年間報告・・・対象期間（対象年）の翌年の6月末まで

## 9 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

ア 記入済み調査票：保存期間2年

イ 調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 調査票情報の保存責任者

観光庁 観光戦略課長

# 宿泊旅行統計調査 表章計画 (速報)

資料01-1回

## 統計表

第1表	延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数
第2表	国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
第3表	宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
第4表	宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数
第5表	宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

## 統計表(都道府県別参考値)

第1表	施設所在地(47区分)別延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数
第2表	施設所在地(47区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
第3表	施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
第4表	施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数
第5表	施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

「統計表」と「統計表(都道府県別参考値)」はファイルを別にします。

第1表 延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数  
(人泊)

施設所在地(47区分)	延べ 宿泊者数	うち 外国人延べ 宿泊者数
平成 年 月		

第2表 国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

施設所在地(47区分) 及び運輸局等	外国人延べ 宿泊者数 <sup>1)</sup>	国籍(出身地)(21区分)														その他						
		韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	シンガポール	タイ	マレーシア	インド		オーストラリア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	イタリア	スペイン
平成 年 月																						

<sup>1)</sup>国籍(出身地)不詳を含む。

第3表 宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	利用客室数 <sup>1)</sup>	宿泊施設タイプ(6区分)					
		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月							

<sup>1)</sup>宿泊施設タイプ不詳を含む。

第4表 宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数

施設所在地(47区分)	延べ 宿泊者数 <sup>1)</sup>	宿泊施設タイプ(6区分)					
		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月							

<sup>1)</sup>宿泊施設タイプ不詳を含む。

第5表 宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

施設所在地(47区分)	客室稼働率 <sup>1)</sup>	宿泊施設タイプ(6区分)					
		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月							

<sup>1)</sup>宿泊施設タイプ不詳を含む。



第1表 施設所在地(47区分)別延べ宿泊者数及び外国人延べ宿泊者数

施設所在地(47区分)	延べ宿泊者数	
	延べ外国人延べ宿泊者数	延べ外国人延べ宿泊者数
平成 年 月		
北海道		
青森県		
沖縄県		
運輸局等 <sup>1)</sup>		
北海道運輸局		
沖縄総合事務局		

1)国費(出身地)不算を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第2表 施設所在地(47区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(延業者数10人以上の施設)

施設所在地(47区分)	国籍(出身地)(21区分)																					
	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	フィンランド	タイ	ベレーシア	インド	オーストラリア	インドネシア	ペトナム	フィリピン	イタリヤ	スペイン	その他	
平成 年 月																						
北海道																						
青森県																						
沖縄県																						
運輸局等 <sup>2)</sup>																						
北海道運輸局																						
沖縄総合事務局																						

1)国費(出身地)不算を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第3表 施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数

施設所在地(47区分) 施設所在地(47区分) 及び運輸局等 <sup>2)</sup>	宿泊施設タイプ(6区分)						
	利用客室数 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シニアホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
平成 年 月							
北海道							
青森県							
沖縄県							
運輸局等 <sup>2)</sup>							
北海道運輸局							
沖縄総合事務局							

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第4表 施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数

施設所在地(47区分)	宿泊施設タイプ(6区分)						
	利用客室数 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シニアホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
平成 年 月							
北海道							
青森県							
沖縄県							
運輸局等 <sup>2)</sup>							
北海道運輸局							
沖縄総合事務局							

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第5表 施設所在地(47区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

施設所在地(47区分)	宿泊施設タイプ(6区分)						
	客室稼働率 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シニアホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
平成 年 月							
北海道							
青森県							
沖縄県							
運輸局等 <sup>2)</sup>							
北海道運輸局							
沖縄総合事務局							

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

宿泊旅行統計調査 表章計画（月次報告）

資料01-2B

統計表

第1表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数
第2表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
第3表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
第4表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
第5表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
第6表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
第7表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
第8表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
第9表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
第10表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数

<国籍別集計>

参考第1表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設)
-------	---

<居住地別集計>

参考第2表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数 (従業者数100人以上の施設)
参考第3表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数 <観光目的の宿泊者が50%以上の施設>(従業者数100人以上の施設)
参考第4表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数 <観光目的の宿泊者が50%未満の施設>(従業者数100人以上の施設)

<市区町村別集計>

参考第5表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別母集団施設数及び回収施設数
参考第6表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別延べ宿泊者数
参考第7表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別実宿泊者数
参考第8表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第9表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別外国人実宿泊者数
参考第10表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別定員稼働率
参考第11表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別利用客室数
参考第12表	施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別客室稼働率

<従業者数10人以上施設集計>

参考第13表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数
参考第14表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第15表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
参考第16表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第17表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
参考第18表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
参考第19表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
参考第20表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
参考第21表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考第22表	施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考1	調査票の回収状況
参考2	主要項目別標準誤差率

統計表<道府県庁所在地及び政令指定都市別集計>

参考第23表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数
参考第24表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第25表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数
参考第26表	施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数
参考第27表	施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数
参考第28表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率
参考第29表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数
参考第30表	施設所在地(52区分)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率 並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率
参考第31表	施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考第32表	施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数
参考第33表	施設所在地(52区分)、国籍(出身地)(21区分)別外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)
参考3	調査票の回収状況
参考4	主要項目別標準誤差率

推移表(報告書用)

推移表1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表
推移表1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表
推移表2-1	都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 推移表
推移表2-2	都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 対前年(同月)比 推移表
推移表3	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表

推移表(Web掲載用)

推移表1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(年計)
推移表1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(月別)
推移表2-1	都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表(年計)
推移表2-2	都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表(月別)
推移表3-1	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表(年別)
推移表3-2	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表(月別)
推移表4-1	都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)
推移表4-2	都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)
推移表5-1	都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)
推移表5-2	都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)
推移表6-1	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表(年別)
推移表6-2	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

「統計表」、「統計表(道府県所在地及び政令指定都市)」、「推移表(報告書用)」及び「推移表(Web掲載用)」は、それぞれファイルを別にする。

第1表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数

(施設)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シェアホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	総数 1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満						
施設所在地 計														
01北海道														
02青森県														
.....														
47沖縄県														
運輸局等(再掲) 2)														
北海道運輸局														
.....														
沖縄総合事務局														
1) 宿泊目的割合不詳を含む。														
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。														

第2表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数

(人泊)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)						宿泊目的割合(2区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		外国人延べ宿泊者数 1)	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	
	延べ 1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満						
平成 年 月														
01北海道														
02青森県														
.....														
47沖縄県														
運輸局等(再掲) 2)														
北海道運輸局														
.....														
沖縄総合事務局														
1) 宿泊目的割合不詳を含む。														
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。														

第3表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別実宿泊者数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人実宿泊者数

(人)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)						宿泊目的割合(2区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		実宿泊者数 1)	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	
	実 1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満						
平成 年 月														
01北海道														
02青森県														
.....														
47沖縄県														
運輸局等(再掲) 2)														
北海道運輸局														
.....														
沖縄総合事務局														
1) 宿泊目的割合不詳を含む。														
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。														

第4表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数  
並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数 (人泊)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)													
	延べ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち 外国人延べ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月 01北海道 02青森県 .....														
47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局														

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第5表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数  
並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数 (人)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)													
	実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち外国人 実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
平成 年 月 01北海道 02青森県 .....														
47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局														

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第6表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率  
並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率 (%)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	定員稼働率 1)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)										宿泊施設タイプ(6区分)							
		0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体 の宿泊所	
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満												
平成 年 月 01北海道 02青森県 .....																			
47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局																			

1)宿泊目的割合不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第7表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)										宿泊施設タイプ(6区分)					
	利用客室数		0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上						
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県																
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局																
沖縄総合事務局																

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第8表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)										宿泊施設タイプ(6区分)					
	客室稼働率		0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%以上						
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県																
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局																
沖縄総合事務局																

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第9表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数(人泊)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)					
	延べ宿泊者数		観光目的の宿泊者が50%以上		観光目的の宿泊者が50%未満	
	1), 2)	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県						
運輸局等(再掲) 3) 北海道運輸局						
沖縄総合事務局						

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 居住地不詳を含む。  
3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第 1 0 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数

(人泊)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)																					
	延べ 宿泊者数 1)、2)		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シティホテル		簡易宿所		会社・団体の宿泊所									
	県内 1)	県外 2)	県内 1)	県外 2)	県内 1)	県外 2)	県内 1)	県外 2)	県内 1)	県外 2)	県内 1)	県外 2)	県内 1)	県外 2)								
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲)3) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局 運輸局等(再掲)3) 北海道運輸局																						
1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。 2) 居住地不詳を含む。 3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。																						
参考第 1 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、国籍(出身地)(21区分) 別外国人延べ宿泊者数 (従業者数10人以上の施設)																						
	国籍(出身地)(21区分)																					
施設所在地(47区分 及び運輸局等)	外国人延べ 宿泊者数 1)		韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	シンガポ ール	タイ	インド	オーストラ リア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	イタリ ア	スペイン	その他
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲)2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局 運輸局等(再掲)2) 北海道運輸局																						
1) 国籍(出身地)不詳を含む。 2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。 ※標準誤差率が30%以上の推定値に*印を付している。																						

参考第2表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数  
(人泊)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	居住地(47区分) 3)				運輸局等(10区分) 2)、3)				
	総数 1)、3)	北海道	青森県	……	沖縄県	国外	北海道 運輸局	……	沖縄総合 事務局
平成 年 月 01北海道 02青森県 …… 47沖縄県									
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 …… 沖縄総合事務局									

1)居住地不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。  
3)宿泊目的割合不詳を含む。

参考第3表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数が50%以上の施設  
(人泊)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	居住地(47区分)				運輸局等(10区分) 2)				
	総数 1)	北海道	青森県	……	沖縄県	国外	北海道 運輸局	……	沖縄総合 事務局
平成 年 月 01北海道 02青森県 …… 47沖縄県									
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 …… 沖縄総合事務局									

1)居住地不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第4表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、居住地(47区分及び運輸局等)別延べ宿泊者数が50%未満の施設  
(人泊)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	居住地(47区分)				運輸局等(10区分) 2)				
	総数 1)	北海道	青森県	……	沖縄県	国外	北海道 運輸局	……	沖縄総合 事務局
平成 年 月 01北海道 02青森県 …… 47沖縄県									
運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 …… 沖縄総合事務局									

1)居住地不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。



参考第5表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別母集団施設数及び回収施設数  
(施設)

施設所在地 (主な市区町村)	従業者数(3区分)					
	0~4人 1)		5~9人 1)		10人以上	
	母集団 施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数
北海道札幌市 北海道函館市 ..... 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村						

1) 従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。

参考第6表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別延べ宿泊者数  
(人泊)

施設所在地 (主な市区町村)	従業者数(3区分)		
	延べ 宿泊者数		
	0~4人 1)	5~9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 ..... 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村			

1) 従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第7表 施設所在地(主な市区町村)、従業者数(3区分)別実宿泊者数  
(人)

施設所在地 (主な市区町村)	従業者数(3区分)		
	実宿泊者数		
	0~4人 1)	5~9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 ..... 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村			

1) 従業者数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第 8 表 施設所在地(主な市区町村)、従業員数(3区分)別外国人延べ宿泊者数  
(人泊)

施設所在地 (主な市区町村)	従業員数(3区分)			
	外国人延べ 宿泊者数	0～4人 1)	5～9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 …… …… 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村				

1) 従業員数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第 9 表 施設所在地(主な市区町村)、従業員数(3区分)別外国人実宿泊者数  
(人)

施設所在地 (主な市区町村)	従業員数(3区分)			
	外国人 実宿泊者数	0～4人 1)	5～9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 …… …… 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村				

1) 従業員数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第 10 表 施設所在地(主な市区町村)、従業員数(3区分)別定員稼働率  
(%)

施設所在地 (主な市区町村)	従業員数(3区分)			
	定員稼働率	0～4人 1)	5～9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 …… …… 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村				

1) 従業員数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数から計算した稼働率を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第 1 1 表 施設所在地(主な市区町村)、従業員数(3区分)別利用客室数  
(室)

施設所在地 (主な市区町村)	従業員数(3区分)			
	利用客室数	0～4人 1)	5～9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 …… …… 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村				

1) 従業員数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第 1 2 表 施設所在地(主な市区町村)、従業員数(3区分)別客室稼働率  
(%)

施設所在地 (主な市区町村)	従業員数(3区分)			
	客室稼働率	0～4人 1)	5～9人 1)	10人以上
北海道札幌市 北海道函館市 …… …… 沖縄県石垣市 沖縄県国頭郡 恩納村				

1) 従業員数10人未満の施設については、標本調査を実施している。  
※本表は、実数から計算した稼働率を表彰しており、未回収分を推定した数値ではない。

参考第 1 3 表 施設所在地 (47区分及び運輸局等)、従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別施設数 (施設)  
並びに施設所在地 (47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ (6区分) 別施設数 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地 (47区分 及び運輸局等)	従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分)				宿泊施設タイプ (6区分)								
	10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	
	総数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満							
施設所在地 計 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等 (再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局													

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 1 4 表 施設所在地 (47区分及び運輸局等)、従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別延べ宿泊者数  
並びに施設所在地 (47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合 (2区分) 別外国人延べ宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地 (47区分 及び運輸局等)	従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分)				延べ 宿泊者数 (2区分)							
	10～29人		30～99人		100人以上		外国人延べ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満		
	延べ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満						
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等 (再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局												

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 1 5 表 施設所在地 (47区分及び運輸局等)、従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別実宿泊者数  
並びに施設所在地 (47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合 (2区分) 別外国人実宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地 (47区分 及び運輸局等)	従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分)				外国人 実宿泊者数 (2区分)							
	10～29人		30～99人		100人以上		外国人 実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満		
	実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満						
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等 (再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局												

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 1 6 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	延べ宿泊者数 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	うち外国人延べ宿泊者数 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 .....														
沖縄総合事務局														

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 1 7 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	実宿泊者数 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	うち外国人実宿泊者数 <sup>1)</sup>	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 .....														
沖縄総合事務局														

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 1 8 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率 (従業員数10人以上の施設)並びに施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)						宿泊施設タイプ(6区分)						
	定員稼働率 <sup>1)</sup>	10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
		観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満						
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 .....													
沖縄総合事務局													

1)宿泊目的割合不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。



参考第 2 1 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) (続き)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)					
	延べ 宿泊者数 1)、2)		観光目的の宿泊者が50%以上			
	県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)	県内	県外
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲) 3) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局						

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 居住地不詳を含む。  
3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 2 2 表 施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)													
	延べ 宿泊者数 1)、2)		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シニアホテル		簡易宿所		会社・団体の宿泊所	
	県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲) 3) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局														

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 居住地不詳を含む。  
3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

(人泊)

参考 1 調査票の回収状況

(施設)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	従業者数(5区分)										合計		
	0~4人		5~9人		10~29人		30~99人		100人~		母集団 施設数	回収 施設数	
	母集団 施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数	母集団 施設数	回収 施設数			
施設所在地 計 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県													

参考 2 主要項目別標準誤差率

(%)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	従業者数						宿泊目的割合		居住地		うち 外国人延べ 宿泊者数					
	延べ 宿泊者数		0~4人		5~9人		10~29人		30~99人			100人以上		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	県内
	延べ 宿泊者数	0~4人	5~9人	10~29人	30~99人	100人以上										
施設所在地 計 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県																



参考第 2 3 表 施設所在地 (52区分)、従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別施設数  
並びに施設タイプ (52区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別施設数

施設所在地 (52区分)	従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)												宿泊施設タイプ (6区分)				(施設)		
	0～9人			10～29人			30～99人			100人以上			旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シテイホテル		簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	総数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満							
施設所在地 計 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市																			

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第 2 4 表 施設所在地 (52区分)、従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別延べ宿泊者数  
並びに施設所在地 (52区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別外国人延べ宿泊者数

施設所在地 (52区分)	従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)												延べ 宿泊者数		外国人延べ 宿泊者数		宿泊目的割合 (2区分)		(人泊)	
	0～9人			10～29人			30～99人			100人以上			1)	1)	うち 外国人延べ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
	延べ 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満								
平成 毎 日 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市																				

1) 宿泊目的割合不詳を含む。

参考第 2 5 表 施設所在地 (52区分)、従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別実宿泊者数  
並びに施設所在地 (52区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別外国人実宿泊者数

施設所在地 (52区分)	従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)												実宿泊者数		外国人実宿泊者数		宿泊目的割合 (2区分)		(人)	
	0～9人			10～29人			30～99人			100人以上			1)	1)	うち外国人 実宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
	実 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満								
平成 毎 日 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市																				

1) 宿泊目的割合不詳を含む。

参考第26表 施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数  
並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数

施設所在地(52区分)	宿泊施設タイプ(6区分)						延べ 宿泊者数 1)	宿泊施設タイプ(6区分)						外国人延べ 宿泊者数 1)			
	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所		簡易宿所	シティ ホテル	ビジネス ホテル
平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市																	

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第27表 施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数  
並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数

施設所在地(52区分)	宿泊施設タイプ(6区分)						実宿泊者数 1)	宿泊施設タイプ(6区分)						外国人 実宿泊者数 1)			
	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所		簡易宿所	シティ ホテル	ビジネス ホテル
平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市																	

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第28表 施設所在地(52区分)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率  
並びに施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率

施設所在地(52区分)	定員稼働率 1)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)						従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)															
		10~29人		30~99人		100人以上		10~29人		30~99人		100人以上											
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満										
平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市																							

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第 2 9 表 施設所在地 (52区分)、従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別利用客室数  
並びに施設所在地 (52区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別利用客室数

(単位)

施設所在地 (52区分) 平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市	利用客室数 1)	従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)						宿泊施設タイプ (6区分)							
		0~9人		10~29人		30~99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満						

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第 3 0 表 施設所在地 (52区分)、従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別客室稼働率  
並びに施設所在地 (52区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別客室稼働率

(%)

施設所在地 (52区分) 平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市	客室稼働率 1)	従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)						宿泊施設タイプ (6区分)							
		0~9人		10~29人		30~99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満						

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第3 1 表 施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数 (人泊)

施設所在地(52区分)	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)					
	延べ宿泊者数(1、2)		観光目的の宿泊者が50%以上		観光目的の宿泊者が50%未満	
	県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)	県内	県外
平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市						

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 居住地不詳を含む。

参考第3 2 表 施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分) 別延べ宿泊者数 (人泊)

施設所在地(52区分)	宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)													
	延べ宿泊者数(1、2)		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シティホテル		簡易宿所		会社・団体の宿泊所	
	県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内 2)	県外 2)	県内	県外
平成 年 月 北海道札幌市 青森県青森市 ..... 沖縄県那覇市														

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 居住地不詳を含む。

参考第3 3 表 施設所在地(52区分)、国籍(出身地)(21区分) 別外国人延べ宿泊者数 (従業員数10人以上の施設) (人泊)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	国籍(出身地)(21区分)																				
	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	オーストラリア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	イタリヤ	スペイン	その他
平成 年 月 01北海道 02青森県 ..... 47沖縄県 運輸局等(再掲) 2) 北海道運輸局 ..... 沖縄総合事務局																					

1) 国籍(出身地)不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。  
※ 稼働調査率が30%以上の推定値に\*印を付している。





【推移表(報告書用)】  
 3. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率 推移表  
 (単位：%)

	平成26年					平成27年					平成28年					平成29年								
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全 国	計	57.8	54.8																					
全 国	旅館	34.7	35.5																					
全 国	リゾートホテル	48.8	48.0																					
全 国	ビジネスホテル	62.3	67.3																					
全 国	シティホテル	67.1	72.5																					
全 国	簡易宿所	-	-																					
全 国	会社・団体の宿泊所	31.6	32.3																					
01北海道	計																							
01北海道	旅館																							
01北海道	リゾートホテル																							
01北海道	ビジネスホテル																							
01北海道	シティホテル																							
01北海道	簡易宿所																							
01北海道	会社・団体の宿泊所																							
.....																								
47沖縄県	計																							
47沖縄県	旅館																							
47沖縄県	リゾートホテル																							
47沖縄県	ビジネスホテル																							
47沖縄県	シティホテル																							
47沖縄県	簡易宿所																							
47沖縄県	会社・団体の宿泊所																							

【推移表(Web掲載用)】

1-1. 都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(年計)

	(単位:人泊)												
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	.....					平成28年
計	計	計	計	計	計	計	計	.....					計
全国	417,234,450	439,495,120	465,693,370	473,501,950	504,079,370			.....					
01北海道	27,293,760	28,591,870	30,970,470	30,970,470	32,591,070			.....					
.....								.....					
47沖縄県	14,145,070	15,579,340	20,789,590	20,142,060	20,063,730			.....					

1-2. 都道府県別 延べ宿泊者数 推移表(月別)

	(単位:人泊)																							
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	.....					平成28年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全国																								
01北海道																								
.....																								
47沖縄県																								

2-1. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表(年計)

	(単位:人泊)			
	平成23年	平成24年	平成25年	平成27年
計	計	計	計	計
全国				
01北海道				
.....				
47沖縄県				

2-2. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数推移表(月別)

	(単位:人泊)																							
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	.....					平成28年											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
全国																								
01北海道																								
.....																								
47沖縄県																								



【推移率(Web掲載用)】  
 3-1. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率 推移表  
 (単位: %)

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年	
	計	単体	計	単体	計	単体	計	単体	計	単体	計	単体	計	単体
全国	51.8		54.8		55.2		57.4		60.3					
全国	計		計		計		計		計					
全国	旅館	34.7	35.5	33.4	35.2	37.0								
全国	リゾートホテル	46.8	48.0	52.3	54.0	56.0								
全国	ビジネスホテル	62.3	67.3	69.5	72.1	74.2								
全国	シティホテル	67.1	72.5	75.7	77.3	79.2								
全国	簡易宿所	-	-	-	-	27.1								
全国	会社・団体の宿泊所	31.6	32.3	30.4	28.8	27.7								
01北海道	計													
01北海道	旅館													
01北海道	リゾートホテル													
01北海道	ビジネスホテル													
01北海道	シティホテル													
01北海道	簡易宿所													
01北海道	会社・団体の宿泊所													
.....														
47沖縄県	計													
47沖縄県	旅館													
47沖縄県	リゾートホテル													
47沖縄県	ビジネスホテル													
47沖縄県	シティホテル													
47沖縄県	簡易宿所													
47沖縄県	会社・団体の宿泊所													

3-2. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率 推移表 (月別)

(単位: %)

	平成23年												平成29年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国																								
全国	計																							
全国	旅館																							
全国	リゾートホテル																							
全国	ビジネスホテル																							
全国	シティホテル																							
全国	簡易宿所																							
全国	会社・団体の宿泊所																							
01北海道	計																							
01北海道	旅館																							
01北海道	リゾートホテル																							
01北海道	ビジネスホテル																							
01北海道	シティホテル																							
01北海道	簡易宿所																							
01北海道	会社・団体の宿泊所																							
.....																								
47沖縄県	計																							
47沖縄県	旅館																							
47沖縄県	リゾートホテル																							
47沖縄県	ビジネスホテル																							
47沖縄県	シティホテル																							
47沖縄県	簡易宿所																							
47沖縄県	会社・団体の宿泊所																							

【推移表(Web掲載用)】

4-1-1. 都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)

	(単位:人泊)											
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	計	計
全国	417,234,450	417,234,450	417,234,450	417,234,450	439,495,120	466,983,370	473,501,950	504,078,370				
01北海道	27,283,760	27,283,760	27,283,760	27,283,760	28,851,870	30,970,470	30,970,470	32,591,070				
.....												
47沖縄県	14,145,070	14,145,070	14,145,070	14,145,070	15,579,340	20,789,590	20,142,060	20,063,730				

4-1-2. 都道府県別 延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

	(単位:人泊)											
	平成29年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国												
01北海道												
.....												
47沖縄県												

5-1-1. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(年計)

	(単位:人泊)											
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	計	計
全国												
01北海道												
.....												
47沖縄県												

5-1-2. 都道府県別 外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設) 推移表(月別)

	(単位:人泊)											
	平成29年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国												
01北海道												
.....												
47沖縄県												

【推移表(Web掲載用)】  
6-1. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率(従業員数10人以上の施設) 推移表  
(単位: %)

	平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		
	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
全国	51.8	54.8	57.4	51.8	54.8	55.2	57.4	51.8	54.8	55.2	57.4	51.8	54.8	55.2	57.4	51.8	54.8	55.2	57.4	60.3	
全国	34.7	35.5	33.4	34.7	35.5	33.4	34.7	35.5	33.4	34.7	35.5	33.4	34.7	35.5	33.4	34.7	35.5	33.4	34.7	37.0	
全国	46.8	48.0	52.3	46.8	48.0	52.3	46.8	48.0	52.3	46.8	48.0	52.3	46.8	48.0	52.3	46.8	48.0	52.3	46.8	56.0	
全国	62.3	67.3	67.3	62.3	67.3	69.5	72.1	62.3	67.3	69.5	72.1	62.3	67.3	69.5	72.1	62.3	67.3	69.5	72.1	74.2	
全国	67.1	72.5	75.7	67.1	72.5	75.7	77.3	67.1	72.5	75.7	77.3	67.1	72.5	75.7	77.3	67.1	72.5	75.7	77.3	79.2	
全国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.1	
全国	31.6	32.3	30.4	31.6	32.3	30.4	31.6	32.3	30.4	31.6	32.3	30.4	31.6	32.3	30.4	31.6	32.3	30.4	28.8	27.7	
01北海道																					
01北海道																					
01北海道																					
01北海道																					
01北海道																					
01北海道																					
.....																					
47沖縄県																					
47沖縄県																					
47沖縄県																					
47沖縄県																					
47沖縄県																					
47沖縄県																					

6-2. 都道府県別、宿泊施設タイプ別 客室稼働率(従業員数10人以上の施設) 推移表(月別)  
(単位: %)

	平成19年												平成20年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国																								
全国																								
全国																								
全国																								
全国																								
全国																								
01北海道																								
01北海道																								
01北海道																								
01北海道																								
01北海道																								
01北海道																								
.....																								
47沖縄県																								
47沖縄県																								
47沖縄県																								
47沖縄県																								
47沖縄県																								



推移表（報告書用）

推移表 1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表
推移表 1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 対前年（同月）比 推移表
推移表 2-1	都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 推移表
推移表 2-2	都道府県別 外国人別延べ宿泊者数 対前年（同月）比 推移表
推移表 3	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表

推移表（Web掲載用）

推移表 1-1	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表（年計）
推移表 1-2	都道府県別 延べ宿泊者数 推移表（月別）
推移表 2-1	都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表（年計）
推移表 2-2	都道府県別 外国人延べ宿泊者数 推移表（月別）
推移表 3-1	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表（年別）
推移表 3-2	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率 推移表（月別）
推移表 4-1	都道府県別 延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設） 推移表（年計）
推移表 4-2	都道府県別 延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設） 推移表（月別）
推移表 5-1	都道府県別 外国人延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設） 推移表（年計）
推移表 5-2	都道府県別 外国人延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設） 推移表（月別）
推移表 6-1	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率（従業者数10人以上の施設） 推移表（年別）
推移表 6-2	都道府県別・宿泊施設タイプ別客室稼働率（従業者数10人以上の施設） 推移表（月別）

「統計表」、「統計表（道府県所在地及び政令指定都市）」、「推移表（報告書用）」及び「推移表（Web掲載用）」は、それぞれファイルを別にする。

第1表 月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数並びに月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)										宿泊施設タイプ(6区分)					
	総数 1)	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	
		観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満							
○年○月																
01北海道																
02青森県																
03岩手県																
04宮城県																
05秋田県																
06山形県																
07福島県																
08茨城県																
09栃木県																
10群馬県																
11埼玉県																
12千葉県																
13東京都																
14神奈川県																
15新潟県																
16富山県																
17石川県																
18福井県																
19山梨県																
20長野県																
21岐阜県																
22静岡県																
23愛知県																
24三重県																
25滋賀県																
26京都府																
27大阪府																
28兵庫県																
29奈良県																
30和歌山県																
31鳥取県																
32島根県																
33岡山県																
34広島県																
35山口県																
36徳島県																
37香川県																
38愛媛県																
39高知県																
40福岡県																
41佐賀県																
42長崎県																
43熊本県																
44大分県																
45宮崎県																
46鹿児島県																
47沖縄県																
運輸局等(再掲)②)																
北海道運輸局																
東北運輸局																
関東運輸局																
北陸信越運輸局																
中部運輸局																
近畿運輸局																
中国運輸局																
四国運輸局																
九州運輸局																
沖縄総合事務局																

※以下、2月分～12月分まで11表続く。

1)宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第2表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別延べ宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)別外国人延べ宿泊者数

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)												外国人延べ宿泊者数		観光目的の割合(2区分)		
	0～9人			10～29人			30～99人			100人以上			外国人延べ宿泊者数 1)	観光目的の割合が50%以上	観光目的の割合が50%未満		
	延べ宿泊者数 1)	観光目的の割合が50%以上	観光目的の割合が50%未満	1)	観光目的の割合が50%以上	観光目的の割合が50%未満	1)	観光目的の割合が50%以上	観光目的の割合が50%未満	1)	観光目的の割合が50%以上	観光目的の割合が50%未満					
○年1～12月計																	
01北海道																	
02青森県																	
03岩手県																	
04宮城県																	
05秋田県																	
06山形県																	
07福島県																	
08茨城県																	
09栃木県																	
10群馬県																	
11埼玉県																	
12千葉県																	
13東京都																	
14神奈川県																	
15新潟県																	
16富山県																	
17石川県																	
18福井県																	
19山梨県																	
20長野県																	
21岐阜県																	
22静岡県																	
23愛知県																	
24三重県																	
25滋賀県																	
26京都府																	
27大阪府																	
28兵庫県																	
29奈良県																	
30和歌山県																	
31鳥取県																	
32島根県																	
33岡山県																	
34広島県																	
35山口県																	
36徳島県																	
37香川県																	
38愛媛県																	
39高知県																	
40福岡県																	
41佐賀県																	
42長崎県																	
43熊本県																	
44大分県																	
45宮崎県																	
46鹿児島県																	
47沖縄県																	
運輸局等(再掲)2)																	
北海道運輸局																	
東北運輸局																	
関東運輸局																	
北陸信越運輸局																	
中部運輸局																	
近畿運輸局																	
中国運輸局																	
四国運輸局																	
九州運輸局																	
沖縄総合事務局																	

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊目的割合不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。





第4表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別延べ宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人延べ宿泊者数

施設所在地(47区分及び運輸局等)	延べ宿泊者数 <sup>1)</sup>						外国人延べ宿泊者数 <sup>1)</sup>						宿泊施設タイプ(6区分)						(人泊)						
	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所							
○年1～12月計																									
01北海道																									
02青森県																									
03岩手県																									
04宮城県																									
05秋田県																									
06山形県																									
07福島県																									
08茨城県																									
09栃木県																									
10群馬県																									
11埼玉県																									
12千葉県																									
13東京都																									
14神奈川県																									
15新潟県																									
16富山県																									
17石川県																									
18福井県																									
19山梨県																									
20長野県																									
21岐阜県																									
22静岡県																									
23愛知県																									
24三重県																									
25滋賀県																									
26京都府																									
27大阪府																									
28兵庫県																									
29奈良県																									
30和歌山県																									
31鳥取県																									
32島根県																									
33岡山県																									
34広島県																									
35山口県																									
36徳島県																									
37香川県																									
38愛媛県																									
39高知県																									
40福岡県																									
41佐賀県																									
42長崎県																									
43熊本県																									
44大分県																									
45宮崎県																									
46鹿児島県																									
47沖縄県																									
運輸局等(再掲) 2)																									
北海道運輸局																									
東北運輸局																									
関東運輸局																									
北陸信越運輸局																									
中部運輸局																									
近畿運輸局																									
中国運輸局																									
四国運輸局																									
九州運輸局																									
沖縄総合事務局																									

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第5表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別実宿泊者数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別外国人実宿泊者数

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち外国人 実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
○年1～12月計														
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22静岡県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														
運輸局等(再掲) 2)														
北海道運輸局														
東北運輸局														
関東運輸局														
北陸信越運輸局														
中部運輸局														
近畿運輸局														
中国運輸局														
四国運輸局														
九州運輸局														
沖縄総合事務局														

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第 6 表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、従業者数（4区分）、宿泊目的割合（2区分）別定員稼働率並びに年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）別定員稼働率

(%)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)												宿泊施設タイプ(6区分)					
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所				
	定員稼働率 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)	観光目的の宿泊者が50%以上 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)	観光目的の宿泊者が50%以上 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)	観光目的の宿泊者が50%以上 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)							観光目的の宿泊者が50%以上 1)			
○年1～12月計																		
01北海道																		
02青森県																		
03岩手県																		
04宮城県																		
05秋田県																		
06山形県																		
07福島県																		
08茨城県																		
09栃木県																		
10群馬県																		
11埼玉県																		
12千葉県																		
13東京都																		
14神奈川県																		
15新潟県																		
16富山県																		
17石川県																		
18福井県																		
19山梨県																		
20長野県																		
21岐阜県																		
22静岡県																		
23愛知県																		
24三重県																		
25滋賀県																		
26京都府																		
27大阪府																		
28兵庫県																		
29奈良県																		
30和歌山県																		
31鳥取県																		
32島根県																		
33岡山県																		
34広島県																		
35山口県																		
36徳島県																		
37香川県																		
38愛媛県																		
39高知県																		
40福岡県																		
41佐賀県																		
42長崎県																		
43熊本県																		
44大分県																		
45宮崎県																		
46鹿児島県																		
47沖縄県																		
運輸局等(再掲) 2)																		
北海道運輸局																		
東北運輸局																		
関東運輸局																		
北陸信越運輸局																		
中部運輸局																		
近畿運輸局																		
中国運輸局																		
四国運輸局																		
九州運輸局																		
沖縄総合事務局																		

※以下、1月分～12月分まで同様。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第7表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、従業者数（4区分）、宿泊目的割合（2区分）別利用客室数並びに年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）別利用客室数

(室)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	利用客室数 1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上						
○年1～12月計														
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22静岡県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														
運輸局等(再掲) 2)														
北海道運輸局														
東北運輸局														
関東運輸局														
北陸信越運輸局														
中部運輸局														
近畿運輸局														
中国運輸局														
四国運輸局														
九州運輸局														
沖縄総合事務局														

※以下、1月分～12月分まで連続く。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第8表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

(%)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	客室稼働率 1)						従業者数(4区分、宿泊目的割合(2区分))						宿泊施設タイプ(6区分)													
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所 <sup>3)</sup>												
	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)							観光目的の宿泊者が50%未満	1)										
○年1～12月計																										
01北海道																										
02青森県																										
03岩手県																										
04宮城県																										
05秋田県																										
06山形県																										
07福島県																										
08茨城県																										
09栃木県																										
10群馬県																										
11埼玉県																										
12千葉県																										
13東京都																										
14神奈川県																										
15新潟県																										
16富山県																										
17石川県																										
18福井県																										
19山梨県																										
20長野県																										
21岐阜県																										
22静岡県																										
23愛知県																										
24三重県																										
25滋賀県																										
26京都府																										
27大阪府																										
28兵庫県																										
29奈良県																										
30和歌山県																										
31鳥取県																										
32島根県																										
33岡山県																										
34広島県																										
35山口県																										
36徳島県																										
37香川県																										
38愛媛県																										
39高知県																										
40福岡県																										
41佐賀県																										
42長崎県																										
43熊本県																										
44大分県																										
45宮崎県																										
46鹿児島県																										
47沖縄県																										
運輸局等(再掲) 2)																										
北海道運輸局																										
東北運輸局																										
関東運輸局																										
北陸信越運輸局																										
中部運輸局																										
近畿運輸局																										
中国運輸局																										
四国運輸局																										
九州運輸局																										
沖縄総合事務局																										

※以下、1月分～12月分まで連続。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第9表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊目的割合（2区分）、居住地（2区分）別延べ宿泊者数

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)					
	延べ 宿泊者数 (1)、2)		観光目的の宿泊者が50%以上		観光目的の宿泊者が50%未満	
	県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)	県内	県外
○年1～12月 計						
01 北海道						
02 青森県						
03 岩手県						
04 宮城県						
05 秋田県						
06 山形県						
07 福島県						
08 茨城県						
09 栃木県						
10 群馬県						
11 埼玉県						
12 千葉県						
13 東京都						
14 神奈川県						
15 新潟県						
16 富山県						
17 石川県						
18 福井県						
19 山梨県						
20 長野県						
21 岐阜県						
22 静岡県						
23 愛知県						
24 三重県						
25 滋賀県						
26 京都府						
27 大阪府						
28 兵庫県						
29 奈良県						
30 和歌山県						
31 鳥取県						
32 島根県						
33 岡山県						
34 広島県						
35 山口県						
36 徳島県						
37 香川県						
38 愛媛県						
39 高知県						
40 福岡県						
41 佐賀県						
42 長崎県						
43 熊本県						
44 大分県						
45 宮崎県						
46 鹿児島県						
47 沖縄県						
運輸局等(再掲) 3)						
北海道運輸局						
東北運輸局						
関東運輸局						
北陸信越運輸局						
中部運輸局						
近畿運輸局						
中国運輸局						
四国運輸局						
九州運輸局						
沖縄総合事務局						

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
 2) 居住地不詳を含む。  
 3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

第 10 表 年、月 (12区分)、施設所在地 (47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ (6区分)、居住地 (2区分) 別延べ宿泊者数

施設所在地 (47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ (6区分)、居住地 (2区分)													
	延べ宿泊者数 (1)、(2)		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シェアホテル		簡易宿所		会社・団体の宿泊所	
	県内 (1)	県外 (1)	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外
〇年1～12月 計														
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22静岡県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														
運輸局等 (特記) 3)														
北海道運輸局														
東北運輸局														
関東運輸局														
北陸信越運輸局														
中部運輸局														
近畿運輸局														
中国運輸局														
四国運輸局														
九州運輸局														
沖縄総合事務局														

※以下、1月分～12月分まで12連続。

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。  
 2) 居住不詳を含む。  
 3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第1表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、国籍（出身地）（21区分）別外国人延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設）

（人泊）

施設所在地(区分及び運輸局等)	国籍(出身地)(21区分)																				
	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	オーストラリア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	イタリヤ	スペイン	その他
〇年1～12月計	※以下、1月分～12月分まで12球続く。																				
01北海道																					
02青森県																					
03岩手県																					
04宮城県																					
05秋田県																					
06山形県																					
07福島県																					
08茨城県																					
09栃木県																					
10群馬県																					
11埼玉県																					
12千葉県																					
13東京都																					
14神奈川県																					
15新潟県																					
16富山県																					
17石川県																					
18福井県																					
19山梨県																					
20長野県																					
21岐阜県																					
22静岡県																					
23愛知県																					
24三重県																					
25滋賀県																					
26京都府																					
27大阪府																					
28兵庫県																					
29奈良県																					
30和歌山県																					
31鳥取県																					
32島根県																					
33岡山県																					
34広島県																					
35山口県																					
36徳島県																					
37香川県																					
38愛媛県																					
39高知県																					
40福岡県																					
41佐賀県																					
42長崎県																					
43熊本県																					
44大分県																					
45宮崎県																					
46鹿児島県																					
47沖縄県																					
運輸局等(再掲)2)																					
北海道運輸局																					
東北運輸局																					
関東運輸局																					
北陸信越運輸局																					
中部運輸局																					
近畿運輸局																					
中国運輸局																					
四国運輸局																					
九州運輸局																					

1)国籍(出身地)不詳を含む。  
 2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。  
 ※標準調査率が30%以上の推定値に\*印を付している。



参考第2表 月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数  
並びに月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数(従業者数10人以上の施設)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)						宿泊施設タイプ(6区分)						(施設)	
	総数 1)	10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所		会社・団体 の宿泊所
		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)							
○年1月														
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22静岡県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														
運輸局等(再掲) <sup>2)</sup>														
北海道運輸局														
東北運輸局														
関東運輸局														
北陸信越運輸局														
中部運輸局														
近畿運輸局														
中国運輸局														
四国運輸局														
九州運輸局														
沖縄総合事務局														

※以下、2月分～12月分まで11連続。

1)宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第3表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、従業員数（3区分）、宿泊目的割合（2区分）別延べ宿泊者数  
並びに年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊目的割合（2区分）別外国人延べ宿泊者数（従業員数10人以上の施設）

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)										外国人延べ宿泊者数(2区分)	
	10～29人		30～99人		100人以上		外国人延べ宿泊者数 1)	外国人延べ宿泊者数(2区分)		うち 外国人延べ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%未満	
	延べ 宿泊者数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上		観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満			
○年1～12月計												
01北海道												
02青森県												
03岩手県												
04宮城県												
05秋田県												
06山形県												
07福島県												
08茨城県												
09栃木県												
10群馬県												
11埼玉県												
12千葉県												
13東京都												
14神奈川県												
15新潟県												
16富山県												
17石川県												
18福井県												
19山梨県												
20長野県												
21岐阜県												
22静岡県												
23愛知県												
24三重県												
25滋賀県												
26京都府												
27大阪府												
28兵庫県												
29奈良県												
30和歌山県												
31鳥取県												
32島根県												
33岡山県												
34広島県												
35山口県												
36徳島県												
37香川県												
38愛媛県												
39高知県												
40福岡県												
41佐賀県												
42長崎県												
43熊本県												
44大分県												
45宮崎県												
46鹿児島県												
47沖縄県												
運輸局等(再掲)2)												
北海道運輸局												
東北運輸局												
関東運輸局												
北陸信越運輸局												
中部運輸局												
近畿運輸局												
中国運輸局												
四国運輸局												
九州運輸局												
沖縄総合事務局												

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊目的割合不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第 4 表 年、月 (12区分)、施設所在地 (47区分及び運輸局等)、従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別実宿泊者数並びに年、月 (12区分)、施設所在地 (47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合 (2区分) 別外国人実宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)

施設所在地 (47区分及び運輸局等)	従業員数 (3区分)、宿泊目的割合 (2区分)										外国人実宿泊者数 (1)		宿泊目的割合 (2区分)		(人)
	10~29人		30~99人		100人以上		うち外国人実宿泊者数 (1)		観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満	観光目的の宿泊者が50%以上	観光目的の宿泊者が50%未満			
	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%以上	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%未満	1)	観光目的の宿泊者が50%未満			
○年1~12月計															
01北海道															
02青森県															
03岩手県															
04宮城県															
05秋田県															
06山形県															
07福島県															
08茨城県															
09栃木県															
10群馬県															
11埼玉県															
12千葉県															
13東京都															
14神奈川県															
15新潟県															
16富山県															
17石川県															
18福井県															
19山梨県															
20長野県															
21岐阜県															
22静岡県															
23愛知県															
24三重県															
25滋賀県															
26京都府															
27大阪府															
28兵庫県															
29奈良県															
30和歌山県															
31鳥取県															
32島根県															
33岡山県															
34広島県															
35山口県															
36徳島県															
37香川県															
38愛媛県															
39高知県															
40福岡県															
41佐賀県															
42長崎県															
43熊本県															
44大分県															
45宮崎県															
46鹿児島県															
47沖縄県															
運輸局等 (再掲) 2)															
北海道運輸局															
東北運輸局															
関東運輸局															
北陸信越運輸局															
中部運輸局															
近畿運輸局															
中国運輸局															
四国運輸局															
九州運輸局															
沖縄総合事務局															

※以下、1月分~12月分まで12連続。

1) 宿泊目的割合不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第5表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）別延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設）並びに年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）別外国人延べ宿泊者数（従業員数10人以上の施設）

施設所在地（47区分及び運輸局等）	（人泊）													
	施設タイプ（6区分）						施設タイプ（6区分）							
	延べ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち 外国人延べ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
〇年1～12月 計														
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22静岡県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														
運輸局等（再掲） <sup>2)</sup>														
北海道運輸局														
東北運輸局														
関東運輸局														
北陸信越運輸局														
中部運輸局														
近畿運輸局														
中国運輸局														
四国運輸局														
九州運輸局														
沖縄総合事務局														

※以下、11月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第6表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）別実宿泊者数  
並びに年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）別外国人実宿泊者数（従業者数10人以上の施設）

施設所在地（47区分 及び運輸局等）	施設タイプ（6区分）						施設タイプ（6区分）						実宿泊者数 1)	うち外国人 実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所		
	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所										
○年1～12月 計	※以下、1月分～12月分まで12表続く。																					
01北海道																						
02青森県																						
03岩手県																						
04宮城県																						
05秋田県																						
06山形県																						
07福島県																						
08茨城県																						
09栃木県																						
10群馬県																						
11埼玉県																						
12千葉県																						
13東京都																						
14神奈川県																						
15新潟県																						
16富山県																						
17石川県																						
18福井県																						
19山梨県																						
20長野県																						
21岐阜県																						
22静岡県																						
23愛知県																						
24三重県																						
25滋賀県																						
26京都府																						
27大阪府																						
28兵庫県																						
29奈良県																						
30和歌山県																						
31鳥取県																						
32島根県																						
33岡山県																						
34広島県																						
35山口県																						
36徳島県																						
37香川県																						
38愛媛県																						
39高知県																						
40福岡県																						
41佐賀県																						
42長崎県																						
43熊本県																						
44大分県																						
45宮崎県																						
46鹿児島県																						
47沖縄県																						
運輸局等（再掲） <sup>2)</sup>																						
北海道運輸局																						
東北運輸局																						
関東運輸局																						
北陸信越運輸局																						
中部運輸局																						
近畿運輸局																						
中国運輸局																						
四国運輸局																						
九州運輸局																						
沖縄総合事務局																						

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。

2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第7表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率  
並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率(従業員数10人以上の施設)

(%)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	従業員数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				宿泊施設タイプ(6区分)							
	10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
	定員稼働率 1)	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)						
○年1～12月計												
01北海道												
02青森県												
03岩手県												
04宮城県												
05秋田県												
06山形県												
07福島県												
08茨城県												
09栃木県												
10群馬県												
11埼玉県												
12千葉県												
13東京都												
14神奈川県												
15新潟県												
16富山県												
17石川県												
18福井県												
19山梨県												
20長野県												
21岐阜県												
22愛知県												
23愛知県												
24三重県												
25滋賀県												
26京都府												
27大阪府												
28兵庫県												
29奈良県												
30和歌山県												
31鳥取県												
32島根県												
33岡山県												
34広島県												
35山口県												
36徳島県												
37香川県												
38愛媛県												
39高知県												
40福岡県												
41佐賀県												
42長崎県												
43熊本県												
44大分県												
45宮崎県												
46鹿児島県												
47沖縄県												

※以下、1月分～12月分まで連続。

運輸局等(再掲) 2)
北海道運輸局
東北運輸局
関東運輸局
北陸信越運輸局
中部運輸局
近畿運輸局
中国運輸局
四国運輸局
九州運輸局

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第8表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数(従業者数10人以上の施設) (室)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				宿泊施設タイプ(6区分)							
	10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	利用客室数 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)	観光目的の宿泊者が50%以上 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)	観光目的の宿泊者が50%以上 1)	観光目的の宿泊者が50%未満 1)						
○年1～12月計												
01北海道												
02青森県												
03岩手県												
04宮城県												
05秋田県												
06山形県												
07福島県												
08茨城県												
09栃木県												
10群馬県												
11埼玉県												
12千葉県												
13東京都												
14神奈川県												
15新潟県												
16富山県												
17石川県												
18福井県												
19山梨県												
20長野県												
21岐阜県												
22愛知県												
23愛知県												
24三重県												
25滋賀県												
26京都府												
27大阪府												
28兵庫県												
29奈良県												
30和歌山県												
31鳥取県												
32島根県												
33岡山県												
34広島県												
35山口県												
36徳島県												
37香川県												
38愛媛県												
39高知県												
40福岡県												
41佐賀県												
42長崎県												
43熊本県												
44大分県												
45宮崎県												
46鹿児島県												
47沖縄県												
運輸局等(再掲) 2)												
北海道運輸局												
東北運輸局												
関東運輸局												
北陸信越運輸局												
中部運輸局												
近畿運輸局												
中国運輸局												
四国運輸局												
九州運輸局												
沖縄総合事務局												

※以下、1月分～12月分まで連続く。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第9表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率並びに年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率(従業者数10人以上の施設)

(%)

施設所在地(47区分及び運輸局等)	客室稼働率 1)				従業者数(3区分)、宿泊目的割合(2区分)				宿泊施設タイプ(6区分)					
	10~29人		30~99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所 <sup>3)</sup>		
	1)	2)	1)	2)	1)	2)								
○年1~12月計	1)	2)	1)	2)	1)	2)								
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22愛知県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														

※以下、1月分~12月分まで12連続。

運輸局等(再掲) 2)
北海道運輸局
東北運輸局
関東運輸局
北陸信越運輸局
中部運輸局
近畿運輸局
中国運輸局
四国運輸局
九州運輸局

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。



参考第10表 年、月(12区分)、施設所在地(47区分及び運輸局等)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)、居住者数(従業員数10人以上の施設)  
(人泊)

施設所在地(47区分 及び運輸局等)	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)					
	延べ 宿泊者数 (1)、2)		観光目的の宿泊者が50%以上		観光目的の宿泊者が50%未満	
	県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)	県内	県外
〇年1～12月計						
01北海道						
02青森県						
03岩手県						
04宮城県						
05秋田県						
06山形県						
07福島県						
08茨城県						
09栃木県						
10群馬県						
11埼玉県						
12千葉県						
13東京都						
14神奈川県						
15新潟県						
16富山県						
17石川県						
18福井県						
19山梨県						
20長野県						
21岐阜県						
22静岡県						
23愛知県						
24三重県						
25滋賀県						
26京都府						
27大阪府						
28兵庫県						
29奈良県						
30和歌山県						
31鳥取県						
32島根県						
33岡山県						
34広島県						
35山口県						
36徳島県						
37香川県						
38愛媛県						
39高知県						
40福岡県						
41佐賀県						
42長崎県						
43熊本県						
44大分県						
45宮崎県						
46鹿児島県						
47沖縄県						
運輸局等(再掲) 3)						
北海道運輸局						
東北運輸局						
関東運輸局						
北陸信越運輸局						
中部運輸局						
近畿運輸局						
中国運輸局						
四国運輸局						
九州運輸局						
沖縄総合事務局						

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊目的割合不詳を含む。  
2)居住地不詳を含む。  
3)長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考第11表 年、月（12区分）、施設所在地（47区分及び運輸局等）、宿泊施設タイプ（6区分）、居住地（2区分）別延べ宿泊者数（従業員数10人以上の施設）

（人泊）

施設所在地(47区分及び運輸局等)	宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)													
	延べ宿泊者数 1)、2)		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シェアホテル		簡易宿所		会社・団体の宿泊所	
	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外
○年1～12月計	※以下、1月分～12月分まで12連続。													
01北海道														
02青森県														
03岩手県														
04宮城県														
05秋田県														
06山形県														
07福島県														
08茨城県														
09栃木県														
10群馬県														
11埼玉県														
12千葉県														
13東京都														
14神奈川県														
15新潟県														
16富山県														
17石川県														
18福井県														
19山梨県														
20長野県														
21岐阜県														
22静岡県														
23愛知県														
24三重県														
25滋賀県														
26京都府														
27大阪府														
28兵庫県														
29奈良県														
30和歌山県														
31鳥取県														
32島根県														
33岡山県														
34広島県														
35山口県														
36徳島県														
37香川県														
38愛媛県														
39高知県														
40福岡県														
41佐賀県														
42長崎県														
43熊本県														
44大分県														
45宮崎県														
46鹿児島県														
47沖縄県														
運輸局等(特記) 3)														
北海道運輸局														
東北運輸局														
関東運輸局														
北陸信越運輸局														
中部運輸局														
近畿運輸局														
中国運輸局														
四国運輸局														
九州運輸局														
沖縄総合事務局														

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。

2) 居住不詳を含む。

3) 長野県は北陸信越運輸局、福井県は中部運輸局に含まれる。

参考 1 主要項目別標準誤差率

(単位:%)

施設所在地(47区分)	延べ 宿泊者数			宿泊目的割合		居住地		うち 外国人延べ 宿泊者数
	延べ 宿泊者数			観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	県内	県外	
	0～9人	10～29人	30～99人	100人以上				
施設所在地 計								
01北海道								
02青森県								
03岩手県								
04宮城県								
05秋田県								
06山形県								
07福島県								
08茨城県								
09栃木県								
10群馬県								
11埼玉県								
12千葉県								
13東京都								
14神奈川県								
15新潟県								
16富山県								
17石川県								
18福井県								
19山梨県								
20長野県								
21岐阜県								
22静岡県								
23愛知県								
24三重県								
25滋賀県								
26京都府								
27大阪府								
28兵庫県								
29奈良県								
30和歌山県								
31鳥取県								
32島根県								
33岡山県								
34広島県								
35山口県								
36徳島県								
37香川県								
38愛媛県								
39高知県								
40福岡県								
41佐賀県								
42長崎県								
43熊本県								
44大分県								
45宮崎県								
46鹿児島県								
47沖縄県								

参考 1 主要項目別標準誤差率 (続き)

(単位: %)

施設所在地(47区分)	延べ 宿泊者数											
	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月
施設所在地 計												
01北海道												
02青森県												
03岩手県												
04宮城県												
05秋田県												
06山形県												
07福島県												
08茨城県												
09栃木県												
10群馬県												
11埼玉県												
12千葉県												
13東京都												
14神奈川県												
15新潟県												
16富山県												
17石川県												
18福井県												
19山梨県												
20長野県												
21岐阜県												
22静岡県												
23愛知県												
24三重県												
25滋賀県												
26京都府												
27大阪府												
28兵庫県												
29奈良県												
30和歌山県												
31鳥取県												
32島根県												
33岡山県												
34広島県												
35山口県												
36徳島県												
37香川県												
38愛媛県												
39高知県												
40福岡県												
41佐賀県												
42長崎県												
43熊本県												
44大分県												
45宮崎県												
46鹿児島県												
47沖縄県												

参考 1 主要項目別標準誤差率（続き）

（単位：％）

施設所在地(47区分)	うち 外国人延べ 宿泊者数												
	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月	
施設所在地 計													
01北海道													
02青森県													
03岩手県													
04宮城県													
05秋田県													
06山形県													
07福島県													
08茨城県													
09栃木県													
10群馬県													
11埼玉県													
12千葉県													
13東京都													
14神奈川県													
15新潟県													
16富山県													
17石川県													
18福井県													
19山梨県													
20長野県													
21岐阜県													
22静岡県													
23愛知県													
24三重県													
25滋賀県													
26京都府													
27大阪府													
28兵庫県													
29奈良県													
30和歌山県													
31鳥取県													
32島根県													
33岡山県													
34広島県													
35山口県													
36徳島県													
37香川県													
38愛媛県													
39高知県													
40福岡県													
41佐賀県													
42長崎県													
43熊本県													
44大分県													
45宮崎県													
46鹿児島県													
47沖縄県													

参考第12表 月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数  
並びに月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別施設数

施設所在地(52区分)	従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別施設数												宿泊施設タイプ(6区分)						(施設)
	0～9人			10～29人			30～99人			100人以上			旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シニアホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所	
	総数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満							
平成 年 1月 北海道札幌市 青森県青森市 …… 沖縄県那覇市	1)			1)			1)			1)									

※以下、2月分～12月分まで11表続く。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第 1 3 表 年、月 (12区分)、施設所在地 (52区分)、従業者数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別延べ宿泊者数  
並びに年、月 (12区分)、施設所在地 (52区分)、宿泊目的割合 (2区分) 別外国人延べ宿泊者数

施設所在地(52区分)	(人泊)												
	延べ 宿泊者数 1)		従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)				従業者数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)				外国人延べ 宿泊者数 1)		
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	0~9人	10~29人	30~99人	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	
平成 年1~12月 計													
北海道札幌市													
青森県青森市													
.....													
沖縄県那覇市													

※以下、1月分~12月分まで12表続く。

1) 宿泊目的割合不詳を含む。

参考第 1 4 表 年、月 (12区分)、施設所在地 (52区分)、従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)別実宿泊者数  
並びに年、月 (12区分)、施設所在地 (2区分)別外国人実宿泊者数

(人)

施設所在地 (51区分)	従業員数 (4区分)、宿泊目的割合 (2区分)													
	実宿泊者数 1)		0~9人		10~29人		30~99人		100人以上		うち外国人 実宿泊者数 1)		宿泊目的割合 (2区分)	
	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満
平成 年1~12月 計														
北海道札幌市														
青森県青森市														
.....														
沖縄県那覇市														

※以下、1月分~12月分まで12連続。

1)宿泊目的割合不詳を含む。



参考第 15 表 年、月 (12区分)、施設所在地 (52区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別延べ宿泊者数  
並びに年、月 (12区分)、施設所在地 (52区分)、宿泊施設タイプ (6区分) 別外国人延べ宿泊者数

施設所在地 (52区分)	施設タイプ (6区分)						施設タイプ (6区分)						(人泊)	
	延べ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	うち 外国人延べ 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル		簡易宿所
平成 年1～12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 …… 沖縄県那覇市														

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第16表 年、月（12区分）、施設所在地（52区分）、宿泊施設タイプ（6区分）別実宿泊者数  
並びに年、月（12区分）、施設所在地（52区分）、宿泊施設タイプ（6区分）別外国人実宿泊者数

施設所在地(52区分)	施設タイプ(6区分)						施設タイプ(6区分)						外国人実宿泊者数 1)	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所
	実宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所	会社・団体の 宿泊所	外国人実 宿泊者数 1)	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル			
平成 年1～12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 …… 沖縄県那覇市															

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第17表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別定員稼働率  
並びに年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別定員稼働率

(%)

施設所在地(52区分)	従業員数(4区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	定員稼働率 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上						
平成 年 月～12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 …… 沖縄県那覇市														

※以下、1月分～12月分まで12連続。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第18表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別利用客室数  
並びに年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別利用客室数

(室)

施設所在地(52区分)	従業員数(4区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	利用客室数 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上						
平成 年1～12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 …… 沖縄県那覇市														

※以下、1月分～12月分まで12連続。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第19表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、従業員数(4区分)、宿泊目的割合(2区分)別客室稼働率  
並びに年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊施設タイプ(6区分)別客室稼働率

(%)

施設所在地(52区分)	従業員数(4区分)						宿泊施設タイプ(6区分)							
	0～9人		10～29人		30～99人		100人以上		旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所	会社・団体の宿泊所
	客室稼働率 1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満	1)	観光目的の 宿泊者が 50%以上 50%未満						
平成 年1～12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 …… 沖縄県那覇市														

※以下、1月分～12月分まで12連続。

1) 宿泊目的割合不詳及び宿泊施設タイプ不詳を含む。

参考第20表 年、月(12区分)、施設所在地(52区分)、宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)別延べ宿泊者数  
(人泊)

施設所在地(52区分)	宿泊目的割合(2区分)、居住地(2区分)					
	延べ 宿泊者数 1)、2)		観光目的の宿泊者が50%以上		観光目的の宿泊者が50%未満	
			県内 1)	県外 1)	県内 2)	県外 2)
平成 年1～12月 計 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市						

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1)宿泊目的割合不詳を含む。  
2)居住地不詳を含む。

参考第2-1表 年、月（12区分）、施設所在地（52区分）、宿泊施設タイプ（6区分）、居住地（2区分）別延べ宿泊者数

（人泊）

施設所在地(52区分)	宿泊施設タイプ(6区分)、居住地(2区分)													
	延べ 宿泊者数 1)、2)		旅館		リゾートホテル		ビジネスホテル		シティホテル		簡易宿所		会社・団体の宿泊所	
	県内 1)	県外 1)	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外	2)	県内	県外
平成 年1～12月 計 北海道札幌市 札幌東区森市 …… 沖縄県那覇市														

※以下、1月分～12月分まで12表続く。

1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。  
2) 居住地不詳を含む。

参考第 2 表 年、月 (12区分)、施設所在地(52区分)、国籍 (出身地) (21区分) 別外国人延べ宿泊者数 (従業員数10人以上の施設)

(人泊)

施設所在地(52区分)	国籍(出身地)(21区分)																					
	外国人延べ 宿泊者数 1)	韓国	中国	香港	台湾	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	ロシア	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	オーストラリア	インドネシア	ベトナム	フィリピン	イタリア	スペイン	その他
平成 年 月 計 北海道札幌市 青森県青森市 沖縄県那覇市																						
	※以下、1月分～12月分まで12表へ続く。																					
	1) 宿泊施設タイプ不詳を含む。 2) 居住・地不詳を含む。																					

関東運輸局  
北信越運輸局  
中部運輸局  
近畿運輸局  
中国運輸局  
四国運輸局  
九州運輸局  
沖縄総合事務局

1) 国籍 (出身地) 不詳を含む。  
2) 長野県は北信越運輸局、海井県は中部運輸局に含まれる。  
※標準旅客率が30%以上の推定値に\*印を付している。



参考 2 主要項目別標準誤差率

(単位:%)

施設所在地(52区分)	延べ 宿泊者数	従業者数			宿泊目的割合		居住地		うち 外国人延べ 宿泊者数
		0～9人	10～29人	30～99人	100人以上	観光目的の 宿泊者が 50%以上	観光目的の 宿泊者が 50%未満	県内	
施設所在地 計									
北海道札幌市									
青森県青森市									
.....									
沖縄県那覇市									

参考 2 主要項目別標準誤差率 (続き)

(単位: %)

	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月
施設所在地(52区分)	延べ 宿泊者数											
施設所在地 計												
北海道札幌市												
青森県青森市												
.....												
沖縄県那覇市												

参考 2 主要項目別標準誤差率（続き）

（単位：％）

	平成28年 1月	平成28年 2月	平成28年 3月	平成28年 4月	平成28年 5月	平成28年 6月	平成28年 7月	平成28年 8月	平成28年 9月	平成28年 10月	平成28年 11月	平成28年 12月
施設所在地(52区分)	うち 外国人延べ 宿泊者数											
施設所在地 計												
北海道札幌市												
青森県青森市												
.....												
沖縄県那覇市												

## 増減理由表(令和2年4月分)

## 1. 延べ宿泊者数

	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R2年増減率 (前年同月比)		
全国	84,948,800	85,160,360	85,895,050	123,087,100	126,249,840	122,884,270	122,884,270	122,884,270	122,884,270	122,884,270	122,884,270	-2.67%		
都道府県	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R2年増減率 (前年同月比)	変動要因等考えられる事項 (宿泊施設からの主な回答)	変動要因等考えられる事項 (都道府県等からの回答)
1 北海道	7,993,440	9,236,170	122,884,270	9,160,820	9,015,900	7,894,470	7,894,650	7,894,650	7,894,650	7,894,650	7,894,650	0.82%	・前年の震災の影響から回復。 ・土木・建築・電気工事関連の宿泊者 リ・マネジックから景気が悪くなり お客様が減少。	
2 青森県	1,013,870	893,420	1,146,570	1,420,400	1,519,230	1,338,300	1,338,300	1,338,300	1,338,300	1,338,300	1,338,300	-11.91%	・8月のねねぶた期間中は平年並だ が、他の対象外月はお客様が減少。	
...														
...														
47 沖縄県	3,445,510	3,626,230	3,407,260	4,545,930	4,407,980	4,502,810	4,502,810	4,502,810				2.15%	・8～9月に4回の台風が接近、直撃。 ・前半は、ほぼ震災前の水準で推移 していたが、円高の影響、東日本へ の旅行需要の増加、夏の繁忙期に 襲来した台風の影響により、9月は前 年実績を下回った。	

増減理由表(令和2年4月分)

2. 外国人延べ宿泊者数

	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R2年増減率 (前年同月比)		
全国	5,811,570	5,742,440	4,798,220	7,557,390	4,867,760	6,580,260	6,580,260	6,580,260	6,580,260	6,580,260	6,580,260	35.18%		
都道府県	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R2年増減率 (前年同月比)	変動要因等考えられる事項 (都道府県等からの回答)	変動要因等考えられる事項 (都道府県等からの回答)
1 北海道	536,700	671,150	535,650	694,590	397,610	569,920	569,920	569,920	569,920	569,920	569,920	43.34%	・台湾国内のロコミによる増加。 ・尖閣諸島問題で中国からの訪日旅行が大幅に減少。	
2 青森県	16,670	18,260	15,410	17,190	7,530	11,070	11,070	11,070	11,070	11,070	11,070	47.01%	・中国・韓国の予約のキャンセルは竹島、尖閣の問題の影響甚大。	
...														
...														
47 沖縄県	61,610	105,270	87,000	173,790	184,600	223,780	223,780	223,780				21.22%	・台風による影響。 ・前半は、航空機の増便、大型クルーズ船の寄港等により前年実績を大幅に上回っていたが、後半は、台風の影響に加え、尖閣諸島関連の影響による中国本土から観光客が減ったことにより伸び悩みの傾向が見られた。	



# 観光統計

## 宿泊旅行統計調査

令和2年5月29日  
観光庁

(令和2年3月・第2次速報、令和2年4月・第1次速報)

### 1. 延べ宿泊者数

- 令和2年3月の延べ宿泊者数(全体)は、**2,394万人泊**で、**前年同月比-48.9%**であった。  
また、4月は、**1,079万人泊**で、**前年同月比-76.8%**であった。
- 日本人延べ宿泊者数は、3月は、**2,281万人泊**で、**前年同月比-40.7%**であった。  
また、4月は**前年同月比-71.1%**であった。
- 外国人延べ宿泊者数は、3月は、**113万人泊**で、**前年同月比-86.5%**であった。  
また、4月は**前年同月比-97.4%**であった。

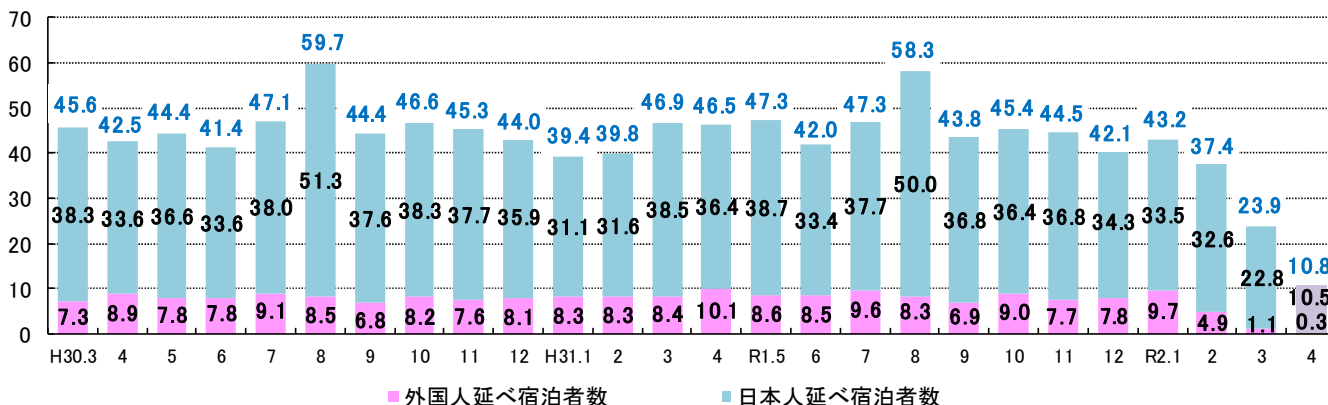
(万人泊)

	全体	日本人	外国人
R2.3	2,394	2,281	113
(前年同月比)	-48.9%	-40.7%	-86.5%
R2.4 (※)	1,079	1,053	26
(前年同月比)	-76.8%	-71.1%	-97.4%

※令和2年4月の数値は第1次速報値であり、令和2年6月30日公表予定の第2次速報値で変更となる点にご留意いただきたい。

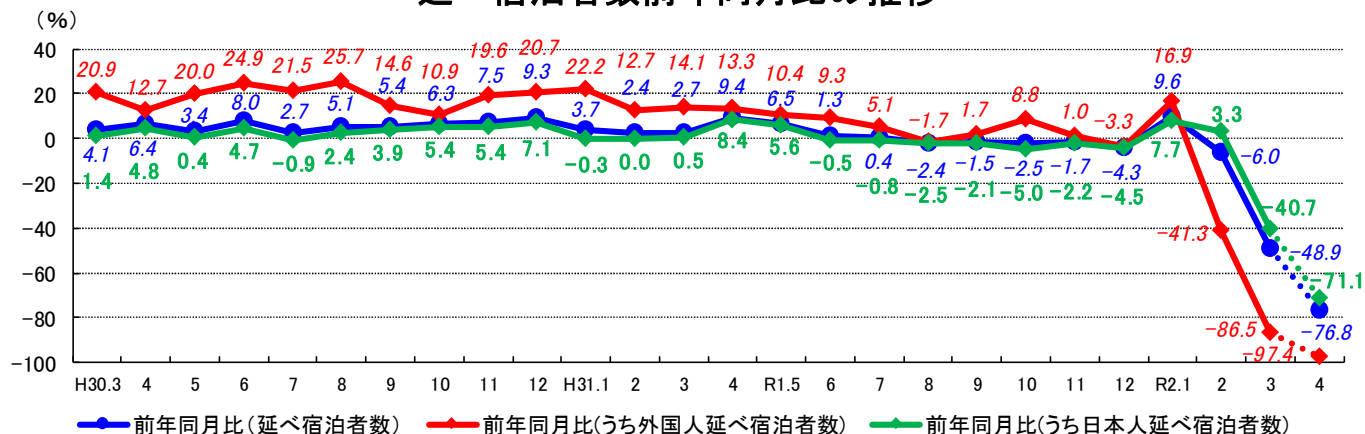
### — 延べ宿泊者数推移 —

(百万人泊)



※上表の青字にした数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。

### — 延べ宿泊者数前年同月比の推移 —



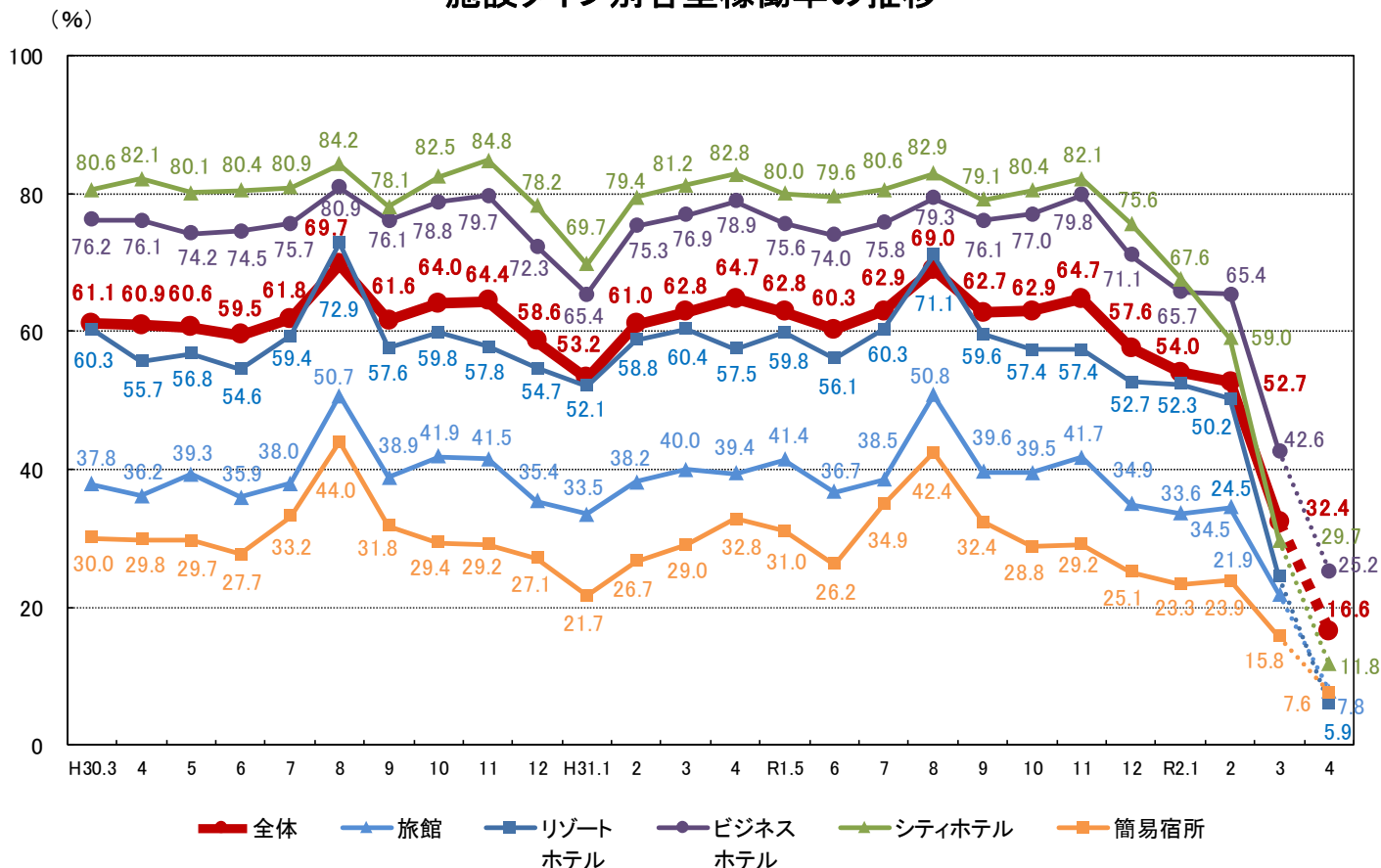
## 2. 客室稼働率

- 令和2年3月の客室稼働率は全体で32.4%であった。また、4月は全体で16.6%であった。
- 令和2年3月に客室稼働率が80%を超えた都道府県は、リゾートホテル0箇所(令和元年3月:3箇所)、ビジネスホテル0箇所(前年同月:10箇所)、シティホテル0箇所(前年同月:12箇所)であった。
- 全体の稼働率では、埼玉県が46.1%と全国で最も高い値であった。

	全体	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所
R2.3	32.4	21.9	24.5	42.6	29.7	15.8
(前年同月差)	-30.4	-18.1	-35.9	-34.3	-51.5	-13.2
R2.4(※)	16.6	7.8	5.9	25.2	11.8	7.6
(前年同月差)	-48.1	-31.6	-51.6	-53.7	-71.0	-25.2

※令和2年4月の数値は第1次速報値であり、令和2年6月30日公表予定の第2次速報値で変更となる点にご留意いただきたい。

### —施設タイプ別客室稼働率の推移—



一都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(令和2年3月(第2次速報))一

(左、単位: %、右(「全体」は中央): 宿泊施設タイプ別の都道府県順位)

	全体		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
	前年同月差						
全国	32.4	-30.4	21.9	24.5	42.6	29.7	15.8
北海道	22.8	-34.7	18.7	13.4	30.2	19.3	10.9
青森県	34.4	-11.5	18.4	17.9	44.8	29.0	12.2
岩手県	36.1	-18.1	29.4	19.3	47.7	44.5	13.5
宮城県	38.4	-16.2	25.4	19.2	49.5	34.4	17.8
秋田県	29.9	-11.4	14.1	25.0	44.1	41.7	5.1
山形県	29.7	-17.7	20.5	23.0	45.3	40.1	2.8
福島県	42.7	-7.1	28.8	19.1	60.7	34.9	5.5
茨城県	44.2	-16.2	23.5	36.2	53.7	33.3	11.7
栃木県	33.2	-13.9	24.4	32.1	48.7	28.2	10.0
群馬県	34.6	-19.5	27.8	23.3	52.4	39.1	10.5
埼玉県	46.1	-26.1	24.3	23.0	52.7	42.7	17.4
千葉県	27.2	-48.5	21.1	12.1	41.0	37.4	12.2
東京都	30.6	-52.0	15.2	20.1	34.8	22.1	33.0
神奈川県	42.9	-30.4	25.7	46.8	50.2	42.2	38.1
新潟県	27.4	-17.0	15.4	16.2	46.1	31.3	8.4
富山県	29.9	-12.8	14.9	11.2	38.7	34.6	14.7
石川県	32.5	-28.7	28.0	33.0	39.5	32.3	8.2
福井県	35.7	-13.0	19.8	34.7	55.0	32.4	5.2
山梨県	20.6	-28.0	12.4	17.2	49.9	40.3	5.6
長野県	22.0	-10.7	14.4	20.2	48.7	41.8	3.8
岐阜県	30.9	-23.3	23.8	26.6	51.8	14.6	9.3
静岡県	37.8	-24.4	34.9	30.5	52.2	37.5	12.7
愛知県	30.4	-40.3	13.6	23.4	34.1	28.9	14.0
三重県	35.7	-23.2	27.6	28.6	48.7	50.3	9.0
滋賀県	33.6	-21.4	20.1	35.0	46.7	35.5	9.1
京都府	29.3	-40.5	19.9	34.9	36.2	29.4	18.1
大阪府	29.1	-52.6	17.0	12.9	32.0	24.6	29.6
兵庫県	33.3	-26.8	27.3	30.6	43.8	35.3	9.8
奈良県	19.5	-25.2	12.0	39.2	25.8	27.4	10.6
和歌山県	29.4	-24.2	19.3	23.5	50.6	44.0	19.1
鳥取県	34.8	-17.0	31.6	26.2	43.7	50.4	8.4
島根県	44.3	-13.9	35.9	50.1	55.2	48.2	10.9
岡山県	42.1	-21.9	21.3	26.3	57.2	33.3	8.0
広島県	41.7	-30.0	22.4	25.7	51.4	42.0	10.9
山口県	42.1	-10.6	25.9	28.2	51.5	40.0	17.4
徳島県	29.7	-21.2	13.3	27.4	40.3	31.5	7.9
香川県	35.2	-25.6	28.9	28.6	43.1	43.1	16.9
愛媛県	39.2	-21.5	31.2	39.8	48.6	39.7	17.1
高知県	31.9	-19.6	17.0	31.8	49.2	38.4	9.0
福岡県	34.9	-39.4	15.0	16.6	39.1	35.9	18.7
佐賀県	33.1	-29.5	25.3	40.1	53.3	38.4	2.8
長崎県	31.6	-28.4	18.5	15.2	50.8	39.5	8.9
熊本県	33.3	-28.9	25.9	17.1	46.7	33.7	15.0
大分県	32.9	-28.7	23.0	34.1	43.9	34.8	8.4
宮崎県	36.3	-23.9	17.4	19.3	48.9	42.0	7.7
鹿児島県	36.8	-23.0	24.7	29.6	49.9	36.2	13.9
沖縄県	33.0	-32.2	17.7	34.1	42.7	32.0	21.4

※宿泊施設タイプ別に見たとき、客室稼働率が最も大きかった都道府県を朱書きにしている。  
また、客室稼働率が80%を超えている都道府県は青色、90%を超えている都道府県は黄色で示している。  
※「全体」の前年同月差は、前年同月の客室稼働率との差分を示している(前年同月比ではない)。

- 注1) 令和2年3月(第2次速報)は、令和2年3月分の宿泊旅行統計調査について、令和2年5月15日までに回収された有効な調査票(有効回収率: 52.1%)を基に推計を行ったものである。したがって、当資料の数値は、令和2年4月30日公表の「宿泊旅行統計調査(令和2年3月・第1次速報)」と異なっている点にご留意いただきたい。
- 注2) 令和2年4月(第1次速報)は、令和2年4月分の宿泊旅行統計調査について令和2年5月15日までに回収された有効な調査票(有効回収率: 29.5%)を基に推計を行ったものである。したがって、当資料の数値は、令和2年6月30日公表予定の「宿泊旅行統計調査(令和2年4月・第2次速報)」で変更となる点にご留意いただきたい。
- 注3) 前年同月差は、速報値との差分である。
- 注4) 本資料においては、平成19年~平成30年の数値は確定値、平成31年3月~令和2年3月の数値は第2次速報値、令和2年4月の数値は第1次速報値を使用している。

※参考: 令和2年3月・第1次速報公表時の有効回収率: 33.9%

問い合わせ先  
観光庁観光戦略課観光統計調査室 ○○、○○、○○  
TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217)  
03-5253-8325(直通)  
FAX 03-5253-1691



## ～調査結果概要～

- 令和2年3月の延べ宿泊者数は、2,394万人泊(前年同月比-48.9%)で、うち外国人延べ宿泊者数は113万人泊(前年同月比-86.5%)。延べ宿泊者全体に占める外国人宿泊者の割合は4.7%。
- 都道府県別延べ宿泊者数上位5都道府県は、1位東京都、2位大阪府、3位神奈川県、4位沖縄県、5位静岡県となった。

### 1. 都道府県別延べ宿泊者数

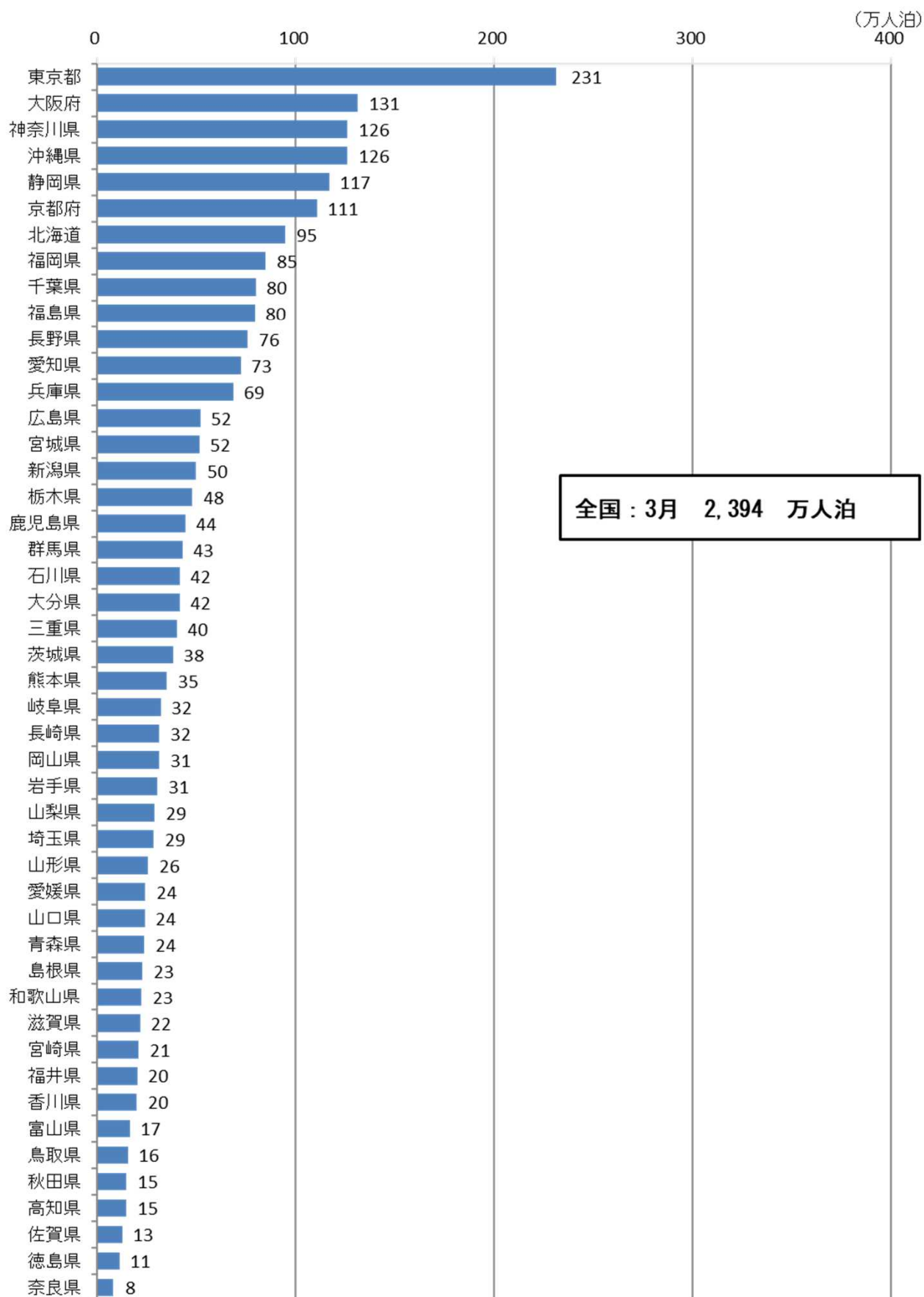
①都道府県別延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))と前年同月比

(単位:人泊)

施設所在地	延べ宿泊者数	前年同月比
全国	23,940,920	-48.9%
北海道	951,200	-66.3%
青森県	239,880	-14.6%
岩手県	305,110	-37.9%
宮城県	515,460	-38.9%
秋田県	149,600	-33.7%
山形県	258,300	-37.1%
福島県	797,880	-17.0%
茨城県	383,330	-32.4%
栃木県	481,290	-33.4%
群馬県	430,810	-41.6%
埼玉県	286,140	-34.1%
千葉県	800,330	-66.7%
東京都	2,312,480	-60.2%
神奈川県	1,263,760	-35.7%
新潟県	500,690	-44.1%
富山県	165,540	-29.7%
石川県	416,990	-44.7%
福井県	204,880	-37.0%
山梨県	291,530	-63.1%
長野県	761,660	-40.0%
岐阜県	321,260	-44.0%
静岡県	1,170,600	-44.1%
愛知県	725,100	-53.2%
三重県	403,530	-51.9%
滋賀県	219,480	-49.4%
京都府	1,109,070	-34.2%
大阪府	1,313,480	-67.1%
兵庫県	688,630	-46.5%
奈良県	84,020	-60.0%
和歌山県	225,590	-50.4%
鳥取県	157,660	-25.5%
島根県	230,960	-17.5%
岡山県	314,980	-29.7%
広島県	520,670	-47.6%
山口県	243,200	-23.9%
徳島県	114,990	-40.9%
香川県	202,510	-51.2%
愛媛県	244,010	-36.6%
高知県	148,800	-42.8%
福岡県	851,910	-41.3%
佐賀県	127,720	-48.6%
長崎県	315,600	-54.0%
熊本県	354,100	-46.3%
大分県	416,170	-40.3%
宮崎県	211,990	-46.8%
鹿児島県	444,440	-39.2%
沖縄県	1,263,600	-48.1%

※ 前年同月比は、速報値との比較である。

## ②都道府県別延べ宿泊者数（令和2年3月（第2次速報））



## 2. 外国人延べ宿泊者数

### (1)都道府県別外国人延べ宿泊者数

○外国人延べ宿泊者数は、113.0万人泊であった。なお、同月で比較すると、調査開始以降過去最低であった平成23年3月の112.7万人泊(※1)に次ぐ水準となった。

○三大都市圏と地方部(※2)で外国人延べ宿泊者数の対前年同月比を比較すると、三大都市圏で-84.8%、地方部で-89.2%であった。

※1)調査を開始した平成19年から平成22年3月までは従業者数10名以上の施設のみを調査対象としていた。

※2)三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

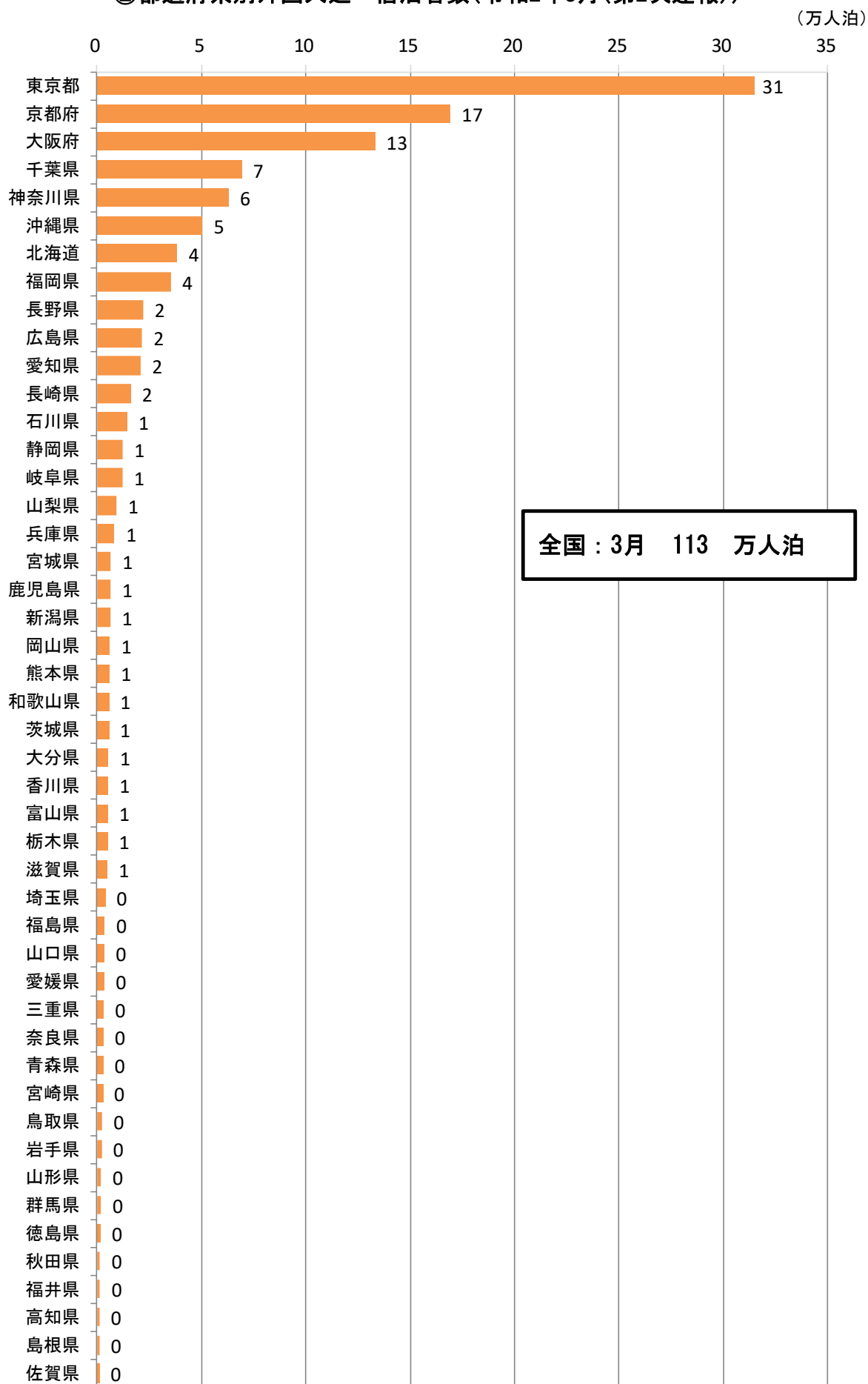
### ①都道府県別外国人延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))と前年同月比

(単位:人泊)

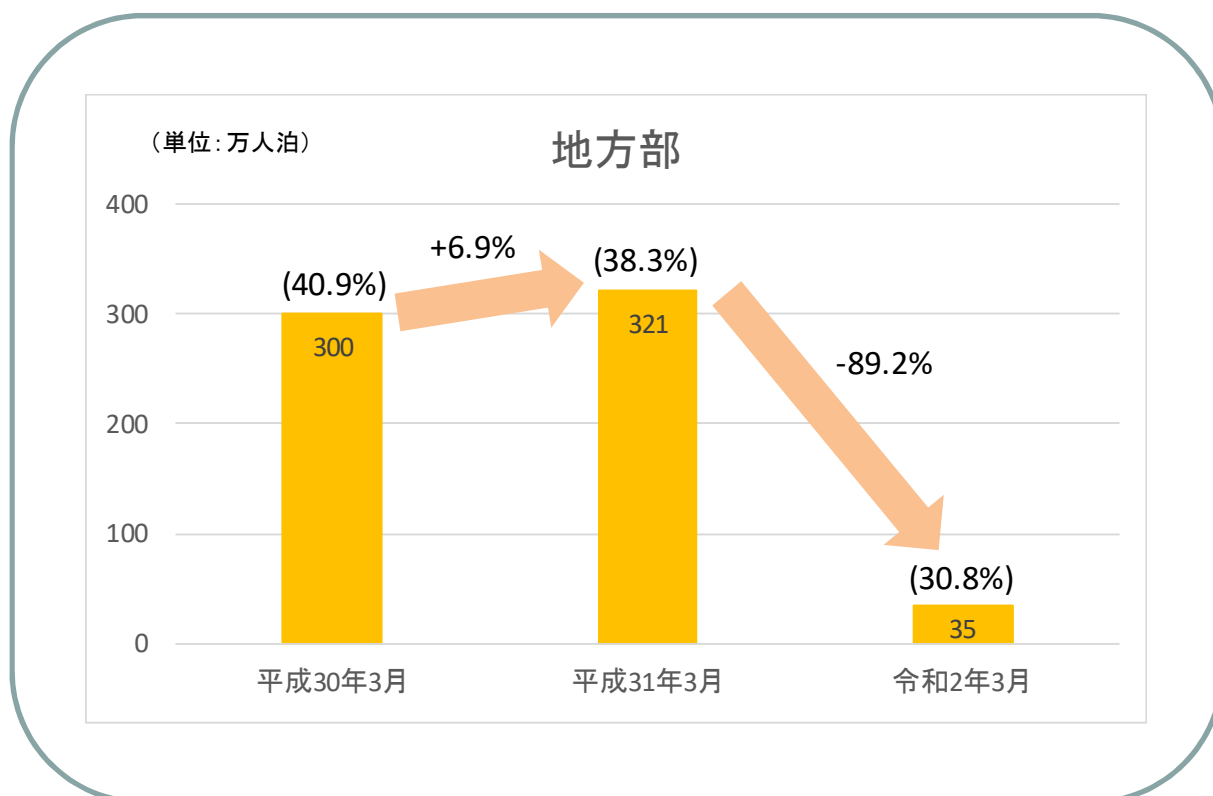
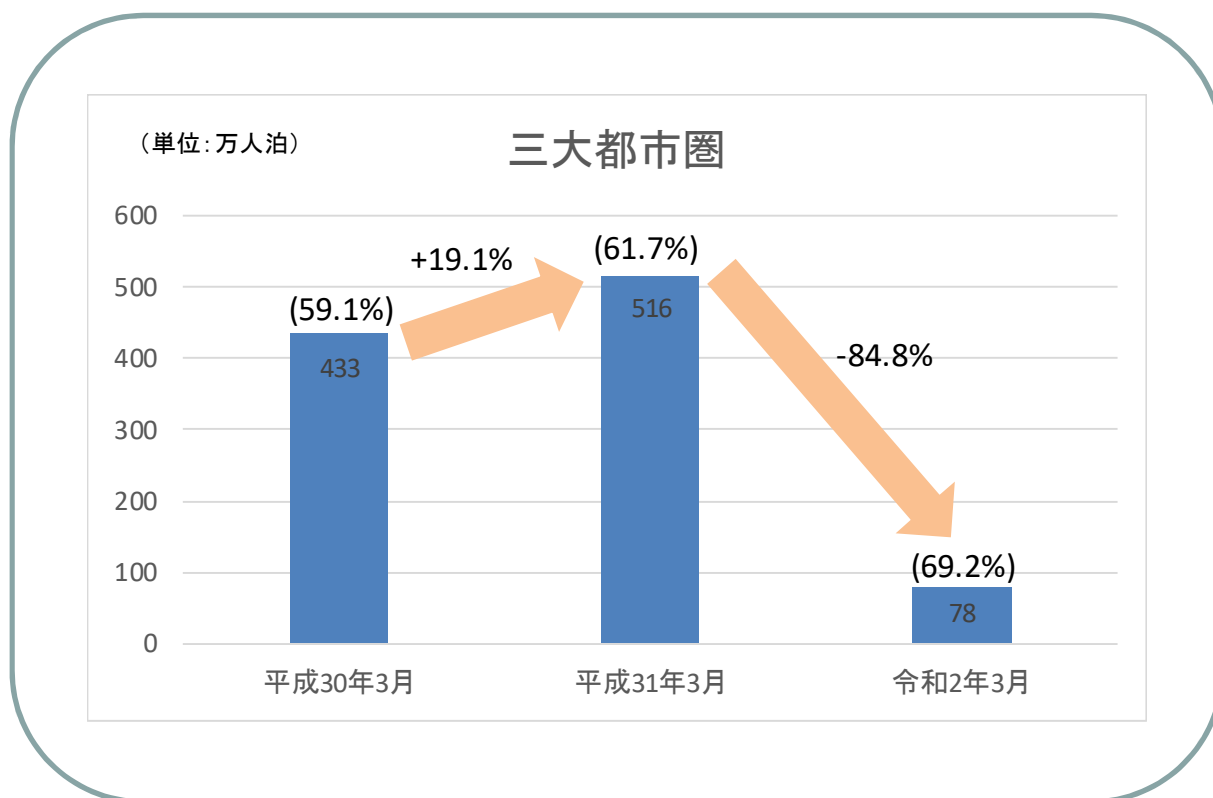
施設所在地	延べ宿泊者数	前年同月比
全国	1,130,370	-86.5%
北海道	38,520	-94.3%
青森県	3,100	-73.4%
岩手県	2,440	-87.9%
宮城県	6,890	-76.0%
秋田県	1,630	-62.9%
山形県	2,270	-85.2%
福島県	3,970	-77.5%
茨城県	5,790	-66.5%
栃木県	5,240	-72.1%
群馬県	2,270	-90.3%
埼玉県	4,020	-78.0%
千葉県	69,400	-79.9%
東京都	314,700	-85.4%
神奈川県	63,000	-73.7%
新潟県	6,700	-81.2%
富山県	5,450	-54.4%
石川県	14,420	-76.2%
福井県	1,600	-73.4%
山梨県	9,650	-95.5%
長野県	22,240	-78.4%
岐阜県	12,450	-88.5%
静岡県	12,490	-93.0%
愛知県	21,000	-92.5%
三重県	3,390	-87.4%
滋賀県	5,140	-87.7%
京都府	169,030	-70.1%
大阪府	133,000	-90.7%
兵庫県	8,590	-93.5%
奈良県	3,200	-90.2%
和歌山県	5,860	-88.8%
鳥取県	2,680	-80.4%
島根県	1,340	-81.3%
岡山県	6,250	-83.2%
広島県	21,710	-81.7%
山口県	3,670	-64.1%
徳島県	1,810	-84.0%
香川県	5,480	-90.9%
愛媛県	3,650	-83.0%
高知県	1,360	-87.9%
福岡県	35,450	-88.3%
佐賀県	1,230	-96.1%
長崎県	16,210	-77.9%
熊本県	6,170	-93.1%
大分県	5,690	-95.5%
宮崎県	2,920	-92.6%
鹿児島県	6,770	-91.6%
沖縄県	50,580	-89.3%

※ 前年同月比は、速報値との比較である。

②都道府県別外国人延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))



### ③三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較

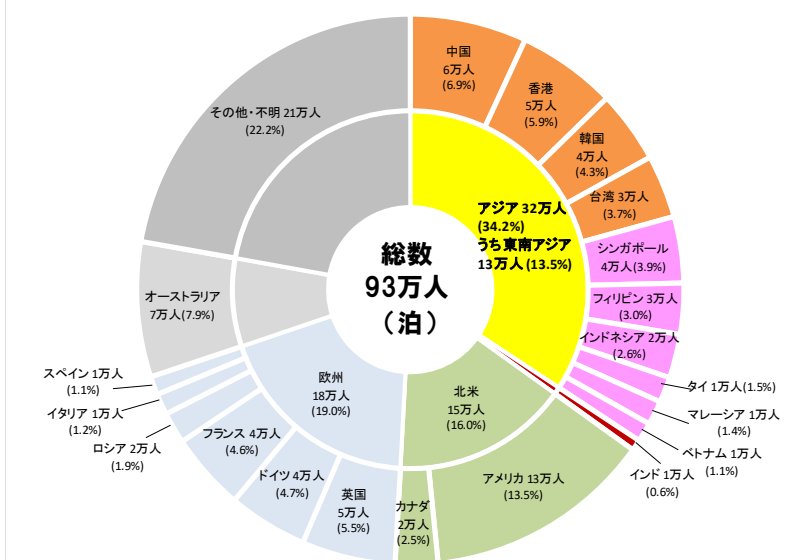


※ ( )内は構成比を表している。

(2) 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数

- 令和2年3月の国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数は、第1位がアメリカ、第2位がオーストラリア、第3位が中国、第4位が香港、第5位が英国で、上位5カ国・地域で全体の39.7%を占める。
- 前年同月比はいずれの国籍(出身地)においても大幅に減少した。

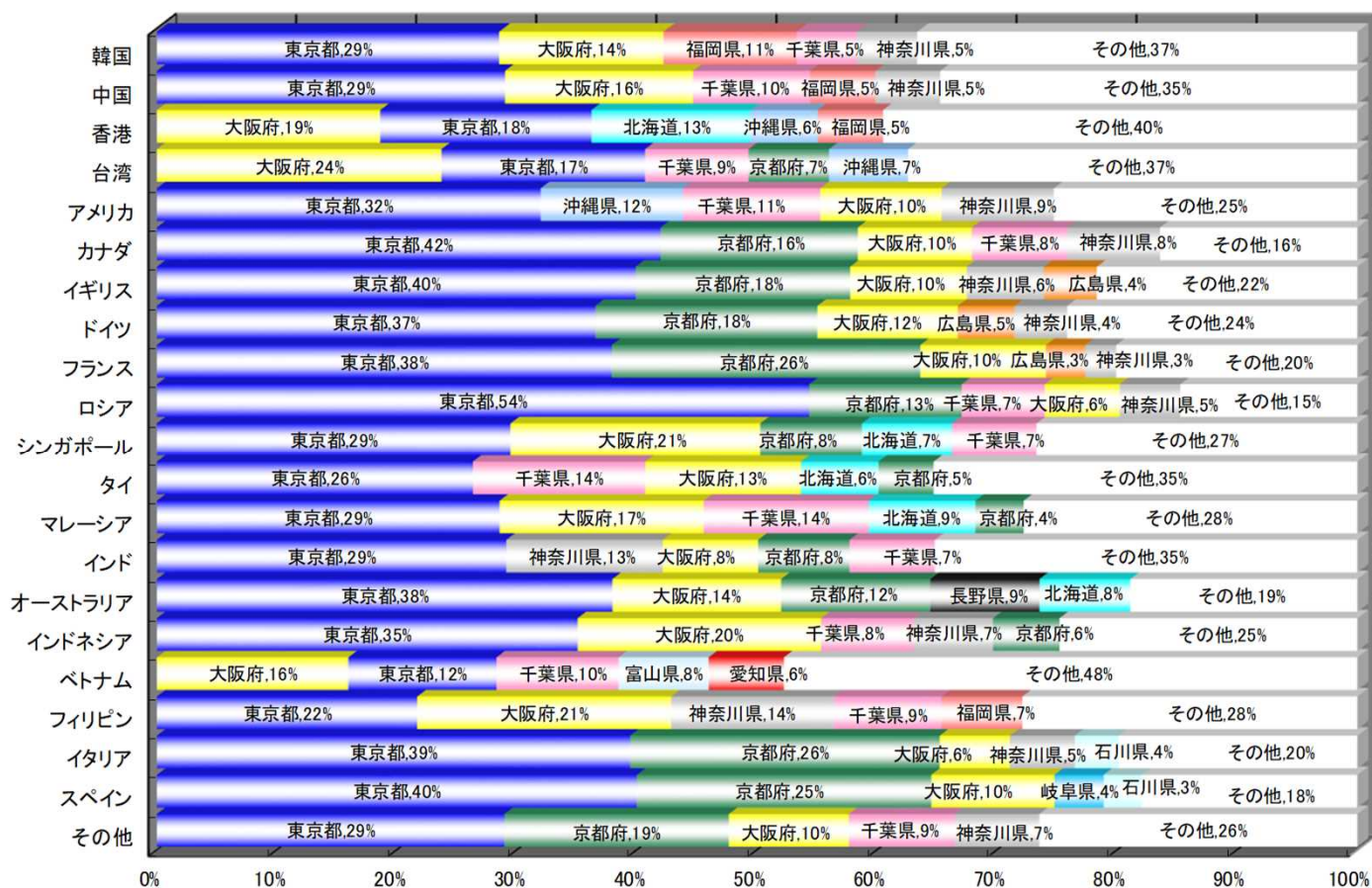
④国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(令和2年3月(第2次速報))



順位	国籍(出身地)	合計		前年同月比
		(人泊)	シェア	
第1位	アメリカ	125,050	13.5%	-79.6%
第2位	オーストラリア	73,620	7.9%	-61.6%
第3位	中国	64,030	6.9%	-96.6%
第4位	香港	54,270	5.9%	-88.7%
第5位	英国	51,300	5.5%	-63.6%
第6位	ドイツ	43,440	4.7%	-58.4%
第7位	フランス	42,520	4.6%	-60.5%
第8位	韓国	39,520	4.3%	-95.9%
第9位	シンガポール	36,150	3.9%	-80.3%
第10位	台湾	34,330	3.7%	-96.7%
第11位	フィリピン	27,710	3.0%	-65.2%
第12位	インドネシア	23,820	2.6%	-78.1%
第13位	カナダ	23,360	2.5%	-75.9%
第14位	ロシア	17,170	1.9%	-51.1%
第15位	タイ	13,940	1.5%	-96.4%
第16位	マレーシア	13,170	1.4%	-88.4%
第17位	イタリア	11,470	1.2%	-80.4%
第18位	ベトナム	10,530	1.1%	-85.2%
第19位	スペイン	10,030	1.1%	-76.7%
第20位	インド	5,910	0.6%	-89.5%
	その他	187,260	20.2%	-71.9%
	合計	927,100	100.0%	-87.6%

※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成。  
 ※ 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数の調査において、以下のとおり調査対象国を追加している。  
 ・平成25年第1四半期調査よりインドネシア  
 ・平成25年第2四半期調査よりベトナム、フィリピン  
 ・平成27年4月分調査よりイタリア、スペイン  
 ※ 前年同月比は、速報値との比較である。

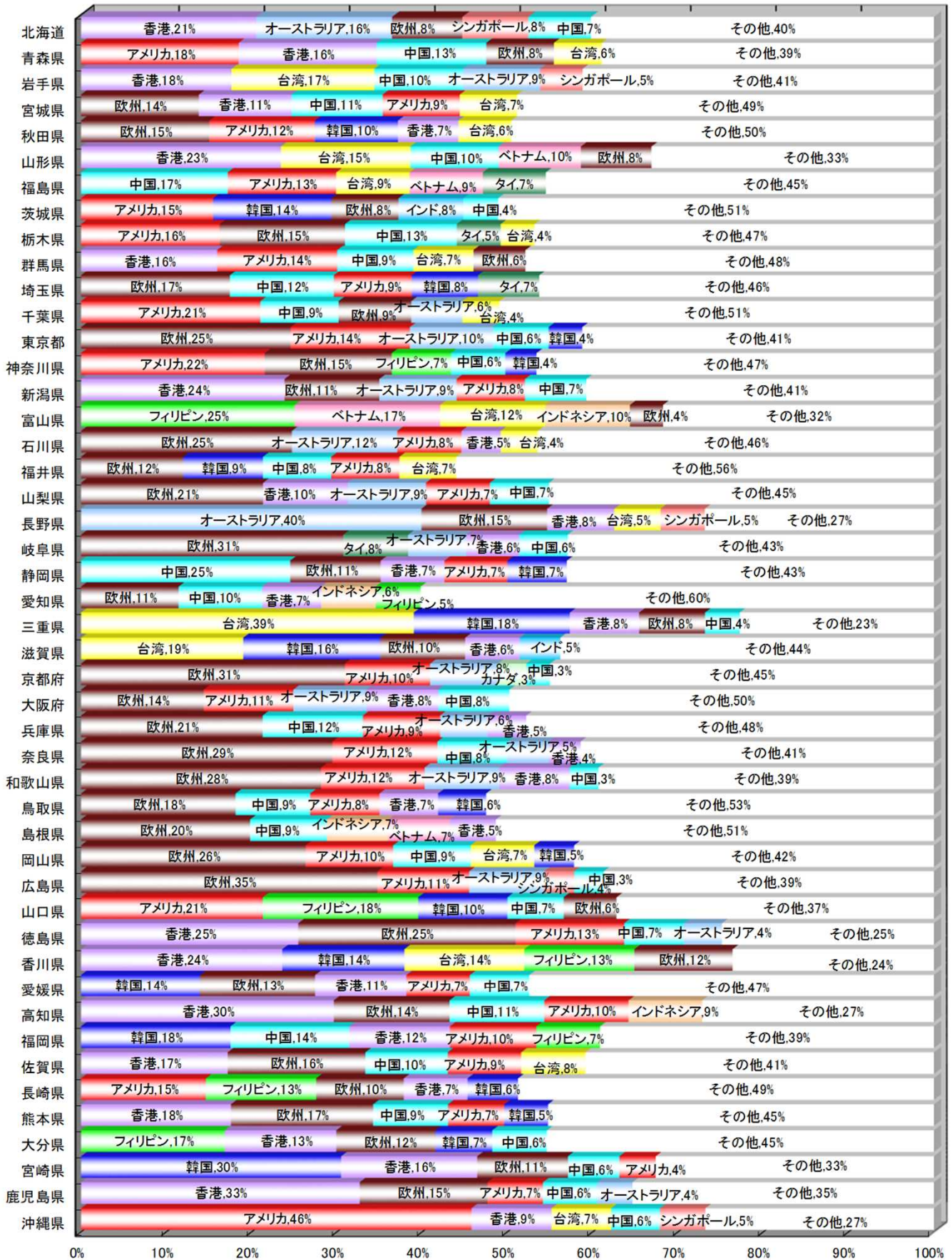
⑤国籍(出身地)別、都道府県別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5都道府県)  
(令和2年3月(第2次速報))



※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成



⑥都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5国籍)  
(令和2年3月(第2次速報))



※ 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国  
 ※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成



# <参考>延べ宿泊者数・客室稼働率推移表

## ○延べ宿泊者数推移表

(単位:人泊、%)

	延べ宿泊者数		うち日本人延べ宿泊者数		うち外国人延べ宿泊者数	
		前年(同月)比		前年(同月)比		前年(同月)比
平成19年	309,381,780	—	286,727,440	—	22,654,340	—
平成20年	309,698,710	+0.1%	287,450,410	+0.3%	22,248,300	-1.8%
平成21年	301,303,940	-2.7%	283,006,170	-1.5%	18,297,770	-17.8%
平成22年	413,048,930	+15.8%	385,539,960	+14.1%	27,508,970	+42.2%
平成23年	417,234,450	-2.7%	398,818,760	-0.1%	18,415,690	-34.6%
平成24年	439,495,120	+5.3%	413,180,780	+3.6%	26,314,340	+42.9%
平成25年	465,893,370	+6.0%	432,397,640	+4.7%	33,495,730	+27.3%
平成26年	473,501,950	+1.6%	428,677,350	-0.9%	44,824,600	+33.8%
平成27年	504,078,370	+6.5%	438,463,770	+2.3%	65,614,600	+46.4%
平成28年	492,485,160	-2.3%	423,096,220	-3.5%	69,388,940	+5.8%
平成29年	509,596,860	+3.5%	429,906,270	+1.6%	79,690,590	+14.8%
平成30年	538,001,500	+5.6%	443,726,260	+3.2%	94,275,240	+18.3%
平成31年・令和元年	543,235,880	+1.0%	441,801,170	-0.4%	101,434,710	+7.6%
平成31年	1月 39,368,380	+3.7%	31,068,740	-0.3%	8,299,640	+22.2%
	2月 39,820,270	+2.4%	31,552,880	-0.0%	8,267,390	+12.7%
	3月 46,872,690	+2.7%	38,497,160	+0.5%	8,375,530	+14.1%
	4月 46,502,140	+9.4%	36,446,290	+8.4%	10,055,850	+13.3%
令和元年	5月 47,319,360	+6.5%	38,700,710	+5.6%	8,618,650	+10.4%
	6月 41,964,670	+1.3%	33,415,410	-0.5%	8,549,260	+9.3%
	7月 47,321,550	+0.4%	37,742,090	-0.8%	9,579,460	+5.1%
	8月 58,284,070	-2.4%	49,968,200	-2.5%	8,315,870	-1.7%
	9月 43,754,670	-1.5%	36,833,900	-2.1%	6,920,770	+1.7%
	10月 45,398,050	-2.5%	36,431,830	-5.0%	8,966,220	+8.8%
	11月 44,531,830	-1.7%	36,847,000	-2.2%	7,684,830	+1.0%
	12月 42,098,200	-4.3%	34,296,960	-4.5%	7,801,240	-3.3%
令和2年	1月 43,156,910	+9.6%	33,454,210	+7.7%	9,702,700	+16.9%
	2月 37,443,380	-6.0%	32,591,440	+3.3%	4,851,940	-41.3%
	3月 23,940,920	-48.9%	22,810,550	-40.7%	1,130,370	-86.5%
	4月 10,794,950	-76.8%	10,533,090	-71.1%	261,860	-97.4%
	5月					
	6月					
	7月					
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					

- ※ 平成22年4月～6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。この点を踏まえ、平成20年～平成23年における前年比は、従業者数10人以上の宿泊施設の実績をもとに算出している。
- ※ 1) 平成19年～平成30年の数値は確定値、2) 平成31年3月～令和2年3月の数値は第2次速報値、3) 令和2年4月の数値は第1次速報値である。

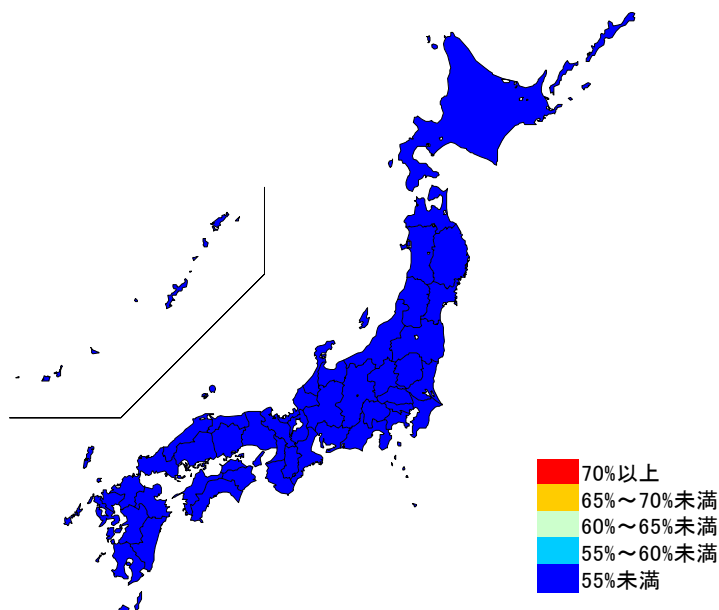
# ○宿泊施設タイプ別客室稼働率推移表

(単位:%)

		全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所	
1)	平成19年						—	
	平成20年						—	
	平成21年	59.7	49.4	53.3	67.2	71.1	—	
	平成22年	64.0	52.9	52.6	68.3	75.7	—	
	平成23年	51.8	34.7	46.8	62.3	67.1	—	
	平成24年	54.8	35.5	48.0	67.3	72.5	—	
	平成25年	55.2	33.4	52.3	69.5	75.7	—	
	平成26年	57.4	35.2	54.0	72.1	77.3	—	
	平成27年	60.3	37.0	56.0	74.2	79.2	27.1	
	平成28年	59.7	37.1	56.9	74.4	78.7	25.0	
	平成29年	60.5	37.5	57.5	75.3	79.5	28.0	
平成30年	61.2	38.8	58.3	75.5	80.2	30.2		
平成31年・令和元年	2)	62.1	39.5	58.6	75.4	79.4	30.1	
平成31年	1月	53.2	33.5	52.1	65.4	69.7	21.7	
	2月	61.0	38.2	58.8	75.3	79.4	26.7	
	3月	62.8	40.0	60.4	76.9	81.2	29.0	
	4月	64.7	39.4	57.5	78.9	82.8	32.8	
	令和元年	5月	62.8	41.4	59.8	75.6	80.0	31.0
		6月	60.3	36.7	56.1	74.0	79.6	26.2
		7月	62.9	38.5	60.3	75.8	80.6	34.9
		8月	69.0	50.8	71.1	79.3	82.9	42.4
		9月	62.7	39.6	59.6	76.1	79.1	32.4
	2)	10月	62.9	39.5	57.4	77.0	80.4	28.8
		11月	64.7	41.7	57.4	79.8	82.1	29.2
		12月	57.6	34.9	52.7	71.1	75.6	25.1
令和2年		1月	54.0	33.6	52.3	65.7	67.6	23.3
	2月	52.7	34.5	50.2	65.4	59.0	23.9	
	3月	32.4	21.9	24.5	42.6	29.7	15.8	
	3)	4月	16.6	7.8	5.9	25.2	11.8	7.6
	5月							
	6月							
	7月							
	8月							
	9月							
	10月							
	11月							
	12月							

- ※ 平成22年4月～6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。
- ※ 1)平成19年～平成30年の数値は確定値、2)平成31年3月～令和2年3月の数値は第2次速報値、3)令和2年4月の数値は第1次速報値である。

## —都道府県別客室稼働率(令和2年3月(第2次速報))—



## 宿泊旅行統計調査の概要

1. 調査対象期間	毎月(1ヶ月間)
2. 調査施設	全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの 全宿泊施設 : 58,990施設
	調査施設数 :
	・令和2年3月(第2次速報) 21,568施設
	従業者数10名以上 13,145施設
	従業者数10名未満 8,423施設
	・令和2年4月(第1次速報) 21,677施設
	従業者数10名以上 13,290施設
	従業者数10名未満 8,387施設
	有効回収率:
	・令和2年3月(第2次速報) 52.1%(全体)
	従業者数10名以上 59.6%
	従業者数10名未満 40.5%
	・令和2年4月(第1次速報) 29.5%(全体)
	従業者数10名以上 37.5%
	従業者数10名未満 16.8%

## 宿泊旅行統計調査の活用における留意点

○当資料の数値は暫定値であるため、確定値において数値が変更します。

○平成22年第2四半期(4～6月調査)から、従業者数10人未満の施設も調査対象となり、その際に母集団数に差異が生じております。調査結果をご活用の際は以下の点にご留意下さい。

### ● 母集団施設数について

- ・平成21年(確定値)第1四半期:従業者数10人以上の施設(約1万施設)
- ・平成22年(確定値)第1四半期以降:従業者数10人以上の施設(約1.2万施設)

※従業者数10人以上の施設でも、平成21年確定値と平成22年確定値の母集団数には差があります。比較する際には、第1表をご確認頂く等、ご注意下さい。

## 調査対象拡充の概要

### 1. 平成22年第1四半期以前の調査

#### (1) 調査対象施設

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国の従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所の宿泊施設

#### (2) 集計結果

全国の従業者数10人以上の宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

### 2. 平成22年第2四半期以降の調査 ※下線部は主な追加・変更点

#### (1) 調査対象施設

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの宿泊施設

調査施設については、従業者数に応じて以下のとおり

- 従業者数10人以上の事業所 : 全数(悉皆)調査
- 従業者数5人～9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出してサンプル調査
- 従業者数0人～4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出してサンプル調査

#### (2) 集計結果

全国のすべての宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

### ● 宿泊旅行統計調査の詳細データについて

<宿泊旅行統計調査>の詳細データについては、下記ホームページに掲載しています。

国土交通省観光庁ホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

観光庁

統計情報・白書

統計情報

宿泊旅行統計調査

(宿泊旅行統計ホームページ)

令和2年分の「旅行・観光消費動向調査」、「宿泊旅行統計調査」及び「訪日外国人消費動向調査」の公表予定日は以下のとおりです。

【令和2年】

調査名		対象期間		公表日程	
旅行・観光消費動向調査	速報		令和2年 1- 3月分	済	
	速報		// 4- 6月分	// 8月 長官会見日	
	速報		// 7- 9月分	// 11月 長官会見日	
	速報		// 10-12月分	令和3年 2月 長官会見日	
	年次確報		令和元年分	済	
	年次確報		令和2年分	令和3年 4月末頃	
宿泊旅行統計調査	1次	2次	令和元年12月分	済	済
	1次	2次	令和2年 1月分	済	済
	1次	2次	// 2月分	済	済
	1次	2次	// 3月分	済	済
	1次	2次	// 4月分	済	令和2年 6月30日
	1次	2次	// 5月分	令和2年 6月30日	// 7月31日
	1次	2次	// 6月分	// 7月31日	// 8月31日
	1次	2次	// 7月分	// 8月31日	// 9月30日
	1次	2次	// 8月分	// 9月30日	// 10月30日
	1次	2次	// 9月分	// 10月30日	// 11月30日
	1次	2次	// 10月分	// 11月30日	// 12月25日
	1次	2次	// 11月分	// 12月25日	令和3年 1月29日
	1次	2次	// 12月分	令和3年 1月29日	// 2月26日
	年次速報		令和元年分	済	
	年次確報		//	令和2年 6月30日	
	年次速報		令和2年分	令和3年 2月26日	
	年次確報		//	// 6月30日	
訪日外国人消費動向調査	速報		令和2年 1- 3月分	済	
	速報		// 4- 6月分	令和2年 7月 長官会見日	
	速報		// 7- 9月分	// 10月 長官会見日	
	速報		// 10-14月分	令和3年 1月 長官会見日	
	年次確報		令和元年分	済	
	年次速報		令和2年分	令和3年 1月 長官会見日	
	年次確報		//	// 3月末頃	

# 観光統計

## 宿泊旅行統計調査 (令和元年・年間値(速報値))

令和2年2月28日  
観光庁

### 1. 延べ宿泊者数

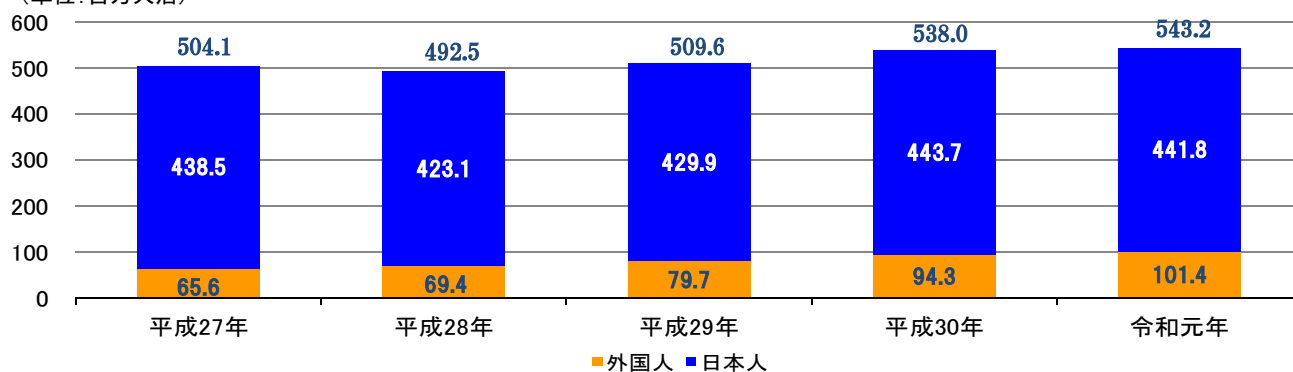
- 延べ宿泊者数(全体)は5億4,324万人泊(前年比+1.0%)であった。
- 日本人延べ宿泊者数は4億4,180万人泊(前年比-0.4%)であった。
- 外国人延べ宿泊者数は1億143万人泊(前年比+7.6%)となり、調査開始以来の最高値であった。

(万人泊)

	全体	日本人	外国人
平成31年1月～令和元年12月	54,324	44,180	10,143
(前年比)	+1.0%	-0.4%	+7.6%

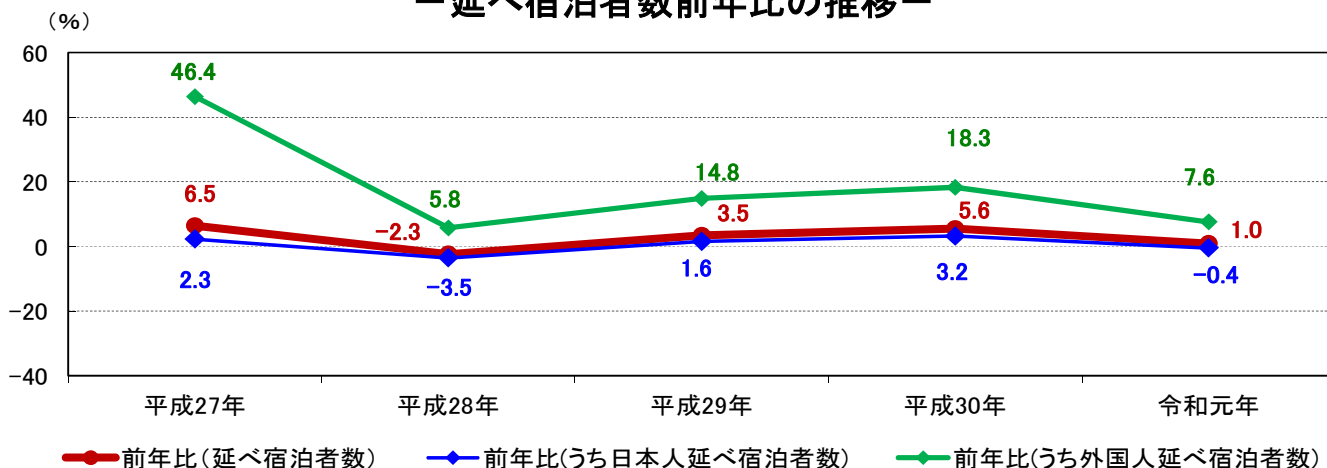
### 一年別・延べ宿泊者数推移(H27～R1)

(単位:百万人泊)



※上表の青字にした数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。

### 延べ宿泊者数前年比の推移



## 2. 客室稼働率

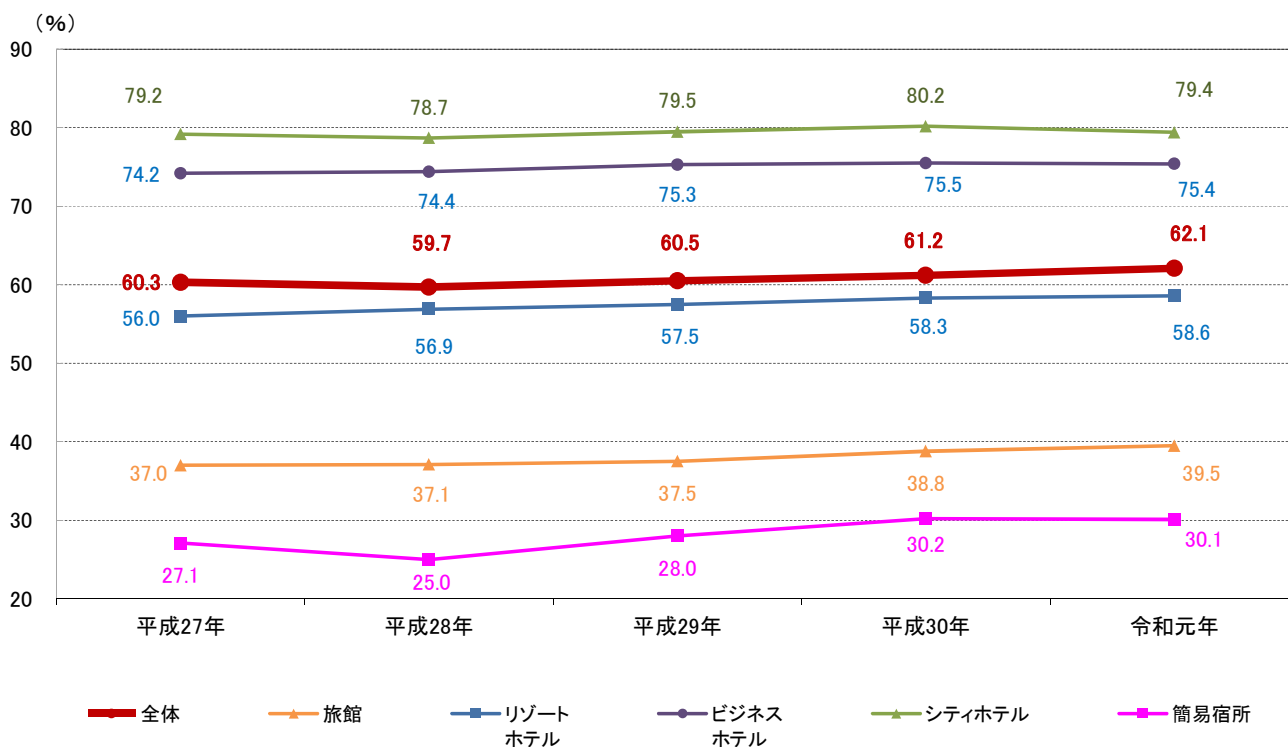
- 客室稼働率は全体で62.1%であった。施設タイプ別では、**シティホテル(79.4%)**、**ビジネスホテル(75.4%)**であり、**リゾートホテル(58.6%)**、**旅館(39.5%)**はともに、平成22年の調査対象拡充(※1)以降の**最高値**となった。
- 客室稼働率が80%を超えた都道府県は、**シティホテル8箇所**(平成30年：10箇所)、**ビジネスホテル4箇所**(同：6箇所)、**リゾートホテル2箇所**(同：2箇所)であった。
- 東京都**では全体の稼働率が**79.7%**と全国で最も高く、**ビジネスホテル84.2%**も全国で最も高い値であった。

※1 平成19年の調査開始当初は、従業員数10人以上の宿泊施設のみを調査対象としていたが、平成22年第2四半期調査から調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設にも拡充している。

(%)

	全 体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
平成31年1月～令和元年12月	62.1	39.5	58.6	75.4	79.4	30.1
平成30年1月～12月	61.2	38.8	58.3	75.5	80.2	30.2

### －施設タイプ別客室稼働率の推移－



一都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(平成31年1月～令和元年12月(速報値))一

(左、単位：％、右(「全体」は中央)：宿泊施設タイプ別の都道府県順位)

	全体			旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所					
		前年差											
全国	62.1	-	+0.9	39.5	-	58.6	-	75.4	-	79.4	-	30.1	-
北海道	65.0	10	+1.8	50.2	2	51.7	22	75.8	12	77.6	10	35.0	8
青森県	56.3	21	-2.9	35.7	36	46.9	34	69.2	31	62.3	45	34.9	9
岩手県	55.4	26	+1.7	39.3	25	52.8	19	72.9	24	73.1	20	23.7	20
宮城県	57.5	19	+0.1	41.5	21	51.1	24	65.3	45	62.1	46	29.6	14
秋田県	52.1	34	+1.9	36.8	31	43.3	38	67.8	37	71.8	25	18.9	29
山形県	51.7	35	+0.3	39.2	26	31.4	47	69.3	30	68.9	31	11.6	46
福島県	51.0	38	+4.3	42.6	19	52.1	20	66.5	42	68.7	32	15.4	32
茨城県	58.3	18	+2.2	33.9	37	36.6	45	72.1	26	65.2	43	30.1	12
栃木県	50.8	40	-2.9	42.7	18	51.9	21	68.2	36	66.0	39	14.4	36
群馬県	53.7	31	+1.9	47.4	4	45.3	35	75.7	13	67.0	36	12.5	44
埼玉県	69.9	6	+4.5	44.7	14	41.5	41	75.3	16	75.7	14	35.7	7
千葉県	71.2	4	+2.6	40.5	22	85.4	2	73.9	21	82.0	6	23.1	22
東京都	79.7	1	-0.3	44.9	13	65.9	7	84.2	1	84.2	4	50.8	3
神奈川県	70.7	5	+5.1	51.4	1	67.1	6	83.4	2	84.6	3	52.7	2
新潟県	45.2	45	+3.5	26.6	45	37.3	44	67.0	39	68.1	34	13.4	39
富山県	51.5	36	+1.1	29.4	42	40.8	43	63.3	46	66.9	37	21.2	27
石川県	59.2	16	-4.1	46.5	7	51.5	23	69.2	31	71.5	26	25.6	17
福井県	51.5	36	+2.6	36.8	31	48.4	31	77.0	11	60.9	47	14.6	34
山梨県	46.7	44	+2.0	42.5	20	59.3	12	73.0	23	65.6	42	21.4	26
長野県	38.5	47	+1.4	28.1	44	41.6	40	71.0	28	75.0	17	13.1	42
岐阜県	55.5	25	+3.2	43.3	17	49.0	27	77.3	10	75.2	16	28.6	15
静岡県	58.5	17	+1.5	47.0	6	54.5	18	74.1	20	75.4	15	22.1	23
愛知県	68.8	8	-1.3	30.3	40	49.6	26	75.6	14	76.9	11	37.9	6
三重県	54.2	30	-1.5	39.5	24	49.8	25	72.1	26	72.0	24	10.6	47
滋賀県	53.2	32	+2.4	38.7	27	57.4	15	66.0	43	75.0	17	16.7	31
京都府	67.2	9	+2.5	43.9	16	56.2	17	80.5	4	82.2	5	41.7	4
大阪府	79.5	2	-0.1	36.2	34	91.0	1	79.9	5	85.2	2	66.1	1
兵庫県	56.5	20	+0.7	37.2	30	57.6	14	75.5	15	75.8	13	13.2	40
奈良県	42.4	46	-6.6	28.3	43	64.4	8	57.8	47	70.5	29	24.7	18
和歌山県	48.7	43	+2.4	36.8	31	56.5	16	72.4	25	73.2	19	21.9	24
鳥取県	50.5	41	-5.7	45.4	10	45.1	37	69.0	33	76.6	12	13.9	38
島根県	56.3	21	+3.1	46.5	7	41.0	42	73.5	22	72.2	23	12.3	45
岡山県	59.9	13	+0.4	30.4	39	36.1	46	83.0	3	65.7	40	18.2	30
広島県	69.3	7	+3.1	45.0	12	61.7	10	79.3	6	85.9	1	34.0	10
山口県	52.7	33	-6.1	33.4	38	49.0	27	66.9	40	67.4	35	13.2	40
徳島県	50.4	42	-1.0	25.2	46	47.3	33	69.4	29	63.7	44	21.6	25
香川県	59.3	14	-1.2	47.2	5	68.0	4	68.4	34	65.7	40	30.2	11
愛媛県	55.9	24	-2.2	49.4	3	61.3	11	65.8	44	72.8	21	14.9	33
高知県	50.9	39	+3.2	37.9	29	48.5	30	68.4	34	71.0	28	12.9	43
福岡県	71.3	3	-0.9	29.5	41	41.8	39	79.0	8	80.5	7	41.5	5
佐賀県	59.3	14	-2.7	45.3	11	68.0	4	78.1	9	66.7	38	24.6	19
長崎県	55.3	27	-2.6	39.9	23	57.7	13	74.4	17	72.3	22	14.6	34
熊本県	60.9	12	-1.2	44.2	15	48.7	29	79.3	6	78.2	9	28.5	16
大分県	54.9	28	-2.3	46.5	7	62.6	9	67.6	38	68.6	33	21.2	27
宮崎県	54.8	29	+0.4	35.8	35	45.2	36	66.7	41	70.2	30	14.2	37
鹿児島県	56.1	23	-2.3	38.1	28	48.0	32	74.3	19	71.5	26	23.4	21
沖縄県	63.4	11	-0.3	22.3	47	69.6	3	74.4	17	80.0	8	30.0	13

※宿泊施設タイプ別に見たとき、客室稼働率が最も大きかった都道府県を朱書きにしている。

また、客室稼働率が80%を超えている都道府県は青色、90%を超えている都道府県は黄色で示している。

※「全体」の前年同月差は、前年同月の客室稼働率との差分を示している(前年同月比ではない)。

注1) 令和元年年間値(速報値)は、平成31年1月～令和元年12月分の宿泊旅行統計調査について、各月毎に回収された有効な調査票を基に算出したものである。したがって、当資料の数値は、6月30日公表予定の「宿泊旅行統計調査(令和元年年間値(確報値))」で変更となる点にご留意いただきたい。

注2) 前年差は、確定値との差分である。

問い合わせ先  
観光庁観光戦略課観光統計調査室 ○○、○○、○○  
TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217)  
03-5253-8325(直通)  
FAX 03-5253-1691



## ～調査結果概要～

- 延べ宿泊者数は、5億4,324万人泊(前年比+1.0%)で、うち外国人延べ宿泊者数は1億143万人泊(前年比+7.6%)。延べ宿泊者全体に占める外国人宿泊者の割合は18.7%であった。
- 都道府県別延べ宿泊者数の上位5位までは、前年と同一であった。

### 1. 都道府県別延べ宿泊者数

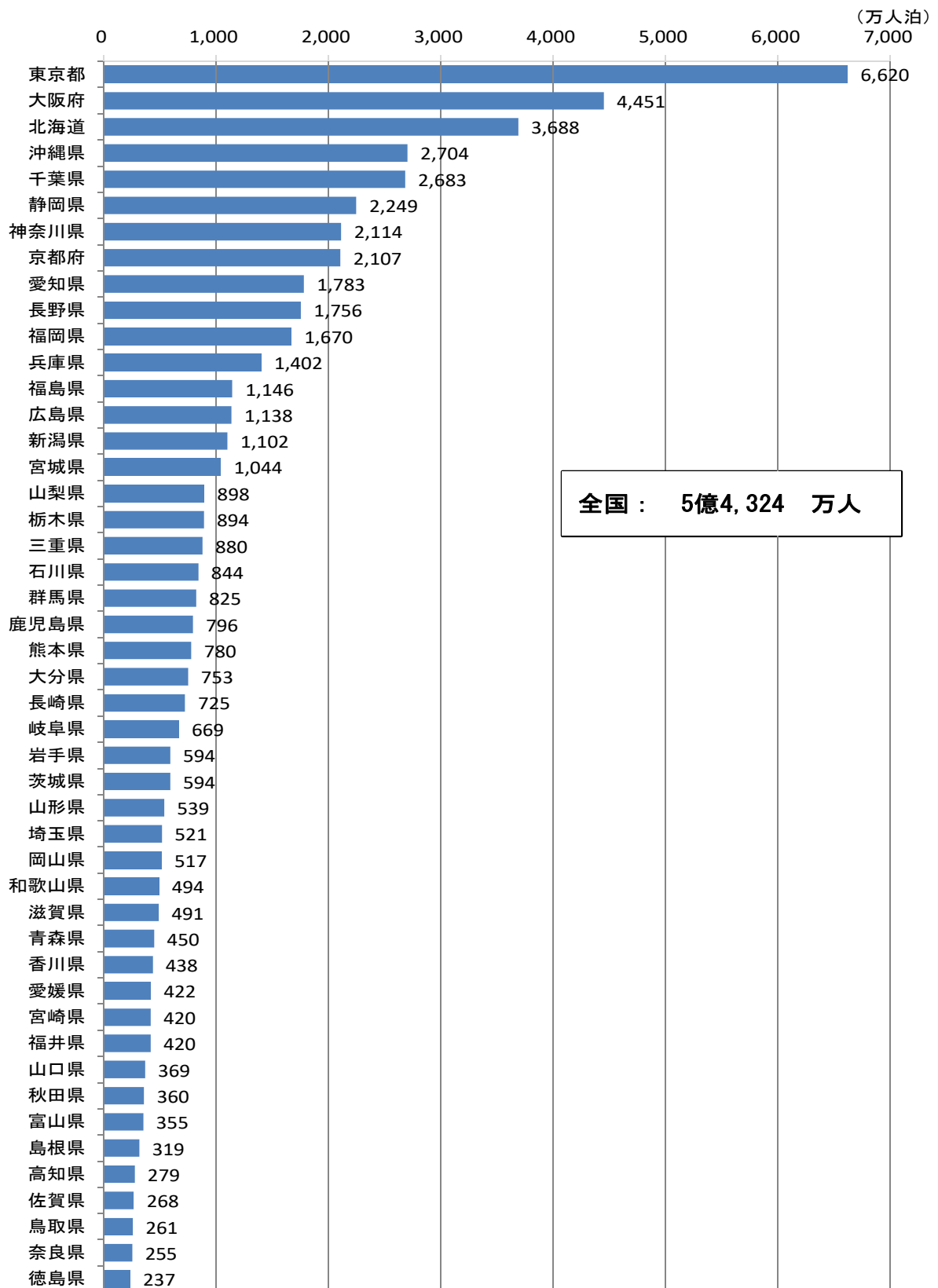
①都道府県別延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(速報値))と前年比

(単位:人泊)

施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
全国	543,235,880	+1.0%
北海道	36,884,660	+4.5%
青森県	4,499,360	-11.1%
岩手県	5,939,510	-2.6%
宮城県	10,438,290	+0.3%
秋田県	3,600,020	+2.7%
山形県	5,394,320	-0.7%
福島県	11,463,840	+0.6%
茨城県	5,938,100	+0.8%
栃木県	8,939,240	-5.6%
群馬県	8,248,700	-0.7%
埼玉県	5,205,670	+6.0%
千葉県	26,827,180	+4.9%
東京都	66,200,430	+0.1%
神奈川県	21,138,280	-8.2%
新潟県	11,023,750	+12.8%
富山県	3,545,130	-6.2%
石川県	8,437,570	-7.6%
福井県	4,197,010	+3.5%
山梨県	8,979,070	+4.3%
長野県	17,559,830	-4.2%
岐阜県	6,691,000	-2.3%
静岡県	22,490,310	+2.9%
愛知県	17,826,560	+4.8%
三重県	8,796,100	-1.2%
滋賀県	4,909,790	+1.6%
京都府	21,071,730	+3.0%
大阪府	44,505,740	+11.5%
兵庫県	14,020,090	+4.7%
奈良県	2,549,370	-0.9%
和歌山県	4,935,990	-3.8%
鳥取県	2,611,420	-26.7%
島根県	3,191,300	+7.2%
岡山県	5,171,790	-7.9%
広島県	11,382,980	+15.0%
山口県	3,694,280	-15.1%
徳島県	2,373,970	+6.7%
香川県	4,381,410	+8.2%
愛媛県	4,217,320	-0.8%
高知県	2,785,720	-7.6%
福岡県	16,696,270	-0.2%
佐賀県	2,684,930	-2.5%
長崎県	7,250,990	-7.7%
熊本県	7,801,520	-3.1%
大分県	7,533,180	-3.1%
宮崎県	4,201,610	+1.0%
鹿児島県	7,961,810	-10.2%
沖縄県	27,038,790	+0.9%

※ 前年比は、確定値との比較である。

②都道府県別延べ宿泊者数（平成31年1月～令和元年12月（速報値））



## 2. 外国人延べ宿泊者数

### (1)都道府県別外国人延べ宿泊者数

- 外国人延べ宿泊者数は、1億143万人泊で調査開始以来の最高値であった。
- 三大都市圏と地方部(※)で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で+11.5%、地方部で+1.9%であった。
- 都道府県別外国人延べ宿泊者数の上位5位までは、前年と同一であった。

※三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

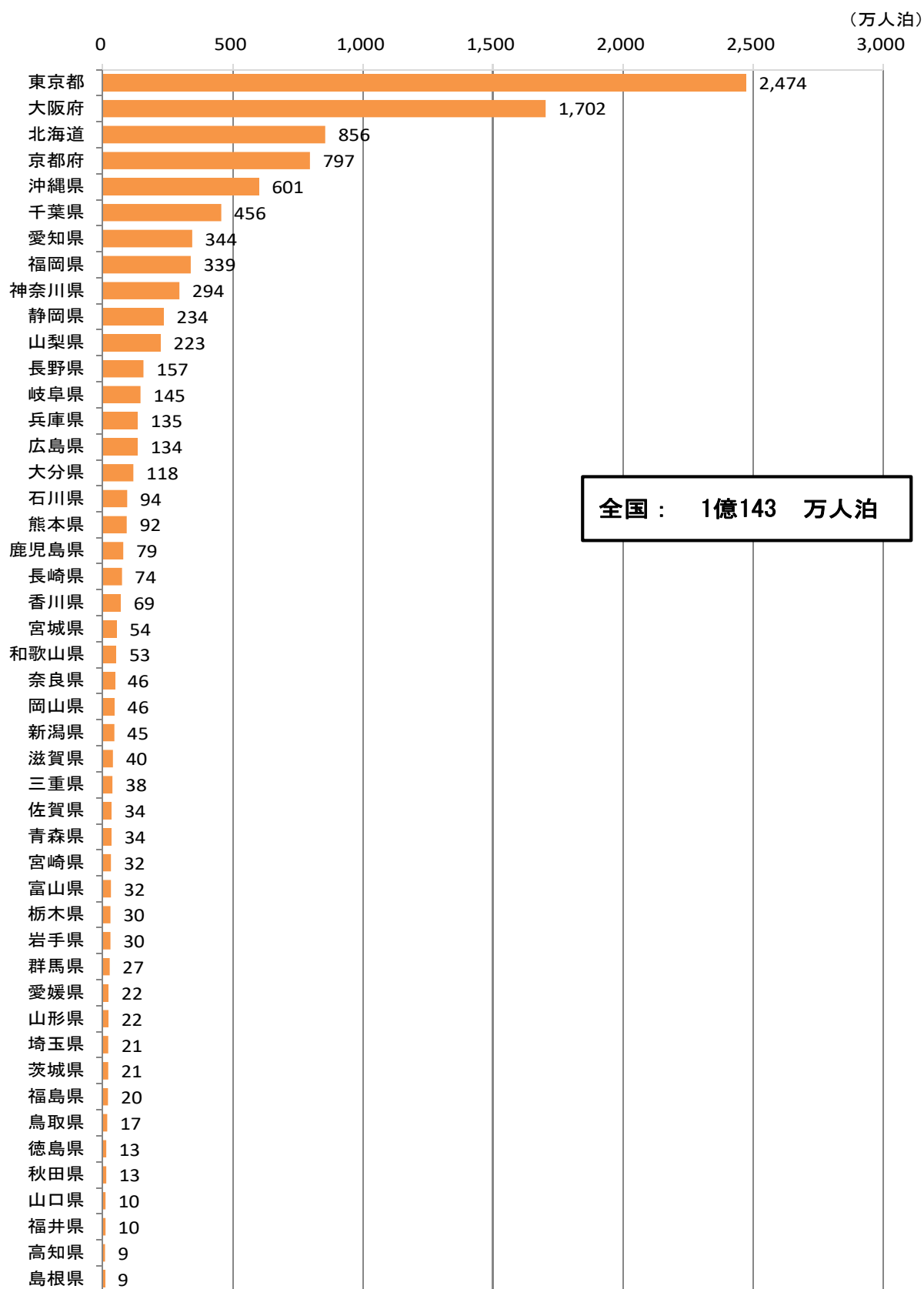
### ①都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(速報値))と前年比

(単位:人泊)

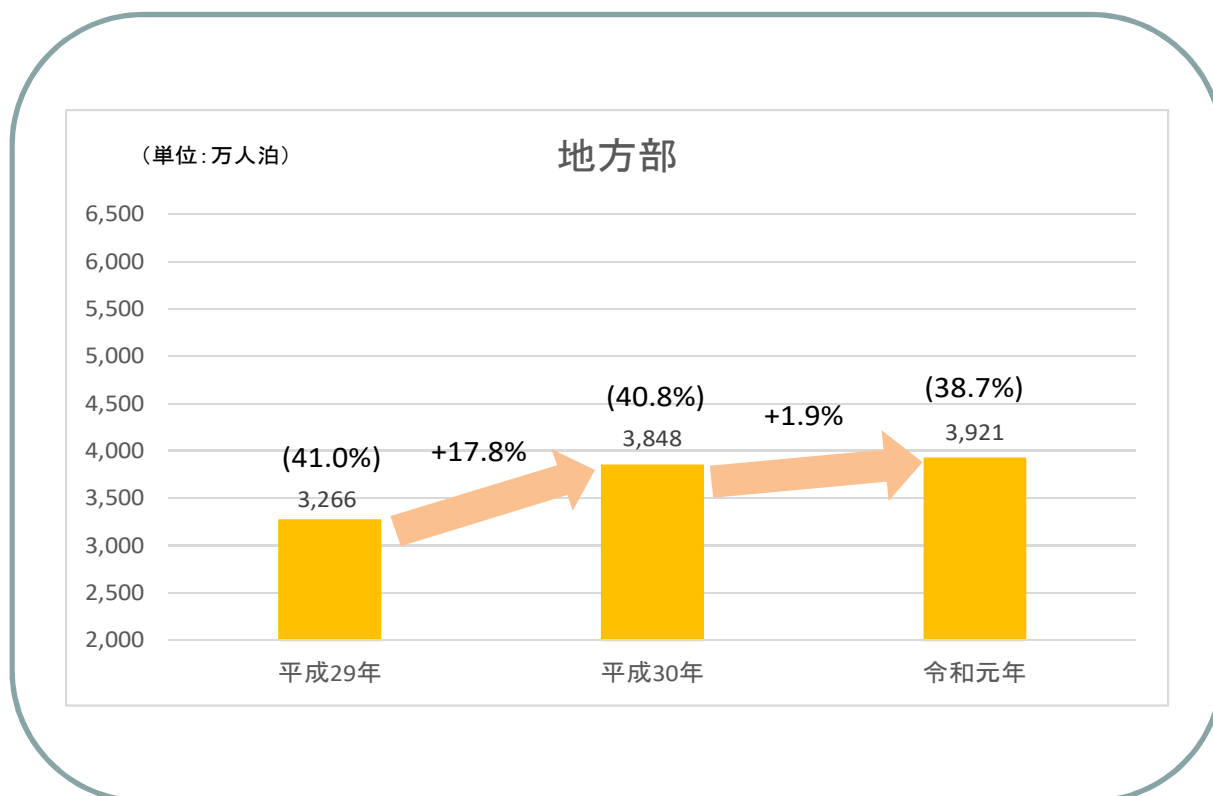
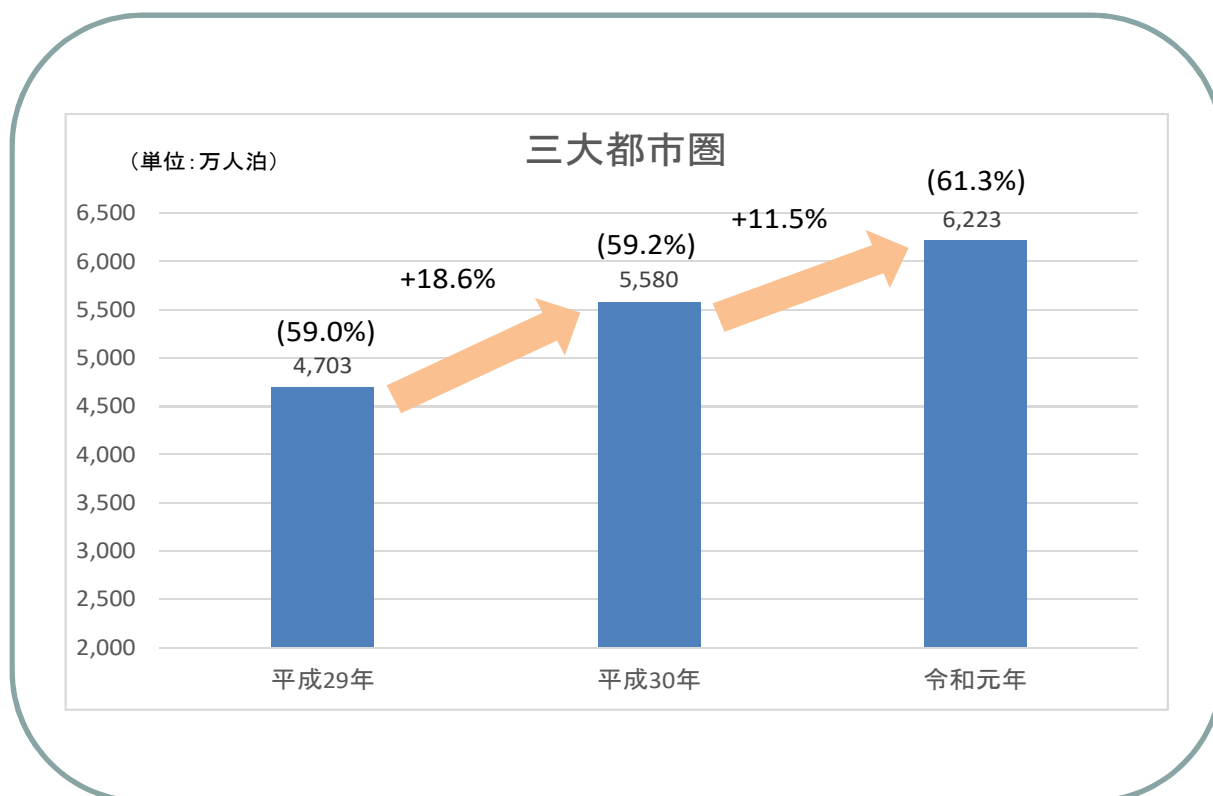
施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
全国	101,434,710	+7.6%
北海道	8,556,690	+2.7%
青森県	337,870	-3.2%
岩手県	297,770	+15.0%
宮城県	541,980	+34.8%
秋田県	130,780	+6.0%
山形県	217,580	+33.1%
福島県	202,660	+14.9%
茨城県	205,580	-19.1%
栃木県	301,670	-6.7%
群馬県	266,690	-7.8%
埼玉県	214,540	-6.9%
千葉県	4,556,610	+10.7%
東京都	24,735,660	+6.6%
神奈川県	2,944,880	+6.9%
新潟県	448,150	+10.7%
富山県	319,180	+4.2%
石川県	942,300	-3.2%
福井県	97,830	+29.0%
山梨県	2,225,540	+13.5%
長野県	1,572,440	+3.0%
岐阜県	1,453,800	-2.1%
静岡県	2,338,600	+30.4%
愛知県	3,440,020	+20.7%
三重県	380,870	+11.8%
滋賀県	398,020	-3.5%
京都府	7,966,640	+27.1%
大阪府	17,023,350	+12.6%
兵庫県	1,345,270	+6.8%
奈良県	460,830	+5.1%
和歌山県	526,020	-10.0%
鳥取県	166,300	-14.6%
島根県	89,040	+22.4%
岡山県	458,550	-2.3%
広島県	1,342,510	+8.5%
山口県	98,900	-19.4%
徳島県	133,130	+14.5%
香川県	690,820	+26.5%
愛媛県	220,300	-4.0%
高知県	92,430	+16.8%
福岡県	3,386,310	+0.6%
佐賀県	338,110	-13.7%
長崎県	742,600	-13.7%
熊本県	924,580	-8.7%
大分県	1,181,140	-18.1%
宮崎県	320,550	-1.8%
鹿児島県	790,720	-4.8%
沖縄県	6,008,880	-3.1%

※前年比は、確定値との比較である。

## ②都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(速報値))



### ③三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



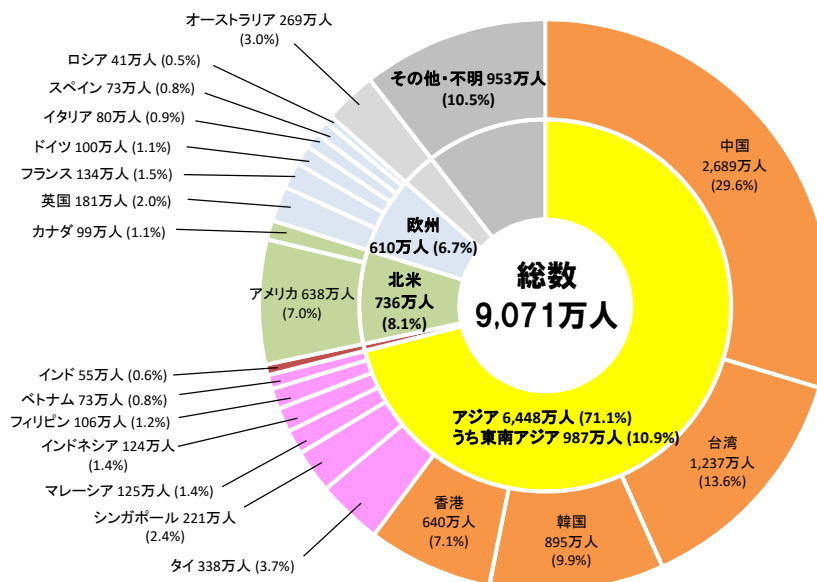
※ ( ) 内は構成比を表している。

## (2) 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数

○国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数は、第1位が中国、第2位が台湾、第3位が韓国、第4位が香港、第5位がアメリカで、上位5カ国・地域で全体の67.2%を占める。

○伸び率で見ると、イギリス(前年比+48.9%)、ベトナム(同+29.7%)、オーストラリア(同+26.5%)等が、大幅に拡大した。

### ④国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(速報値))

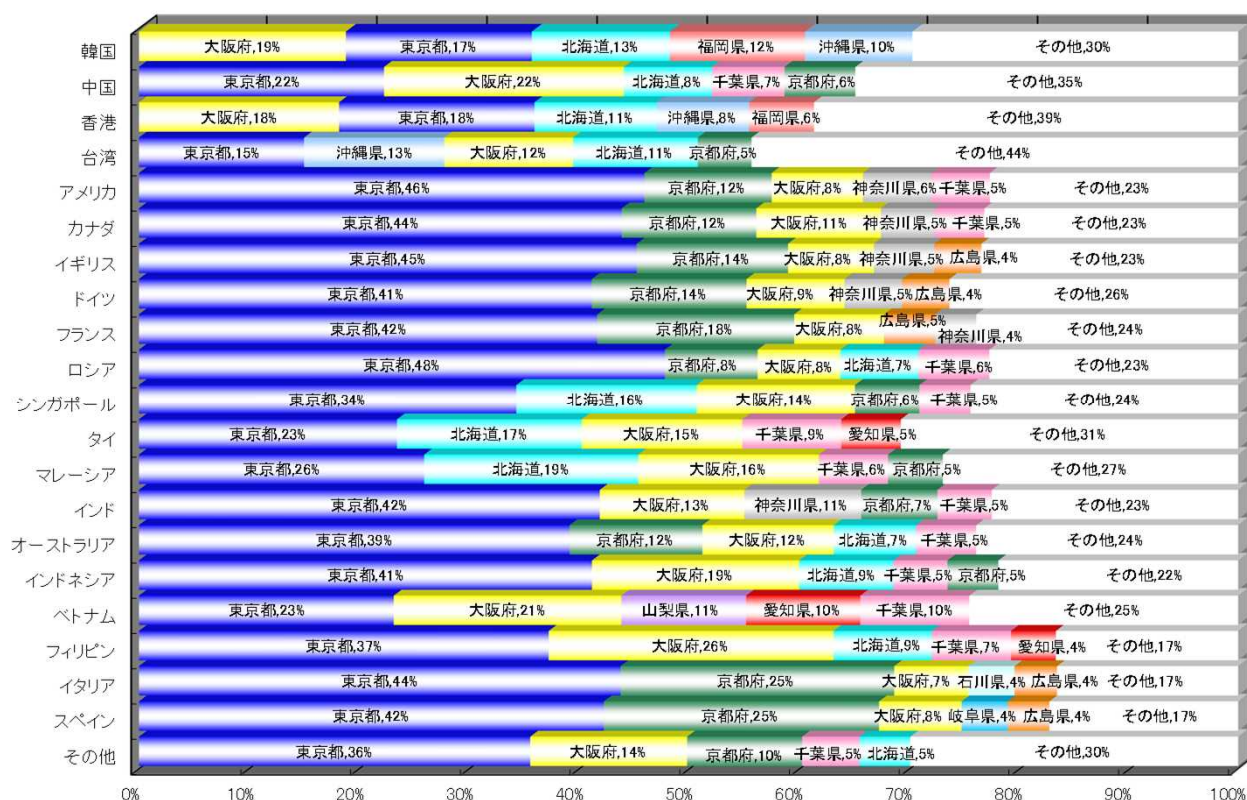


順位	国籍(出身地)	合計		前年比
		(万人泊)	シェア	
第1位	中国	26,887,910	29.6%	+21.3%
第2位	台湾	12,371,210	13.6%	+2.2%
第3位	韓国	8,950,750	9.9%	-25.1%
第4位	香港	6,399,890	7.1%	+3.0%
第5位	アメリカ	6,376,070	7.0%	+14.3%
第6位	タイ	3,380,490	3.7%	+13.9%
第7位	オーストラリア	2,694,840	3.0%	+26.5%
第8位	シンガポール	2,205,380	2.4%	+12.5%
第9位	英国	1,807,920	2.0%	+48.9%
第10位	フランス	1,341,020	1.5%	+16.2%
第11位	マレーシア	1,252,760	1.4%	+15.1%
第12位	インドネシア	1,240,000	1.4%	+4.8%
第13位	フィリピン	1,055,910	1.2%	+26.5%
第14位	ドイツ	1,002,860	1.1%	+11.9%
第15位	カナダ	988,500	1.1%	+25.0%
第16位	イタリア	796,460	0.9%	+8.6%
第17位	スペイン	734,280	0.8%	+14.7%
第18位	ベトナム	732,190	0.8%	+29.7%
第19位	インド	547,070	0.6%	+15.4%
第20位	ロシア	413,750	0.5%	+24.9%
	その他	8,259,550	9.1%	+20.0%
	合計	90,707,660	100.0%	+8.5%

- ※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成。
- ※ 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数の調査において、以下のとおり調査対象国を追加している。
  - ・平成25年第1四半期調査よりインドネシア
  - ・平成25年第2四半期調査よりベトナム、フィリピン
  - ・平成27年4月分調査よりイタリア、スペイン
- ※ 前年比は、確定値との比較である。

⑤国籍(出身地)別、都道府県別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5都道府県)  
(平成31年1月～令和元年12月(速報値))

- ほとんどの国籍(出身地)において、東京に宿泊する割合が最も高いが、韓国と香港では大阪に宿泊する割合が最も高かった。
- 東京・大阪以外では、アジア圏では、北海道に宿泊するケースが多くみられ、欧米圏では、東京に次いで京都に宿泊するケースが多くみられた。

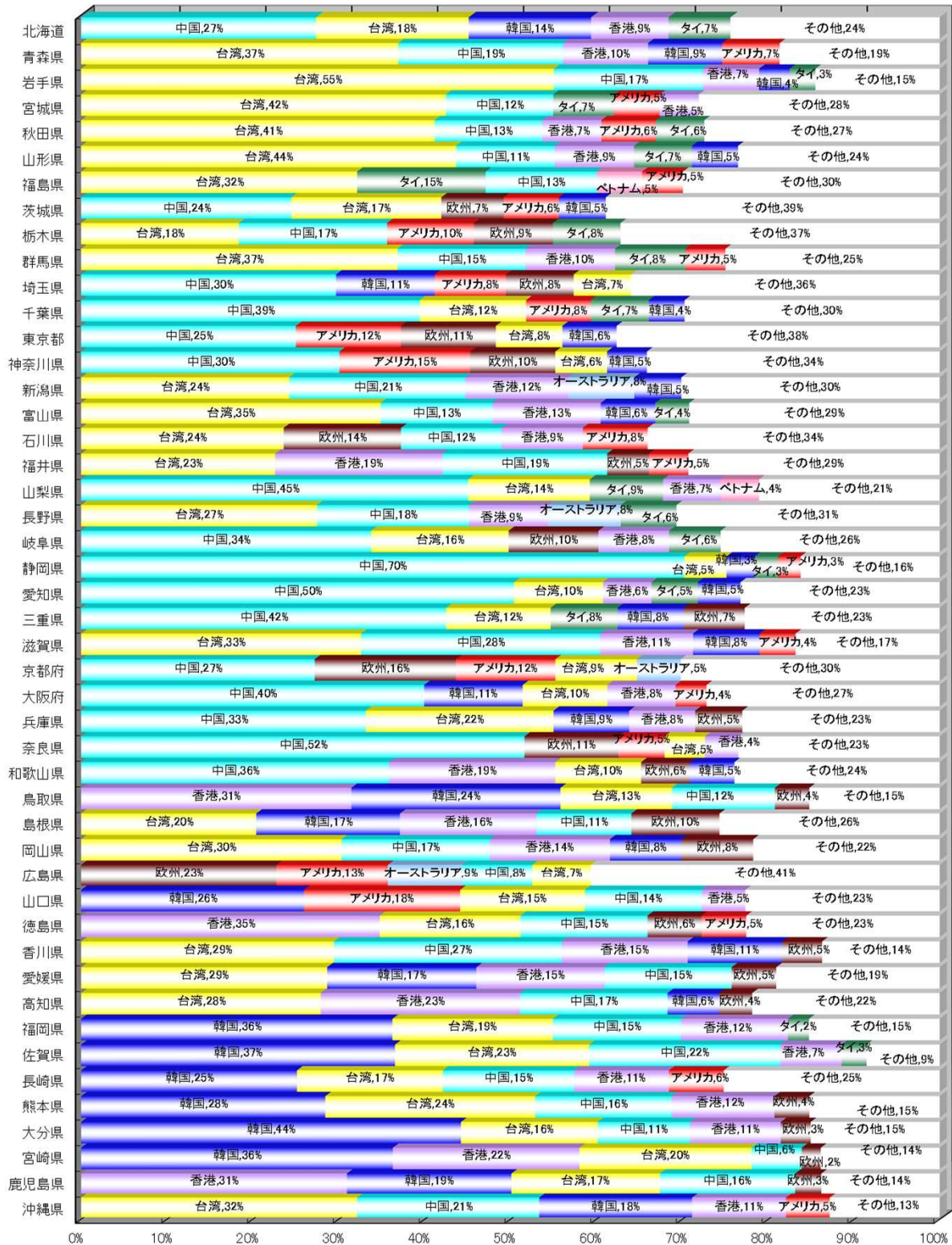


※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成



⑥都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5国籍)  
(平成31年1月～令和元年12月(速報値))

○各都道府県のトップの国・地域をみると、台湾が地方部を中心に20県、中国が三大都市圏を中心に16都道府県、韓国が九州地方を中心に7県でトップとなっている。



※ 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国  
※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成



# <参考>延べ宿泊者数・客室稼働率推移表

## ○延べ宿泊者数推移表

(単位:人泊、%)

	延べ宿泊者数		うち日本人延べ宿泊者数		うち外国人延べ宿泊者数	
		前年(同月)比		前年(同月)比		前年(同月)比
平成19年	309,381,780	—	286,727,440	—	22,654,340	—
平成20年	309,698,710	+0.1%	287,450,410	+0.3%	22,248,300	-1.8%
平成21年	301,303,940	-2.7%	283,006,170	-1.5%	18,297,770	-17.8%
平成22年	413,048,930	+15.8%	385,539,960	+14.1%	27,508,970	+42.2%
平成23年	417,234,450	-2.7%	398,818,760	-0.1%	18,415,690	-34.6%
平成24年	439,495,120	+5.3%	413,180,780	+3.6%	26,314,340	+42.9%
平成25年	465,893,370	+6.0%	432,397,640	+4.7%	33,495,730	+27.3%
平成26年	473,501,950	+1.6%	428,677,350	-0.9%	44,824,600	+33.8%
平成27年	504,078,370	+6.5%	438,463,770	+2.3%	65,614,600	+46.4%
平成28年	492,485,160	-2.3%	423,096,220	-3.5%	69,388,940	+5.8%
平成29年	509,596,860	+3.5%	429,906,270	+1.6%	79,690,590	+14.8%
平成30年	538,001,500	+5.6%	443,726,260	+3.2%	94,275,240	+18.3%
令和元年	543,235,880	+1.0%	441,801,170	-0.4%	101,434,710	+7.6%
平成30年						
	1月	+3.2%	31,171,740	+2.4%	6,792,680	+6.8%
	2月	+6.1%	31,560,990	+2.8%	7,338,660	+23.0%
	3月	+4.1%	38,305,660	+1.4%	7,339,200	+20.9%
	4月	+6.4%	33,630,370	+4.8%	8,878,900	+12.7%
	5月	+3.4%	36,635,630	+0.4%	7,809,530	+20.0%
	6月	+8.0%	33,587,280	+4.7%	7,818,990	+24.9%
	7月	+2.7%	38,028,900	-0.9%	9,113,960	+21.5%
	8月	+5.1%	51,258,710	+2.4%	8,456,930	+25.7%
	9月	+5.4%	37,635,380	+3.9%	6,804,510	+14.6%
	10月	+6.3%	38,338,320	+5.4%	8,244,600	+10.9%
	11月	+7.5%	37,673,580	+5.4%	7,609,070	+19.6%
	12月	+9.3%	35,899,690	+7.1%	8,068,220	+20.7%
平成31年						
	1月	+3.7%	31,068,740	-0.3%	8,299,640	+22.2%
	2月	+2.4%	31,552,880	-0.0%	8,267,390	+12.7%
	3月	+2.7%	38,497,160	+0.5%	8,375,530	+14.1%
	4月	+9.4%	36,446,290	+8.4%	10,055,850	+13.3%
令和元年						
	5月	+6.5%	38,700,710	+5.6%	8,618,650	+10.4%
	6月	+1.3%	33,415,410	-0.5%	8,549,260	+9.3%
	7月	+0.4%	37,742,090	-0.8%	9,579,460	+5.1%
	8月	-2.4%	49,968,200	-2.5%	8,315,870	-1.7%
	9月	-1.5%	36,833,900	-2.1%	6,920,770	+1.7%
	10月	-2.5%	36,431,830	-5.0%	8,966,220	+8.8%
	11月	-1.7%	36,847,000	-2.2%	7,684,830	+1.0%
	12月	-4.3%	34,296,960	-4.5%	7,801,240	-3.3%

※ 平成22年4月～6月期調査より、調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設に拡充している。  
この点を踏まえ、平成20年～平成23年における前年比は、従業者数10人以上の宿泊施設の実績をもとに算出している。

※ 1) 平成19年～平成30年の数値は確定値、2) 令和元年及び平成31年1月～令和元年12月の数値は第2次速報値である。

# ○宿泊施設タイプ別客室稼働率推移表

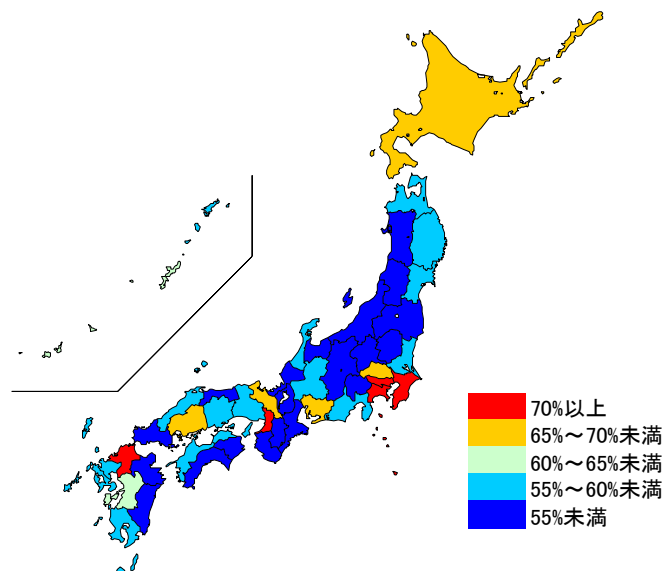
(単位:%)

		全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所	
平成19年 平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年	1)	平成19年					—	
		平成20年					—	
		平成21年	59.7	49.4	53.3	67.2	71.1	—
		平成22年	64.0	52.9	52.6	68.3	75.7	—
		平成23年	51.8	34.7	46.8	62.3	67.1	—
		平成24年	54.8	35.5	48.0	67.3	72.5	—
		平成25年	55.2	33.4	52.3	69.5	75.7	—
		平成26年	57.4	35.2	54.0	72.1	77.3	—
		平成27年	60.3	37.0	56.0	74.2	79.2	27.1
		平成28年	59.7	37.1	56.9	74.4	78.7	25.0
		平成29年	60.5	37.5	57.5	75.3	79.5	28.0
平成30年	61.2	38.8	58.3	75.5	80.2	30.2		
令和元年	2)	62.1	39.5	58.6	75.4	79.4	30.1	
平成30年	1)	1月	52.1	32.8	51.7	65.2	69.7	22.7
		2月	60.2	37.2	57.7	75.6	79.9	27.9
		3月	61.1	37.8	60.3	76.2	80.6	30.0
		4月	60.9	36.2	55.7	76.1	82.1	29.8
		5月	60.6	39.3	56.8	74.2	80.1	29.7
		6月	59.5	35.9	54.6	74.5	80.4	27.7
		7月	61.8	38.0	59.4	75.7	80.9	33.2
		8月	69.7	50.7	72.9	80.9	84.2	44.0
		9月	61.6	38.9	57.6	76.1	78.1	31.8
		10月	64.0	41.9	59.8	78.8	82.5	29.4
		11月	64.4	41.5	57.8	79.7	84.8	29.2
		12月	58.6	35.4	54.7	72.3	78.2	27.1
平成31年	2)	1月	53.2	33.5	52.1	65.4	69.7	21.7
		2月	61.0	38.2	58.8	75.3	79.4	26.7
		3月	62.8	40.0	60.4	76.9	81.2	29.0
		4月	64.7	39.4	57.5	78.9	82.8	32.8
令和元年	2)	5月	62.8	41.4	59.8	75.6	80.0	31.0
		6月	60.3	36.7	56.1	74.0	79.6	26.2
		7月	62.9	38.5	60.3	75.8	80.6	34.9
		8月	69.0	50.8	71.1	79.3	82.9	42.4
		9月	62.7	39.6	59.6	76.1	79.1	32.4
		10月	62.9	39.5	57.4	77.0	80.4	28.8
		11月	64.7	41.7	57.4	79.8	82.1	29.2
		12月	57.6	34.9	52.7	71.1	75.6	25.1

※ 平成22年4月～6月期調査より、調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設に拡充している。

※ 1) 平成19年～平成30年の数値は確定値、2) 令和元年及び平成31年1月～令和元年12月の数値は第2次速報値である。

## 一都道府県別客室稼働率(平成31年1月～令和元年12月(速報値))一



## 宿泊旅行統計調査の概要

1. 調査対象期間                      毎月(1ヶ月間)

2. 調査施設                            全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの

全宿泊施設     : 54,867施設

調査施設数     :

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	19,503	12,359	7,144
平成31年2月	19,507	12,360	7,147
平成31年3月	19,514	12,365	7,149
平成31年4月	19,358	12,484	6,874
令和元年5月	19,380	12,493	6,887
令和元年6月	19,384	12,495	6,889
令和元年7月	19,206	12,428	6,778
令和元年8月	19,217	12,435	6,782
令和元年9月	19,210	12,436	6,774
令和元年10月	19,052	12,386	6,666
令和元年11月	19,020	12,374	6,646
令和元年12月	18,982	12,348	6,634

有効回収率     :

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	52.5%	60.0%	39.6%
平成31年2月	52.9%	60.0%	40.7%
平成31年3月	51.5%	59.2%	38.2%
平成31年4月	53.1%	61.2%	38.4%
令和元年5月	53.8%	60.8%	41.2%
令和元年6月	51.7%	59.2%	38.2%
令和元年7月	50.9%	58.9%	36.2%
令和元年8月	52.4%	59.7%	39.1%
令和元年9月	51.4%	58.7%	37.8%
令和元年10月	51.4%	58.5%	38.2%
令和元年11月	52.7%	60.1%	39.0%
令和元年12月	52.6%	60.3%	38.2%

## 宿泊旅行統計調査の活用における留意点

○当資料の数値は暫定値であるため、確定値において数値が変更します。

○平成22年第2四半期(4～6月調査)から、従業者数10人未満の施設も調査対象となり、その際に母集団数に差異が生じております。調査結果をご活用の際は以下の点にご留意下さい。

### ● 母集団施設数について

- ・平成21年(確定値)第1四半期:従業者数10人以上の施設(約1万施設)
- ・平成22年(確定値)第1四半期以降:従業者数10人以上の施設(約1.2万施設)

※従業者数10人以上の施設でも、平成21年確定値と平成22年確定値の母集団数には差があります。比較する際には、第1表をご確認頂く等、ご注意下さい。

## 調査対象拡充の概要

### 1. 平成22年第1四半期以前の調査

#### (1) 調査対象施設

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国の従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所の宿泊施設

#### (2) 集計結果

全国の従業者数10人以上の宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

### 2. 平成22年第2四半期以降の調査 ※下線部は主な追加・変更点

#### (1) 調査対象施設

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの宿泊施設

調査施設については、従業者数に応じて以下のとおり

- 従業者数10人以上の事業所 : 全数(悉皆)調査
- 従業者数5人～9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出してサンプル調査
- 従業者数0人～4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出してサンプル調査

#### (2) 集計結果

全国のすべての宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

### ● 宿泊旅行統計調査の詳細データについて

<宿泊旅行統計調査>の詳細データについては、下記ホームページに掲載しています。

国土交通省観光庁ホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

観光庁

統計情報・白書

統計情報

宿泊旅行統計調査

(宿泊旅行統計ホームページ)

令和2年分の「旅行・観光消費動向調査」、「宿泊旅行統計調査」及び「訪日外国人消費動向調査」の公表予定日は以下のとおりです。

【令和2年】

調査名		対象期間		公表日程		
旅行・観光消費動向調査	速報	令和2年 1- 3月分		令和2年 5月 長官会見日		
	速報	// 4- 6月分		// 8月 長官会見日		
	速報	// 7- 9月分		// 11月 長官会見日		
	速報	// 10-12月分		令和3年 2月 長官会見日		
	年次確報	令和元年分		令和2年 4月 長官会見日		
	年次確報	令和2年分		令和3年 4月末頃		
宿泊旅行統計調査	1次	2次	令和元年12月分	済	済	
	1次	2次	令和2年 1月分	済	令和2年 3月31日	
	1次	2次	// 2月分	令和2年 3月31日	// 4月30日	
	1次	2次	// 3月分	// 4月30日	// 5月29日	
	1次	2次	// 4月分	// 5月29日	// 6月30日	
	1次	2次	// 5月分	// 6月30日	// 7月31日	
	1次	2次	// 6月分	// 7月31日	// 8月31日	
	1次	2次	// 7月分	// 8月31日	// 9月30日	
	1次	2次	// 8月分	// 9月30日	// 10月30日	
	1次	2次	// 9月分	// 10月30日	// 11月30日	
	1次	2次	// 10月分	// 11月30日	// 12月25日	
	1次	2次	// 11月分	// 12月25日	令和3年 1月29日	
	1次	2次	// 12月分	令和3年 1月29日	// 2月26日	
	年次速報		令和元年分		済	
	年次確報		//		令和2年 6月30日	
	年次速報		令和2年分		令和3年 2月26日	
年次確報		//		// 6月30日		
訪日外国人消費動向調査	速報	令和2年 1- 3月分		令和2年 4月 長官会見日		
	速報	// 4- 6月分		// 7月 長官会見日		
	速報	// 7- 9月分		// 10月 長官会見日		
	速報	// 10-12月分		令和3年 1月 長官会見日		
	年次確報	令和元年分		令和2年 3月末頃		
	年次速報	令和2年分		令和3年 1月 長官会見日		
	年次確報	//		令和3年 3月末頃		



# 観光統計

## 宿泊旅行統計調査

令和2年6月30日  
観光庁

(令和元年・年間値(確定値))

～2月28日公表の速報値からの変更点(概要)～

○令和元年の宿泊旅行統計調査については、令和2年2月28日に「年間値(速報値)」を公表したところですが、今般、速報値の公表後に回収した調査票の情報をデータとして取込み、あらためて再集計を行いましたので、その結果を「年間値(確定値)」として公表いたします。

○変更点(概要)は下記のとおりです。詳細については、「**宿泊旅行統計調査(令和元年・年間値(確定値))**」をご覧ください。

### ◆延べ宿泊者数

<速報値> (万人泊)

	全体	日本人	外国人
平成31年1月～令和元年12月	54,324	44,180	10,143
(前年比)	+1.0%	-0.4%	+7.6%

<確定値> (万人泊)

	全体	日本人	外国人
平成31年1月～令和元年12月	59,592	48,027	11,566
(前年比)	+10.8%	+8.2%	+22.7%

### ◆客室稼働率

<速報値> (%)

	全体	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所
平成31年1月～令和元年12月	62.1	39.5	58.6	75.4	79.4	30.1

<確定値> (%)

	全体	旅館	リゾートホテル	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所
平成31年1月～令和元年12月	62.7	39.6	58.5	75.8	79.5	33.4

問い合わせ先  
 観光庁観光戦略課観光統計調査室 ○○、○○、○○  
 TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217)  
 03-5253-8325(直通)  
 FAX 03-5253-1691

# 観光統計

## 宿泊旅行統計調査 (令和元年・年間値(確定値))

令和2年6月30日  
観光庁

### 1. 延べ宿泊者数

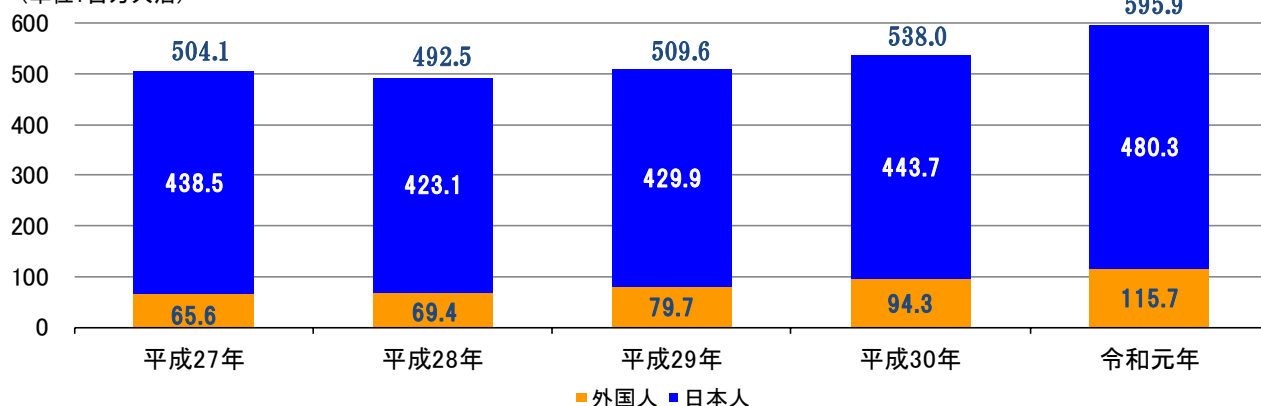
- 延べ宿泊者数(全体)は、**5億9,592万人泊**(前年比+10.8%)であった。
- 日本人延べ宿泊者数は、**4億8,027万人泊**(前年比+8.2%)であった。
- 外国人延べ宿泊者数は、**1億1,566万人泊**(前年比+22.7%)となり、調査開始以降最高となった。

(万人泊)

	全体	日本人	外国人
平成31年1月 ～令和元年12月	59,592	48,027	11,566
(前年比)	+10.8%	+8.2%	+22.7%

### 一年別・延べ宿泊者数推移(H27～R1)

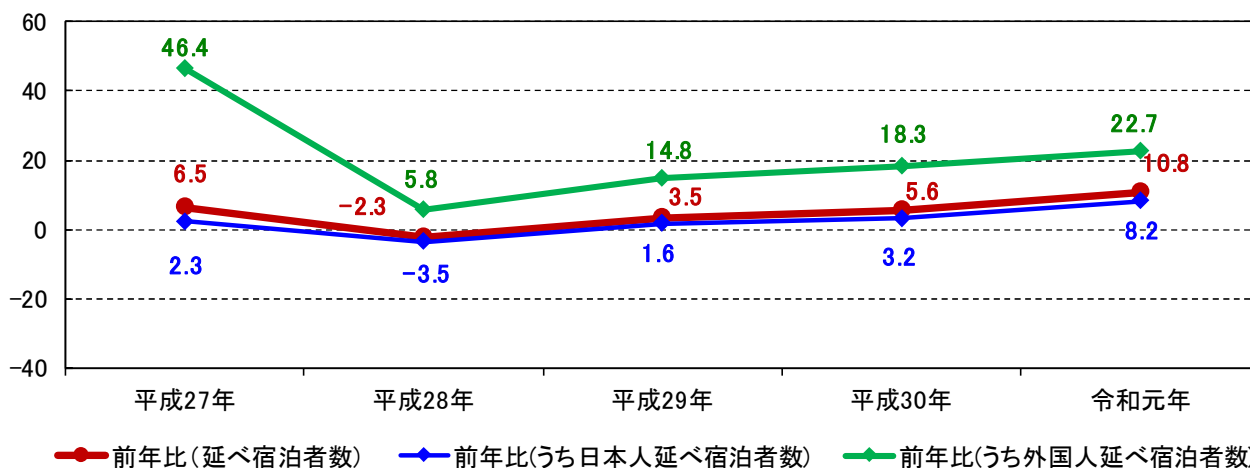
(単位:百万人泊)



※上表の青字にした数値は、日本人及び外国人の延べ宿泊者数を合計した全体の数値である。

### 延べ宿泊者数前年比の推移

(%)



## 2. 客室稼働率

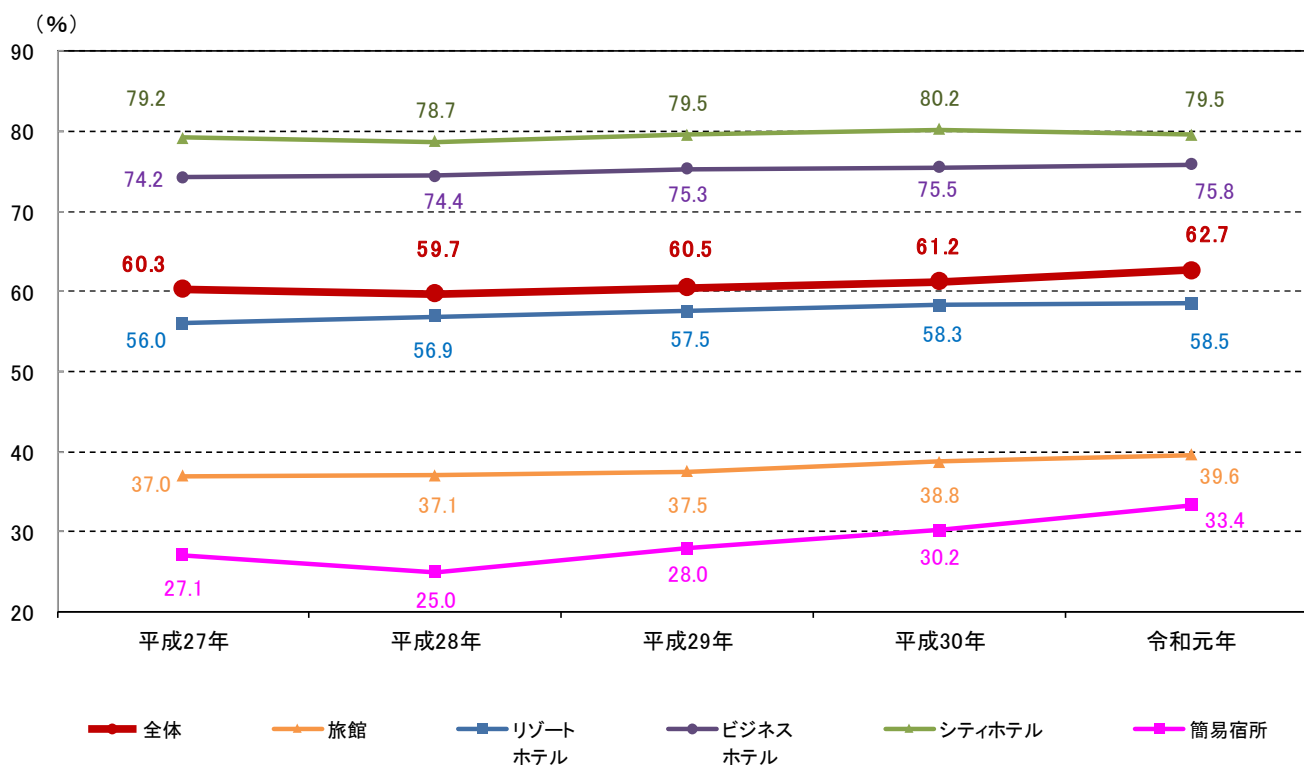
- 客室稼働率は全体で62.7%であった。施設タイプ別では、**ビジネスホテル(75.8%)**、**リゾートホテル(58.5%)**、**旅館(39.6%)**が、平成22年の調査対象拡充(※1)以降の**最高値**となった。
- 客室稼働率が80%を超えた都道府県は、**シティホテル6箇所**(平成30年:10箇所)、**ビジネスホテル4箇所**(同:6箇所)、**リゾートホテルは2箇所**(同:2箇所)であった。
- 東京都では全体の稼働率が**79.5%**と全国で最も高く、**ビジネスホテル84.0%**も全国で最も高い値となった。

※1 平成19年の調査開始当初は、従業者数10人以上の宿泊施設のみを調査対象としていたが、平成22年第2四半期調査から調査対象を従業者数9人以下の宿泊施設にも拡充している。

(%)

	全 体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所
平成31年1月 ～令和元年12月	62.7	39.6	58.5	75.8	79.5	33.4
平成30年1月～12月	61.2	38.8	58.3	75.5	80.2	30.2

### －施設タイプ別客室稼働率の推移－





一都道府県別宿泊施設タイプ別客室稼働率(平成31年1月～令和元年12月(確定値))一

(左、単位：％、右(「全体」は中央)：宿泊施設タイプ別の都道府県順位)

	全体		旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティ ホテル	簡易宿所						
		前年差											
全国	62.7	-	39.6	-	58.5	-	75.8	-	79.5	-	33.4	-	
北海道	65.3	10	+2.1	50.2	2	53.2	19	75.8	12	78.0	10	39.5	8
青森県	56.6	22	-2.6	35.8	34	47.5	33	69.5	33	61.8	46	33.6	14
岩手県	55.7	25	+2.0	39.9	24	50.6	25	73.7	20	73.1	23	23.6	24
宮城県	57.5	20	+0.1	41.4	21	50.0	27	65.5	44	62.3	45	30.2	16
秋田県	52.5	35	+2.3	36.8	32	42.3	40	69.2	34	71.9	27	18.7	32
山形県	51.2	39	-0.2	38.4	26	32.4	47	70.6	29	68.5	32	11.9	46
福島県	51.8	38	+5.1	42.7	18	52.6	20	66.6	43	66.7	37	36.6	11
茨城県	59.5	15	+3.4	34.7	36	39.9	44	72.0	27	65.7	39	37.4	10
栃木県	50.7	42	-3.0	41.7	19	51.2	24	69.6	32	65.3	41	13.7	42
群馬県	54.1	32	+2.3	46.3	9	47.2	34	75.2	15	63.0	43	13.0	45
埼玉県	70.2	6	+4.8	49.9	3	41.4	43	74.8	16	75.9	15	45.9	4
千葉県	70.6	4	+2.0	39.9	24	84.1	2	73.8	19	81.3	5	23.1	25
東京都	79.5	1	-0.5	44.7	12	64.3	8	84.0	1	84.2	4	52.1	2
神奈川県	70.4	5	+4.8	51.2	1	66.9	6	84.0	1	84.5	3	51.2	3
新潟県	44.3	45	+2.6	26.2	45	35.9	46	67.0	41	68.4	33	14.1	40
富山県	52.4	36	+2.0	30.7	41	43.4	39	63.0	46	67.2	35	28.5	18
石川県	59.8	14	-3.5	47.3	6	51.4	22	70.3	30	71.7	28	30.4	15
福井県	50.9	41	+2.0	38.0	28	47.6	32	76.5	11	61.6	47	13.4	44
山梨県	47.5	43	+2.8	40.8	22	57.8	15	75.4	14	65.2	42	21.6	27
長野県	39.2	47	+2.1	28.7	43	42.2	41	71.4	28	75.5	18	13.6	43
岐阜県	58.0	18	+5.7	43.5	14	49.4	29	79.6	6	75.6	17	28.7	17
静岡県	59.1	17	+2.1	48.2	4	54.7	18	73.6	21	74.8	19	23.8	23
愛知県	68.8	8	-1.3	30.9	40	51.5	21	75.6	13	76.8	12	39.3	9
三重県	55.0	29	-0.7	41.6	20	50.2	26	72.1	26	72.6	25	10.4	47
滋賀県	53.7	33	+2.9	37.7	30	59.5	12	66.8	42	74.8	19	17.1	33
京都府	66.3	9	+1.6	44.1	13	59.3	13	80.1	4	79.9	7	43.6	5
大阪府	79.0	2	-0.6	36.2	33	90.9	1	79.8	5	85.4	1	60.6	1
兵庫県	56.7	21	+0.9	38.0	28	56.7	17	74.6	18	75.8	16	16.7	34
奈良県	44.2	46	-4.8	27.3	44	75.6	3	60.8	47	76.8	12	20.8	29
和歌山県	46.5	44	+0.2	34.6	37	51.3	23	72.6	25	74.1	21	25.7	21
鳥取県	52.6	34	-3.6	45.7	11	49.6	28	69.1	35	76.5	14	19.8	31
島根県	55.3	26	+2.1	46.7	7	41.7	42	73.1	23	73.4	22	16.0	35
岡山県	61.9	12	+2.4	31.4	39	38.1	45	83.8	3	66.6	38	20.6	30
広島県	69.3	7	+3.1	43.5	14	61.9	10	79.1	9	85.2	2	35.3	12
山口県	54.8	30	-4.0	34.4	38	46.3	36	67.7	38	68.1	34	13.9	41
徳島県	52.0	37	+0.6	26.0	46	57.9	14	67.6	39	62.7	44	21.9	26
香川県	59.3	16	-1.2	46.2	10	65.5	7	70.0	31	65.6	40	34.1	13
愛媛県	56.1	23	-2.0	48.0	5	62.3	9	65.5	44	72.0	26	15.8	36
高知県	51.1	40	+3.4	37.3	31	47.8	31	67.8	37	71.0	30	15.0	37
福岡県	71.7	3	-0.5	30.7	41	44.4	38	79.5	7	80.2	6	40.2	7
佐賀県	58.0	18	-4.0	46.6	8	70.5	4	77.3	10	67.1	36	27.3	20
長崎県	55.1	27	-2.8	40.1	23	57.2	16	73.5	22	72.7	24	14.8	38
熊本県	60.7	13	-1.4	43.2	17	48.4	30	79.2	8	78.7	9	27.4	19
大分県	54.4	31	-2.8	43.3	16	59.7	11	69.0	36	69.7	31	21.4	28
宮崎県	55.1	27	+0.7	35.6	35	45.4	37	67.2	40	77.1	11	14.2	39
鹿児島県	56.0	24	-2.4	38.3	27	46.9	35	73.1	23	71.7	28	24.7	22
沖縄県	64.7	11	+1.0	25.8	47	68.0	5	74.8	16	79.5	8	40.9	6

※宿泊施設タイプ別に見たとき、客室稼働率が最も大きかった都道府県を朱書きにしている。  
 また、客室稼働率が80%を超えている都道府県は青色、90%を超えている都道府県は黄色で示している。  
 ※「全体」の前年差は、前年の客室稼働率との差分を示している(前年比ではない)。

問い合わせ先  
 観光庁観光戦略課観光統計調査室 ○○、○○、○○  
 TEL 03-5253-8111(内線 27-214、27-216、27-217)  
 03-5253-8325(直通)  
 FAX 03-5253-1691

## ～調査結果概要～

- 延べ宿泊者数は、5億9,592万人泊(前年比+10.8%)で、うち外国人延べ宿泊者数は1億1,566万人泊(前年比+22.7%)。延べ宿泊者全体に占める外国人宿泊者の割合は19.4%。
- 都道府県別に見ると、1位は東京都、2位は大阪府、3位は北海道、4位は沖縄県、5位は京都府となった。

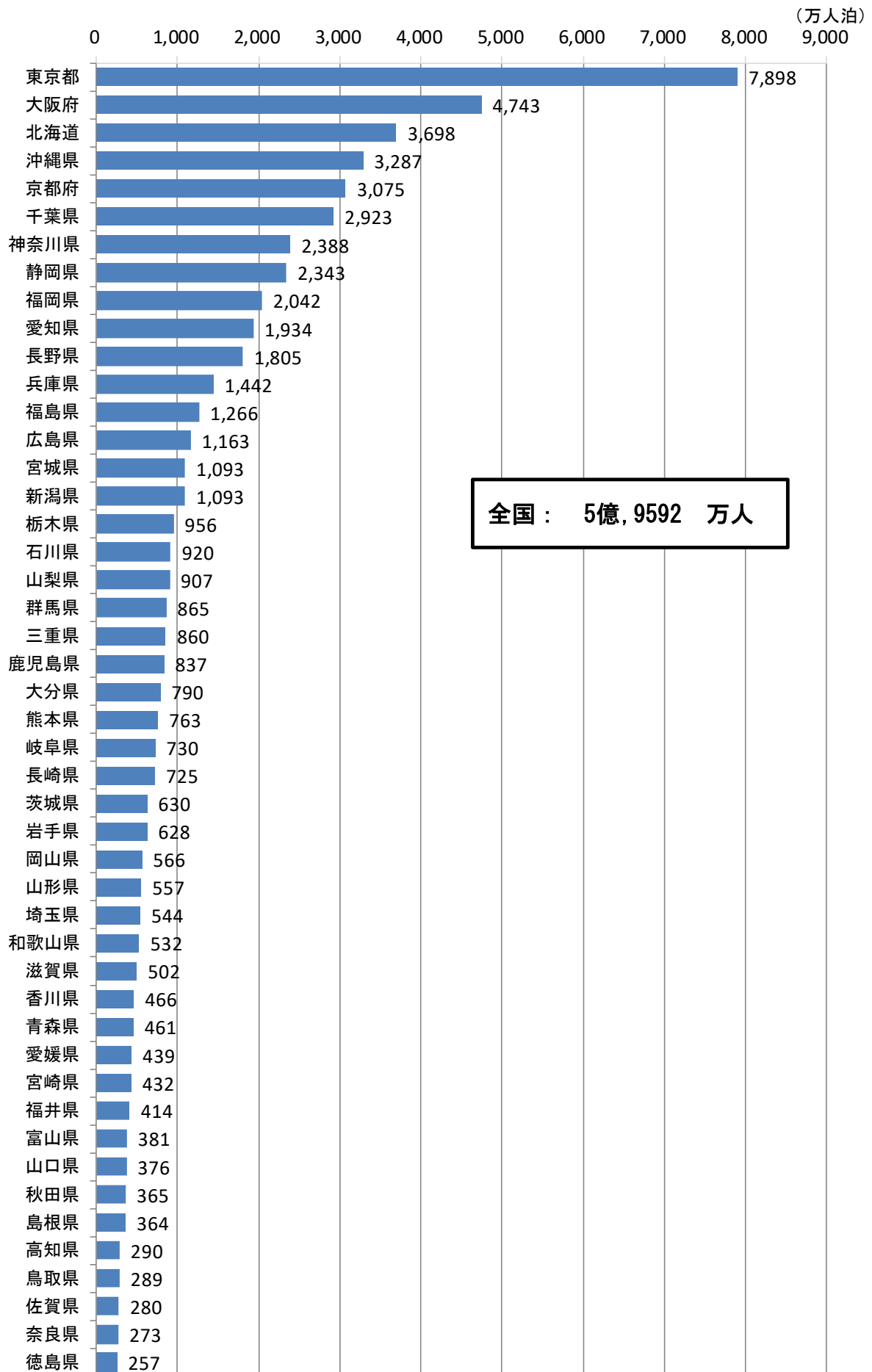
### 1. 都道府県別延べ宿泊者数

①都道府県別延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(確定値))と前年比

(単位:人泊)

施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
全国	595,921,480	+10.8%
北海道	36,983,420	+4.7%
青森県	4,605,770	-9.0%
岩手県	6,276,670	+2.9%
宮城県	10,934,100	+5.1%
秋田県	3,653,930	+4.2%
山形県	5,571,860	+2.6%
福島県	12,657,410	+11.1%
茨城県	6,299,850	+6.9%
栃木県	9,559,870	+1.0%
群馬県	8,648,440	+4.1%
埼玉県	5,436,560	+10.7%
千葉県	29,229,120	+14.2%
東京都	78,981,720	+19.5%
神奈川県	23,883,890	+3.7%
新潟県	10,930,410	+11.9%
富山県	3,807,890	+0.7%
石川県	9,200,650	+0.8%
福井県	4,144,090	+2.1%
山梨県	9,072,350	+5.3%
長野県	18,052,570	-1.5%
岐阜県	7,304,310	+6.6%
静岡県	23,429,440	+7.2%
愛知県	19,337,740	+13.7%
三重県	8,599,890	-3.4%
滋賀県	5,016,150	+3.8%
京都府	30,749,560	+50.4%
大阪府	47,427,510	+18.9%
兵庫県	14,417,170	+7.7%
奈良県	2,726,320	+6.0%
和歌山県	5,324,320	+3.7%
鳥取県	2,887,920	-18.9%
島根県	3,641,650	+22.4%
岡山県	5,660,680	+0.8%
広島県	11,630,710	+17.5%
山口県	3,761,960	-13.6%
徳島県	2,568,550	+15.5%
香川県	4,659,250	+15.1%
愛媛県	4,385,520	+3.2%
高知県	2,903,110	-3.7%
福岡県	20,420,380	+22.0%
佐賀県	2,801,730	+1.8%
長崎県	7,248,850	-7.7%
熊本県	7,633,470	-5.2%
大分県	7,902,700	+1.7%
宮崎県	4,320,060	+3.9%
鹿児島県	8,366,340	-5.6%
沖縄県	32,865,670	+22.7%

②都道府県別延べ宿泊者数（平成31年1月～令和元年12月（確定値））



## 2. 外国人延べ宿泊者数

### (1)都道府県別外国人延べ宿泊者数

- 外国人延べ宿泊者数は、1億1,566万人泊で調査開始以降最高となった。
- 三大都市圏と地方部(※2)で外国人延べ宿泊者数の対前年比を比較すると、三大都市圏で+30.1%、地方部で+12.0%と、三大都市圏の伸びが地方部の伸びを上回った。
- 都道府県別に見ると1位は東京都、2位は大阪府、3位は京都府、4位は北海道、5位は沖縄県となった。

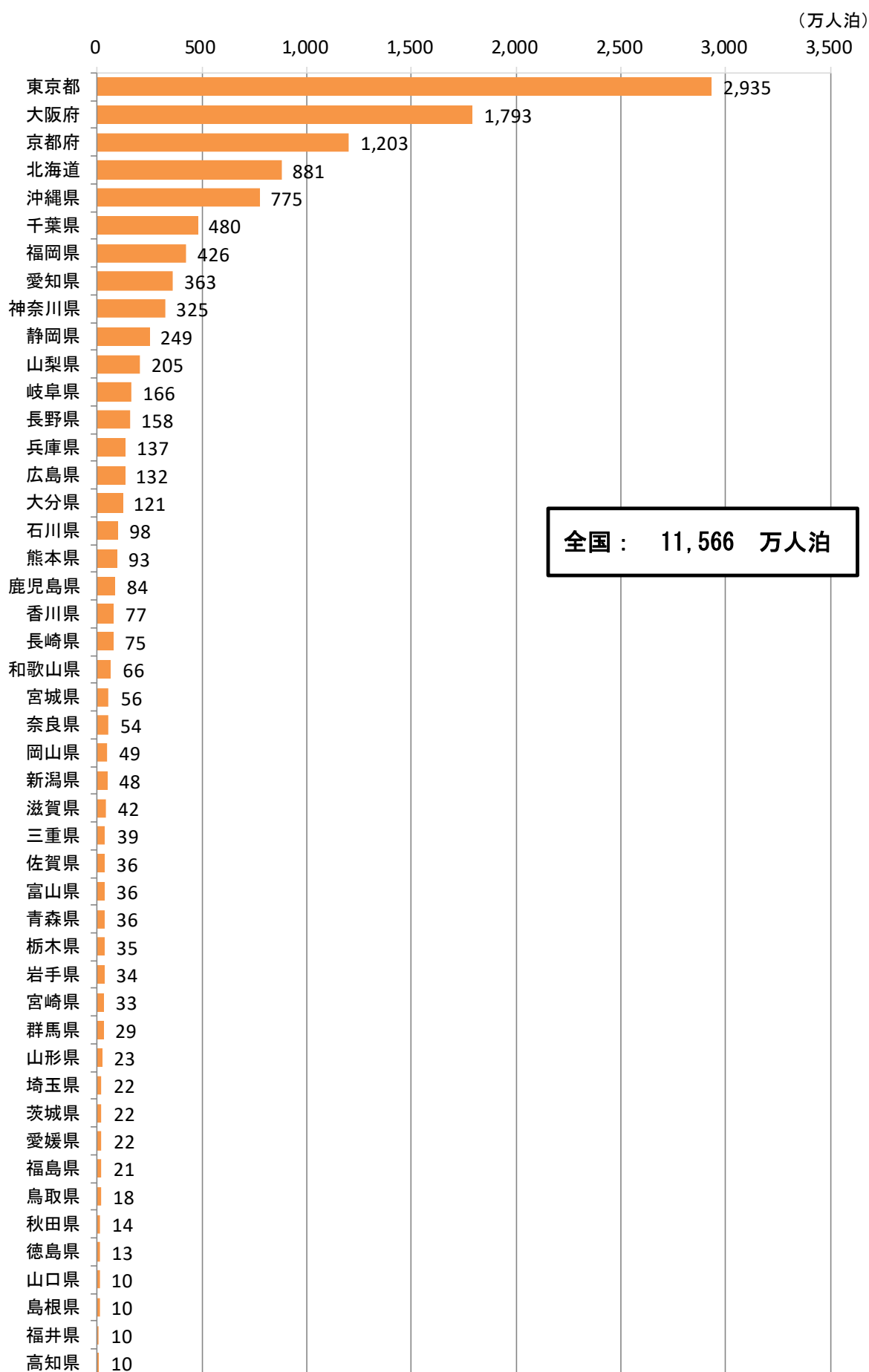
※2)三大都市圏とは、「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

#### ①都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(確定値))と前年比

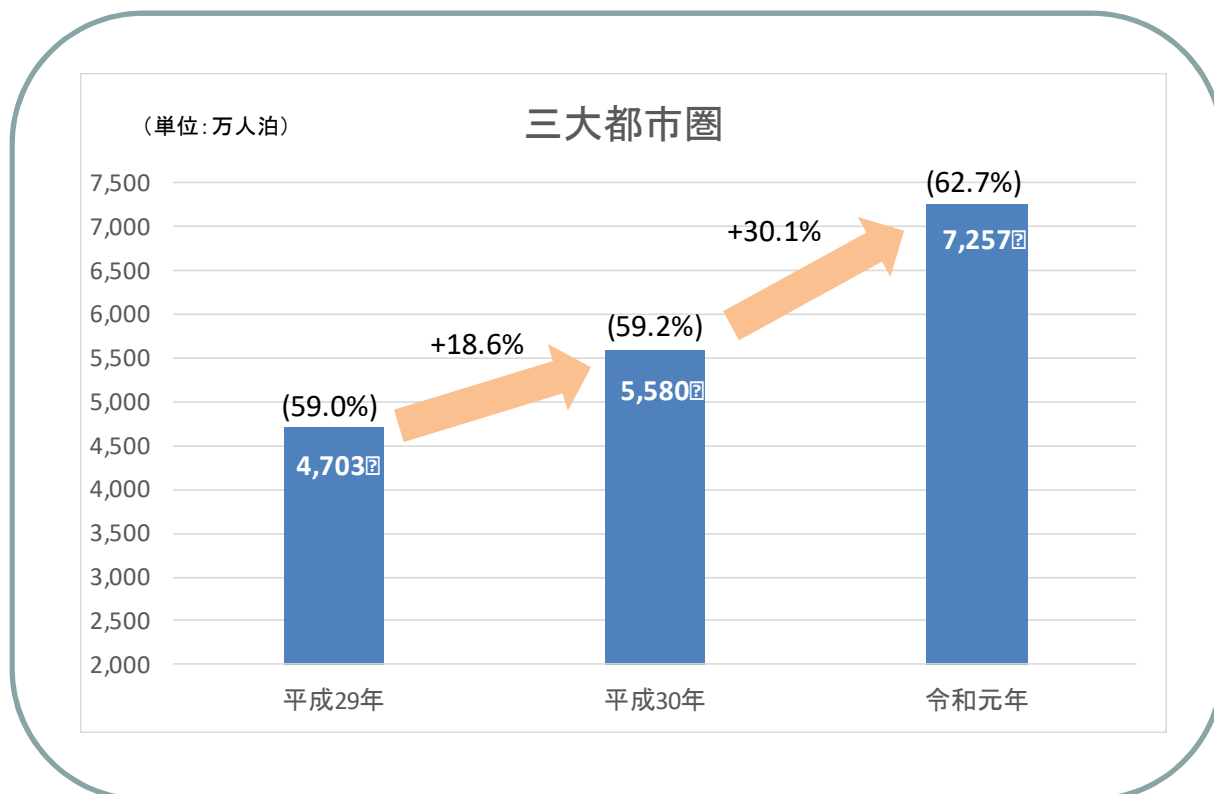
(単位:人泊)

施設所在地	延べ宿泊者数	前年比
全国	115,656,350	+22.7%
北海道	8,805,160	+5.6%
青森県	356,550	+2.1%
岩手県	343,970	+32.8%
宮城県	563,040	+40.0%
秋田県	139,400	+12.9%
山形県	234,050	+43.2%
福島県	214,690	+21.7%
茨城県	217,410	-14.5%
栃木県	354,830	+9.7%
群馬県	292,490	+1.1%
埼玉県	219,520	-4.8%
千葉県	4,798,250	+16.6%
東京都	29,350,650	+26.5%
神奈川県	3,248,700	+18.0%
新潟県	480,490	+18.7%
富山県	357,830	+16.9%
石川県	984,720	+1.1%
福井県	97,730	+28.8%
山梨県	2,054,960	+4.8%
長野県	1,577,570	+3.3%
岐阜県	1,660,330	+11.9%
静岡県	2,493,790	+39.0%
愛知県	3,633,500	+27.5%
三重県	388,950	+14.2%
滋賀県	423,890	+2.8%
京都府	12,025,050	+91.9%
大阪府	17,926,170	+18.5%
兵庫県	1,366,850	+8.5%
奈良県	535,290	+22.0%
和歌山県	658,480	+12.7%
鳥取県	184,600	-5.2%
島根県	104,090	+43.1%
岡山県	486,600	+3.7%
広島県	1,322,280	+6.9%
山口県	104,360	-14.9%
徳島県	133,560	+14.9%
香川県	771,730	+41.3%
愛媛県	216,270	-5.8%
高知県	95,360	+20.5%
福岡県	4,261,960	+26.6%
佐賀県	359,240	-8.3%
長崎県	753,310	-12.4%
熊本県	934,990	-7.7%
大分県	1,206,780	-16.3%
宮崎県	326,260	-0.1%
鹿児島県	839,900	+1.1%
沖縄県	7,750,760	+25.0%

②都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(確定値))



### ③三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較

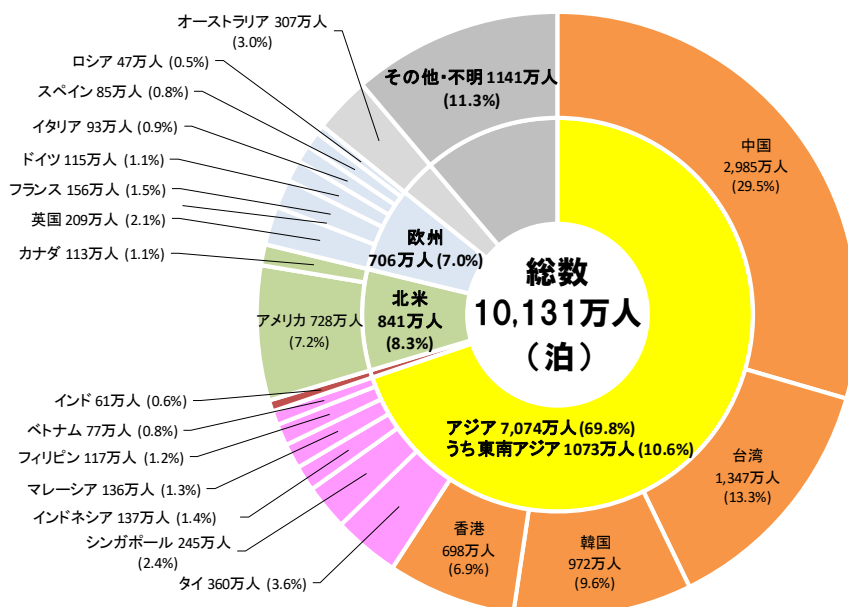


※ ( ) 内は構成比を表している。

## (2) 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数

- 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数は、第1位が中国、第2位が台湾、第3位が韓国、第4位がアメリカ、第5位が香港で、上位5カ国・地域で全体の約70%を占めている。
- 伸び率で見ると、英国(前年比+72.4%)、オーストラリア(同+43.9%)等が、大幅に拡大した。

④国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(平成31年1月～令和元年12月(確定値))



順位	国籍(出身地)	合計		前年比
		(万人泊)	シェア	
第1位	中国	29,848,200	29.5%	+34.7%
第2位	台湾	13,470,920	13.3%	+11.3%
第3位	韓国	9,715,410	9.6%	-18.7%
第4位	アメリカ	7,278,440	7.2%	+30.5%
第5位	香港	6,982,380	6.9%	+12.4%
第6位	タイ	3,603,770	3.6%	+21.4%
第7位	オーストラリア	3,065,990	3.0%	+43.9%
第8位	シンガポール	2,454,590	2.4%	+25.2%
第9位	英国	2,092,500	2.1%	+72.4%
第10位	フランス	1,564,060	1.5%	+35.6%
第11位	インドネシア	1,371,280	1.4%	+15.8%
第12位	マレーシア	1,362,240	1.3%	+25.2%
第13位	フィリピン	1,166,360	1.2%	+39.7%
第14位	ドイツ	1,151,300	1.1%	+28.4%
第15位	カナダ	1,134,290	1.1%	+43.4%
第16位	イタリア	933,270	0.9%	+27.2%
第17位	スペイン	853,720	0.8%	+33.4%
第18位	ベトナム	769,290	0.8%	+36.3%
第19位	インド	606,460	0.6%	+28.0%
第20位	ロシア	467,700	0.5%	+41.2%
	その他	9,296,680	9.2%	+35.1%
	合計	101,306,450	100.0%	+21.2%

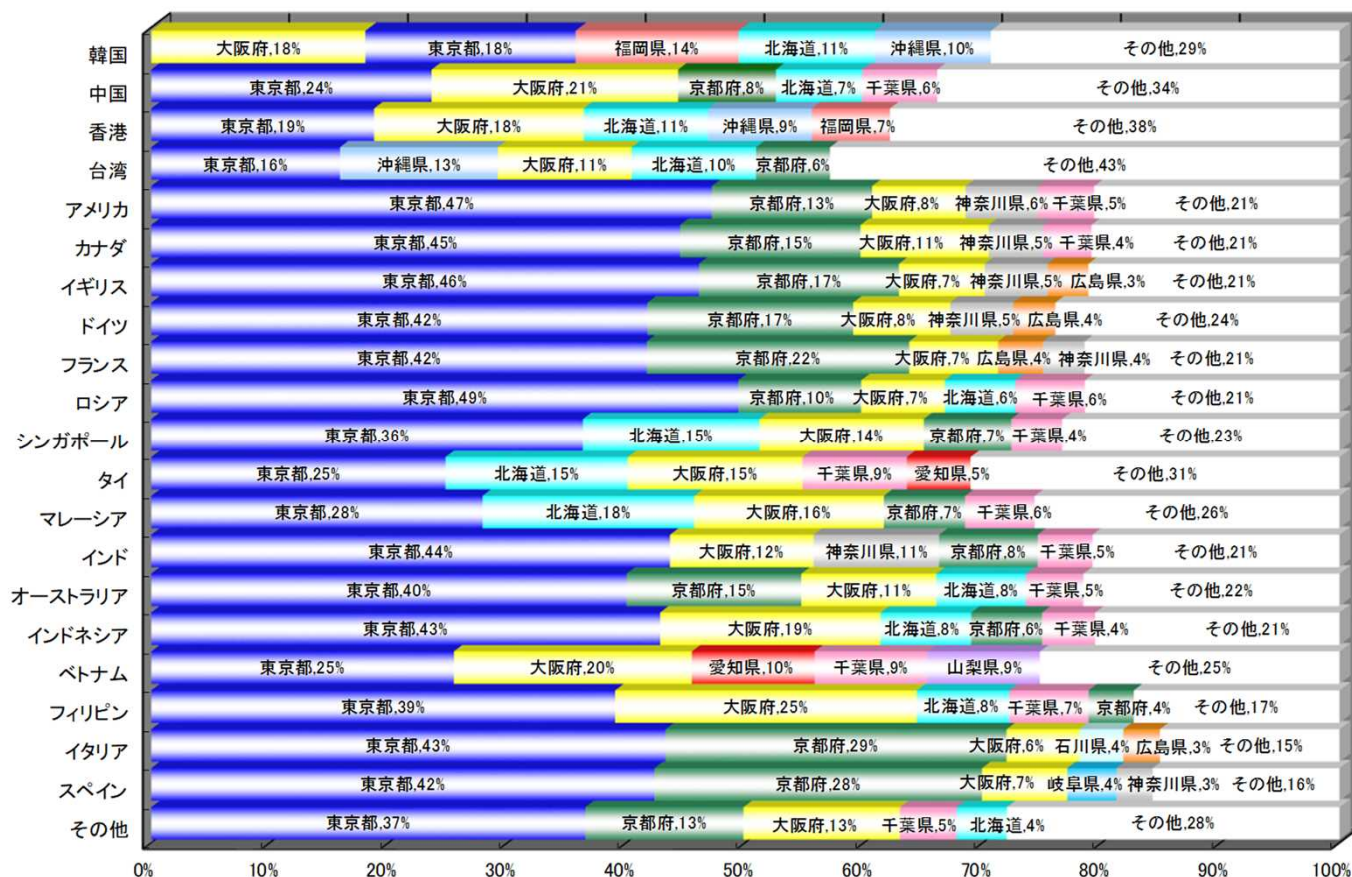
※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成。

※ 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数の調査において、以下のとおり調査対象国を追加している。

- ・平成25年第1四半期調査よりインドネシア
- ・平成25年第2四半期調査よりベトナム、フィリピン
- ・平成27年4月分調査よりイタリア、スペイン

⑤国籍(出身地)別、都道府県別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5都道府県)  
(平成31年1月～令和元年12月(確定値))

- ほとんどの国籍(出身地)において、東京に宿泊する割合が最も高いが、韓国では大阪への宿泊がトップとなっている。
- アジア圏では、東京・大阪以外では北海道に宿泊するケースが多くみられ、欧米圏では、東京に次いで京都に宿泊するケースが多くみられた。

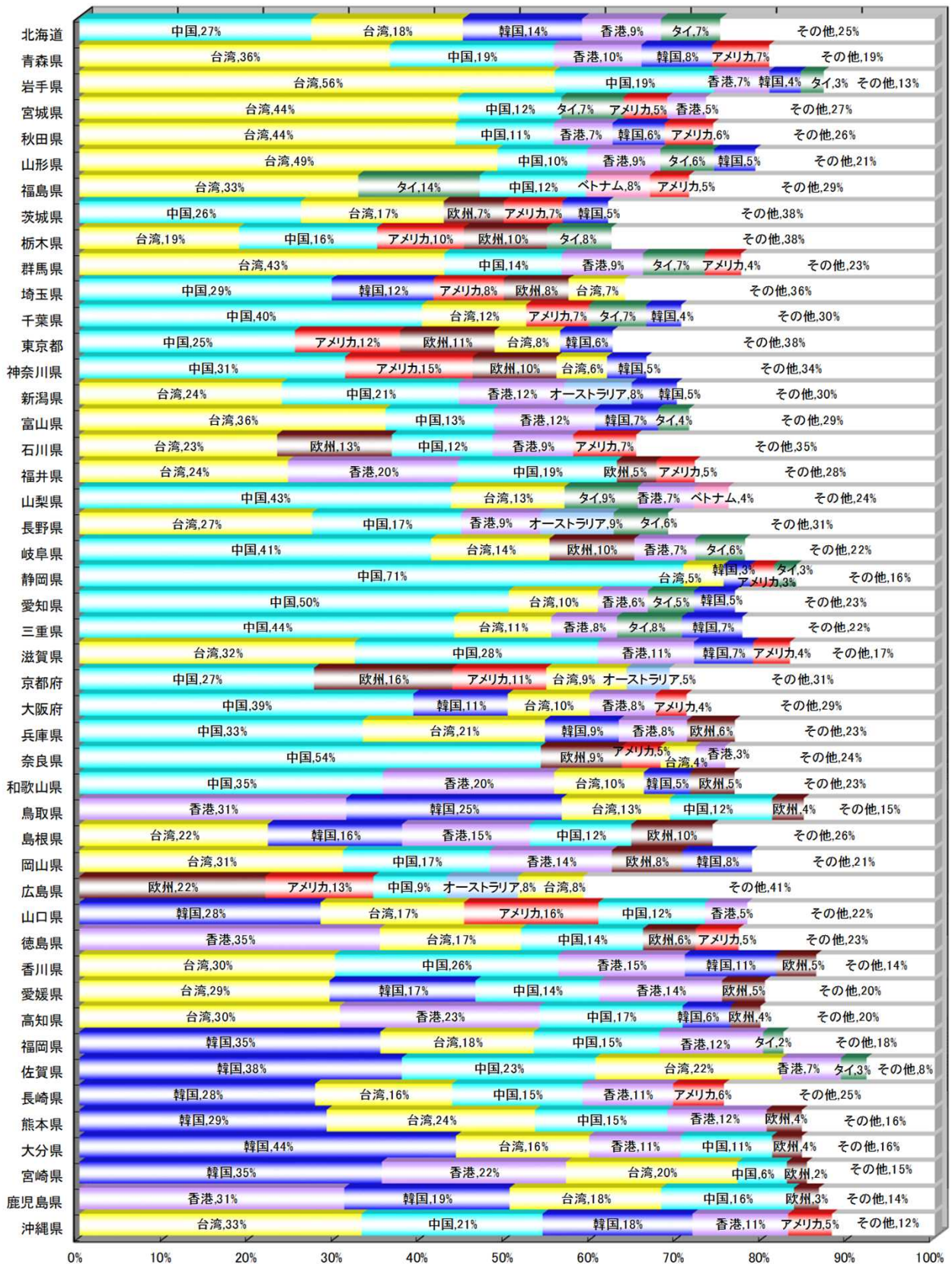


※従業者数10人以上の施設に対する調査から作成



⑥都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(上位5国籍)  
(平成31年1月～令和元年12月(確定値))

○都道府県別に国・地域別の構成比を見ると、台湾が地方部を中心に20県で、中国が三大都市圏を中心に16都道府県で、韓国が九州地方を中心に7県でトップとなった。



※ 欧州はドイツ・英国・フランス・ロシア・イタリア・スペインの6カ国  
※ 従業者数10人以上の施設に対する調査から作成

# <参考>延べ宿泊者数・客室稼働率推移表

## ○延べ宿泊者数推移表

(単位:人泊、%)

	延べ宿泊者数		うち日本人延べ宿泊者数		うち外国人延べ宿泊者数		
		前年(同月)比		前年(同月)比		前年(同月)比	
平成19年	309,381,780	—	286,727,440	—	22,654,340	—	
平成20年	309,698,710	+0.1%	287,450,410	+0.3%	22,248,300	-1.8%	
平成21年	301,303,940	-2.7%	283,006,170	-1.5%	18,297,770	-17.8%	
平成22年	413,048,930	+15.8%	385,539,960	+14.1%	27,508,970	+42.2%	
平成23年	417,234,450	-2.7%	398,818,760	-0.1%	18,415,690	-34.6%	
平成24年	439,495,120	+5.3%	413,180,780	+3.6%	26,314,340	+42.9%	
平成25年	465,893,370	+6.0%	432,397,640	+4.7%	33,495,730	+27.3%	
平成26年	473,501,950	+1.6%	428,677,350	-0.9%	44,824,600	+33.8%	
平成27年	504,078,370	+6.5%	438,463,770	+2.3%	65,614,600	+46.4%	
平成28年	492,485,160	-2.3%	423,096,220	-3.5%	69,388,940	+5.8%	
平成29年	509,596,860	+3.5%	429,906,270	+1.6%	79,690,590	+14.8%	
平成30年	538,001,500	+5.6%	443,726,260	+3.2%	94,275,240	+18.3%	
平成31年・令和元年	595,921,480	+10.8%	480,265,130	+8.2%	115,656,350	+22.7%	
平成30年	1月	37,964,420	+3.2%	31,171,740	+2.4%	6,792,680	+6.8%
	2月	38,899,650	+6.1%	31,560,990	+2.8%	7,338,660	+23.0%
	3月	45,644,860	+4.1%	38,305,660	+1.4%	7,339,200	+20.9%
	4月	42,509,270	+6.4%	33,630,370	+4.8%	8,878,900	+12.7%
	5月	44,445,160	+3.4%	36,635,630	+0.4%	7,809,530	+20.0%
	6月	41,406,270	+8.0%	33,587,280	+4.7%	7,818,990	+24.9%
	7月	47,142,860	+2.7%	38,028,900	-0.9%	9,113,960	+21.5%
	8月	59,715,640	+5.1%	51,258,710	+2.4%	8,456,930	+25.7%
	9月	44,439,890	+5.4%	37,635,380	+3.9%	6,804,510	+14.6%
	10月	46,582,920	+6.3%	38,338,320	+5.4%	8,244,600	+10.9%
	11月	45,282,650	+7.5%	37,673,580	+5.4%	7,609,070	+19.6%
	12月	43,967,910	+9.3%	35,899,690	+7.1%	8,068,220	+20.7%
平成31年	1月	42,684,710	+12.4%	33,475,930	+7.4%	9,208,780	+35.6%
	2月	43,539,370	+11.9%	34,263,100	+8.6%	9,276,270	+26.4%
	3月	51,147,600	+12.1%	41,632,530	+8.7%	9,515,070	+29.6%
	4月	50,718,730	+19.3%	39,434,250	+17.3%	11,284,480	+27.1%
令和元年	5月	51,402,690	+15.7%	41,675,120	+13.8%	9,727,570	+24.6%
	6月	45,810,390	+10.6%	36,223,400	+7.8%	9,586,990	+22.6%
	7月	51,780,530	+9.8%	40,979,120	+7.8%	10,801,410	+18.5%
	8月	63,234,040	+5.9%	53,747,580	+4.9%	9,486,460	+12.2%
	9月	48,761,240	+9.7%	40,500,840	+7.6%	8,260,400	+21.4%
	10月	50,052,850	+7.4%	39,790,830	+3.8%	10,262,020	+24.5%
	11月	49,659,370	+9.7%	40,595,300	+7.8%	9,064,070	+19.1%
	12月	47,129,960	+7.2%	37,947,140	+5.7%	9,182,820	+13.8%

※ 平成22年4月～6月期調査より、従業者数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。この点を踏まえ、平成20年～平成23年における前年比は、従業者数10人以上の宿泊施設の実績をもとに算出している。

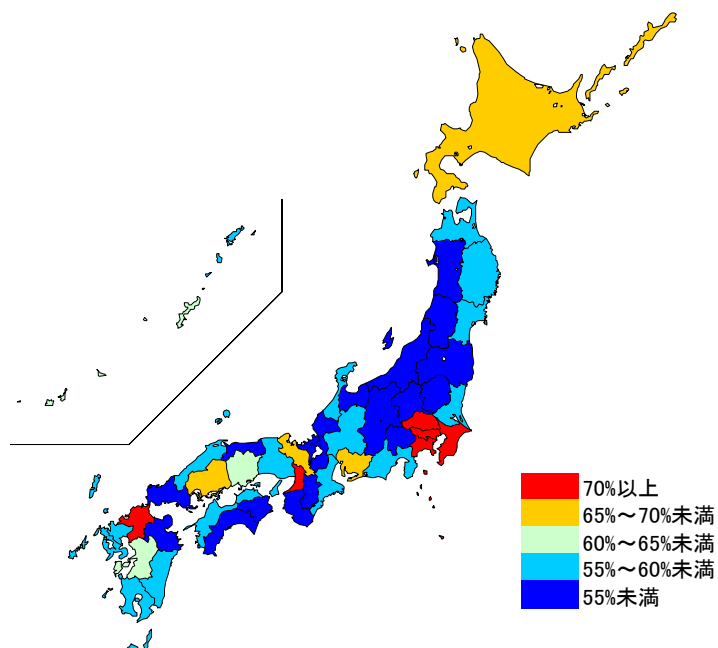
## ○宿泊施設タイプ別客室稼働率推移表

(単位:%)

		全体	旅館	リゾート ホテル	ビジネス ホテル	シティホテル	簡易宿所
平成19年							—
平成20年							—
平成21年		59.7	49.4	53.3	67.2	71.1	—
平成22年		64.0	52.9	52.6	68.3	75.7	—
平成23年		51.8	34.7	46.8	62.3	67.1	—
平成24年		54.8	35.5	48.0	67.3	72.5	—
平成25年		55.2	33.4	52.3	69.5	75.7	—
平成26年		57.4	35.2	54.0	72.1	77.3	—
平成27年		60.3	37.0	56.0	74.2	79.2	27.1
平成28年		59.7	37.1	56.9	74.4	78.7	25.0
平成29年		60.5	37.5	57.5	75.3	79.5	28.0
平成30年		61.2	38.8	58.3	75.5	80.2	30.2
平成31年・令和元年		62.7	39.6	58.5	75.8	79.5	33.4
平成30年	1月	52.1	32.8	51.7	65.2	69.7	22.7
	2月	60.2	37.2	57.7	75.6	79.9	27.9
	3月	61.1	37.8	60.3	76.2	80.6	30.0
	4月	60.9	36.2	55.7	76.1	82.1	29.8
	5月	60.6	39.3	56.8	74.2	80.1	29.7
	6月	59.5	35.9	54.6	74.5	80.4	27.7
	7月	61.8	38.0	59.4	75.7	80.9	33.2
	8月	69.7	50.7	72.9	80.9	84.2	44.0
	9月	61.6	38.9	57.6	76.1	78.1	31.8
	10月	64.0	41.9	59.8	78.8	82.5	29.4
	11月	64.4	41.5	57.8	79.7	84.8	29.2
	12月	58.6	35.4	54.7	72.3	78.2	27.1
平成31年	1月	54.0	33.9	51.6	66.3	69.1	25.5
	2月	61.9	38.5	58.3	75.9	79.0	29.9
	3月	63.4	39.8	60.7	77.2	81.0	31.3
	4月	65.0	39.7	57.8	79.2	83.0	35.0
令和元年	5月	63.2	41.5	59.6	75.8	79.9	33.5
	6月	60.6	36.7	55.4	74.3	79.9	29.2
	7月	63.3	38.5	59.6	76.1	80.6	37.0
	8月	69.4	50.4	70.9	79.6	83.0	45.0
	9月	63.4	39.4	59.8	76.3	79.3	36.7
	10月	63.6	39.5	57.8	77.3	80.6	32.7
	11月	65.6	41.9	57.5	79.9	82.5	34.3
	12月	58.7	35.0	52.6	71.6	76.0	30.4

※ 平成22年4月～6月期調査より、従業員数9人以下の宿泊施設を調査対象に加える拡充をしている。

### —都道府県別客室稼働率(平成31年1月～令和元年12月(確定値))—



# 宿泊旅行統計調査の概要

1. 調査対象期間 毎月(1ヶ月間)

2. 調査施設 全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの

全宿泊施設 : 60,065施設

※平成31年確定名簿施設数

調査施設数 :

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	19,503	12,359	7,144
平成31年2月	19,507	12,360	7,147
平成31年3月	19,514	12,365	7,149
平成31年4月	19,358	12,484	6,874
令和元年5月	19,380	12,493	6,887
令和元年6月	19,384	12,495	6,889
令和元年7月	19,206	12,428	6,778
令和元年8月	19,217	12,435	6,782
令和元年9月	19,210	12,436	6,774
令和元年10月	19,052	12,386	6,666
令和元年11月	19,020	12,374	6,646
令和元年12月	18,982	12,348	6,634

有効回収率 :

	総数	従業者数10人以上	従業者数10人未満
平成31年1月	62.0%	68.6%	50.5%
平成31年2月	60.2%	67.9%	46.9%
平成31年3月	57.0%	64.8%	43.5%
平成31年4月	61.2%	68.6%	47.7%
令和元年5月	59.5%	66.8%	46.3%
令和元年6月	56.9%	64.5%	43.0%
令和元年7月	60.0%	67.8%	45.7%
令和元年8月	58.7%	66.4%	44.6%
令和元年9月	56.2%	63.8%	42.2%
令和元年10月	59.8%	67.6%	45.2%
令和元年11月	58.8%	66.6%	44.2%
令和元年12月	56.8%	65.3%	40.9%

## 宿泊旅行統計調査の活用における留意点

○平成22年第2四半期(4～6月調査)から、従業者数10人未満の施設も調査対象となり、その際に母集団数に差異が生じております。調査結果をご活用の際は以下の点にご留意下さい。

### ● 母集団施設数について

- ・平成21年(確定値)第1四半期:従業者数10人以上の施設(約1万施設)
- ・平成22年(確定値)第1四半期以降:従業者数10人以上の施設(約1.2万施設)

※従業者数10人以上の施設でも、平成21年確定値と平成22年確定値の母集団数には差があります。比較する際には、第1表をご確認頂く等、ご注意下さい。

## 調査対象拡充の概要

### 1. 平成22年第1四半期以前の調査

#### (1) 調査対象施設

平成16年度事業所・企業データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国の従業者数10人以上のホテル、旅館、簡易宿所の宿泊施設

#### (2) 集計結果

全国の従業者数10人以上の宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

### 2. 平成22年第2四半期以降の調査 ※下線部は主な追加・変更点

#### (1) 調査対象施設

統計法第27条に規定する事業所母集団データベース(総務省)を基に、国土交通省観光庁で補正を加えた名簿から抽出した、全国のホテル、旅館、簡易宿所、会社・団体の宿泊所などの宿泊施設

調査施設については、従業者数に応じて以下のとおり

- 従業者数10人以上の事業所 : 全数(悉皆)調査
- 従業者数5人～9人の事業所 : 1/3を無作為に抽出してサンプル調査
- 従業者数0人～4人の事業所 : 1/9を無作為に抽出してサンプル調査

#### (2) 集計結果

全国のすべての宿泊施設における延べ宿泊者数等の推計値

### ● 宿泊旅行統計調査の詳細データについて

<宿泊旅行統計調査>の詳細データについては、下記ホームページに掲載しています。

国土交通省観光庁ホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

観光庁

統計情報・白書

統計情報

宿泊旅行統計調査

(宿泊旅行統計ホームページ)

令和2年分の「旅行・観光消費動向調査」、「宿泊旅行統計調査」及び「訪日外国人消費動向調査」の公表予定日は以下のとおりです。

【令和2年】

調査名		対象期間		公表日程	
旅行・観光消費動向調査	速報		令和2年 1- 3月分	済	
	速報		// 4- 6月分	令和2年 8月 長官会見日	
	速報		// 7- 9月分	// 11月 長官会見日	
	速報		// 10-12月分	令和3年 2月 長官会見日	
	年次確報		令和元年分	済	
	年次確報		令和2年分	令和3年 4月末頃	
宿泊旅行統計調査	1次	2次	令和元年 12月分	済	済
	1次	2次	令和2年 1月分	済	済
	1次	2次	// 2月分	済	済
	1次	2次	// 3月分	済	済
	1次	2次	// 4月分	済	済
	1次	2次	// 5月分	済	令和2年 7月31日
	1次	2次	// 6月分	令和2年 7月31日	// 8月31日
	1次	2次	// 7月分	// 8月31日	// 9月30日
	1次	2次	// 8月分	// 9月30日	// 10月30日
	1次	2次	// 9月分	// 10月30日	// 11月30日
	1次	2次	// 10月分	// 11月30日	// 12月25日
	1次	2次	// 11月分	// 12月25日	令和3年 1月29日
	1次	2次	// 12月分	令和3年 1月29日	// 2月26日
	年次速報		令和元年分	済	
	年次確報		//	済	
	年次速報		令和2年分	令和3年 2月26日	
年次確報		//	// 6月30日		
訪日外国人消費動向調査	速報		令和2年 1- 3月分	済	
	速報		// 4- 6月分	-	
	速報		// 7- 9月分	令和2年 10月 長官会見日	
	速報		// 10-14月分	令和3年 1月 長官会見日	
	年次確報		令和元年分	済	
	年次速報		令和2年分	令和3年 1月 長官会見日	
	年次確報		//	// 3月末頃	



個票データレイアウト

資料04

項番	項目名	備考	1号様式	2号様式	3号様式
1	宿泊施設コード		○	○	○
2	自治体コード		○	○	○
3	調査票様式		○	○	○
4	問3	宿泊施設タイプ	○	○	○
5	問4(A)	客室数	○	○	○
6	問4(B)	収容人数	○	○	○
7	問5	従業者数	○	○	○
8	問6A	宿泊目的割合(観光レクリエーション)	○	○	○
9	問6B	宿泊目的(出張・業務)	○	○	○
10	問7(A1)	延べ宿泊者数(調査月)	○	○	○
11	問7(A2)	実宿泊者数(調査月)	○	○	○
12	問7(A3)	外国人延べ宿泊者数(調査月)	○	○	○
13	問7(A4)	外国人実宿泊者数(調査月)	○	○	○
14	問7(A5)	利用客室数(調査月)	○	○	○
15	問8県内(調査月)	1号様式、2号様式のみ	○	○	
16	問8県外(調査月)	〃	○	○	
17	問9韓国(調査月)	様式で問番号が異なる		問9	問8
18	問9中国(調査月)	〃		〃	〃
19	問9香港(調査月)	〃		〃	〃
20	問9台湾(調査月)	〃		〃	〃
21	問9アメリカ(調査月)	〃		〃	〃
22	問9カナダ(調査月)	〃		〃	〃
23	問9イギリス(調査月)	〃		〃	〃
24	問9ドイツ(調査月)	〃		〃	〃
25	問9フランス(調査月)	〃		〃	〃
26	問9ロシア(調査月)	〃		〃	〃
27	問9シンガポール(調査月)	〃		〃	〃
28	問9タイ(調査月)	〃		〃	〃
29	問9マレーシア(調査月)	〃		〃	〃
30	問9インド(調査月)	〃		〃	〃
31	問9オーストラリア(調査月)	〃		〃	〃
32	問9インドネシア(調査月)	〃		〃	〃
33	問9ベトナム(調査月)	〃		〃	〃
34	問9フィリピン(調査月)	〃		〃	〃
35	問9イタリア(調査月)	〃		〃	〃
36	問9スペイン(調査月)	〃		〃	〃
37	問9その他(調査月)	〃		〃	〃
38	②問9北海道(調査月)	3号様式のみ			○
39	②問9青森(調査月)	〃			○
40	②問9岩手(調査月)	〃			○
41	②問9宮城(調査月)	〃			○
42	②問9秋田(調査月)	〃			○
43	②問9山形(調査月)	〃			○
44	②問9福島(調査月)	〃			○
45	②問9茨城(調査月)	〃			○
46	②問9栃木(調査月)	〃			○
47	②問9群馬(調査月)	〃			○
48	②問9埼玉(調査月)	〃			○
49	②問9千葉(調査月)	〃			○
50	②問9東京(調査月)	〃			○
51	②問9神奈川(調査月)	〃			○
52	②問9新潟(調査月)	〃			○
53	②問9富山(調査月)	〃			○
54	②問9石川(調査月)	〃			○
55	②問9福井(調査月)	〃			○
56	②問9山梨(調査月)	〃			○
57	②問9長野(調査月)	〃			○
58	②問9岐阜(調査月)	〃			○
59	②問9静岡(調査月)	〃			○
60	②問9愛知(調査月)	〃			○
61	②問9三重(調査月)	〃			○
62	②問9滋賀(調査月)	〃			○
63	②問9京都(調査月)	〃			○
64	②問9大阪(調査月)	〃			○
65	②問9兵庫(調査月)	〃			○
66	②問9奈良(調査月)	〃			○
67	②問9和歌山(調査月)	〃			○
68	②問9鳥取(調査月)	〃			○
69	②問9島根(調査月)	〃			○
70	②問9岡山(調査月)	〃			○
71	②問9広島(調査月)	〃			○
72	②問9山口(調査月)	〃			○
73	②問9徳島(調査月)	〃			○
74	②問9香川(調査月)	〃			○
75	②問9愛媛(調査月)	〃			○
76	②問9高知(調査月)	〃			○
77	②問9福岡(調査月)	〃			○
78	②問9佐賀(調査月)	〃			○
79	②問9長崎(調査月)	〃			○
80	②問9熊本(調査月)	〃			○
81	②問9大分(調査月)	〃			○
82	②問9宮崎(調査月)	〃			○
83	②問9鹿児島(調査月)	〃			○
84	②問9沖縄(調査月)	〃			○
85	②問9国外(調査月)	〃			○
86	補定FLG	未回収外れ値施設	○	○	○
87	外れ値FLG	外れ値施設	○	○	○
88	weight	乗率	○	○	○
89	従業者区分	1:0~4人、2:5~9人、3:10~29人、4:30~99人、5:100人~	○	○	○

## 名簿レイアウト(個票データ)

項番	項目名	符号	内容
1	宿泊施設コード	数量値	6桁(上2桁=都道府県コード)
2	宿泊施設名	文字列	自由記述
3	JIS	市町村コード(東京都は区コード)	5桁(上2桁=都道府県コード)
4	郵便番号	文字列	XXX-XXXX(7桁、ハイフン付)形式
5	住所	文字列	自由記述
6	宿泊施設タイプ	1 2 3 4 5 6 (空欄)	旅館 リゾートホテル ビジネスホテル シティホテル 簡易宿所 会社・団体の宿泊所 不詳
7	客室数	整数 (空欄)	実数 不詳
8	収容人数	整数 (空欄)	実数 不詳
9	従業者数	整数 (空欄)	実数 不詳
10	目的(観光)	整数 (空欄)	実数 不詳
11	目的(業務)	整数 (空欄)	実数 不詳
12	調査票様式	1 2 3	第1号様式 第2号様式 第3号様式
13	回収	1 (空欄)	回答あり 回答なし、対象外
14	従業者区分	1 2 3 4 5	0~4人 5~9人 10~29人 30~99人 100人以上
15	対象外フラグ	01 02 07 08 99	対象 対象外(廃業) 対象外(津波・原発) 対象外(被災地のため郵送できず) 対象外(その他)



## 特記事項データレイアウト

項番	項番2	項目名	内容	説明
1	A	宿泊施設コード	コード	6桁(上2桁=都道府県コード)
2	B	宿泊施設名	テキスト	
3	C	住所	テキスト	
4	D	対象外事由	テキスト	
5	E	変動事情等	テキスト	調査票の変動事情等の欄(自由記載)の記載内容

## 提供用データレイアウト

項番	項目名	備考	1号様式	2号様式	3号様式
1	KCODE	宿泊施設コード(個票用ダミー)	○	○	○
2	CITY	施設所在地(市町村コード)	○	○	○
3	FORM	調査票様式	○	○	○
4	問6A	宿泊目的割合(観光レクリエーション)	○	○	○
5	問6B	宿泊目的(出張・業務)	○	○	○
6	問7(A1)	延べ宿泊者数(6月)	○	○	○
7	問7(A2)	実宿泊者数(6月)	○	○	○
8	問7(A3)	外国人延べ宿泊者数(6月)	○	○	○
9	問7(A4)	外国人実宿泊者数(6月)	○	○	○
10	問7(A5)	利用客室数(6月)	○	○	○
11	問8県内6月	1号様式、2号様式のみ	○	○	
12	問8県外6月	〃	○	○	
13	問9韓国6月	様式で問番号が異なる		問9	問8
14	問9中国6月	〃		〃	〃
15	問9香港6月	〃		〃	〃
16	問9台湾6月	〃		〃	〃
17	問9アメリカ6月	〃		〃	〃
18	問9カナダ6月	〃		〃	〃
19	問9イギリス6月	〃		〃	〃
20	問9ドイツ6月	〃		〃	〃
21	問9フランス6月	〃		〃	〃
22	問9ロシア6月	〃		〃	〃
23	問9シンガポール6月	〃		〃	〃
24	問9タイ6月	〃		〃	〃
25	問9マレーシア6月	〃		〃	〃
26	問9インド6月	〃		〃	〃
27	問9オーストラリア6月	〃		〃	〃
28	問9インドネシア6月	〃		〃	〃
29	問9ベトナム6月	〃		〃	〃
30	問9フィリピン6月	〃		〃	〃
31	問9イタリア6月	〃		〃	〃
32	問9スペイン6月	〃		〃	〃
33	問9その他6月	〃		〃	〃
34	②問9北海道6月	3号様式のみ			○
35	②問9青森6月	〃			○
36	②問9岩手6月	〃			○
37	②問9宮城6月	〃			○
38	②問9秋田6月	〃			○
39	②問9山形6月	〃			○
40	②問9福島6月	〃			○
41	②問9茨城6月	〃			○
42	②問9栃木6月	〃			○
43	②問9群馬6月	〃			○
44	②問9埼玉6月	〃			○
45	②問9千葉6月	〃			○
46	②問9東京6月	〃			○
47	②問9神奈川6月	〃			○
48	②問9新潟6月	〃			○
49	②問9富山6月	〃			○
50	②問9石川6月	〃			○
51	②問9福井6月	〃			○
52	②問9山梨6月	〃			○
53	②問9長野6月	〃			○
54	②問9岐阜6月	〃			○
55	②問9静岡6月	〃			○
56	②問9愛知6月	〃			○
57	②問9三重6月	〃			○
58	②問9滋賀6月	〃			○
59	②問9京都6月	〃			○
60	②問9大阪6月	〃			○
61	②問9兵庫6月	〃			○
62	②問9奈良6月	〃			○
63	②問9和歌山6月	〃			○
64	②問9鳥取6月	〃			○
65	②問9島根6月	〃			○
66	②問9岡山6月	〃			○
67	②問9広島6月	〃			○
68	②問9山口6月	〃			○
69	②問9徳島6月	〃			○
70	②問9香川6月	〃			○
71	②問9愛媛6月	〃			○
72	②問9高知6月	〃			○
73	②問9福岡6月	〃			○
74	②問9佐賀6月	〃			○
75	②問9長崎6月	〃			○
76	②問9熊本6月	〃			○
77	②問9大分6月	〃			○
78	②問9宮崎6月	〃			○
79	②問9鹿児島6月	〃			○
80	②問9沖縄6月	〃			○
81	外れ値FLG	外れ値施設	○	○	○
82	weight	乗率	○	○	○
83	従業者区分	1:0~4人、2:5~9人、3:10~29人、4:30~99人、5:100人~	○	○	○

## 名簿レイアウト(提供用データ)

項番	項目	符号	内容
1	施設名	文字列	自由記述
2	施設所在地	文字列	自由記述
3	施設タイプ	1 2 3 4 5 6 (空欄)	旅館 リゾートホテル ビジネスホテル シティホテル 簡易宿所 会社・団体の宿泊所 不詳
4	客室数	整数 (空欄)	実数 不詳
5	収容人数	整数 (空欄)	実数 不詳
6	従業者数	整数 (空欄)	実数 不詳
7	目的(観光)	整数 (空欄)	割合 不詳
8	目的(業務)	整数 (空欄)	割合 不詳
9	調査票様式	1 2 3	第1号様式 第2号様式 第3号様式
10	回答有無フラグ	1 (空欄)	回答あり 回答なし、対象外
11	従業者数区分	1 2 3 4 5	従業者数0人～4人 " 5人～9人 " 10人～29人 " 30人～99人 " 100人以上
12	対象外フラグ	01 02 07 08 99	対象 対象外(廃業) 対象外(津波・原発) 対象外(被災地のため郵送できず) 対象外(その他)

## 報告書配布先

## 【令和 2 年遡及推計報告書】

観光庁	17部	(長官1部、次長1部、審議官2部、部長1部、総務課(企画官、調整室含む。)1部、参事官3部、国際観光課(外客誘致室を含む。)1部、観光地域振興課1部、観光資源課1部、観光戦略課(調査室含む)5部)
国土交通省国会図書館	3部	
※各地方運輸局	18部	(9局×各2部)
※沖縄総合事務局	2部	
※各都道府県	94部	(47都道府県×各2部)
※大学・研究機関	24部	(24箇所×各1部)
予備	22部	
合計	180部	×1回

※は受注者より直接発送(82箇所)し、その他の配布分及び予備は監督職員に納入すること。

## 観光入込客統計用提供データ作成方法

- ①月別宿泊施設別データから延べ宿泊者の県内県外比率を算出（県内県外比率が不明の施設は拡大前・都道府県平均値）。 ※県外比率に外国人を含む。
- ②県内の算出 ②-1 実宿泊者数の算出：宿泊者実人数×延べ宿泊者の県内比率  
②-2 観光・ビジネス別実宿泊者数の算出：実宿泊者数×目的構成率  
（宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府県平均値）  
②-3 拡大：観光・ビジネス別実宿泊者数×乗率
- ③県外の算出 ③-1 実宿泊者数の算出：（宿泊者実人数×延べ宿泊者の県外比率）－（外国人宿泊者実人数）  
③-2 観光・ビジネス別実宿泊者数の算出：実宿泊者数×目的構成率  
（宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府県平均値）  
③-3 拡大：観光・ビジネス別実宿泊者数×乗率
- ④外国人の算出 ④-1 実宿泊者数の算出：外国人宿泊者実人数  
④-2 観光・ビジネス別実宿泊者数の算出：実宿泊者数×目的構成率  
（宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府県平均値）  
④-3 拡大：観光・ビジネス別実宿泊者数×乗率

四半期合計＝②+③+④

注 1) 宿泊施設ごとに乗率を掛けた。

注 2) 宿泊目的構成率が不明の施設は宿泊者実人数の加重平均による都道府県平均値とした。

注 3) 宿泊施設別実宿泊者数を宿泊施設別延べ宿泊者数の県内/県外比率で按分した。但し、延べ宿泊者比率が不明な施設は拡大前・都道府県平均とした。

注 4) 四半期毎（暫定値）及び四半期毎（確定値）に作成する。

# マスター名簿レイアウト

資料09-1②

項番	項番2	項目名	内容	説明
1	A	TCI通し番号		マスター名簿整理用ユニーク番号
2	B	宿泊施設コード		数量値6桁(上2桁=都道府県コード)
3	C	都道府県コード		
4	D	出所1 事業所DB		
5	E	出所2 宿泊旅行統計		
6	F	出所3 都道府県		
7	G	事業所名 総務省用		
8	H	通称名		
9	I	新設		
10	J	中止		
11	K	宿泊施設名		
12	L	宿泊施設名フリガナ		
13	M	部署 担当者		
14	N	JIS		
15	O	JIS 集計用		
16	P	郵便番号		文字列(XXX-XXXX)
17	Q	所在地		
18	R	市区町村名		
19	S	町丁字番地号		
20	T	ビル名等		
21	U	電話番号		文字列(ハイフン付き電話番号)
22	V	FAX番号		文字列(ハイフン付きFAX番号)
23	W	宿泊施設タイプ		旅館=1、リゾートホテル=2、ビジネスホテル=3、シティホテル=4、簡易宿所=5、会社・団体の宿泊所=6
24	X	客室数		数量値
25	Y	収容人数		数量値
26	Z	従業者数		数量値、都道府県にて従業者数の規模が判明した場合=k
27	AA	目的 観光		数量値(%)
28	AB	目的 業務		数量値(%)
29	AC	対象外	対象外コード	(自治体付与コード)廃業=02、同伴=04 (受注者付与コード)廃業=12、同伴=14、事務所のみ=15、津波・原発=17、被災地のため郵送できず=18、観光協会も不通=19、その他=99
30	AD	廃業日		YYYYMMDD
31	AE	新設日		YYYYMMDD
32	AF	休業開始日		YYYYMMDD
33	AG	休業終了日		YYYYMMDD
34	AH	重複コード	重複で対象外となった施設の相手先	宿泊施設コード、コードが無い場合は通し番号
35	AI	発送先郵便番号		
36	AJ	発送先1		
37	AK	発送先2		
38	AL	発送先3		
39	AM	従業者数区分		不明=0、0~4人=1、5~9人=2、10~29人=3、30~99人=4、100人以上=5
40	AN	従業者数区分(仮)		0~4人=1、5~9人=2、10~29人=3、30~99人=4、100人以上=5
41	AO	調査票様式		
42	AP	サンプリング結果	発送対象施設	悉皆層=1、標本層(5~9人)=2、標本層(0~4人)=3
43	AQ	サンプリング対象期間	サンプリングされた施設の調査終了年	S10Q4が最終調査=10、S11Q4が最終調査=11、S12Q4が最終調査=12、S13Q4が最終調査=13、S14Q4が最終調査=14、S15Q4が最終調査=15
44	AR	産業分類コード		
45	AS	新産業小分類コード		
46	AT	新産業小分類		
47	AU	事業所コード		
48	AV	企業コード		
49	AW	保健所名		
50	AX	備考1		
51	AY	備考2		
52	AZ	備考3		
53	BA	拒否情報		
54	BB	拒否フラグ		
55	BC	都道府県名		
56	BD	ブロック		
57	BE	KCODE		
58	BF	要回収		
59	BG	客体メモ		
60	BH	最新 客室数		
61	BI	最新 収容人数		
62	BJ	最新 従業者数		
63	BK	作成者		
64	BL	作成日時		
65	BM	更新者		
66	BN	更新日時		
67	BO	オンライン回答		
68	BP	調査対象フラグ		
69	BQ	発送施設フラグ	調査票発送対象の施設	YYYY
70	BR	月次集計対象フラグ	速報、月次集計対象施設	YYYY
71	BS	遡及推計対象フラグ	遡及推計対象施設	YYYY
72	BT	事務局備考		

# 遡及名簿レイアウト

資料09-2

項番	項番2	項目名	内容	説明
1	A	宿泊施設コード		6桁(上2桁=都道府県コード)
2	B	新設	調査対象追加施設	S18Q1より追加=1
3	C	中止	2019より発送中止施設	フラグ「1」。20190101時点までに「対象外」となった施設
4	D	宿泊施設名		
5	E	JIS(集計用)	市町村コード(東京都は区コード)	5桁(上2桁=都道府県コード)、政令指定都市は市で集約済
6	F	住所		
7	G	宿泊施設タイプ		旅館=1、リゾートホテル=2、ビジネスホテル=3、シティホテル=4、簡易宿所=5、会社・団体の宿泊所=6
8	H	客室数		数量値
9	I	収容人数		数量値
10	J	従業員数		数量値
11	K	従業員区分		不明=0、0~4人=1、5~9人=2、10~29人=3、30~99人=4、100人以上=5
12	L	目的(観光)		数量値(%)
13	M	目的(業務)		数量値(%)
14	N	対象外	対象外コード	(自治体付与コード)廃業=02、同伴=04 (受注者付与コード)廃業=12、同伴=14、事務所のみ=15、津波・原発=17、被災地のため郵送できず =18、観光協会も不通=19、その他=99
15	O	要回収	年間要回収重点施設	フラグ「1」。2020年調査で毎回外れ値となった回収施設
16	P	廃業日	対象外(M)=02の場合の廃業日	YYYYMMDD
17	Q	新設日	新設(B)=1の場合の新設日	YYYYMMDD
18	R	廃業月	2020年推計対象最終月	0の場合には年間非対象、BLKの場合は12月まで
19	S	新設月	2020年推計対象最初月	13の場合は年間非対象、BLKの場合は1月から

項番	項目	説明
1	TCI通し番号	マスター名簿整理用ユニーク番号
2	宿泊施設コード	都道府県コード2桁+連番4桁
3	事業所名_総務省用	
4	宿泊施設名	宿泊施設の名称
5	部署_担当者	
6	郵便番号	半角数字（7桁：前0有、ハイフン無）
7	所在地	数字及びハイフンは <b>全角</b>
8	電話番号	半角数字（ハイフン付）
9	FAX番号	半角数字（ハイフン付）
10	客室数	
11	収容人数	
12	従業者数	不明の場合は「k」
13	従業者数区分	1:従業者数0-4人                      2:従業者数5-9人 3:従業者数10-29人                    4:従業者数30-99人 5:従業者数100人以上
14	対象外（都道府県入力用）	02:廃業 04:同伴
15	廃業日（都道府県入力用）	YYYYMMDD
16	新設日（都道府県入力用）	YYYYMMDD
17	申請者郵便番号	旅館業の許可申請者の情報
18	申請者所在地	同上
19	申請者名称	同上
20	申請者電話番号	同上
21	旅館業法上の区分	1:旅館・ホテル                      2:簡易宿所
22	都道府県担当者備考	
23	宿泊施設タイプ	1:旅館                                      2:リゾートホテル 3:ビジネスホテル                      4:シティホテル 5:簡易宿所                                6:会社・団体の宿泊所
24	対象外	02:廃業                      04:同伴                      05:事務所のみ 07:津波・原発                      08:被災地のため郵送できず 09:観光協会も不通                      99:その他
25	廃業日	20990101→廃業日不明 YYYY0000→廃業年まで分かるが月日不明
26	新設日	20990101→新設日不明 YYYY0000→新設年まで分かるが月日不明
27	休業開始日	20990101→休業開始日不明 YYYY0000→休業開始年まで分かるが月日不明
28	休業終了日	20990101→休業終了日不明 YYYY0000→休業終了年まで分かるが月日不明
29	重複コード	集約先施設の宿泊施設コード
30	対象外理由	対象外「99」の理由・詳細
31	重複理由	重複コードが入っている施設の理由・詳細
32	事務局備考	※その他、宿泊旅行統計調査事務局で聴取した参考情報
33	都道府県コード	
34	JIS	
35	名簿年	2021





一般統計調査

- 観光庁HPより電子調査票を取得し、電子メールで報告することも可能なため、ぜひ御利用ください。
- 調査票を郵送される場合は、返信用封筒を御利用ください。

国土交通省  
観光庁

年 月 日までに報告  
いただきますようお願いいたします

宿泊施設  
コード

--	--	--	--	--

**秘** 宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

部署名・ご担当者名までご記入ください。  
誤り・変更があれば訂正してください。

電話番号 ( )	FAX 番号 ( )

<p><b>問1. 貴宿泊施設名</b> 名称が異なっている場合は、訂正してください。</p>									
<p><b>問2. 宿泊施設所在地</b> 所在地が異なっている場合は、訂正してください。</p>									
<p><b>問3. 宿泊施設のタイプ</b> あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 最も当てはまると考えられる番号一つに○を付けてください。</p>	<p>1. 旅館   2. リゾートホテル   3. ビジネスホテル 4. シティホテル   5. 簡易宿所 6. 会社・団体の宿泊所</p>								
<p><b>問4. 客室数及び収容人数</b> ( 年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%;">(A) 客室数</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">(B) 収容人数</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="font-size: 2em;">室</td> <td></td> <td style="font-size: 2em;">名</td> </tr> </table>	(A) 客室数		(B) 収容人数			室		名
(A) 客室数		(B) 収容人数							
	室		名						
<p><b>問5. 従業者数</b> ( 年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの派遣、出向を含む)を記入してください。</p>	<p style="font-size: 2em;">名</p>								

問6. 最近1年間( 年1月~12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たおおよその割合(例えば、70%, 30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張・業務	合 計
%	%	100%

問7. 年 月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。  
 そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。  
 また今月の、宿泊で利用した利用客室数は何室でしたか。

<b>宿泊者数</b> 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	延べ人数	(A1)	人
	実人数	(A2)	人
うち外国人宿泊者数 日本国内に住所を有しない宿泊者を 記入して下さい。日本国内の住所の有 無による回答が困難であれば日本国籍 を有しない宿泊者を記入してください。	延べ人数	(A3)	人
	実人数	(A4)	人
<b>利用客室数</b> 各日の宿泊者が利用した客室数を月間で足し合わせた延べの客 室数を記入してください。宿泊をしない利用は含みません。 利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室稼働率(%) を記入してください。		(A5)	室 または %

**客室稼働率(%)でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳（県内か県外か）の人数をご記入ください。

延べ宿泊者数	県内外の合計が問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
	県内 (1)	人 または %
	県外 (2) (国外を含む)	人 または %

県内別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、県内 30%, 県外 70%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。

( ) からのお客様が大きく [増加・減少] した。  
 [キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。  
 具体的にご記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。



一般統計調査

- 観光庁HPより電子調査票を取得し、電子メールで報告することも可能なため、ぜひ御利用ください。
- 調査票を郵送される場合は、返信用封筒を御利用ください。

国土交通省  
観光庁

宿泊施設  
コード

Grid for accommodation facility code

秘 宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

部署名・ご担当者名までご記入ください。  
誤り・変更があれば訂正してください。

電話番号 ( ) FAX 番号 ( )

問1. 貴宿泊施設名  
名称が異なっている場合は、訂正してください。

問2. 宿泊施設所在地  
市区町村が異なっている場合は、訂正してください。

問3. 宿泊施設のタイプ  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。  
最も当てはまると思われる番号一つに○を付けてください。

1. 旅館 2. リゾートホテル 3. ビジネスホテル  
4. シティホテル 5. 簡易宿所  
6. 会社・団体の宿泊所

問4. 客室数及び収容人数  
( 年1月1日現在)  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。  
貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。

(A) 客室数	室	(B) 収容人数	名
---------	---	----------	---

問5. 従業者数 ( 年1月1日現在)  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。  
貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの派遣、出向を含む)を記入してください。

名

問6. 最近1年間( 年1月~12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合(例えば、70%, 30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張・業務	合計
%	%	100%

問7. 年 月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。  
そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。  
また今月の、宿泊で利用した利用客室数は何室でしたか。

<b>宿泊者数</b> 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。 宿泊手続をした人数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	延べ人数	(A1)	人
	実人数	(A2)	人
<b>うち外国人宿泊者数</b> 日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	延べ人数	(A3)	人
	実人数	(A4)	人
<b>利用客室数(または客室稼働率)</b> 各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた延べの客室数を記入してください。宿泊をしない利用は含みません。 利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室稼働率を%で記入してください。		(A5)	室 または %

なしの場合は「0」と必ずご記入ください。

客室稼働率を%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳（県内か県外か）の人数をご記入ください。

延べ宿泊者数	県内外の合計が問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
	県内 (1)	人 または %
	県外 (2) (国外を含む)	人 または %

県内別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、県内30%,県外70%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

問9. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍（出身地）を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

外国人延べ宿泊者数	国籍別の合計が問7の(A3)の人数と一致 または 100%	
	韓国 (1)	人 または %
	中国 (2)	人 または %
	香港 (3)	人 または %
	台湾 (4)	人 または %
	アメリカ (5)	人 または %
	カナダ (6)	人 または %
	イギリス (7)	人 または %
	ドイツ (8)	人 または %
	フランス (9)	人 または %
	ロシア (10)	人 または %
	シンガポール (11)	人 または %
	タイ (12)	人 または %
	マレーシア (13)	人 または %
	インド (14)	人 または %
	オーストラリア (15)	人 または %
	インドネシア (16)	人 または %
	ベトナム (17)	人 または %
	フィリピン (18)	人 または %
	イタリア (19)	人 または %
	スペイン (20)	人 または %
その他 (21)	人 または %	

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、韓国 30%, 台湾 50%,アメリカ 10%, その他 10%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情（例えばキャンペーン、会議やイベントの開催、天候の変化、天災・事故等）がある場合は、その旨具体的にご記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。



一般統計調査

- 観光庁HPより電子調査票を取得し、電子メールで報告することも可能なため、ぜひ御利用ください。
- 調査票を郵送される場合は、返信用封筒を御利用ください。

国土交通省 観光庁

年 月 日までに報告  
いただきますようお願いします

宿泊施設  
コード

Code input fields

秘 宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

部署名・ご担当者名までご記入ください。  
誤り・変更があれば訂正してください。

電話番号 ( ) FAX 番号 ( )

問1. 貴宿泊施設名 名称が異なっている場合は、訂正してください。			
問2. 宿泊施設所在地 市区町村が異なっている場合は、訂正してください。			
問3. 宿泊施設のタイプ あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 最も当てはまると考えられる番号一つに○を付けてください。	1. 旅館 2. リゾートホテル 3. ビジネスホテル 4. シティホテル 5. 簡易宿所 6. 会社・団体の宿泊所		
問4. 客室数及び収容人数 ( 年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。	(A) 客室数	室	(B) 収容人数 名
問5. 従業者数 ( 年1月1日現在) あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。 貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの派遣、出向を含む)を記入してください。	名		

問6. 最近1年間( 年1月~12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合(例えば、70%, 30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張・業務	合計
%	%	100%

問7. 年 月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。  
そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。  
また今月の、宿泊で利用した利用客室数は何室でしたか。

宿泊者数 各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。 子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。	延べ人数	(A1)	人
	実人数	(A2)	人
うち外国人宿泊者数 日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。 日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	延べ人数	(A3)	人
	実人数	(A4)	人
利用客室数(または客室稼働率) 各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた延べの客室数を記入してください。宿泊をしない利用は含みません。 利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室稼働率を%で記入してください。	(A5)	室	
	または		%

なしの場合は「0」と必ずご記入ください。

客室稼働率を%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

問8. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍（出身地）を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

外国人延べ宿泊者数		国籍別の合計が問7の(A3)の人数と一致 または 100%	
韓 国 (1)	人	または	%
中 国 (2)	人	または	%
香 港 (3)	人	または	%
台 湾 (4)	人	または	%
ア メ リ カ (5)	人	または	%
カ ナ ダ (6)	人	または	%
イ ギ リ ス (7)	人	または	%
ド イ ツ (8)	人	または	%
フ ラ ン ス (9)	人	または	%
ロ シ ア (10)	人	または	%
シンガポール (11)	人	または	%
タ イ (12)	人	または	%
マレーシア (13)	人	または	%
イ ン ド (14)	人	または	%
オーストラリア (15)	人	または	%
インドネシア (16)	人	または	%
ベトナム (17)	人	または	%
フィリピン (18)	人	または	%
イ タ リ ア (19)	人	または	%
ス ペ イ ン (20)	人	または	%
そ の 他 (21)	人	または	%

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、韓国 30%、台湾 50%、アメリカ 10%、その他 10%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。

[ 月 日 ~ 月 日の間、休業していた(営業再開日: 月 日)]

[ 廃業した(廃業日: 月 日)]

( ) からのお客様が大きく [増加・減少] した。

[キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。

具体的にご記入ください。

問9. 問7の延べ宿泊者について、宿泊者の居住地別内訳（都道府県）の人数をご記入ください。  
 また、同様の内容が分かるものを別紙として添付していただいても構いません。

延べ宿泊者数		都道府県別の合計と問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
北海道 (1)	人	または	%
青森県 (2)	人	または	%
岩手県 (3)	人	または	%
宮城県 (4)	人	または	%
秋田県 (5)	人	または	%
山形県 (6)	人	または	%
福島県 (7)	人	または	%
茨城県 (8)	人	または	%
栃木県 (9)	人	または	%
群馬県 (10)	人	または	%
埼玉県 (11)	人	または	%
千葉県 (12)	人	または	%
東京都 (13)	人	または	%
神奈川県 (14)	人	または	%
新潟県 (15)	人	または	%
富山県 (16)	人	または	%
石川県 (17)	人	または	%
福井県 (18)	人	または	%
山梨県 (19)	人	または	%
長野県 (20)	人	または	%
岐阜県 (21)	人	または	%
静岡県 (22)	人	または	%
愛知県 (23)	人	または	%
三重県 (24)	人	または	%

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、東京 50%, 大阪 20%, ...)を記入してください。

調査項目は次ページに続きます。

問9. の調査項目の続き。

滋賀県 (25)	人	または	%
京都府 (26)	人	または	%
大阪府 (27)	人	または	%
兵庫県 (28)	人	または	%
奈良県 (29)	人	または	%
和歌山県 (30)	人	または	%
鳥取県 (31)	人	または	%
島根県 (32)	人	または	%
岡山県 (33)	人	または	%
広島県 (34)	人	または	%
山口県 (35)	人	または	%
徳島県 (36)	人	または	%
香川県 (37)	人	または	%
愛媛県 (38)	人	または	%
高知県 (39)	人	または	%
福岡県 (40)	人	または	%
佐賀県 (41)	人	または	%
長崎県 (42)	人	または	%
熊本県 (43)	人	または	%
大分県 (44)	人	または	%
宮崎県 (45)	人	または	%
鹿児島県 (46)	人	または	%
沖縄県 (47)	人	または	%
国外(※) (48)	人	または	%

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、東京50%、大阪20%、...)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

※延べ宿泊者数の国外の人数は、問7の外国人延べ宿泊者数(A3)に一致します。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。



2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領 (第1号様式)

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、2007年より実施しております。この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することや外部に漏らすようなことは一切ありません。

■調査対象の宿泊施設について

- この調査は、全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設を対象としています。
- 複数の宿泊施設を経営されている場合は、他の施設は含めないでください。また、経営者に変更があった場合には変更後の経営者においてご記入ください。
- 下に該当する場合には調査対象とはなりません。調査票の右上に**対象外**である旨を、**対象外**となった日、該当する事由とともに記載の上、同封した返信用封筒にて返信願います。  
①同伴ホテル、②廃業した宿泊施設、③事務所のみで宿泊施設がない事業所

■調査票の記入について

- **2020年1月1日現在**の貴宿泊施設の状況(問4、問5)と該当する月の宿泊者数をご記入ください。
- ご記入の負担を少しでも軽減するため、前回調査結果をあらかじめプリントしてある項目があります。誤り、変更がある場合は訂正してください。
- 観光庁のホームページからエクセル形式の調査票を取得し、必要事項を入力の上、電子メールにてご送信いただく**オンライン調査**も実施しております。詳細は、同封の「**電子メールによる回答のご案内**」をご覧ください。
- 調査票問7の実人数がご不明な場合の算出方法は以下のとおりです。

実人数(調査票問7)の算出方法

実人数と延べ人数の違いは？

**実人数とは？**  
宿泊施設に宿泊した人の人数です。  
※下表の宿泊した人の人数です。

→ 5人

**延べ人数とは？**  
宿泊した人の宿泊数の合計です。  
※下表の泊数の合計です。

→ 9人(泊)

〇月	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	
Aさん	→							1泊
Bさん	→							1泊
Cさん		→	→	→	→			3泊
Dさん			→	→				2泊
Eさん						→	→	2泊

※AさんとBさんが同グループの場合でも、人数は別々に数えます。

延べ人数しか分からない!! 実人数の計算方法は？

- ① 宿泊者全体(実人数)を、1泊した人、2泊した人、3泊(以上)した人の割合に分けて下さい。(正確な人数は不明のため、おおよその%でお考え下さい)

	例
1泊した人の割合	実人数でお考え下さい。 ※左の例では 1泊:2人 2泊:2人 3泊:1人 なので...
2泊した人の割合	40 %
3泊した人の割合	20 %

- ② 泊数に、①で出した割合をかけて下さい。

1(泊)×1泊した人の割合	1(泊)×0.4= 0.4 泊
2(泊)×2泊した人の割合	2(泊)×0.4= 0.8 泊
3(泊)×3泊(以上)した人の割合	3(泊)×0.2= 0.6 泊

- ③ ②で計算した数を合計して下さい。一人当たり平均宿泊数が計算できます。

一人当たり平均宿泊数	0.4+0.8+0.6= 1.8 泊
------------	--------------------

- ④ 延べ人数は何人(泊)ですか？

延べ人数	9人(泊)
------	-------

- ⑤ 延べ人数を③で計算した数字(一人当たり平均宿泊数)で割って下さい。実人数が算出されます！

実人数	9÷1.8= 5人
-----	-----------

- 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
- ホテル…洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。以下の定義により 3 種類に分類しています。
  - ①リゾートホテル…ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいいます。
  - ②ビジネスホテル…ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいいます。
  - ③シティホテル…ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。
- 簡易宿所…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます(ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど)。
- 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます(会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど)。
- ※ 民宿、ペンション、青年の家、少年自然の家などを運営・管理されている方は、旅館業法に基づく許可証等を確認いただき、ホテル、旅館又は簡易宿所に分類してください。

- 2020年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。
- 旅館業営業許可申請書に記載するものと一致しなくても構いません。

- 2020年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業している従業者数を記入してください。
- 個人経営者や家族従業者(無給)、正規雇用者(社員・パートアルバイト)、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出向者も含めて、記入してください。

- 最近1年間(2019年1月～12月)の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けた場合のおおよその割合を記入してください。
- 帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加や修学旅行・部活動の合宿等は観光レクリエーションに含まれます。
- 担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レクリエーション」、背広なら「出張・業務」)等で記入してください。

あらかじめプリントしてある項目があります。誤りがある場合は訂正してください。

第1号様式

国土交通省  
観光庁

年月日までに報告  
いただきますようお願いいたします

宿泊施設  
コード

一般統計調査

●観光庁HPより電子調査票をダウンロードし、電子メールで報告することも可能なため、ぜひ御用ください。  
●調査票を郵送される場合は、返信用封筒を御利用ください。

秘 宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

部署名・ご担当者名までご記入ください。  
誤り・変更があれば訂正してください。

電話番号

記入内容について後日確認させていただく場合に利用するためのものです。調査対象施設と回答者が違う場合は、こちらの欄をご修正下さい。

問1. 貴宿泊施設名  
名称が異なっている場合は、訂正してください。

問2. 宿泊施設所在地  
所在地が異なっている場合は、訂正してください。

問3. 宿泊施設のタイプ  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。  
最も当てはまると思われる番号一つに○を付けてください。

1. 旅館 2. リゾートホテル 3. ビジネスホテル  
4. シティホテル 5. 簡易宿所  
6. 会社・団体の宿泊所

問4. 客室数及び収容人数  
(年1月1日現在)  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。  
貴宿泊施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。

(A) 客室数	室	(B) 収容人数	名
---------	---	----------	---

問5. 従業者数  
(年1月1日現在)  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。  
貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの派遣、出向を含む)を記入してください。

名

問6. 最近1年間(年1月～12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合(例えば、70%、30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張・業務	合計
%	%	100%

第1面

- 延べ人数…各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30日間)とも各日とも2人だった場合は、30日×2人=60人となります。
- 実人数…宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
- 子供や乳幼児も1人と数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
- 外国人宿泊者…日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を外国人宿泊者として回答してください。期間中一人もいない場合には、明示的に0人とお答え下さい。
- 利用客室数…各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数を集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。

問7.

その  
また今月

<b>宿泊者数</b> <small>各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。</small>	延べ人数	(A1)	人
<small>施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。</small>	実人数	(A2)	人
<b>うち外国人宿泊者数</b> <small>日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。</small>	延べ人数	(A3)	人
	実人数	(A4)	人
<b>利用客室数</b> <small>各日の宿泊者が利用した客室数を月間で足し合わせた延べの客室数を記入してください。宿泊をしない利用は含みません。</small> <small>利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室稼働率(%)を記入してください。</small>		(A5)	室 または %

客室稼働率でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

なしの場合は「0」と必ず

客室稼働率でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳(県内か県外か)の人数をご記入ください。

延べ宿泊者数	県内外の合計が問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
	県内(1)	人 %
	県外(2) (国外を含む)	人 %

県内外別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、県内30%、県外70%)を記入してください。

%でお答えになった場合は右欄にチェックをしてください

- 貴宿泊施設がある都道府県内からの宿泊者数と都道府県外からの宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問7の延べ人数(A1)に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくのが難しい場合は、都道府県内からの宿泊者数および都道府県外からの宿泊者数それぞれの割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。
- 都道府県外からの宿泊者には、日本国外からの宿泊者を含みます。

調査対象期間中に回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。

( ) からのお客様が大きく [増加・減少] した。  
 [キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。  
 具体的に記入ください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

問8を割合でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

廃業・休業である場合には、その旨、日にち、事由を記載の上、同封した返信用封筒にて返信してください。

ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、その旨ご記入ください。記入内容について後日確認させていただく場合にご迷惑をおかけすることのないようにするものです。

■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話：0120-355-573

受付時間：土日祝日除く 9:00～18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話：03-5253-8111（内線 27-214, 27-216, 27-217）

受付時間：土日祝日を除く 9:30～18:15

2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領 (第2号様式)

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、2007年より実施しております。この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することや外部に漏らすようなことは一切ありません。

■調査対象の宿泊施設について

- この調査は、全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設を対象としています。
- 複数の宿泊施設を運営されている場合は、他の施設は含めないでください。また、経営者に変更があった場合には変更後の経営者においてご記入ください。
- 下記に該当する場合には調査対象とはなりません。調査票の右上に**対象外**である旨を、**対象外**となった日、該当する事由とともに記載の上、同封した返信用封筒にて返信願います。  
①同伴ホテル、②廃業した宿泊施設、③事務所のみで宿泊施設がない事業所

■調査票の記入について

- 2020年1月1日現在の貴宿泊施設の状況(問4、問5)と該当する月の宿泊者数をご記入ください。
- ご記入の負担を少しでも軽減するため、前回調査結果をあらかじめプリントしてある項目があります。誤り、変更がある場合は訂正してください。
- 観光庁のホームページからエクセル形式の調査票を取得し、必要事項を入力の上、電子メールにてご送信いただく**オンライン調査**も実施しております。詳細は、同封の「**電子メールによる回答のご案内**」をご覧ください。
- 調査票問7の実人数がご不明な場合の算出方法は以下のとおりです。

実人数(調査票問7)の算出方法

**実人数と延べ人数の違いは？**

**実人数とは？**  
宿泊施設に宿泊した人の人数です。  
※下表の宿泊した人の人数です。  
→ **5人**

**延べ人数とは？**  
宿泊した人の宿泊数の合計です。  
※下表の泊数の合計です。  
→ **9人(泊)**

○月	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	
Aさん	→							1泊
Bさん	→							1泊
Cさん		→	→	→	→			3泊
Dさん			→	→				2泊
Eさん						→		2泊

※AさんとBさんが同グループの場合でも、人数は別々に数えます。

**延べ人数しか分からない！！実人数の計算方法は？**

- ① 宿泊者全体(実人数)を、1泊した人、2泊した人、3泊(以上)した人の割合に分けて下さい。(正確な人数は不明のため、おおよその%でお考え下さい)

		例
1泊した人の割合	実人数でお考え下さい。 ※左の例では 1泊:2人 2泊:2人 3泊:1人 なので...	40 %
2泊した人の割合		40 %
3泊した人の割合		20 %

- ② 泊数に、①で出した割合をかけて下さい。

1(泊)×1泊した人の割合	1(泊)×0.4=	0.4 泊
2(泊)×2泊した人の割合	2(泊)×0.4=	0.8 泊
3(泊)×3泊(以上)した人の割合	3(泊)×0.2=	0.6 泊

- ③ ②で計算した数を合計して下さい。一人当たり平均宿泊数が計算できます。

一人当たり平均宿泊数	0.4+0.8+0.6=	1.8 泊
------------	--------------	-------

- ④ 延べ人数は何人(泊)ですか？

延べ人数		9 人(泊)
------	--	--------

- ⑤ 延べ人数を③で計算した数字(一人当たり平均宿泊数)で割って下さい。実人数が算出されます！

実人数	9÷1.8=	5 人
-----	--------	-----

- 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
- ホテル…洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。以下の定義により3種類に分類しています。
  - ①リゾートホテル…ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいいます。
  - ②ビジネスホテル…ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいいます。
  - ③シティホテル…ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。
- 簡易宿所…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます（ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど）。
- 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます（会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど）。
- ※ 民宿、ペンション、青年の家、少年自然の家などを運営・管理されている方は、旅館業法に基づく許可証等を確認いただき、ホテル、旅館又は簡易宿所に分類してください。

あらかじめプリントしてある項目があります。誤りがある場合は訂正してください。

国土交通省 観光庁

年月日までに報告 いただきますようお願いいたします

〒 〇〇〇〇〇

宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

記入内容について後日確認させていただく場合に利用するためのものです。調査対象施設と回答者が違う場合は、こちらの欄をご修正下さい。

1. 貴宿泊施設名  
名称が異なっている場合は、訂正してください。

2. 宿泊施設所在地  
市町村が異なっている場合は、訂正してください。

3. 宿泊施設のタイプ  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。最も当てはまると思われる番号一つに○を付けてください。

4. 客室数及び収容人数  
(年1月1日現在)  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。貴施設における客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。

5. 従業者数  
(年1月1日現在)  
あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。貴宿泊施設で就業しているすべての人(臨時雇用者、他からの派遣、出勤者を含む)を記入してください。

6. 最近1年間(年1月～12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合(例えば、70%、30%)でお答えください。あらかじめプリントされている場合、誤りがあれば訂正してください。

A. 観光レクリエーション	B. 出張・業務	合計
%	%	100%

7. 年 月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。そのうち、外国人宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。また1月の、宿泊で利用した利用客室数は何室でしたか。

宿泊者 (各日の宿泊者数を月間で足し合わせた数を記入してください。子供や乳幼児も1人としてカウントしてください。)	延べ人数 (A1)	人
	実人数 (A2)	人
うち外国人宿泊者数 日本国内に住所を有しない宿泊者を記入して下さい。日本国内の住所の有無による回答が困難であれば日本国籍を有しない宿泊者を記入してください。	延べ人数 (A3)	人
	実人数 (A4)	人
利用客室数(または客室稼働率) 各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた延べの客室数を記入してください。宿泊をしない利用は含みません。利用客室数の記入が難しい場合は、おおよその客室稼働率を%で記入してください。	(A5)	室 または %

客室稼働率でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

客室稼働率を%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

なしの場合は「0」と必ず「記入してください。」

- 2020年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。
- 旅館業営業許可申請書に記載するものと一致しなくても構いません。
- 2020年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業している従業者数を記入してください。
- 個人経営者や家族従業者(無給)、正規雇用者(社員・パートアルバイト)、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出勤者も含めて、記入してください。
- 最近1年間(2019年1月～12月)の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けた場合のおおよその割合を記入してください。
- 帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加や修学旅行・部活動の合宿等は観光レクリエーションに含まれます。
- 担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レクリエーション」、背広なら「出張・業務」)等で記入してください。

- 延べ人数…各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30日間)とも各日とも2人だった場合は、30日×2人=60人となります。
- 実人数…宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
- 子供や乳幼児も1人と数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
- 外国人宿泊者…日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を外国人宿泊者として回答してください。期間中一人もいない場合には、明示的に0人とお答え下さい。
- 利用客室数…各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数を集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。

- 貴宿泊施設がある都道府県内からの宿泊者数と都道府県外からの宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問7の延べ人数(A1)に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくのが難しい場合は、都道府県内からの宿泊者数および都道府県外からの宿泊者数それぞれの割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。
- 都道府県外からの宿泊者には、日本国外からの宿泊者を含みます。

問8. 問7の延べ宿泊者数について、宿泊者の居住地別内訳(県内か県外か)の人数をご記入ください。

延べ宿泊者数	県内外の合計が問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
	県内(1)	人 または %
	県外(2) (国外を含む)	人 または %

県内外別の人数の記入が難しい場合は、**おおよその割合**(例えば、県内 30%、県外 70%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

問8を割合でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

問9. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍(出身地)を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

外国人延べ宿泊者数	国籍別の合計が問7の(A3)の人数と一致 または 100%	
	韓国(1)	人 または %
	中国(2)	人 または %
	香港(3)	人 または %
	台湾(4)	人 または %
	アメリカ(5)	人 または %
	カナダ(6)	人 または %
	イギリス(7)	人 または %
	ドイツ(8)	人 または %
	フランス(9)	人 または %
	ロシア(10)	人 または %
	シンガポール(11)	人 または %
	タイ(12)	人 または %
	マレーシア(13)	人 または %
	インド(14)	人 または %
	オーストラリア(15)	人 または %
	インドネシア(16)	人 または %
	ベトナム(17)	人 または %
	フィリピン(18)	人 または %
	イタリア(19)	人 または %
	スペイン(20)	人 または %
その他(21)	人 または %	

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、**おおよその割合**(例えば、韓国 30%、台湾 50%、アメリカ 10%、その他 10%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

問9を割合でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

- 国籍(出身地) …当該外国人宿泊者が所持する旅券を発行している国または地域をさします。
- これらを合計すると、問7の外国人延べ宿泊者数(A3)に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくのが難しい場合は、各国・地域からの宿泊者数の割合を記入してください。これらを合計すると 100%となります。

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情(例えばキャンペーン、会議やイベントの開催、天候の変化、天災・事故等)がある場合は、その旨具体的に記入してください。

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

廃業・休業である場合には、その旨、日にち、事由を記載の上、同封した返信用封筒にて返信してください。

ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、その旨ご記入ください。記入内容について後日確認させていただく場合にご迷惑をおかけすることのないようにするものです。

■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話：0120-355-573

受付時間：土日祝日除く 9:00～18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話：03-5253-8111（内線 27-214, 27-216, 27-217）

受付時間：土日祝日を除く 9:30～18:15



## 2020年 宿泊旅行統計調査 記入要領（第3号様式）

宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、2007年より実施しております。この調査は統計法に基づく一般統計調査であり、ご回答いただいた内容は統計以外の目的で使用することや外部に漏らすようなことは一切ありません。

## ■調査対象の宿泊施設について

- この調査は、全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所等の宿泊施設を対象としています。
- 複数の宿泊施設を運営されている場合は、他の施設は含めないでください。また、経営者に変更があった場合には変更後の経営者においてご記入ください。
- 下記に該当する場合には調査対象とはなりません。調査票の右上に**対象外**である旨を、**対象外**となった日、該当する事由とともに記載の上、同封した返信用封筒にて返信願います。  
①同伴ホテル、②廃業した宿泊施設、③事務所のみで宿泊施設がない事業所

## ■調査票の記入について

- 2020年1月1日現在の貴宿泊施設の状況(問4、問5)と該当する月の宿泊者数をご記入ください。
- ご記入の負担を少しでも軽減するため、前回調査結果をあらかじめプリントしてある項目があります。誤り、変更がある場合は訂正してください。
- 観光庁のホームページからエクセル形式の調査票を取得し、必要事項を入力の上、電子メールにてご送信いただく**オンライン調査**も実施しております。詳細は、同封の「**電子メールによる回答のご案内**」をご覧ください。
- 調査票問7の実人数がご不明な場合の算出方法は以下のとおりです。

## 実人数(調査票問7)の算出方法

### 実人数と延べ人数の違いは？

**実人数とは？**  
宿泊施設に宿泊した人の人数です。  
※下表の宿泊した人の人数です。

→ 5人

**延べ人数とは？**  
宿泊した人の宿泊数の合計です。  
※下表の泊数の合計です。

→ 9人(泊)

○月	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	
Aさん	→							1泊
Bさん	→							1泊
Cさん		→	→	→	→			3泊
Dさん			→	→				2泊
Eさん						→		2泊

※AさんとBさんが同グループの場合でも、人数は別々に数えます。

### 延べ人数しか分からない！！実人数の計算方法は？

① 宿泊者全体(実人数)を、1泊した人、2泊した人、3泊(以上)した人の割合に分けて下さい。(正確な人数は不明のため、おおよその%でお考え下さい)

	例
1泊した人の割合	40 %
2泊した人の割合	40 %
3泊した人の割合	20 %

※左の例では  
1泊:2人  
2泊:2人  
3泊:1人  
なので...

② 泊数に、①で出した割合をかけて下さい。

1(泊)×1泊した人の割合	1(泊)×0.4= 0.4 泊
2(泊)×2泊した人の割合	2(泊)×0.4= 0.8 泊
3(泊)×3泊(以上)した人の割合	3(泊)×0.2= 0.6 泊

③ ②で計算した数を合計して下さい。一人当たり平均宿泊数が計算できます。

一人当たり平均宿泊数	0.4+0.8+0.6= 1.8 泊
------------	--------------------

④ 延べ人数は何人(泊)ですか？

延べ人数	9人(泊)
------	-------

⑤ 延べ人数を③で計算した数字(一人当たり平均宿泊数)で割って下さい。実人数が算出されます！

実人数	9÷1.8= 5人
-----	-----------

- 旅館…和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
- ホテル…洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。以下の定義により3種類に分類しています。
  - ①リゾートホテル…ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいいます。
  - ②ビジネスホテル…ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいいます。
  - ③シティホテル…ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。
- 簡易宿所…宿泊する場所を多数の人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます(ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど)。
- 会社・団体の宿泊所…会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます(会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステルなど)。
- ※ 民宿、ペンション、青年の家、少年自然の家などを運営・管理されている方は、旅館業法に基づく許可証等を確認いただき、ホテル、旅館又は簡易宿所に分類してください。

あらかじめプリントしてある項目があります。誤りがある場合は訂正してください。

国土交通省 観光庁

年月日までに報告 いただきますようお願いいたします

秘 宿泊旅行統計調査 調査票(年月)

調査票送付先

記入内容について後日確認させていただく場合に利用するためのものです。調査対象施設と回答者が違う場合は、こちらの欄をご修正下さい。

問1. 貴宿泊施設名

問2. 宿泊施設所在地

問3. 宿泊施設のタイプ

問4. 客室数及び収容人数

問5. 従業者数

問6. 最近1年間(年月～12月)に訪れた宿泊者の宿泊目的を延べ人数で見たとおおよその割合

問7. 年月の宿泊者の延べ人数及び実人数は何人でしたか。

問8. 外国人宿泊者数

問9. 利用客室数(または客室稼働率)

客室稼働率を%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください

第1面

- 2020年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入してください。
- 旅館業営業許可申請書に記載するものと一致しなくても構いません。

- 2020年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業している従業者数を記入してください。
- 個人経営者や家族従業者(無給)、正規雇用者(社員・パートアルバイト)、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出向者も含めて、記入してください。

- 最近1年間(2019年1月～12月)の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けた場合のおおよその割合を記入してください。
- 帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加や修学旅行・部活動の合宿等は観光レクリエーションに含まれます。
- 担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レクリエーション」、背広なら「出張・業務」)等で記入してください。

- 延べ人数…各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間(30日間)とも各日とも2人だった場合は、30日×2人=60人となります。
- 実人数…宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
- 子供や乳幼児も1人と数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えません。
- 外国人宿泊者…日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を外国人宿泊者として回答してください。期間中一人もいない場合には、明示的に0人とお答え下さい。
- 利用客室数…各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数が集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。

問8. 問7の外国人延べ宿泊者数について、国籍（出身地）を、以下の国及び地域別に人数をご記入ください。該当者なしの場合は空白でも構いません。

外国人延べ宿泊者数	国籍別の合計が問7の(A3)の人数と一致 または 100%	
韓国 (1)	人	または %
中国 (2)	人	または %
香港 (3)	人	または %
台湾 (4)	人	または %
アメリカ (5)	人	または %
カナダ (6)	人	または %
イギリス (7)	人	または %
ドイツ (8)	人	または %
フランス (9)	人	または %
ロシア (10)	人	または %
シンガポール (11)	人	または %
タイ (12)	人	または %
マレーシア (13)	人	または %
インド (14)	人	または %
オーストラリア (15)	人	または %
インドネシア (16)	人	または %
ベトナム (17)	人	または %
フィリピン (18)	人	または %
イタリア (19)	人	または %
スペイン (20)	人	または %
その他 (21)	人	または %

- 国籍（出身地）…当該外国人宿泊者が所持する旅券を発行している国または地域をさします。
- これらを合計すると、問7の外国人延べ宿泊者数（A3）に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、各国・地域からの宿泊者数の割合を記入してください。これらを合計すると 100%となります。

国籍(出身地)別の人数の記入が難しい場合は、**おおよその割合**(例えば、韓国 30%、台湾 50%、アメリカ 10%、その他 10%)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

問8を割合でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

調査対象期間中にご回答内容に大きな変動が生じるような事情がある場合は、その旨ご記入ください。

[ 月 日～月 日の間、休業していた(営業再開日: 月 日)]  
 [廃業した(廃業日: 月 日)]  
 ( ) からのお客様が大きく [増加・減少] した。  
 [キャンペーン・会議やイベントの開催・天候の変化・天災や事故・その他] による変動と考えられる。  
 [具体的にご記入ください。]

ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、その旨ご記入ください。記入内容について後日確認させていただく場合にご迷惑をおかけすることのないようにするものです。

廃業・休業である場合には、その旨、日にち、事由を記載の上、同封した返信用封筒にて返信してください。

問9. 問7の延べ宿泊者について、宿泊者の居住地別内訳（都道府県）の人数をご記入ください。また、同様の内容が分かるものを別紙として添付していただいても構いません。

延べ宿泊者数	都道府県別の合計と問7の(A1)の人数と一致 または 100%	
北海道 (1)	人	%
青森県 (2)	人	%
岩手県 (3)		
宮城県 (4)		
秋田県 (5)		
山形県 (6)		
福島県 (7)		
茨城県 (8)		
栃木県 (9)		
群馬県 (10)		
埼玉県 (11)		
千葉県 (12)		
東京都 (13)		
神奈川県 (14)		
新潟県 (15)		
富山県 (16)		
石川県 (17)		
福井県 (18)		
山梨県 (19)		
長野県 (20)		
岐阜県 (21)		
静岡県 (22)		
愛知県 (23)		
三重県 (24)		

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよそ記入してください。

第3面

問9. の調査項目の続き。

滋賀県 (25)		
京都府 (26)		
大阪府 (27)		
兵庫県 (28)	人	%
奈良県 (29)	人	%
和歌山県 (30)	人	%
鳥取県 (31)	人	%
島根県 (32)	人	%
岡山県 (33)	人	%
広島県 (34)	人	%
山口県 (35)	人	%
徳島県 (36)	人	%
香川県 (37)	人	%
愛媛県 (38)	人	%
高知県 (39)	人	%
福岡県 (40)	人	%
佐賀県 (41)	人	%
長崎県 (42)	人	%
熊本県 (43)		
大分県 (44)		
宮崎県 (45)		
鹿児島県 (46)		
沖縄県 (47)		
国外(※) (48)	人	%

- 都道府県別の宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問7の延べ人数(A1)に一致します。
- 宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、都道府県別の宿泊者数それぞれの割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。

- 日本国外からの宿泊者は問7の外国人延べ宿泊者数(A3)に一致します。
- 宿泊者数を割合で記入した場合は、「国外」の欄も割合で記入してください。

都道府県別の人数の記入が難しい場合は、おおよその割合(例えば、東京50%、大阪20%、...)を記入してください。

**%でお答えになった場合は右欄にチェックを入れてください**

※延べ宿泊者数の国外の人数は、問7の外国人延べ宿泊者数(A3)に一致します。調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

第4面

問9を割合でお答えになった場合は、ここにチェックをしてください。

■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話：0120-355-573

受付時間：土日祝日除く 9:00～18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話：03-5253-8111 (内線 27-214, 27-216, 27-217)

受付時間：土日祝日を除く 9:30～18:15

## 2020 年 宿泊旅行統計調査 電子メールによる回答のご案内

宿泊旅行統計調査では、2014 年（平成 26 年）調査より、従来の調査票での郵送提出のほか、電子ファイル調査票に記入し電子メールで提出頂く方法も実施しております。

設問内容や調査票イメージは、従来の調査票とほぼ同じです。関心のある宿泊施設の皆様には、ぜひ、ご利用をよろしくお願いたします。

### ■ 電子メールによる回答に必要な物品・環境

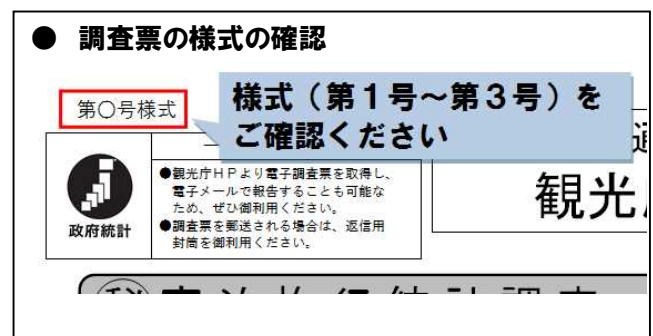
- ① 宿泊旅行統計調査 調査票  
※宿泊施設コードの記載があるもの
- ② 2020 年 宿泊旅行統計調査 記入要領
- ③ 表計算ソフト（Microsoft 社 Excel）がインストールされたパソコン
- ④ インターネットに接続し、電子メールを送信できるパソコン

※ ①、②は今回、郵送にてお届けしたものです。

### ■ 電子メールによる回答の手順

#### （1）回答用の電子ファイル調査票の入手

- 観光庁ホームページから、回答用の電子ファイル調査票を入手します。
- お手元の「調査票」の 1 枚目の左上に書かれている「様式」と同じ電子ファイルをダウンロードしてください。
- ダウンロードする際に、下記のパスワードを入力してください。



#### ● 観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>

#### ● ダウンロードのパスワード（すべて半角）

〇〇〇〇

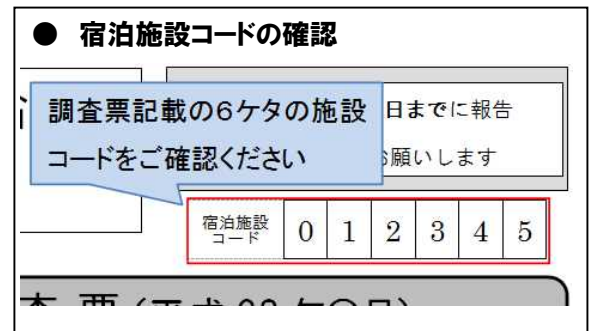
※ パスワードを入力する際は、半角/全角にご注意ください。

#### （2）電子ファイル調査票への回答入力

- 電子ファイル調査票を開く際にパスワードの入力を求められます。ダウンロードのときのパスワード（〇〇〇〇）を入力してください。
- 回答する際は、郵送された「調査票」と「記入要領」を確認しながら、入力するようにしてください。

### (3) 回答の際の注意事項

- 電子ファイル調査票上で「黄色」で示された箇所が、回答が必要な箇所です。
- 同じく「黄色」の吹き出しに、簡単な説明が書かれています。
- 正しい入力だと「黄色」が消えます。回答値に何か誤りがある場合は、「黄色」の吹き出しに表示されたメッセージを確認し、回答値を訂正してください。
- 回答を進めると、次の設問に「黄色」で示された箇所が増える場合があります。この場合も、次の設問に回答するようにお願いします。
- どのように回答しても「黄色」が消えない場合は、そのままお送りください。
  
- 「宿泊施設コード」の入力は、お手元の「調査票」の1枚目の右上に書かれている「宿泊施設コード」と同じ6桁の数値を入力してください。
  
- 「調査票送付先」及び「問1」から「問6」については、お手元の「調査票」にプリントされている情報をご確認ください。誤りがあり、修正が必要な場合は、電子ファイル調査票の同じ部分に、正しい情報を入力してください。「調査票」にプリントがない項目についても、正しい情報を入力するようお願いいたします。
- 全ての記入が終わったら、必ず「保存」をお願いします。
- ファイルのパスワードは変更しないでください（そのままお送りください）。



### (4) 電子ファイル調査票の送信

- 入力が終わり、保存した電子ファイル調査票を、電子メールに添付して、下記のアドレスまでお送りください。

● **電子ファイル調査票の送付先（宿泊旅行統計調査事務局・オンライン回答受付アドレス）**  
○○○○@○○.○○.jp

#### ■ お問い合わせ先

宿泊旅行統計調査事務局

電話：0120-XXX-XXX

受付時間：土日祝日除く 9:00～18:00

国土交通省 観光庁 観光戦略課観光統計調査室

電話：03-5253-8111（内線 27-214, 27-216, 27-217）

受付時間：土日祝日を除く 9:30～18:15

関係各位

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室

## 宿泊旅行統計調査（2020年1月・2月・3月分）の実施について（ご協力のお願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素より、「宿泊旅行統計調査」へのご協力をはじめ、観光行政に多大なるご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「宿泊旅行統計調査」は、我が国の宿泊旅行の実態を明らかにすることを目的に、統計法（平成19年法律第53号）に基づき実施しており、本調査で得られたデータは、国や地域における観光施策の企画・立案等の際の貴重なデータとして役立てられています。

つきましては、下記の要領で調査を実施させていただきたく、調査票等関係書類一式を送付いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、是非ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

## 1. 調査対象期間と提出期限

## ① 2020年1月分調査

・調査対象期間	提出期限
2020年1月（黄）	2020年2月12日（水）

## ② 2020年2月分調査

・調査対象期間	提出期限
2020年2月（黄緑）	2020年3月11日（水）

## ③ 2020年3月分調査

・調査対象期間	提出期限
2020年3月（桃）	2020年4月13日（月）

## 2. 調査方法

- ・宿泊旅行統計調査事務局（〇〇〇〇）から調査対象施設へ調査票を送付します。（調査票は3ヶ月分をまとめて、四半期に一度お送りします。）
- ・調査対象施設は、1ヶ月分毎に調査票を作成し、上記の提出期限までに宿泊旅行統計調査事務局へ提出して下さい。（郵送でご提出の場合は、同封の返信用封筒をお使い下さい。また、電子メールでの提出も可能です。詳しくは、同封の「電子メールによる回答のご案内」をご覧ください。）

※ 調査対象施設は、全国の旅館、ホテル、簡易宿所、保養所など（約5万施設）から標本理論に基づき抽出した約1万8千施設。

※1 従業者数10人以上の宿泊施設（約1万施設）については、全施設が調査対象となります。

※2 従業者数9人以下の宿泊施設（約4万施設）については、従業者数や所在地に応じて一定の抽出率で無作為に抽出し、約8千施設を調査対象としています（調査対象施設は、統計精度や安定性の向上を図る観点から、原則として2年間継続して調査し、毎年1月に2分の1ずつ交替します）。

従業者数 注)	0~4人 ※2	5~9人 ※2	10人以上 ※1
母集団数	約3万施設	約1万施設	約1万施設
抽出率	1/9	1/3	全施設

注) 調査期間年内（2020年1月～12月）に従業者数に変動があった場合においても、当該期間内においては標本抽出時点の層の調査対象施設となります。

## 3. オンライン調査について

調査票の提出は郵送によるほか、宿泊旅行統計調査ホームページからエクセル形式の調査票を取得し、電子メールによる提出が可能です。

詳細は、同封の「電子メールによる回答のご案内」をご覧ください。

## 4. 調査結果について

調査結果は、国土交通省観光庁のホームページにおいて公表します。

観光庁ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>)

宿泊旅行統計調査ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>)

## 5. 送付書類一覧

- ① 調査票（3ヶ月分）
- ② 調査票の記入要領
- ③ 電子メールによる回答のご案内
- ④ 返信用封筒（3部）

## ■調査に関するお問い合わせ先

## 【調査請負先】

〇〇〇〇〇〇

住所：〒 - 〇〇〇〇-〇-〇

宿泊旅行統計調査事務局 〇〇、〇〇、〇〇

電話：0120-〇〇〇-〇〇〇（フリーコール） 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（直通）

受付時間：9:00～18:00（ただし、土日祝日を除く）

FAX：0120-〇〇〇-〇〇〇（フリーダイヤル）

FAXで調査票をご返送いただくときは、1枚目から最終ページまで、全ページをお送り下さい。

※政府として統計調査の民間委託を推進しており、本年度は上記に委託して本調査を実施しておりますが、貴施設からの回答内容は、統計法に基づき、統計以外の目的で使用することや外部に漏らすことは一切ありません。

## ■観光庁お問い合わせ先

## 【実施主体】

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室 〇〇、〇〇

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：(代表)03-5253-8111 内線27-214、27-216、27-217 (直通)03-5253-8325

受付時間：土日祝日を除く9:30～18:15

FAX：03-5253-1691



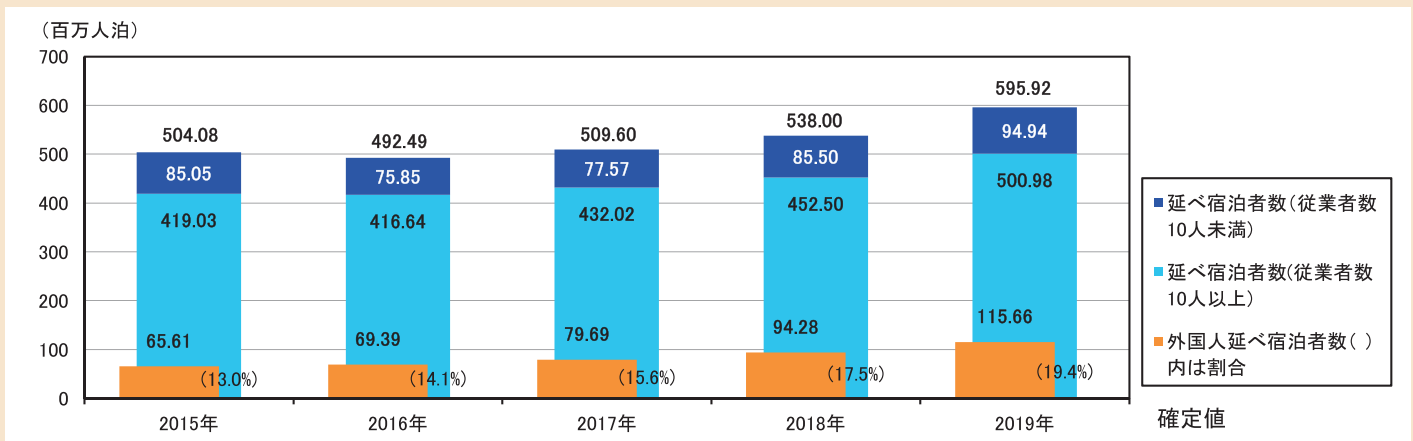
## 宿泊旅行統計調査へのご協力ありがとうございます

### 1. 宿泊旅行統計調査は国の重要な統計です

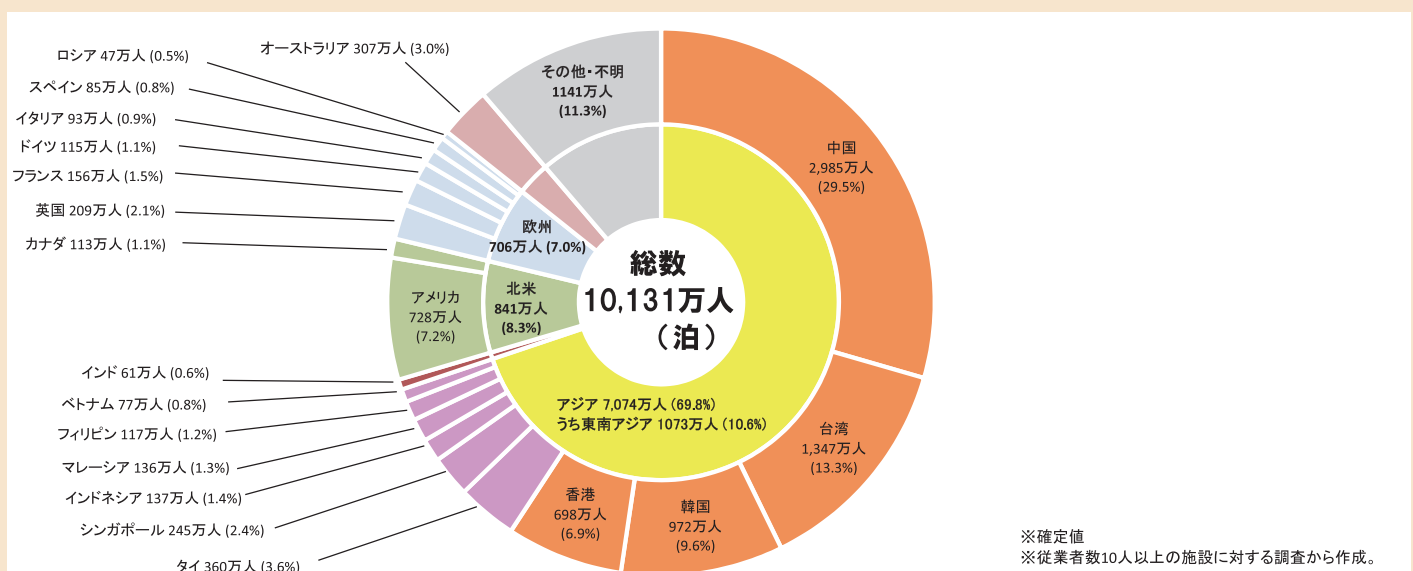
- 日頃より、宿泊旅行統計調査へのご協力をはじめ、観光行政に対してご理解とご協力をいただき、また、我が国の観光振興にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。
- 宿泊旅行統計調査は、我が国の宿泊旅行の実態を明らかにし、観光産業の振興及び観光政策の立案等に活用されている重要な統計調査ですので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。
- 調査にご協力いただいている宿泊施設の皆様に、調査結果を基に作成したニュースレターをお送りさせていただきますので、ご活用いただければ幸いです。
- また、毎月の調査票の提出は、郵送によるほか、観光庁のホームページからエクセル形式の調査票をダウンロードして、電子メールで送付する方法もあります。詳細は、同封の「[電子メールによる回答のご案内](#)」をご覧ください。  
(観光庁ホームページ) <https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html>

### 2. 宿泊旅行統計調査の結果

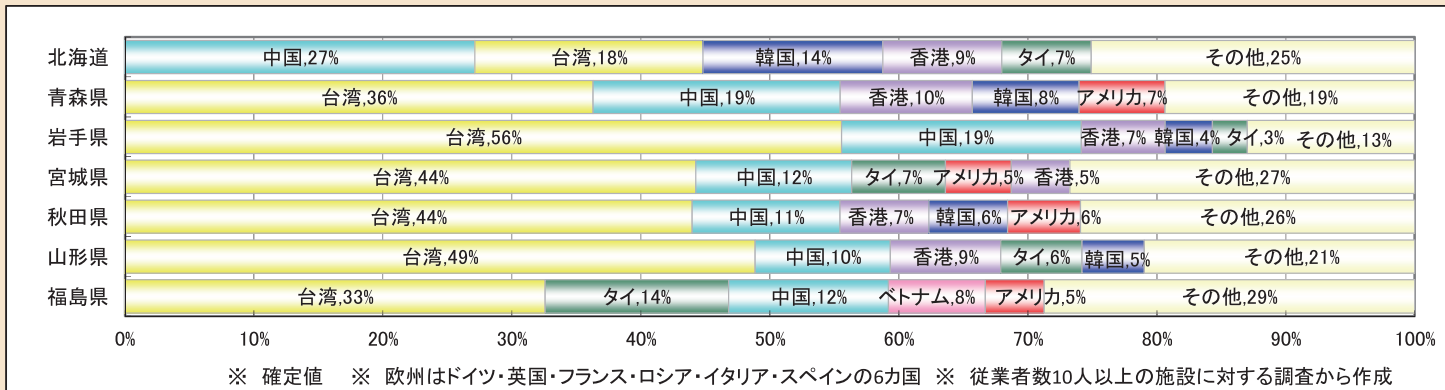
#### 延べ宿泊者数、うち外国人延べ宿泊者数の推移(2015年～2019年)



#### 国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数(2019年)



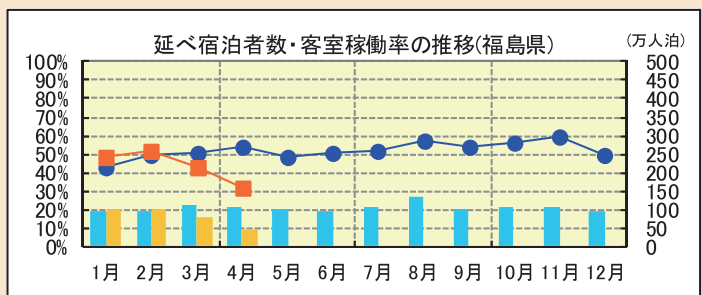
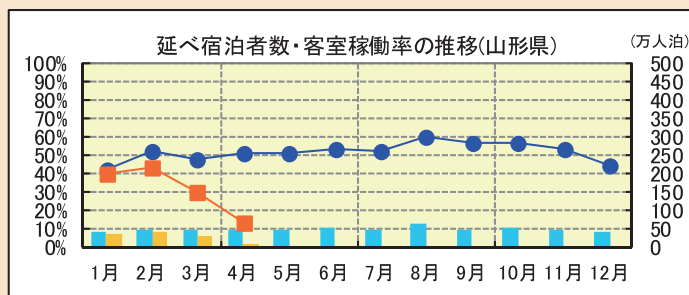
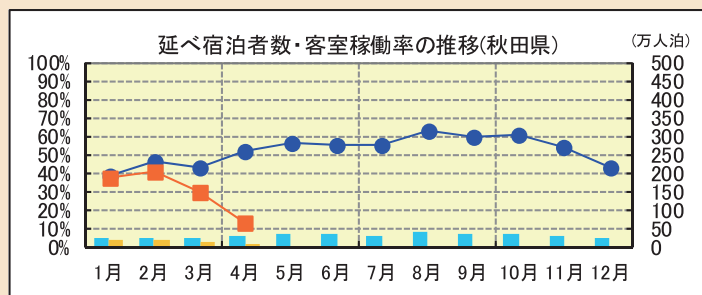
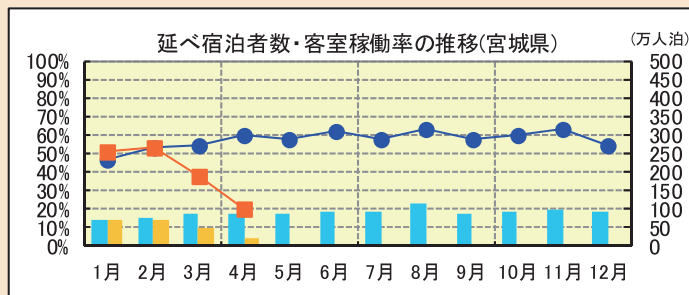
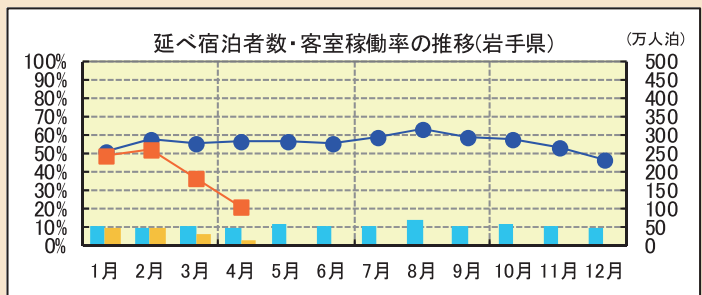
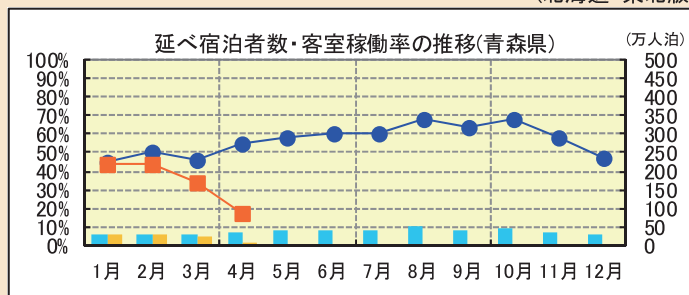
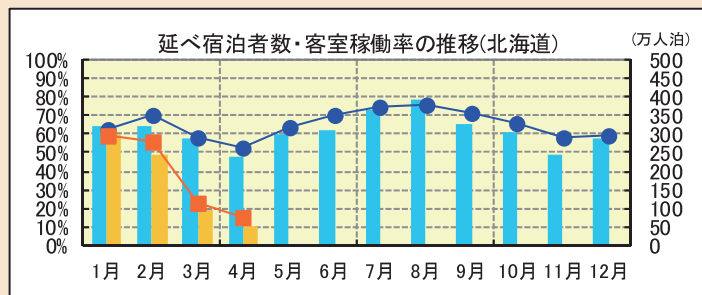
## 都道府県別、国籍(出身地)別外国人延べ宿泊者数構成比(2019年)



## 延べ宿泊者数・客室稼働率の推移(2019年1月～2020年4月) ※ 2019年は確定値。2020年は速報値。

■ 2019年(延べ宿泊者数) ■ 2020年(延べ宿泊者数) ● 2019年(客室稼働率) ■ 2020年(客室稼働率)

(北海道・東北版)



お問い合わせ先



国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室  
 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号  
 電話 代表 03(5253)8111 内線27214、27216、27217  
 直通 03(5253)8325

※宿泊旅行統計調査の詳細な結果は、観光庁ホームページをご覧ください

国土交通省観光庁トップ  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

統計情報・白書

統計情報

196 / 253  
 宿泊旅行統計調査



年間スケジュール

	2021年												2022年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
調査票発送	1~3月分			4~6月分			7~9月分		10~12月分				1~3月分			4~6月分			7~9月分
調査票回収、督促 (速報分)	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
疑義照会等 (速報分)※1	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
集計・統計表の作成等 (速報分)	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
公表 (速報分)	11月二次 12月一次	12月二次、 1月一次、年間値	1月二次、 2月一次	2月二次、 3月一次	3月二次、 4月一次	4月二次、 5月一次	5月二次、 6月一次	6月二次、 7月一次	7月二次、 8月一次	8月二次、 9月一次	9月二次、 10月一次	10月二次、 11月一次	11月二次、 12月一次	12月二次、 1月一次、年間値	1月二次、 2月一次	2月二次、 3月一次	3月二次、 4月一次	4月二次、 5月一次	5月二次、 6月一次
調査票回収、督促 (月次報告分)	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
疑義照会等 (月次報告分)※2	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
集計・統計表の作成等 (月次報告分)	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔	↔
公表 (月次報告分)	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分及び 年間値	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
2020年遊及推計用の確 定母集団名簿の作成				不足情報の確認・追加・更新作業															
2020年・年間値遊及推計				公表	年間値 (確定値)													年間値 (確定値)	
2022年調査用母集団名 簿の作成			1月分の調査結果を母 集団名簿へ反映																
調査履歴登録のための調 査対象名簿データの作成																			
2022年1~3月分調査の実 施準備																			

2021年度受託事業者の業務範囲

※1:速報分の調査票にかかると疑義照会を行う。  
 ※2:月次報告分から速報対象施設除いた施設の調査票について疑義照会を行う。

## 調査物品等の仕様・数量等

- ① 【調査票(資料 10、11、12)】\*A3 については、中央折り曲げとすること。  
約 2.2 万枚×12 調査分(令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月の各月調査分)
- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| 第 1 号様式 : A4、2 頁、両面印刷、白黒印刷     | 約 9,000 枚  |
| 第 2 号様式 : A4、2 頁、両面印刷、白黒印刷     | 約 12,000 枚 |
| 第 3 号様式 : A3、4 頁、両面見開き印刷*、白黒印刷 | 約 1,100 枚  |
- ② 【記入要領(資料 13、14、15)】\*中央折り曲げとすること。  
約 2.2 万枚×4 回分(令和 2 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 3 年 1～3 月分)  
(1 回の発送ごとに 1 部を同封。)
- |                                     |            |
|-------------------------------------|------------|
| 第 1 号様式 : A3、3 頁、両面見開き印刷*、白黒印刷、ｶｰ用紙 | 約 9,000 枚  |
| 第 2 号様式 : A3、3 頁、両面見開き印刷*、白黒印刷、ｶｰ用紙 | 約 12,000 枚 |
| 第 3 号様式 : A3、4 頁、両面見開き印刷*、白黒印刷、ｶｰ用紙 | 約 1,100 枚  |
- ③ 【電子メールによる回答のご案内(資料 16)】 A4、2 頁、両面印刷、白黒印刷  
約 2.2 万枚×4 回分(令和 2 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 3 年 1～3 月分)  
(1 回の発送ごとに 1 部を同封。)
- ④ 【依頼状(資料 17)】 A4、1 頁、白黒印刷  
約 2.2 万枚×4 回分(令和 2 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 3 年 1～3 月分)  
(1 回の発送ごとに 1 部を同封。)
- ⑤ 【ニュースレター(資料 18)】 A4、2 頁、両面印刷、ｶｰ印刷、チラシ用紙  
約 2.2 万枚×4 回分(令和 2 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 3 年 1～3 月分)  
(1 回の発送ごとに 1 部を同封。)
- |         |           |        |           |
|---------|-----------|--------|-----------|
| 北海道・東北版 | 約 3,000 枚 | 関東版    | 約 4,500 枚 |
| 北陸・信越版  | 約 2,500 枚 | 中部版    | 約 2,500 枚 |
| 近畿版     | 約 3,000 枚 | 中国版    | 約 1,500 枚 |
| 四国版     | 約 1,000 枚 | 九州・沖縄版 | 約 4,000 枚 |
- ⑥ 【調査票発送用封筒】角 2 窓開き 白黒印刷  
約 2.2 万枚×4 回分(令和 2 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 3 年 1～3 月分)
- ⑦ 【調査票返送用封筒(資料 19)】 長 3 白黒印刷  
約 2.2 万枚×12 調査分(令和 2 年 4～6 月、7～9 月、10～12 月、令和 3 年 1～3 月の各月調査分)
- ⑧ 【報告書発送用ラベル】 82 枚×12 回

## 報告書の仕様・数量等

### 【令和2年遡及推計分】

- ・くるみ製本
- ・A4 360 頁程度(うちカバー 10 頁程度)
- ・表紙 (レザック 66 ライトグリーン 46 判 横目 175kg)
- ・180 部

## 調査票情報等の適正な管理のため講じる措置

### 1 管理体制

- (1) 業務管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、当該事務に従事する者の事務の範囲及び責任を明確にすること。
- (2) 業務管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を本業務に基づき配置する全ての者に周知すること。

### 2 調査票情報等の管理

- (1) 業務管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる者及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定めること。
- (2) 業務管理責任者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項の台帳等への記録、定期的又は随時の点検を行うこと。
- (3) 業務管理責任者は、調査票情報等について、所定の場所に保管し、その重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠の措置を講ずること。
- (4) 業務管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合、紙資料については裁断又は溶解、電磁的記録については復元ソフトウェアを用いても復元できないように消去の措置を講ずること。
- (5) 業務管理責任者は、(1) から (4) の他、1 から 7 に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施すること。

### 3 作業実施時における調査票情報等の管理

- (1) 作業実施時における調査票情報等の取扱いは、業務管理責任者等の指示又は承認を受けた者が行い、作業が終了した後は、所定の場所に格納すること。また、作業実施時にサーバからクライアントに情報を移行して処理する場合において、作業が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバの定められた領域に情報が格納されたことを確認すること。
- (2) 作業は、業務計画書に基づいて行い、業務管理責任者等は、作業の内容に応じた実績の記録を行い、業務計画書との照合等の措置を講ずること。
- (3) 業務管理責任者は、調査票情報等の作業の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずること。

### 4 コンピュータによる作業

- (1) コンピュータによる作業は、業務管理責任者等の指示又は承認を受けた者が行うこと。
- (2) 業務管理責任者は、コンピュータによる作業の実施状況を把握するため、作業に応じた実績を記録し、業務計画書との照合等を行うこと。
- (3) 業務管理責任者は、コンピュータの使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、末梢、保管等)を定め、定期的には又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の

措置を講ずること。

- (4) 業務管理責任者は、電磁的記録に記録された内容の秘匿性の度合いに応じ、特定の作業を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定するなどの措置を講ずること。
- (5) アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行うこと。
- (6) 外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール（外部から不正なアクセスを遮断し、内部から外部にのみアクセスできる仕組み）の設定を行うこと。

## 5 電磁的記録の管理

- (1) 業務管理責任者等は、電磁的記録の障害の有無について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を発注者に報告すること。
- (2) 業務管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行うこと。

## 6 ドキュメントの管理

- (1) 業務管理責任者は、発注者から貸与を受けたドキュメントのうち、発注者が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずること。
- (2) 業務管理責任者は、発注者が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定めること。
- (3) 発注者が指定したドキュメントの管理は、業務管理責任者等が行い、定期的に又は随時、点検を行うこと。

## 7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

- (1) 入退室管理
  - ① 業務管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及び立会等の措置を講ずること。
  - ② 業務管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限などの措置を講ずること。
  - ③ 業務管理責任者は、必要に応じ、機械により入退室管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、末梢、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずること。
- (2) 保安設備
  - ① 不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずること。
  - ② 災害に備え、必要に応じ、保管する媒体の特性を踏まえ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずること。



## 宿泊旅行統計調査 調査票審査および集計要領

### 1. 審査の原則

- ・ 審査は目視審査、電算審査の 2 段階で行う。
- ・ 宿泊施設への照会は、目視審査および電算審査終了後にまとめて行う。
- ・ 回答欄に「不明」と記入されている設問についての照会を行わない。
- ・ 目視審査は入力前に、不明瞭な部分や入力の判断に困る部分を捕捉・訂正する。
- ・ 目視審査段階の補正・訂正は赤字で行う。
- ・ 宿泊施設がプレプリントされている情報を捕捉・訂正してきた場合は、その変更情報が明確にわかるように赤字で囲む。  
ただし、問 4 の「客室数」と「収容人数」、及び問 5 の「従業者数」は毎年 1 月 1 日現在で数値固定するため、第 2 回調査以降は、プレプリントを訂正してきても変更はしない。第 2 回調査以降でも、プレプリントが空白な部分を捕捉してきた場合は、その情報は反映する。
- ・ 補正・訂正不能な場合は、その部分の回答欄横に大きく「？」マークを記載し、電算審査後に照会する。
- ・ 電算審査は、設問間のチェック等を行い、不整合が生じた場合は、照会を行う。
- ・ 照会により補正・訂正する場合は、青字で行う。
- ・ 記入を訂正する場合は、その箇所を二重線で抹消し、正しい情報を記入する。

## 2. 目視審査

### (1) 宿泊施設名 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問1)

審査のポイント	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリントの宿泊施設名を訂正してあるが、判読できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答欄横に「？」を付け、電算審査後に照会する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリントの施設名を訂正してある。</li> <li>・ 予想される回答パターンは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 施設名、組織名の追記または抹消</li> <li>— 施設名、組織名の変更による訂正</li> <li>— 施設名、組織名の間違いの訂正</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織名、施設名が混在している場合は、原則として、施設名のみを採用し、郵送上組織名が必要な場合は、送付先に付加する。</li> <li>・ 組織名と施設名の判別が困難な場合、または記入が不完全で判別が困難な場合は、WEB等により施設名を確認する。施設名が確認できず、組織名のみ確認可能な場合は、例外として組織名を採用する。</li> </ul>

※ プレプリントが組織名になっていて、宿泊施設が訂正を行っていない場合は、そのままとする(照会しない)。

※ 英数字、カタカナ、記号、スペース、カンマ等はすべて全角に統一。

※ 法人格の表記は、全角両カッコに統一。(株)、(有)など。

### (2) 部署名 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、調査票送付先)

審査のポイント	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票送付先の部署名が訂正されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票送付先がプレプリントされた部署名と異なる場合は、プレプリントの部署名を二重線で抹消し、訂正された部署名を○で囲み、これを採用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査票送付先に部署名が追記されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追記された部署名を○で囲み、これを採用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリントされた部署名が訂正されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訂正された部署名を○で囲み、これを採用する。プレプリントされた部署名は二重線で抹消する。</li> </ul>

※ 部署名とは「フロント」「経理部」「総務部」等の部署の名称以外に、「代表」「社長」「支配人」等の役職名も含む。また、プレプリントされた部分に部署名のほかに氏名まで記入されている場合は、それも含めて部署名とする。

※ 宛先として使用するため、入力の際に、部署名のみなら「御中」、役職名のみなら「殿」、氏名が入る場合は「様」の敬称を付加する。

(3)住所 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、調査票送付先)

審査のポイント	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリントされた住所を訂正してあるが、判読できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答欄横に「？」を付け、電算審査後に照会する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリントされた住所を訂正してある。</li> <li>・ 予想される訂正パターンは以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 字名、字の文字を削除(表記を嫌う)</li> <li>— 市町村合併、住居表示変更</li> <li>— 施設の移転</li> <li>— 回答のために組織住所に変更</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送付先の住所は、その施設の回答者が調査票を受け取れる住所を採用する。</li> <li>・ したがって問2の施設所在地とは異なる場合もある。</li> <li>・ 正誤、新旧名、組織名と施設名の区別等がわかりやすくするための注記などがある場合は、宛名として使用できる正しい施設住所のみ残し、不要な情報を抹消する。</li> <li>・ 記入が不完全で判別が困難な場合は、WEB等により確認する。確認できない場合は、回答欄横に「？」を付け、電算審査後に照会する。</li> </ul>

※英数字、カタカナ、記号、スペース、カンマ等はすべて全角に統一。

※丁目、番地、号等の住居表示の呼称は、ハイフンであっても統一しない。

※階数の表記で、階、Fなどの統一はしない。

※市町村合併による住所変更については、そのつど総務省の合併情報をもとに修正するが、発送時と調査時が異なるので、注意を要する。

市町村別集計の際の所在地市町村は、調査時点の最新の情報に基づくものとする。すなわち、たとえば7月～9月調査において、9月1日に合併した市町村であれば、新市町村情報を生かし、逆に発送時の10月以降の合併であれば、旧市町村情報により集計する。

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

(4) 宿泊施設タイプ (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問3)

審査のポイント	対応
・ 複数回答している。	・ 記入要領にそって、WEB等で確認して、判断する。
・ 具体的な事業内容を記入してある。	・ 記入要領にそって、WEB等で確認して、判断する。
・ 回答しているが、判読できない。 ・ プレプリント内容を訂正してあるが、判読できない。	・ 回答欄横に「？」を付け、電算審査後に照会する。
・ プレプリント内容の抹消がなく、別のタイプに回答している。	・ プレプリントの○を二重線で抹消する。

※ 婚礼用施設は「リゾートホテル」とする。

※ ゲストハウスは「簡易宿所」とする。

※ 割烹ホテル、プチホテル、および同伴施設ではないレジャーホテルは、宿泊目的で「観光レクリエーション」の割合が高ければ「リゾートホテル」、「出張・業務」の割合が高ければ「ビジネスホテル」とする。

(5) 客室数、収容人数及び従業者数 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問4及び問5)

審査のポイント	対応
・ 少数での回答。	・ WEB等で判別できる場合は、その値に訂正する。判断できない場合は、少数第一位四捨五入し、整数とする。
・ 範囲での回答 (例：10～15)。	・ 二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間値が少数を伴う場合は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 回答しているが、判読できない。 ・ プレプリント内容を訂正してあるが、判読できない。	・ 該当する回答欄横に「？」を付け、電算審査後に照会する。
・ プレプリント内容の抹消がなく、訂正内容の回答がある。	・ プレプリント内容を二重線で抹消する。

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

(6) 宿泊目的割合 (第1号様式、第2号様式、第3号様式とも共通、問6)

審査のポイント	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 数値以外の回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。</li> <li>・ 入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少数での回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少数第一位を四捨五入し、整数とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「観光・レクリエーション」「出張・業務」以外の目的を記入し、割合も記入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どちらか適していると思われるほうに加える。</li> <li>・ スポーツ、合宿、冠婚葬祭、参拝、湯治は「観光・レクリエーション」とする。</li> <li>・ 研修は「出張・業務」とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 範囲での回答 (例:「観光・レクリエーション」10~15%、「出張・業務」85~90%)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間値が少数を伴う場合は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。両者の合計が101となる場合は、大きいほうの数値から1をマイナス、99の場合は、小さいほうの数値に1をプラスする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 片方のみ100%以下の回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 明らかに他方を加えて100%になる値と判断できる場合は、その値を補記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回答しているが、判読できない。</li> <li>・ プレプリント内容を訂正してあるが、判読できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する回答欄横に「?」を付け、電算審査後に照会する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリント内容の抹消がなく、訂正内容の回答がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プレプリント内容を二重線で抹消する。</li> </ul>

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

(7) 宿泊者数および外国人宿泊者数の人数 (第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式とも共通、問 7)

審査のポイント	対応
・ 空欄の場合	・ 空欄の場合は「？」を付け、電算審査後に照会する。
・ 数値以外の回答。	・ 「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。 ・ 入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。
・ 少数での回答。	・ 少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 範囲での回答 (例：10～15)。	・ 二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間値が少数を伴う場合は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 期間中休業中または改装中等の記載があつて、人数が無回答。	・ 「0」を記入。
・ 1 日あたりの人数での回答。	・ 1 日あたり人数×営業日数により訂正し、1 日あたりの人数を二重線で抹消。

※ 目視審査では、延べ人数 $\geq$ 実人数、宿泊者数 $\geq$ 外国人宿泊者数等のチェックは行わない。

(8) 利用客室数または客室稼働率 (第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式とも共通、問 7)  
(H21 年調査より追加)

審査のポイント	対応
・ 数値以外の回答。	・ 「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。 ・ 入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。
・ 稼働率での記入でなく(%チェックなし)、少数での回答。	・ %記入の間違いでないか確認。少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 稼働率での記入でなく(%チェックなし)、100 以下。	・ %記入の間違いでないか確認。
・ 範囲での回答 (例：10～15)。	・ 二重線で抹消し、中間値に訂正する。中間値が少数を伴う場合は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 期間中休業中または改装中等の記載があつて、利用客室数が無回答。	・ 「0」を記入。

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

(9)外国人国籍別延べ宿泊者数 (第2号様式問9、第3号様式問8とも同様)

審査のポイント	対応
・ 人数と割合の両方の記載が混在する。	・ 原則人数を採用し、採用しないほうを二重線で抹消する。ただし、各月とも人数か割合のどちらかを統一的に採用する。
・ 空欄の場合	・ 空欄の場合は「？」を付け、電算審査後に照会する
・ 数値以外の回答。	・ 「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。 ・ 入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。
・ 構成比の回答でなく (%チェックなし)、少数での回答。	・ 構成比の間違いでないか確認。人数回答の場合、少数第一位を四捨五入し、整数とする。 ・ 構成比回答の場合、少数はそのまま採用し、%回答チェックボックスにチェックを補記する。
・ 範囲での回答 (例：10～15)。	・ 二重線で抹消し、中間値に訂正する。 ・ 中間値が少数を伴う場合、人数回答なら少数第一位を四捨五入し、整数とする。
・ 国籍 (出身地) 不明分の記載が欄外等にある。 ・ 複数の国籍をひとくくりで記入。	・ 回答欄上部の余白に不詳欄を設け、その値を補記する。回答欄にあるひとくくりの値を二重線で抹消する。なお、「その他」は「不詳」とは異なる。
・ 割合回答なのに%回答チェックボックスにチェックがない。	・ チェックボックスにチェックを補記。

※ 目視審査では、国籍別の合計チェックは行わない。

※ 大陸別等にくくっている場合は、不詳欄に補記する。

※ 香港を中国に含めている場合は、その回答を採用する。不詳欄への補記は不要。

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

(10)都道府県別延べ宿泊者数 (第3号様式のみ、問9)

審査のポイント	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>人数と割合の両方の記載が混在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則人数を採用し、採用しないほうを二重線で抹消する。ただし、各月とも人数か割合のどちらかを統一的に採用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>数値以外の回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。</li> <li>入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>構成比の回答でなく (%チェックなし)、少数での回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成比の間違いでないか確認。人数回答の場合、少数第一位を四捨五入し、整数とする。</li> <li>構成比回答の場合、少数はそのまま採用し、%回答チェックボックスにチェックを補記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>範囲での回答 (例：10～15)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二重線で抹消し、中間値に訂正する。</li> <li>中間値が少数を伴う場合、人数回答なら少数第一位を四捨五入し、整数とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県不明分の記載が欄外等にある。</li> <li>複数の都道府県をひとくくりで記入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回答欄上部の余白に不詳欄を設け、その値を補記する。回答欄にあるひとくくりの値を二重線で抹消する。なお、「その他」は「不詳」とは異なる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>割合回答なのに%回答チェックボックスにチェックがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックボックスにチェックを補記。</li> </ul>

※ 目視審査では、都道府県別の合計チェックは行わない。

※ 市外局番で都道府県を判別している場合、携帯電話は国外ではなく不詳欄に補記する。



調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

(11)県内外別延べ宿泊者数 (第1号様式、第2号様式とも共通、問8)

審査のポイント	対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>人数と割合の両方の記載が混在する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則人数を採用し、採用しないほうを二重線で抹消する。ただし、各月とも人数か割合のどちらかを統一的に採用する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>数値以外の回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「なし」等は「0」に訂正、「不明」等は二重線で抹消する。</li> <li>入力不可能な不要な記載は二重線で抹消する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>構成比の回答でなく (%チェックなし)、少数での回答。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成比の間違いでないか確認。人数回答の場合、少数第一位を四捨五入し、整数とする。</li> <li>構成比回答の場合、少数はそのまま採用し、%回答チェックボックスにチェックを補記する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>範囲での回答 (例：10～15)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二重線で抹消し、中間値に訂正する。</li> <li>中間値が少数を伴う場合、人数回答なら少数第一位を四捨五入し、整数とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>割合回答なのに%回答チェックボックスにチェックがない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チェックボックスにチェックを補記。</li> </ul>

※目視審査では、県内外別の合計チェックは行わない。

### 3. 電算審査

(電話照会による修正は入力ファイルに、電算自動修正は集計ファイルに行う)

論理チェック	電話照会后不明の場合の処理 (※印は電算自動修正)
①	
a.	
② 未記入のある施設	
b. 問7 全体延べ人数が未記入 (各月)	無効票 (無回答) 扱い
c. 問7 外国人延べ人数が未記入 (各月) (全体延べ人数が0の場合を除く)	0とする (※)
d. 問7 全体延べ人数が5,000人以上または前回までに外れ値施設または前回内訳が記入されていた施設で、かつ県別がすべて未記入 (各月)	県別不詳とする (各県を0とする。※)
e. 問7 外国人延べ人数が1,000人以上または前回までに外れ値施設または前回内訳が記入されていた施設で、かつ国籍別がすべて未記入 (各月) (外国人延べ人数が0またはブランクは除く)	国籍別不詳とする (各国籍を0とする。※)
f. 問7 実人数 (または外国人実人数) が未記入または0の施設 (各月) (延べ人数が0またはブランクの場合を除く)	入力データの実人数を一度ブランクにし、層別に補正 (※) 所在地都道府県別×従業者数3区分別の層別に実人数と延べ人数の記入がある施設の連泊数の平均を求め、延べ人数をこの値で割る (少数以下は四捨五入し整数に。ただし四捨五入後に0となる場合は1)。
f2. 問7 利用客室数 (または客室稼働率) が未記入または0の施設 (各月) (H21調査より) (延べ人数が0またはブランクの場合を除く)	入力データの利用客室数を一度ブランクにし、定員稼働率より補正 (※) 客室稼働率を定員稼働率で代用し、客室数×月間日数にかけ (少数以下は四捨五入して整数に。ただし四捨五入後に0となる場合は1)。
g. 問3 宿泊施設のタイプが未記入	不詳のまま
h. 問4 客室数または収容人数が未記入	不詳のまま
i. 問5 従業者数が未記入	不詳のまま
j. 問6 宿泊目的の両方の比率が未記入	不詳のまま

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

③ 項目間の整合性	
k. 問 6 宿泊目的の合計が 100%にならない	記入値から補正 (※) 例：50 と 30 の場合、50/80 と 30/80 のパーセントを整数に四捨五入 (ただし足して 101 の場合は大きいほうをマイナス 1、99 の場合は小さいほうをプラス 1)
l. 問 7 外国人延べ人数 > 全体延べ人数 (各月)	必ず解決
m. 問 7 外国人延べ人数 > (様式 1) 問 8 県外宿泊者数 (各月)	必ず解決
n. 問 7 外国人実人数 > 全体実人数 (各月)	必ず解決
o. 問 7 全体実人数 > 全体延べ人数 (各月)	必ず解決
o2. 延べ人数 ÷ 実人数 > 35 (外国人も含む) (各月)	必ず解決
p. 問 7 外国人実人数 > 0 かつ 外国人延べ人数 = 0 またはブランク (各月)	必ず解決
p2. 問 7 外国人実人数 > 外国人延べ人数 (各月)	必ず解決
q. 問 7 延べ人数 > 1.2 × 収容人数 × 営業日数 (各月) (修学旅行等で定員以上に詰め込む場合や、夏休み等の子供を含む家族旅行などは、考えられること)	そのまま (疑わしさがない場合のみ = 必ずしもありえないとはいえない場合のみ)
q2. 問 7 利用客室数 > 2 × 客室数 × 営業日数 (各月) (H21 年調査より) → 記入ミスまたは客室数変更の可能性あり (一般的にはありえないが、年間途中で客室数を増設した場合は、計算上は旧客室数を用いるので、ありうる)	そのまま (疑わしさがない場合のみ)。
q3. 問 7 定員稼働率 > 2 × 客室稼働率 (各月) (H21 年調査より) → 記入ミスまたは客室数変更の可能性あり (一般的には定員稼働率より客室稼働率が多いが、満室の場合などは例外もある)	そのまま (疑わしさがない場合のみ)。
q4. 問 7 利用客室数 > 2 × 延べ人数 (各月) (H21 年調査より) → 記入ミスまたは客室数変更の可能性あり (一般的には利用客室数は延べ人数より少ないが、複数の部屋を利用する場合などは例外)	そのまま (疑わしさがない場合のみ)。
r. 問 7 外国人延べ人数 ≥ (様式 2) 問 9 国外宿泊者数 × 2、 または ≤ 国外宿泊者数 × 0.5 (各月)	問 7 を優先し、問 9 を置き換える (※)
s. 問 8、9 県別の内訳合計 ≥ 問 7 宿泊者数延べ人数 × 2、 または ≤ 宿泊者数延べ人数 × 0.5 (各月)	問 7 を優先し、内訳を同比率で按分する (※)

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

t. 問 8、9 国籍別の内訳合計 $\geq$ 問 7 外国人宿泊者数延べ人数 $\times 5$ 、または $\leq$ 外国人宿泊者数延べ人数 $\times 0.2$ (各月)	問 7 を優先し、内訳を同比率で按分する (※)
④ 前回調査との乖離	
u1.問 7 宿泊者数延べ人数 (3 ヶ月合計) $\geq 300$ 、 かつ $\geq$ 前回調査 $\times 5$ (前回調査の月別延べ人数のうち、ある月が 0 の場合を除く)	そのまま
u2.問 7 宿泊者数延べ人数 (3 ヶ月合計) $\geq 300$ 、 かつ $\leq$ 前回調査 $\times 0.2$ (今回調査の月別延べ人数のうち、ある月が 0 またはブランクの場合を除く)	そのまま
v1.問 7 外国人宿泊者数延べ人数 (3 ヶ月合計) $\geq 100$ 、 かつ $\geq$ 前回調査 $\times 4$ (前回調査の月別の全体延べ人数のうち、ある月が 0 の場合を除く)	そのまま
v2.問 7 外国人宿泊者数延べ人数 (3 ヶ月合計) $\geq 100$ 、 かつ $\leq$ 前回調査 $\times 0.25$ (今回調査の月別の全体延べ人数のうち、ある月が 0 またはブランクの場合を除く)	そのまま

#### 4. 推計前の補正

電話による疑義照会が完了したら、すべての有効票について補正する。

以下の補正は、電算審査によってエラーにならなかった施設も含めた全施設に対して行う。

- ・ 問 6 宿泊目的の合計が 100%になるように按分補正する  
(同一比率で合計が 100%になるようにする)  
なお、四捨五入して整数化するが、合計が 99%にしかならない場合は、少ないほうに 1 を加え、合計が 101%になる場合は、多いほうから 1 を減ずる。
- ・ 2 号様式において、各月について、問 9 国外宿泊者数を問 7 外国人延べ人数で置き換える。  
その後、問 9 の「北海道」から「沖縄県」までの宿泊者数及び「不詳」の合計が、問 7 の「延べ宿泊者数」－「外国人延べ宿泊者数」に一致するように按分補正する。
- ・ 1 号様式において、問 8 の県内外別宿泊者数及び「不詳」の合計が、問 7 の延べ人数に一致するように按分補正する。  
(延べ人数が 0 の場合は、按分した内訳は全て 0 となる)
- ・ 各月について、国籍別宿泊者数 (1 号様式は問 9、2 号様式は問 8) 及び「不詳」の合計が問 7 の外国人延べ人数に一致するように按分補正する  
(外国人延べ人数が 0 の場合は、按分した内訳は全て 0 となる)

それ以外の特殊補正は以下のとおり。

※ 前回までの外れ値施設が未回収の場合の補正方法

原則として、前回までの外れ値施設については、最大限回収できるように督促・要請を行うが、やむを得ず回収できなかつた場合は、当該施設の前年同月比を仮定し、これを当該施設の前年の調査結果に乗じて補正を行う。

問6までのデータは、前回のデータを使用する。

問7の延べ人数は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の延べ人数の合計について、前年と当年の同月比を用いる。

県内外別(都道府県別)の宿泊者数は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の県内外別宿泊者数の合計について、前年と当年の同月比を用いる。

国籍別の宿泊者数は、当該施設を除く同一運輸局等(地方ブロック)内の全施設の国籍別宿泊者数の合計について、前年と当年の同月比を用いる。

具体的には、補正が必要な $h$ 県(またはブロック) $ii$ 番目の当該施設の宿泊人数 $x_{h,ii}$ は、

前年同月の宿泊人数を $X_{h,ii}^{*1}$ とすると、

$$x_{h,ii} = X_{h,ii} \frac{\sum_{i \neq ii} x_{h,i}}{\sum_{i \neq ii} X_{h,i}}$$

ここで、 $x_{h,i}$ は $h$ 県(またはブロック) $i$ 番目の施設の当月の宿泊人数、 $X_{h,i}$ は $h$ 県(またはブロック) $i$ 番目の施設の前年同月の宿泊人数 $*1$ 。総和の対象となる $i$ (施設)の数は、県(またはブロック)内で当月及び前年同月の宿泊人数が両方とも有効である全施設数で、今年と前年とでは異なる。

実人数は、前年データがないので、別途、他の施設と同様の実人数の補正方法を用いる。

- (※1) 当該施設の前年同期の調査票が未回収のため前年同月の宿泊人数が不明の場合は、当該施設の過去1年間の回収済みの調査票をもとに月平均宿泊人数を算出し、それを代用する。

※ 実人数が不明の場合の処理方法

(1) 実人数に関する電話照会基準

各月ごとに、実人数が未記入、または明らかに記入間違いのもの（たとえば、実人数が延べ人数より大きいなど）については、すでに施設より回答不能等の補記がある場合を除き、すべて電話照会を行う。

(2) 電話照会の方法

電話照会では、なるべく実人数の回答率を高めるために、直接実人数を回答できない場合には、平均連泊数の概算値等を聞き取り、その値から延べ人数を割って算出する。

(例) 「〇月の平均連泊数はどれくらいでしょうか。・・・では、1泊する方は8割くらい、残り2割の方はほぼ2泊程度ということですね。」  
この例では、平均連泊数は1.2となる。

(3) 電話照会後の処理

電話照会を行っても、実人数の不明や矛盾が解消されない場合は、層別に補正を行う。都道府県別×従業者数区分別（10～29人／30～99人／100人以上）に層化し、それぞれの層ごとに実人数および延べ人数が有効である施設のデータをもとに、その層内の施設の連泊数の平均を求め、その値で当該施設の延べ人数を割った値を実人数として補正する（層化は外れ値施設も含む）。  
具体的な補正は以下の式で表される。

補正が必要な第 $h$ 層 $ii$ 番目の施設の実人数 $y_{h,ii}$ は、当該施設の延べ人数を $x_{h,ii}$ とすると、

$$y_{h,ii} = \frac{x_{h,ii}}{p_{h\Box}}, \quad p_h \text{ は第 } h \text{ 層の有効データの平均連泊数で } p_{h\Box} = \frac{1}{n_h} \sum_i \frac{x_{h,i\Box}}{y_{h,i}}$$

ここで、 $y_{h,i}$  は第 $h$ 層 $i$ 番目の施設の実人数、 $x_{h,i}$  は第 $h$ 層 $i$ 番目の施設の延べ人数、総和の対象となる $i$ （施設）は、 $y_{h,i}$ （実人数）、 $x_{h,i}$ （延べ人数）とも有効な施設のみで、 $n_h$  は有効施設の件数。

補正後は四捨五入して整数にするが、四捨五入後に0となる場合は1とする。

以上の方法で実人数を補定するが、稀に、補定後の外国人実人数が全体の実人数を上回ることがある。

この場合は、全体の実人数を優先し、全体の1人あたりの宿泊数で外国人の延べ人数を割って、それを外国人実人数に置き換える。

(平成 26 年度追記)

「実宿泊者数」は有効な「延べ宿泊者数」及び「実宿泊者数」、「外国人実宿泊者数」は有効な「外国人延べ宿泊者数」及び「外国人実宿泊者数」を用いて平均連泊数を算出し、補正する。

## 5. 集計（推計）方法

未回収分を含めた母集団の宿泊者数の推計は以下のように行う。

都道府県別の集計表では母集団を所在地都道府県別×従業者数区分別（10～29 人／30～99 人／100 人以上）に層化、市区町村別の集計表では母集団を所在地市区町村別に層化し、それぞれの層ごとに回収分のデータをもとに拡大推計する。（H21 年より市区町村別集計は別途変更）

各層ごとの推計値は以下の式で表される。

$$G_h = \frac{N_h}{n_h} \sum_{i \square} x_{h,i}$$

$G_h$  : 第  $h$  層の推計値（宿泊人数等）、 $x_{h,i}$  : 第  $h$  層  $i$  番目の施設の調査結果

$N_h$  : 第  $h$  層の母集団施設数、 $n_h$  : 第  $h$  層の回収施設数

$\frac{N_h}{n_h}$  : 第  $h$  層の各施設の推計の重み係数（乗率）

ただし、以下の外れ値を持つ施設に関しては、推計値に与える影響が大きいため、拡大推計から除いて単純合計する。

外れ値を持つ施設をその層からはずして、外れ値施設を独立した層として考え、乗率を 1 として合計する。

はずされた層の母集団施設数（ $N_h$ ）と回収施設数（ $n_h$ ）が減ることに注意。

外れ値とする施設は以下のとおり。

- ・ クロス集計表の各セルにおいて、回収施設の総和が 1,000 人泊以上のセルで、1 施設でセル内の半分以上を占める施設
- ・ 1 つのセルにおいて外れ値となった施設については、他のセルの集計の際にも外れ値として扱う

全体値（総計）の推計値  $G$  は、以上の層別推計値の総和となる。

$$G \square \sum_{h \square} G_{h \square}$$



調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

標準誤差率  $e$  は以下のとおり。

$$e \equiv \frac{\sqrt{V}}{G}, \quad V \equiv \sum_h \frac{N_h(N_h - n_h)}{n_h} s_{h\Box}^2, \quad s_{h\Box}^2 \text{ は第 } h \text{ 層の分散}$$

## 6. 年間遡及推計について

毎年、前年末時点での母集団名簿の更改作業、及び3月時点の調査結果を反映させて、前年1～12月分についての遡及推計を行う。

推計方法は、毎回の調査時と同じく、母集団を所在地都道府県別×従業者数区分別（10～29人／30～99人／100人以上）に層化し、それぞれの層ごとに回収分のデータをもとに拡大推計する。ただし、母集団は月ごとに確定し、これらの推計も月ごとに行う。

各月の母集団施設は、月初の宿泊施設とし、各月の施設情報（新設、廃業情報）は、以下のとおりとする（以下、令和元年の遡及推計について説明）。

### ① ベースとなる名簿

平成31年3月31日時点で確定した名簿及び令和元年末時点に更改した名簿（特に新設施設について）の情報をベースとする。

### ② 平成31年・令和元年中の廃業施設

平成31年・令和元年調査時及び令和2年第1回調査時において、平成31年・令和元年中の廃業が判明した施設は、その廃業日を特定し、廃業月以降の母集団には含めない（毎月2日以降の廃業及び廃業月の日付を特定できない場合は、翌月から母集団に含めない）。

### ③ 平成31年・令和元年中に対象外事由が判明した施設

平成31年・令和元年調査時及び令和2年第1回調査時において、平成31年・令和元年中に廃業以外の事由で対象外（従業者数9人以下または同伴施設）であることが判明した施設は、平成31年・令和元年中（全12ヶ月）の母集団には含めない。  
ただし、平成31年・令和元年調査時に従業者数が10人以上であることが把握できていて、令和2年第1回調査時に9人以下になった施設は、平成31年・令和元年の遡及推計の母集団には含める。

### ④ 平成31年・令和元年中の新設施設

令和元年末時点に名簿を更改した際に把握した新設施設について、都道府県また宿泊施設への照会によって新設日を確定し、新設月以降の母集団に含める（毎月2日以降の開業及び開業月の日付を特定できない場合は、翌月から母集団に含める）。  
なお、これらの新設施設について、都道府県または宿泊施設への照会によって、当該施設が対象外（従業者数9人以下または同伴施設）であることが判明した場合は、平成31年・令和元年及び令和2年の母集団施設に含めない。

令和2年以降の年遡及推計も上記に準ずる。

ただし、平成31年・令和元年、令和2年年遡及推計の際の外れ値施設の設定（乗率を1とする施設）は、各年の最終調査時に設定された外れ値施設を用いる。令和3年以降の年遡及推計の際には、年間を通じた要回収重点施設を用いる。

### 調査票審査・集計要領(平成 21 年宿泊旅行統計調査での追加・変更点)

※ 平成 21 年調査での外れ値施設（要回収重点施設）の取扱い方法

平成 20 年の「宿泊旅行統計分科会」において、平成 21 年調査での外れ値施設の取扱い方針は、以下のように決定された（確認）。

- ・ 平成 21 年調査では、四半期調査毎に外れ値施設を設定し、前回調査分の外れ値施設を引き継がないようにする。
- ・ 年間を通じて継続的に外れ値となる大規模施設については、「要回収重点施設」として、回収管理を徹底するが、どうしても協力が得られない場合は、引き続き前年同月比による補正を行う。

ここでいう「要回収重点施設」を以下のように規定する。

『平成 20 年調査で、四半期調査毎に毎回独立して外れ値となる施設』

このような施設は、全国で 60 施設あった。

これらの施設については回収管理を徹底するが、やむを得ず回収できなかった場合は、昨年と同様に、当該施設の前年同月比を仮定し、これを当該施設の平成 20 年調査結果に乗じて補正を行う。

問 6 までのデータは、前回のデータを使用する。

問 7 の宿泊者数（延べ人数と実人数）は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の宿泊者数の合計について、平成 20 年と平成 21 年の同月比を用いる。

県内外別（都道府県別）の宿泊者数は、当該施設を除く同一都道府県内の全施設の県内外別宿泊者数の合計について、平成 20 年と平成 21 年の同月比を用いる。

国籍別の宿泊者数は、当該施設を除く同一運輸局等（地方ブロック）内の全施設の国籍別宿泊者数の合計について、平成 20 年と平成 21 年の同月比を用いる。

具体的には、補正が必要な  $h$  県（またはブロック） $ii$  番目の当該施設の宿泊者数  $x_{h,ii}$  は、

前年同月の宿泊者数を  $X_{h,ii}^{*1}$  とすると、

$$x_{h,ii} = X_{h,ii} \frac{\sum_{i \neq ii} x_{h,i}}{\sum_{i \neq ii} X_{h,i}}$$

ここで、 $x_{h,i}$  は  $h$  県（またはブロック） $i$  番目の施設の当月の宿泊者数、 $X_{h,i}$  は  $h$  県（またはブロック） $i$  番目の施設の前年同月の宿泊者数<sup>\*1</sup>。総和の対象となる  $i$ （施設）の数は、県（またはブロック）内で当月及び前年同月の宿泊者数が両方とも有効である全施設数で、今年と前年とでは異なる。

調査票審査・集計要領  
(宿泊旅行統計調査)

以上の方法で宿泊者数を補定するが、稀に、補定後の外国人宿泊者数が全体の宿泊者数を上回ることや、実宿泊者数が延べ宿泊者数を上回ることがある。

外国人が全体の宿泊者数を上回る場合は、全体の宿泊者数を優先し、当該施設の前年同月の宿泊者数<sup>※1</sup>に占める外国人宿泊者数の比率を求め、その比率を上で補定した宿泊者数に乗じて、それを外国人宿泊者数に置き換える。

実宿泊者数が延べ宿泊者数を上回る場合は、延べ宿泊者数を優先し、上で補定した延べ宿泊者数を当該施設の前年同月の1人当たり平均宿泊数(延べ宿泊者数÷実宿泊者数)<sup>※1</sup>で除して、それを実宿泊者数に置き換える。

なお、利用客室数は、前年データがないので、別途、他の施設と同様の利用客室数の補正方法を用いる。

- (※1) 当該施設の前年同期の調査票が未回収のため前年同月の宿泊者数が不明の場合は、当該施設の過去1年間の回収済みの調査票をもとに月平均宿泊者数を算出し、それを代用する。

※ 平成21年以降の調査での外れ値施設の設定方法

平成21年以降の調査では、以上の「要回収重点施設」のほかに四半期毎に外れ値施設を設定するが、前年までと同様に、調査毎に各集計表で回収施設の総和が1,000人泊(人)以上になるセルにおいて、50%以上のシェアを占める施設とする。

ただし、客室稼働率(利用客室数を含む)及び定員稼働率の集計表については除外する。

※ 平成 21 年以降の調査での利用客室数の把握方法

(1) 利用客室数に関する電話照会基準

月毎に利用客室数が未記入、または明らかに記入間違いのもの（たとえば、客室稼働率が 100% を大きく超える場合）については、すでに施設より回答不能等の補記がある場合を除き、すべて電話照会を行う。

(2) 電話照会の方法

電話照会では、なるべく回答率を高めるために、直接利用客室数を回答できない場合には、月毎におおよその客室稼働率を聞き取る。

(3) 電話照会後の処理

電話照会を行っても、利用客室数の不明や矛盾が解消されない場合は、月毎に客室稼働率を定員稼働率で代用し、利用客室数を補正する（未回収外れ値施設の利用客室数の補定も同様に行う）。

具体的な補正は以下の式で表される。

$$\text{客室稼働率} = \frac{\text{利用客室数}}{\text{客室数} \times \text{日数}}、\quad \text{定員稼働率} = \frac{\text{延べ宿泊者数}}{\text{収容人数} \times \text{日数}}$$

客室稼働率を定員稼働率で置き換えると、

$$\text{利用客室数} = \text{客室数} \times \frac{\text{延べ宿泊者数}}{\text{収容人数}}$$

となる。

補正後は四捨五入して整数にするが、四捨五入後に 0 となる場合は 1 とする。

しかし、稀に、客室数または収容人数が不明の場合は、これらの補定は不可能となるので、利用客室数も不明となる（利用客室数の集計をする際には、便宜的にゼロとして扱う）。

なお、回収施設に関しては、客室数および収容人数が不明の場合は、原則として電話照会により確認をし、極力、これらの不明を排除できるようにする。

※ 平成 21 年以降の調査での統計表の算出方法 (追加及び変更点)

(1) 利用客室数

客室稼働率を回答した施設は、月毎に客室数×月間日数×客室稼働率を利用客室数とする。各施設の利用客室数に施設所在地 (47 区分) ×従業者数 (3 区分) の層ごとの回収率の逆数の乗率 (ただし外れ値施設は 1) をかけて合算する。

ただし、参考表では乗率をかけず、生数字を合算する。

なお、補定後の利用客室数が不明の場合は、ゼロとして合算する。

(2) 客室稼働率

セルごとに合算した利用客室数を、セルごとに合算した客室数×月間日数で除した値を算出する。

ただし、利用客室数または客室数が不明の施設は、これらの合算には含めない (定員稼働率と同様に、有効回答データのみを算出する)。

(3) 市区町村別の集計と表章 (参考第 4 表～参考第 11 表)

平成 21 年調査では、市区町村別の集計の際には、層ごとの乗率をかけずに、生数字を合算する。

表章する市区町村については、回収施設数が 10 施設以上とする。

参考第 4 表の市区町村別の回収率は、実際に回収した施設数を母集団施設数で除して算出し、未回収外れ値として補定した施設のデータは含めない (参考 1 の回収施設数と同じ)。

したがって、参考第 5 表以降の集計にも補定した施設のデータは含めない。

(4) 従業者数 100 人以上の大規模施設の集計 (参考第 1 表～参考第 3 表)

参考表において、市区町村別集計と同様に生数字を合算するが、昨年までと同様に、未回収外れ値として補定した施設のデータも含めて合算する (要注意)。

調査票審査・集計要領(平成 22 年 4-6 月調査以降の追加・変更点)

(1) 宿泊施設タイプ

宿泊施設タイプに「会社・団体の宿泊施設」を追加する。

(2) 従業者数

調査対象施設に従業者数 10 人未満の施設も追加されたことに伴い、当該資料に記載されている「従業者別に層化」を実施する際は、3 区分(10～29 人／30 人～99 人／100 人以上)を 5 区分(0～4 人／5～9 人／10～29 人／30 人～99 人／100 人以上)に全て読み替えて処理する。

(3) 市区町村別の集計と表章(参考第 5 表～参考第 12 表)

従業者数 3 区分(0～4 人／5～9 人／10 人以上)に分けて表章する。

表章の対象となる市区町村については、上記 3 区分別に回収施設数が 10 施設以上あるものとする。

尚、参考第 5 表の母集団施設数については、表章の対象となった市区町村は従業者数 3 区分全て掲載する。

### 調査票審査・集計要領(平成 27 年 4 月以降の月次集計)

#### (1) 1 次速報及び 2 次速報

月次集計では、調査対象月の翌月末公表の 1 次速報集計、翌々月公表の 2 次速報集計の 2 種の集計を行う。

(例) 4 月分調査結果 → 1 次速報集計 : 5 月末公表、2 次速報集計 : 6 月末公表

#### (2) 集計

##### ① 1 次速報集計

1 次速報集計は、回収開始後 10～15 日程度で回収された有効票を用いて集計を行うことになる (おおよそ、2 次集計の 50～60%の有効票)。そのため、2 次速報集計で行う「外れ値処理」、「未回収施設の補填処理」は行わない。  
それ以外は、2 次速報集計と同じ集計手順で行う。

##### ② 2 次速報集計

従来の集計と同じ集計手順で行う。



## 宿泊旅行統計調査 名簿整備マニュアル

### 1 名簿の種類

- マスター名簿

調査対象外となった施設も含め、全ての施設情報を履歴として保持し、次年度調査対象施設を整理する際に各都道府県へ配布し、更新（新設および、廃業などの対象外情報の提供）を依頼する。

全ての名簿の元となる名簿。

- 宿泊旅行統計調査名簿

マスター名簿から、その年の調査対象となる施設のみを抜粋した名簿。

後述の「確定名簿」「遡及名簿」の元となる名簿。

- 確定名簿

毎月の集計を行う際に使用する名簿。

- 遡及名簿

遡及推計に使用する名簿。

遡及推計の対象となる翌年の1-3月調査結果を反映してから推計を行う。

## 2 名簿整備手順（調査開始前）

以下の手順は当年調査(1-12月)が完了し、翌年調査準備時点を例に示す。

### 2.1 マスター名簿

当年調査までの全ての情報を反映したマスター名簿を元に、各都道府県から送られた新設、対象外（廃業等）情報を盛り込み、以下の手順で翌年の名簿を作成する。

- 元名簿において、すでに対象外（廃業等）が判明している施設は、その旨及び廃業日等を記録し、翌年1月調査時には調査票を発送しない。
- 元名簿の対象外情報は当年調査の集計時に確定したものほかに、翌年1月調査の調査票発送前までに判明したもの、及び都道府県からの照会情報を追加する。
- 現時点で休業中の判明している施設は、翌年中に再開する予定のある施設は「休業中」として残すが、翌々年以降の再開または再開時期が全く不明な施設については、「廃業」として記録する。
- 現時点で判明している休業情報は、休業開始日、休業終了日を記録する。
- 翌年1月調査の期間中において休業が判明している施設にも、確認のために翌年1月調査時に調査票を発送する。
- 翌年名簿は翌年1月付けの母集団になるが、翌年2月以降に廃業が確定（または予定）している施設は、翌年の名簿には含まれる。  
その場合、対象外コードは入れずに、廃業日のみを記録する。
- 都道府県からの報告で、新設施設であって新設日の記録がないもの、または廃業施設であって廃業日の記録がないものも含む。
- 都道府県からの照会情報は、都道府県別に元名簿に新設・対象外情報を加え、市区町村別及び施設名称別に名寄せ作業を繰り返して、重複情報を精査する。
- 都道府県からの照会情報のうち、新規追加施設に関しては、施設名、所在地等についてはそのままの情報を記載する（半角、全角の統一、番地確認等は行わない）。
- 新たに追加される施設には、都道府県ごとに新たな6桁の施設コードを発番するが、上2桁は都道府県コードとし、下4桁は元名簿の最終番号から1番加えた番号とする。
- 標本層の再サンプリングを行う。  
再サンプリングの際は、当年12月を以って調査票発送対象期間を終了になる施設は予めサンプリング対象外とし連続してサンプリングされないようにする。

そのうえで従業者数 0～4 人規模の施設は 1/9、5～9 人規模の施設は 1/3 の件数を確保できるようにする。

新しくサンプリングされた施設は翌々年まで 2 年間調査を継続する。

## 2.2 宿泊旅行統計調査名簿

- 前述のマスター名簿から調査対象となる施設のみを抜粋して作成する。

## 2.3 遡及名簿

- 当年の調査対象施設に加え、翌年から調査対象となる施設をマスター名簿より抜粋して作成する。

# 3 名簿整備手順（調査開始後）

## 3.1 確定名簿

- 「宿泊旅行統計調査名簿」に各月の調査結果を反映して作成する。
- 調査票のプレプリント項目は全て変更を反映する。
- また、問 4 の「客室数」と「収容人数」、及び問 5 の「従業者数」は調査年の 1 月 1 日現在での統計のため、4・6 月調査以降はプレプリントを訂正してきても「誤解」と判断し、変更はしない。但し、プレプリントが空白な部分を補足してきた場合は、その情報を活かす。
- これらの更新は「マスター名簿」および「宿泊旅行統計調査名簿」にも反映する。

## 3.2 遡及名簿

- 調査開始前に作成した遡及名簿に、確定集計作業までの調査結果を反映する。
- 遡及推計時は月別に推計対象を判別するため、新規に名簿に掲載された施設については新設日を調べ、母集団として扱う期間を特定する。

#### 4 その他 注意事項

- 名簿に同一施設が重複して登録されていた場合は、その他の理由にて対象外とする。
- 重複の理由として、経営者が変わった場合が想定されるが、経営が変わり別施設として営業されていることが確認できた場合は、新たに営業している施設を活かし、元の施設は廃業処理をする。

# 宿泊旅行統計調査 母集団名簿整理要領

旅館業法の規定に基づき、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた宿泊施設を対象に、以下の要領により宿泊旅行統計調査で用いる母集団名簿（以下「母集団名簿」という。）の更新作業を行って下さい。

## I 新規開業、廃業施設

令和元年11月1日（前回更新時点）以降、令和2年10月1日現在までの新規開業施設及び廃業施設について、作業をお願いします。

### 1. 新規開業施設等の追加

母集団名簿に記載されていない新規開業施設について追加で入力して下さい。

- (1) 新規開業施設は最後の行に追加して下さい。また、その際、施設を重複して追加しないよう、十分に確認して下さい。
- (2) 入力する項目については、別紙の「母集団名簿レイアウト」を参照して下さい。
- (3) 廃業後間もなく同一の施設で新規開業している場合、本母集団名簿の更新作業においては、同一の施設が継続しているものとみなし、廃業及び新規追加の処理は行わずに、既存の施設情報の修正処理として下さい。
- (4) 移転等で、施設の所在地が変更となった場合は、既存の施設を廃業”02”とし（以下、「2. 廃業施設の整理」と同じ手順）、新しい所在地で開設した施設を新規に追加して下さい。（既存の施設所在地を変更しないで下さい。）
- (5) 従業者数が不明で従業者区分を入力する際は、実態に沿った区分を入力して下さい。  
（例）1室・収容人数5名の施設で、「従業者区分」に“5”が入力されている場合がございます。
- (6) 上記のほか、「Ⅲ 記入要領・注意事項」に従って入力して下さい。

### 2. 廃業施設の整理

母集団名簿に記載されている施設のうち、営業を廃止している施設について、次の作業を行って下さい。

- ・「対象外（都道府県入力用）」欄に”02”を入力。
- ・「廃業日（都道府県入力用）」欄に廃業日を入力。（半角数字で年月日（YYYYMMDD）を入力。）

※ 行削除は絶対に行わないで下さい。

### 3. 同伴施設の整理

母集団名簿に記載されている施設（新規追加分も含めます。）のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する施設については、「対象外（都道府県入力用）」欄に“04”を入力して下さい。

※ 風俗営業法の許可の有無に関係なく実態に応じて判断して下さい。

## II 既存の施設情報の更新等

上記の「I 新規開業、廃業施設」以外の施設の情報について、次の作業を行って下さい。

### 1. 客室数、収容人数、従業者数の入力

客室数、収容人数及び従業者数が未入力のものについては、客室数、収容人数及び従業者数を入力して下さい。

※従業者数が不明な場合は、「従業者数」欄に“k”を入力し、「従業者数区分」欄に“1”（0～4人）、“2”（5～9人）、“3”（10～29人）、“4”（30～99人）、“5”（100人以上）の5区分のうち、最も近いと思われる区分の番号を入力して下さい。（なお、従業者数区分が不明の場合は、宿泊旅行統計調査を実施する際の母集団として取り込めず、対象外施設となりますのでご留意願います。）

### 2. その他

その他、照会時に入力されている情報から変更が必要な個所があれば、修正して下さい。

※担当者名が違っている場合、前回更新時点（令和元年11月1日）以降の変更があった場合のみ、担当者名を変更してください。それ以外は変更しないで下さい。

※所在地（町丁名・番地）に間違いが無い場合は、表記変更をしないで下さい。

（例）1-15-6 →1丁目15番地6号

※施設名の誤記・変更が無い場合は、表記変更をしないで下さい。

（例）ホテル●● →HOTEL●●， ホテル ●● 等

## III 記入要領・注意事項

- (1) 名簿の整理時点は令和2年10月1日現在とします。
- (2) 各項目の入力規則については、別紙「母集団名簿レイアウト」をご参照下さい。また、「都道府県入力」が「不可」となっている項目については、変更・削除等を行わないで下さい。
- (3) セル内の改行は行わないで下さい。
- (4) データの並べ替えは極力行わないで下さい。やむを得ず並べ替えを行う場合は、必ず行全体を選択して下さい。（選択範囲に漏れが生じないように注意して下さい。）

- (5) 修正は上書き（取り消し線等は使用しない）で入力して下さい。また、修正、追加したセルは赤字にして下さい。
- (6) 所在地に用いる数字及びハイフンは全角で入力して下さい。それ以外の数字（郵便番号、電話番号、フラグ等）は、すべて半角で入力して下さい。（郵便番号、市外局番の入力で一桁目の“0”の入力にご注意下さい。）
- (7) 所在地は都道府県から入力して下さい。
- (8) 電話番号は“-”（半角ハイフン）を用いて下さい。また、電話番号は市外局番から入力して下さい。
- (9) 合併により市区町村名が変更されている場合、施設の所在地については、整理時点（令和2年10月1日）における市区町村名で入力して下さい。
- (10) 本名簿における従業者の範囲は、常勤雇用、パート・アルバイト等の臨時雇用、他からの派遣労働者・出向者等にかかわらず、専ら当該施設内の業務に従事している者として下さい。
- (11) 申請者の情報（所在地・名称・電話番号）は、施設の情報ではなく、施設の運営会社（または個人）の所在地・名称・電話番号を入力して下さい。

#### IV 提出期限・提出方法

更新した母集団名簿（エクセルファイル）を令和2年10月30日（金）18時までにメールにて下記提出先までご提出下さい。

##### 問合せ・提出先：

国土交通省観光庁観光戦略課観光統計調査室 ○○、○○、○○

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

電話：03-5253-8111（代表） 内線 27-214、27-216、27-217□

03-5253-8325（直通）

FAX：03-5253-1691□

e-mail: @mlit.go.jp

レイアウト（宿泊旅行統計調査 母集団名簿（都道府県照会用））

列	項目	説明	都道府県等における入力、修正等
A	TCI通し番号	マスター名簿整理用ユニーク番号	不可
B	宿泊施設コード	都道府県コード2桁+連番4桁	不可
C	事業所名_総務省用		
D	宿泊施設名	宿泊施設の名称	必須
E	部署_担当者		
F	郵便番号	半角数字（7桁：前0有、ハイフン無）	
G	所在地	数字及びハイフンは全角	必須
H	電話番号	半角数字（ハイフン付）	必須
I	FAX番号	半角数字（ハイフン付）	
J	客室数		必須
K	収容人数		必須
L	従業者数	不明の場合は「k」	必須
M	従業者数区分	1:従業者数0-4人 2:従業者数5-9人 3:従業者数10-29人 4:従業者数30-99人 5:従業者数100人以上	必須
N	対象外（都道府県入力用）	02:廃業 04:同伴	該当施設は必須
O	廃業日（都道府県入力用）	YYYYMMDD	廃業施設は必須
P	新設日（都道府県入力用）	YYYYMMDD	新設施設は必須
Q	申請者郵便番号	旅館業の許可申請者の情報	新設施設は必須
R	申請者所在地	同上	新設施設は必須
S	申請者名称	同上	新設施設は必須
T	申請者電話番号	同上	新設施設は必須
U	旅館業法上の区分	1:旅館・ホテル 2:簡易宿所	新設施設は必須
V	都道府県担当者備考		
W	宿泊施設タイプ	1:旅館 2:リゾートホテル 3:ビジネスホテル 4:シティホテル 5:簡易宿所 6:会社・団体の宿泊所	不可
X	対象外	02:廃業 04:同伴 05:事務所のみ 07:津波・原発 08:被災地のため郵送できず 09:観光協会も不通 99:その他	不可
Y	廃業日	20990101→廃業日不明 YYYY0000→廃業年まで分かるが月日不明	不可
Z	新設日	20990101→新設日不明 YYYY0000→新設年まで分かるが月日不明	不可
AA	休業開始日	20990101→休業開始日不明 YYYY0000→休業開始年まで分かるが月日不明	不可
AB	休業終了日	20990101→休業終了日不明 YYYY0000→休業終了年まで分かるが月日不明	不可
AC	重複コード	集約先施設の宿泊施設コード	不可
AD	対象外理由	対象外「99」の理由・詳細	不可
AE	重複理由	重複コードが入っている施設の理由・詳細	不可
AF	事務局備考	※その他事務局で聴取した参考情報	不可
AG	都道府県コード		不可
AH	JIS		不可
AI	名簿年	2021	不可



(参考)

## 営業形態別宿泊施設分類

事業所DB中分類	宿泊施設例示	宿泊旅行統計 調査対象	旅館業法の営業分類		
			ホテル 旅館	簡易宿所	
旅館・ホテル	旅館	●	○		
	ホテル	●	○		
	観光旅館	●	○		
	観光ホテル	●	○		
	宿屋	●	○		
	温泉旅館	●	○		
	駅前旅館	●	○		
	割烹旅館	●	○		
	国民宿舎	●	○		
	民宿	●		○	
	ペンション	●		○	
	モーテル	●	○		
	ビジネスホテル	●	○		
	国民旅館	●	○		
簡易宿所	簡易宿泊所	●		○	
	ゲストハウス	●		○	
	ベッドハウス	●		○	
	山小屋	●		○	
	カプセルホテル	●		○	
その他宿泊業	会社・団体の宿泊所	会員宿泊所	●	○	
		共済組合宿泊所	●	○	
		共済組合会館	●	○	
		保養所	●	○	
		ユースホステル	●		○
		会社の宿泊所	●	○	
	他に分類されない宿泊業	リゾートクラブ	×(※1)	○	
		合宿所	×		○
		会社の寄宿舍	×		○
		会社の独身寮	×		○
		学生寮	×		○
		キャンプ場	×(※1)		○
		バンガロー	×(※1)		○
ウィークリーマンション	×(※1)		○		

●宿泊旅行統計調査における調査対象施設

○旅館業法における営業分類

(※1)現在は調査対象外だが引き続き把握方法を検討する施設

No	区分	票種別	設問No	設問内容	確認内容	対応方法
1	宿泊		1問1	宿泊施設名	宿泊施設名とは	登録のある宿泊施設名
2	宿泊		2問2	宿泊施設所在地	宿泊施設所在地とは	登録のある宿泊施設の所在地
3	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	旅館とは	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
4	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	ホテルとは	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所以外のものをいいます。
5	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	リゾートホテルとは	ホテルのうち行楽地や保養地に建てられた、主に観光客を対象とするものをいいます。
6	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	ビジネスホテルとは	ホテルのうち主に出張ビジネスマンを対象とするものをいいます。
7	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	シティホテルとは	③シティホテル・・・ホテルのうちリゾートホテル、ビジネスホテル以外の都市部に立地するものをいいます。
8	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	簡易宿所とは	簡易宿所・・・宿泊する場所を多数の人で共有する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のものをいいます（ベッドハウス、山小屋、カプセルホテルなど）。
9	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	会社・団体の宿泊所とは	会社・団体の所属員など特定の人を宿泊させる営業のものをいいます（会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホテルなど）。
10	宿泊		3問3	宿泊施設のタイプ	民宿、ペンション、青年の家、少年自然の家などは	運営、管理されている方は、旅館業法に基づく許可証等を確認いただき、ホテル、旅館又は簡易宿所に分類してください。
11	宿泊		4問4	客室数・収容人数	調査日	H●年1月1日時点の、客室数及び通常の営業時に想定している収容人数を記入。※旅館業営業許可申請書に記載するものと一致しなくても構わない
12	宿泊		5問5	従業者数	調査日	H●年1月1日時点の、貴宿泊施設に就業している従業者数を記入。※個人経営者や家族従事者（無給）、正規雇用者（社員、パートアルバイト）、臨時雇用者、他からの派遣労働者・出向も含めて記入
13	宿泊		6問6	宿泊目的	宿泊目的とは	最近1年間の宿泊者について、「観光レクリエーション目的」または「業務・出張目的」で分けたおおよその割合を記入。 ※帰省・知人訪問・冠婚葬祭への参加は観光レクリエーションに含まれます。 ※担当者の日常的な感覚(私服なら「観光レクリエーション」、青広なら「出張・業務」等で記入。
14	宿泊		7問7	宿泊者数・利用客室数	延べ人数とは	各日の全宿泊者数を月間で足し合わせた数をいいます。仮に1か月間（30日間）とも各日とも2人だった場合は、30日×2人=60人 となります。
15	宿泊		7問7	宿泊者数・利用客室数	実人数とは	宿泊施設に宿泊した実際の人数を月間で足し合わせた数をいいます。例えば1人が2連泊しても、1人とカウントします。実人数が集計できない場合は、実人数=延べ人数÷平均連泊数として算出してください。
16	宿泊		7問7	宿泊者数・利用客室数	外国人宿泊者とは	日本国内に住所を有しない宿泊者をさします。ただし、日本国内の住所の有無による回答が困難な場合は、日本国籍を有しない宿泊者を回答してください。
17	宿泊		7問7	宿泊者数・利用客室数	子供や乳幼児	1人として数えます。飲食のみ等、宿泊をしない利用は数えませんが。
18	宿泊		7問7	宿泊者数・利用客室数	利用客室数とは	各日の宿泊で利用した客室数を月間で足し合わせた数をいいます。利用客室数を集計できない場合は、おおよその客室稼働率をご記入下さい。
19	宿泊		8①②問8	延べ宿泊者数	人数	貴宿泊施設がある都道府県内からの宿泊者数と都道府県外からの宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問7の延べ人数（A1）に一致します。
20	宿泊		8①②問8	延べ宿泊者数	割合	・宿泊者数でお答えいただくのが難しい場合は、都道府県内からの宿泊者数および都道府県外からの宿泊者数それぞれの割合を記入してください。
21	宿泊		8①②問8	延べ宿泊者数	日本国外からの宿泊者	・都道府県外からの宿泊者には、日本国外からの宿泊者を含みます。
22	宿泊		9②問9③問8	外国人延べ宿泊者数	国籍（出身地）	当該外国人宿泊者が所持する旅券を発行している国または地域をさします。
23	宿泊		9②問9③問8	外国人延べ宿泊者数	人数	・これらを合計すると、問7の外国人延べ宿泊者数（A3）に一致します。
24	宿泊		9②問9③問8	外国人延べ宿泊者数	割合	・宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、各国・地域からの宿泊者数の割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。
25	宿泊		10③問9	都道府県延べ宿泊数	人数	・都道府県別の宿泊者数を記入してください。これらを合計すると、問7の延べ人数（A1）に一致します。
26	宿泊		10③問9	都道府県延べ宿泊数	割合	・宿泊者数でお答えいただくことが難しい場合は、都道府県別の宿泊者数をそれぞれの割合を記入してください。これらを合計すると100%となります。
27	宿泊		11	QA欄		ご記入いただいた内容に大きな変動が生じるような事情がありましたら、その旨ご記入ください。
28	宿泊		11	QA欄		・廃業・休業である場合には、その旨、日にち、事由を記載してください。
29	用語	宿泊一般	12	用語	宿泊旅行統計調査とは	統計法に基づく一般統計調査であり、我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握するもので、平成19年3月より実施しております。
30	質問	宿泊一般	13	電話	調査の目的は?	我が国の宿泊旅行の実態を全国規模で把握し、観光行政の基礎資料とします。
31	質問	宿泊一般	13	電話	調査実施主体は?	国土交通省観光庁観光戦略課調査室 電話：03-5253-8111（内線27-214、27-217）受付時間：土日祝日を除く9：30～18：15
32	質問	宿泊一般	13	電話	調査方法は?	毎月実施されます。調査票を四半期ごとに3ヶ月分お送りし、1ヶ月分毎に宿泊者数等をご記入いただいたうえでご返送いただくものです。
33	質問	宿泊一般	13	電話	調査対象施設とは?	統計法27条に規定する事業所母集団データベースを基に、標本理論に基づき抽出された全国のホテル、旅館、簡易宿所、保養所などとしています。
34	質問	宿泊一般	13	電話	対象施設とは?	従業者数10人以上の宿泊施設（約1万施設）については、全施設について調査にご協力をお願いします。
35	質問	宿泊一般	13	電話	対象施設とは?	※2 従業者数9人以下の宿泊施設（約4万施設）については、従業者数や所在地に応じて一定の抽出率で無作為に抽出し、約1万施設を調査の対象としています。（調査対象施設は、調査結果の安定性及び前年同月比結果等の精度向上を図る観点から、原則として2年間継続して調査し、毎年1月に2分の1ずつ交替します。）
36	質問	宿泊一般	13	電話	この調査は義務か?	この調査は、国の観光政策を検討する際の重要なもので、統計法に基づく一般統計調査です。回答の義務はありませんが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください。
37	質問	宿泊一般	13	電話	回答したくないか?	ひとりでも多くの方からご回答をいただくことが、調査全体の信頼性につながるためご協力をいただきたいと思います。
38	質問	宿泊一般	13	電話	回答したくないか?	もし、責任者または観光庁から依頼すれば回答してもらえる可能性のある場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。強い拒否の場合は、その旨記録を残す（強い拒否の場合は、以降督促を行わない）。
39	質問	宿泊一般	13	電話	結果をどう使うのか?	「〇とお答えの施設が△%」というように統計的に処理をし、今後の旅行・観光施策の基礎資料として使わせていただきます。
40	質問	宿泊一般	13	電話	事務局は観光庁にあるのか?	事務局は観光庁から委託を請けて弊社（〇〇（受託事業者））に設置してございます。
41	質問	宿泊一般	13	電話	この調査は本当に観光庁の調査なのか?	本調査は観光庁より委託を請けて〇〇（受託事業者）が実施しております。調査に対する問合せなどは、こちらの事務局で対応させていただきます。
42	質問	宿泊一般	13	電話	観光庁の担当者と話がしたい?	観光庁担当者の名前は調査票に記載してございますので、ご希望であればそちらにご連絡ください。
43	質問	宿泊一般	13	電話	アンケートの回答が締切日に関わらないか?	アンケート回答は締切後も受け付けておりますが、なるべくお早目にご返信いただければ幸いです。
44	質問	宿泊一般	13	電話	アンケート用紙を紛失してしまったか?	再発送させていただきますので、施設名・ご住所をお聞かせください。
45	質問	宿泊一般	13	電話	返信用封筒を紛失してしまったか?	再発送させていただきますので、施設名・ご住所をお聞かせください。
46	質問	宿泊一般	13	電話	従業者にはパートも含めるのか?	パート・アルバイト等の臨時雇用者や派遣労働者・出向者も含めてください。
47	質問	宿泊一般	13	電話	廃業（閉館）したのだが?	廃業日を確認させていただきます。（調査期間前の廃業であれば調査対象外となります。）調査票に廃業日等を2面下の枠内に記入して返送をお願いします。

48	質問	宿泊一般	13	電話	現在、休業中なのだが?	休業期間、再開日を確認させてください。 休業期間中の実績を「ゼロ」と回答し、その旨(休業期間等)を2面下の枠内に記載のうえ、返送をお願いします。
49	質問	宿泊一般	13	電話	私どものホテルは同伴ホテル(ラブホテル)なのだが?	同伴施設は、一般的に「宿泊旅行」者ではないので、今回の調査では調査対象外になります。その旨(同伴施設等)を欄外に記載のうえ、返送をお願いします。
50	質問	宿泊一般	13	電話	答えたくないから、調査票を送ってこない	「調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください」と伝える。それでも強い拒否の場合は、「廃業以外は送付するように」と観光庁より指示されていますので、お止めしますとお約束はできませんが、名簿を修正させていただきます」と伝える。トラブルに進展しそうな場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。
51	質問	宿泊一般	13	電話	調査票に記入するのは大変なので、PCからの印刷(または台帳のコピー)で回答したいのだが	コンピュータからの印刷や台帳のコピーでの回答でも構わないが、調査票と同じフォーマットになるように回答を依頼する。調査票にその旨を記載して、調査票とともに同封して返送をお願いします。
52	質問	宿泊一般	13	電話	忙しいので対応できない。締切までに間に合わない。	この調査は、統計法に基づく一般統計調査で、一応期限までに調査票を提出するようご協力いただいておりますが、少し遅れてもいいので、ぜひご協力をお願いします。
53	質問	宿泊一般	13	電話	手元にある資料だけでは記入できない	記入できる部分だけでも回答をお願いいたします。はっきりしない場合は、おおよその数字でも良いのでご協力をお願いいたします。
54	質問	宿泊一般	13	電話	すでに調査票を提出したのに、はがき(または督促電話)が来た	回収済かどうかを確認し、行き違いになった旨をお伝えしてお詫びをする
55	質問	宿泊一般	13	電話	調査票にプリントされた内容(問1～問6)に誤りがある	変更箇所を二重線で消したうえで、正しい情報のご記入をお願いします。(その情報は次回以降の印刷に反映されるが問4(客室数、収容人数)と問5(従業者数)については、年初のデータで1年間固定するので変更されない。ただし、調査票に印刷する内容としては、修正された数値に変更される。)
56	質問	宿泊一般	13	電話	実人数・延べ人数とは?	例えば100人のお客様がみなさん2泊すると、実人数は100人、延べ人数は200人になります。もし延べ人数だけ把握して実人数の統計を取っていない場合は、月毎にお客様一人あたりのおおよその平均宿泊者数で延べ人数を割ると、実人数になります。延べ人数が600人の場合、一人あたり平均宿泊者が1.5日だと、600÷1.5=400で、実人数は400人になります。
57	質問	宿泊一般	13	電話	従業者とはどのように数えるのか?	従業者とは、働いているすべての人で、パート・アルバイト等の臨時雇用者、派遣労働者、出向者も含めます。今年の1月1日現在の数字でご記入をお願いいたします。
58	質問	宿泊一般	13	電話	宿泊施設とリゾート施設(スキー場、ゴルフ場、遊園地等)が隣接しているが、従業者はどのように数えるのか?	宿泊施設に従事している人を教えてください。ただ分けて数えることが出来ない場合は、全体の従業者数をご記入いただき、欄外にその旨(併設リゾート施設従業者含む)をご記入をお願いします。
59	質問	宿泊一般	13	電話	宿泊者が外国人であることをどのように判断するのか?	宿泊者カードに日本以外の住所を記載した宿泊者を、その国・地域の外国人とします。その把握が困難な場合は、日本以外のパスポートを提示した宿泊者、または宿泊者カードの国籍欄に日本以外の国籍を記載した宿泊者です。
60	質問	宿泊一般	13	電話	日本国籍でも日本以外に居住しているが?	日本国籍でも居住地が海外の場合は、その国・地域の外国人とし、逆に、外国籍でも日本に居住地がある宿泊者は、外国人とせずにその居住地から宿泊してきた日本人と同様に扱います。
61	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	はがきが来たが何?(新規)	国土交通省 観光庁が行っている調査で「我が国の宿泊旅行の実態を明らかにし、その結果を今後の観光政策の立案に活用することを目的に実施するものです。」ぜひご協力をお願いします。
62	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	今年だけ?(新規)	従業者数が10人未満の施設は2年継続してお願いしています。10人以上の施設は全施設にお願いしているので、毎年になります。
63	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	なぜ、当施設が調査対象に選ばれたのか?(新規)	国が整備している事業所名簿に、毎年、各都道府県庁に宿泊施設の確認依頼を行って名簿を整備しています。そこから従業者数10人以上の全施設、従業者数10人未満の施設は無作為に抽出して調査対象を選んでいます。
64	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	昨年1年間、調査に協力したのにまだするの?(継続)	従業者数が10人未満の施設は調査期間が2年間なので、今年1年もご協力をお願いいたします。
65	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	調査は2年と聞いていたが、また依頼業者が届いた(継続)	従業者数10人未満の施設は、2年継続をお願いしているのですが、その地域で従業者数など調査対象となる施設が少ない場合には、同じ施設に何度もお願いすることがあります。どうしても納得いただけない場合「申し訳ございません。調査対象の名簿から外すことは事務局ではできませんので、調査票は送られてしまいますが、ご連絡は差し上げないように致します」と話す。支援システムには「督促不可」と記録。リマインド・督促停止にフラグを立てること。
66	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	2年間したのにまだするの?(継続)	従業者数10人未満の施設には調査対象施設を抽出して2年継続してお願いしています。その2年間の調査期間中に従業者数が10人以上になった場合には、抽出ではなく全ての施設が対象となるので、毎年になります。
67	質問	宿泊一般	16	依頼はがき	以前、調査に協力できないと伝えてあるが?	新しい年の調査を開始するに当たり、各都道府県庁に宿泊施設の所在確認を取っており、その際に登録されました。ご協力いただけるよう、ご検討いただけないでしょうか。調査票だけでもお送りさせていただき、ご協力いただける時に同封回答いただけないでしょうか。支援システムには「督促不可」と記録。リマインド・督促停止にフラグを立てること。
68	用語	宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(①礼状)	従業者数10人未満施設で、2カ年の調査が終了した施設宛です。 発送用コード A-00001~
69	用語	宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(②挨拶状)	新しく調査対象となった施設。従業者数10人未満で新しく抽出された施設や、今まで10人未満だった施設が10人以上になり全対象となった場合の施設宛です。 発送用コード B-00001~
70	用語	宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(③継続サンプル)	従業者数10人未満施設で、調査2年目の施設宛です。 発送用コード C-00001~
71	用語	宿泊一般	16	依頼はがき	依頼はがき(④継続悉皆)	従業者数10人以上の施設で調査2年以上の施設宛です。 発送用コード D-00001~
72	質問	宿泊一般	14	オンライン	どこからダウンロードするの?	観光庁のHPよりダウンロードできます。(調査票に同封されている「調査電子ファイル調査票による回答のご案内」に記載されていますのでご覧ください。)
73	質問	宿泊一般	14	オンライン	どこからダウンロードするの?	<a href="https://www.mlit.go.jp/kankochou/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html">https://www.mlit.go.jp/kankochou/siryou/toukei/shukuhakutoukei.html</a>
74	質問	宿泊一般	14	オンライン	ダウンロードができない	送付された紙の調査票に記入し、返信用封筒にて返送ください。
75	質問	宿泊一般	14	オンライン	黄色が消えない	入力内容に間違いがあると黄色が消えません。調査票の右側にメッセージが出ていますので、内容を確認してください。どうしても黄色が消えない場合は、そのままご提出ください。
76	質問	宿泊一般	14	オンライン	PDFにしなくて良いのか?	エクセルのまま添付してください。
77	質問	宿泊一般	14	オンライン	入力方法が分からない	送付された調査票を見ながら入力をお願いします。
78	質問	宿泊一般	14	オンライン	宿泊コード	調査票右上の6桁の数字を入力してください。
79	質問	宿泊一般	14	オンライン	送付先住所、問1～問6(プレプリント情報)	紙の調査票に記載されている情報に間違いが無ければ、入力の必要はありません
80	質問	宿泊一般	14	オンライン	問7	延べ人数>実人数になるので、逆に記入されると黄色が消えません。利用客室数は、「室数」が「%」での入力構いません。両方の入力でも大丈夫です。
81	質問	宿泊一般	14	オンライン	問8、問9	調査票左側、数値の種類を必ず入力をお願いします。リストボックスが表示されるので「人数」が「%」を選択してください。
82	質問	宿泊一般	14	オンライン	欄下「調査対象期間中に・・・」	ブルー部分への入力は、リストボックス以外の項目は入力できないので、最下欄の「具体的にご記入ください」に入力をお願いします。
83	質問	宿泊一般	14	オンライン	入力できる部分以外への入力	入力箇所は決まっているので、入力できない箇所への入力をするとエラーが出ます。

## 宿泊旅行統計調査 問い合わせ対応マニュアル

### 1. 問い合わせを受けるにあたって

- ・ 問い合わせを受けた際には、まず、宿泊施設コード（調査票右上の6桁コード）を必ず聞く。
- ・ 宿泊施設名、所在地を聞き取り、「宿泊旅行統計調査」フォルダ中の「問い合わせ管理」ファイルを開き、宿泊施設コードで検索し、宿泊施設名、所在地等を確認する。
- ・ 宿泊施設名、所在地、担当者、担当部署等に変更がある場合には、「問い合わせ管理」ファイルの「備考」欄に修正内容を記録する。
- ・ 問い合わせた内容は、内容を整理して全て「問い合わせ管理」ファイルの「備考」欄に記録する。

### 2. 調査対象について

#### (1) 私どもの宿泊施設は、パートも含めて10人しかいないが、調査対象なのか？

—「この調査は、パートや派遣を含めた従業者数が10名以上の、全国全ての宿泊施設を対象としています。ぜひ調査にご協力をお願いいたします」

#### (2) 最近、従業者が9人以下となったのだが、回答しなくていいか？

—「この調査は、今年の1月1日現在で従業者数が10人以上である宿泊施設を対象として、今年1年間調査を行うことになっております。ぜひ調査にご協力をお願いいたします」

#### (3) 従業者が10人もいないのだが？

—パート・アルバイト等の臨時雇用者や派遣労働者・出向者も含めて10人未満かを確認する。それでも10人に満たない場合は、調査対象施設の管理上、調査票の問3（宿泊施設タイプ）、問4（客室数、収容人数）、問5（従業者数）だけでも回答して、返送してもらおうよう依頼する。

#### (4) 私どもの宿泊施設は、廃業（閉館）したのだが？

—廃業日を確認する。調査期間前の廃業であれば、調査対象外となり、調査票にその旨（廃業日等）を欄外に記載の上、返送してもらおう。調査期間中の廃業であれば、廃業日前日までの実績を回答してもらい、その旨（廃業日等）を欄外に記載の上、返送してもらおう。

**(5) 現在、休業中なのだが？**

ー休業期間、再開日を確認する。休業期間中の実績を「ゼロ」と回答し、その旨（休業期間等）を欄外に記載の上、返送してもらう。

**(6) 私どもの宿泊施設は、同伴ホテル（ラブホテル）なのだが？**

ー同伴施設は、一般的に「宿泊旅行」者ではないので、今回の調査では調査対象である旨を伝え、その旨（同伴施設等）を欄外に記載の上、返送してもらう。

**(7) 調査に協力したくないのだが。答える義務があるのか？**

ー「この調査は、国の観光政策を検討する際の重要なもので、統計法に基づく一般統計調査です。（回答の義務はありませんが）調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力下さい」と伝える。もし責任者または観光庁から依頼すれば、回答してもらえる可能性のある場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。強い拒否の場合は、その旨記録を残す（強い拒否の場合は、以降督促を行わない）。

**(8) 答えたくないから、この先、調査票を送ってくるな！**

ー「調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください」と伝える。それでも強い拒否の場合は、「この調査は統計法に基づく一般統計調査で、重要な調査ではありますが、回答しないことに対する法的な罰則はありません。しかし、統計法により、全国のほかの施設と同じように、次回以降も調査票をお送りし、ご協力をお願いする必要がありますので、何卒ご理解ください」と伝える。トラブルに進展しそうな場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。

**3. 調査票の提出について**

**(1) 調査票に記入するは大変なので、コンピュータからの印刷（または台帳のコピー）で回答したいのだが？**

ーコンピュータからの印刷や台帳のコピーでの回答でも構わないが、調査票と同じフォーマットになるように回答を依頼する。調査票にその旨を記載して、調査票とともに同封して返送してもらうように依頼する。

**(2) 忙しいので対応できない。締め切りまでに間に合わない。**

ーこの調査は、統計法に基づく一般統計調査で、一応、期限までに調査票を提出するようにご協力をお願いするが、集計に間に合う期間であれば、少し遅れてもいいので、ぜひご協力してもらうようお願いする。

**(3) 手元にある資料だけでは記入できない**

—記入できる部分だけでも回答してもらうよう依頼する。はっきりしない場合は、おおよその数字でもいいので、ご協力をお願いします。

**(4) すでに調査票を提出したのに、督促はがき（または督促電話）が来た**

—「問い合わせ管理ファイル」にて回収済みかどうかを確認し、行き違いになった旨をお伝えして、お詫びをする。

**(5) 調査票を失くした（汚してしまった）ので、再度送ってこないか？**

—調査票、記入要領、返信用封筒のうち、請求されているものを確認して送付する。締め切りが過ぎている場合は、調査票のみ FAX でお送りしていいかどうか確認し、回答後も FAX で返送してもらうよう依頼する。

**4. 調査内容について**

**(1) 調査の趣旨や記入方法全般についてよくわからない**

—質問番号等を確認し、「記入要領」に基づいて説明する。

**(2) 調査票にプリントされた内容（問 1～問 6）に誤りがある**

—前回までに回答いただいた内容、または都道府県からの資料のデータをもとに、事前に印刷している旨を説明し、変更がある場合は、二重線で消した上で、訂正してもらうよう依頼する。その情報は、次回以降の印刷に反映されるが、問 4（客室数、収容人数）と問 5（従業者数）については、年初のデータで 1 年間固定するので変更されない。

**(3) 実人数とは？**

—「100 人のお客様がみなさん 2 泊すると、実人数は 100 人、延べ人数は 200 人となります。もし、延べ人数だけ把握していて、実人数の統計を取っていない場合は、月毎にお客様 1 人あたりのおおよその平均宿泊数で、延べ人数を割ると、実人数になります。延べ人数が 600 人の場合、1 人あたり平均宿泊数が 1.5 日だと、 $600 \div 1.5 = 400$  で、実人数は 400 人になります」

**(4) 1 人あたりの平均宿泊数とは？**

—「お客様が平均で何泊するかの数値です。仮にお客様の 9 割が 1 泊、残りの 1 割が 2 泊する場合は、 $1 \text{ 泊} \times 0.9 + 2 \text{ 泊} \times 0.1 = 1.1 \text{ 泊}$  となります」。この計算方法については、同封の「記入要領（別紙）」に詳しく説明している。

**(5) 従業者とはどのように数えるのか？**

—従業者とは、働いているすべての人で、パート・アルバイト等の臨時雇用者、派遣労働者、出向者も含める。今年の1月1日現在の数字。

**(6) 宿泊施設とリゾート施設（スキー場、ゴルフ場、遊園地等）が併設しているが、従業者はどのように数えるのか？**

—宿泊施設以外の施設（スキー場、ゴルフ場、遊園地等）を併設している場合は、宿泊施設に従事している人を数える。ただし、分けて数えることができない場合は、全体の従業者数でも構わない。

**(7) 宿泊者が外国人であることをどのように判断するのか？**

—宿泊者カードに日本以外の住所を記載した宿泊者を、その国・地域の外国人とする。その把握が困難な場合は、日本以外のパスポートを提示した宿泊者、または宿泊者カードの国籍欄に日本以外の国籍を記載した宿泊者をいう。

日本国籍でも居住地が海外の場合は、その国・地域の外国人とし、逆に、外国籍でも日本に居住地がある宿泊者は、外国人とせずに、その居住地から宿泊しにきた日本人と同様に扱う。

## 宿泊旅行統計調査 電話督促マニュアル

### 1. 電話督促を行う前に

電話督促にあたっては、督促電話台帳をもとに施設に電話を架け、督促を行う。督促電話台帳に印字されている内容、記入すべき内容は以下の通り。

- ・ 「通番」：督促対象として抽出された施設に対して通し番号を付与する。付与する通し番号は、1号様式（10001～）、2号様式（20001～）などとして管理を行う。
- ・ 「宿泊施設コード」：事務局で設定している宿泊施設ごとの固有のコード。
- ・ 「送付先施設名」：調査票送付先の施設名称を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい宿泊施設名を記入する。なお、この項目は「調査票送付先の名称」を示しているため、調査対象となっている宿泊施設の名称とは必ずしも一致しない。
- ・ 「郵便番号」：調査票送付先の郵便番号を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい郵便番号を記入する。
- ・ 「住所」：調査票送付先の住所を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい住所を記入する。なお、この項目は「調査票送付先の住所」を示しているため、調査対象となっている宿泊施設の所在地とは必ずしも一致しない。
- ・ 「部署・担当者」：前回以前の調査で記入された担当者の所属部署名、役職名あるいは氏名を把握している場合のみ、印字している。記入を行う部署名、役職名、氏名の訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい部署名、役職名を記入する。
- ・ 「宿泊施設名」：調査対象となる宿泊施設の名称を印字している。訂正の申し出があった場合、二重線で抹消の上、正しい宿泊施設名を記入する。
- ・ 「電話番号」：調査票送付先の電話番号を印字している。印字がない場合は、ホームページ、104等で電話番号を調べ、記入する。また、電話番号が誤りであった場合にも、印字されている電話番号を二重線で抹消の上、正しい電話番号を記入する。
- ・ 「FAX番号」：調査票送付先のFAX番号を印字している。調査票をFAXで再送する場合、FAX番号を聞き、訂正があった場合、二重線で抹消の上、正しいFAX番号を記入する。
- ・ 「発信結果」：電話督促が完了した場合、該当項目に○をつける。
  - 「1 返送済み」：電話督促の結果、当該宿泊施設の担当者から「既に返送した」との返答を受けた場合。別の調査ではないこと、いつ頃投函されたかを確認し、備考欄に記入。
  - 「2 返送予定」：調査票の到着が確認でき、かつ、「まだ返送していないものの、



返送する予定」であるとの返答を受けた場合。いつ頃返送の予定かを確認し、備考欄に記入。

- 「3 検討中」: 調査票の到着は確認できたが、返送予定の確認を取れなかった場合。
  - 「4 拒否」: 調査に協力できない、したくない旨の申し出があった場合。
  - 「5 再送、FAX、伝言再送」: 調査票再送の依頼があった場合。また、担当者が不在などの理由で接触できず、電話対応者に伝言を依頼の上、調査票を再送する場合。
  - 「6 伝言のみ」: 担当者が不在などの理由で接触できず、電話対応者に伝言を依頼した場合。
  - 「7 対象者不在」: 担当者が不在などの理由で接触できず、伝言も依頼できなかった場合。
  - 「8 非接触不在」: 数度の電話にも係わらず、呼び出し音のみ、話中音、留守番電話につながるなどの理由で接触できなかった場合。
  - 「9 対象外」: 対象外である旨の申し出があった場合。
  - 「10 その他」: 上記、1～9 の発信結果に当てはまらない場合。内容を詳しく備考欄に記入する。
- ・ 「備考」: 発信日時、対話内容などを記入する。

## 2. 電話督促の実施

丁寧かつ穏やかに対応する。10 分以内で話が終わらず、話が複雑化又は高度化してきた場合には一旦電話を切り、担当職員に電話を交代する。

### (1) 担当者（調査票記入者）の特定

まず、宿泊旅行統計調査事務局であることを告げ、国土交通省観光庁実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げる。

- 「宿泊旅行統計調査事務局の〇〇（オペレータの名前）と申しますが、国土交通省観光庁実施の宿泊旅行統計調査の件でお電話しました。恐れ入りますが、調査のことがお分かりになる方はいらっしゃいますか？」

部署・担当者が督促台帳に印字されている場合は、当該部署名で調査票を送付していることを伝える。

- 「△△（部署・担当者名）様宛てで、調査票を送付させていただいております。△△様はいらっしゃいますでしょうか？」

### (2) 調査票收受の確認

担当者に確認がとれた場合、再度、宿泊旅行統計調査事務局より、国土交通省観光庁実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げ、調査票收受の確認を行う。

- 「宿泊旅行統計調査事務局の〇〇と申します。先日、△△様宛てに宿泊旅行統計調査の調査票を送付させていただきましたが、お手元に届いておりますでしょうか？」

### (3) 調査票が既に提出したと返答を受けた場合

督促が行き違いになった旨を伝え、お詫びを申し上げる。

- 「調査票の到着と行き違いになったものと思われま。申し訳ございませんでした。念のため、いつ頃ご返送いただいたか伺えますでしょうか？この度は、本調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。」

### (4) 調査票が收受されていて提出されていない場合

調査目的及び調査内容については秘密が保護されること等を簡単に説明し、調査に対する協力を求める。また、返信用封筒等の調査用品類が不足している場合は、適宜、送付する。

- 「ご提出いただいた調査票は統計処理され、集計値だけが公表されます。したがって、個々の宿泊施設の内容が公になることはありません（法律で禁じられています）。」
- 「宿泊旅行統計調査事務局の〇〇と申します。先日宿泊旅行統計調査の調査票をお送りいたしましたが、まだご提出いただけていないようですので、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。」

調査票は可能な限り速やかに提出してもらうよう依頼するが、最終〆切まで粘り強く依頼する。

- 「この調査は、皆様のご協力により正確なデータを把握することにより、今後の観光政策に反映される重要な調査ですので、お忙しいところ大変お手数とは存じますが、ご協力をお願いいたします。」
- 「この調査は、観光白書、観光産業振興政策のための基礎資料として用いることとなっており、大変重要な調査ですのでご協力をお願いいたします。」
- 「この調査は、『ご提出いただけない』ことによる罰則はありませんが、国の統計として、今後の観光分野の発展のために大変重要な調査ですのでご協力をお願いいたします。」
- 「提出期限は〇月〇日でしたが、まだ間に合いますので是非ご協力をお願いいたします。もし、よろしければ FAX でご回答いただいても結構です。」

### (5) 調査票が收受されていない場合

調査票が収受されていない場合は、調査関係書類を再送する旨を告げ、調査への協力を求める。なお、送付先等（郵便番号、所在地、担当部署名、担当者名）を再度、確認する。FAX による送付、回答を希望する場合、FAX 番号を聞き取り、送付を行う。

- 「お手元に調査票がございませんでしたら再送いたします。失礼ですがご担当の方のお名前と、部署名・役職名がございましたらお教えてください。」
- 「ご送付先は、▽▽▽▽▽でよろしいでしょうか。お宛名とする部署名、役職名等ございましたらお教えいただいてもよろしいでしょうか。」
- 「FAX 番号をお教えてください。お宛名とする部署名、役職名等ございましたらお教えいただいてもよろしいでしょうか。」

#### (6) 私どもの宿泊施設は、同伴ホテル（ラブホテル）なのだが？

— 同伴施設は、一般的に「宿泊旅行」者ではないので、今回の調査では調査対象外である旨を伝え、その旨（同伴施設等）を欄外に記載の上、返送してもらう。

#### (7) 調査に協力したくないのだが。答える義務があるのか？

— 「この調査は、国の観光政策を検討する際の重要なもので、統計法に基づく一般統計調査です。（回答の義務はありませんが）調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力下さい」と伝える。もし責任者または観光庁から依頼すれば、回答してもらえる可能性のある場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。強い拒否の場合は、その旨記録を残す（強い拒否の場合は、以降督促を行わない）。

#### (8) 答えたくないから、この先、調査票を送ってくるな！

— 「調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力ください」と伝える。それでも強い拒否の場合は、「この調査は統計法に基づく一般統計調査で、重要な調査ではありますが、回答しないことに対する法的な罰則はありません。しかし、統計法により、全国のほかの施設と同じように、次回以降も調査票をお送りし、ご協力をお願いする必要がありますので、何卒ご理解ください」と伝える。トラブルに進展しそうな場合は、のちほど責任者から連絡する旨を伝え、記録を残す。

### 3. 調査票の提出について

#### (1) 調査票に記入するは大変なので、コンピュータからの印刷（または台帳のコピー）で回答したいのだが？

— コンピュータからの印刷や台帳のコピーでの回答でも構わないが、調査票と同じフォーマットになるように回答を依頼する。調査票にその旨を記載して、調査票とともに同封して返送してもらうように依頼する。

**(2) 忙しいので対応できない。締め切りまでに間に合わない。**

—この調査は、統計法に基づく一般統計調査で、一応、期限までに調査票を提出するようにご協力をお願いするが、集計に間に合う期間であれば、少し遅れてもいいので、ぜひご協力してもらおうようお願いする。

**(3) 手元にある資料だけでは記入できない**

—記入できる部分だけでも回答してもらおうよう依頼する。はっきりしない場合は、おおよその数字でもいいので、ご協力をお願いする。

**(4) すでに調査票を提出したのに、督促はがき（または督促電話）が来た**

—「問い合わせ管理ファイル」にて回収済みかどうかを確認し、行き違いになった旨をお伝えして、お詫びをする。

**(5) 調査票を失くした（汚してしまった）ので、再度送ってくれないか？**

—調査票、記入要領、返信用封筒のうち、請求されているものを確認して送付する。締め切りが過ぎている場合は、調査票のみ FAX でお送りしていいかどうか確認し、回答後も FAX で返送してもらおうよう依頼する。

**4. 調査内容について**

**(1) 調査の趣旨や記入方法全般についてよくわからない**

—質問番号等を確認し、「記入要領」に基づいて説明する。

**(2) 調査票にプリントされた内容（問 1～問 6）に誤りがある**

—前回までに回答いただいた内容、または都道府県からの資料のデータをもとに、事前に印刷している旨を説明し、変更がある場合は、二重線で消した上で、訂正してもらおうよう依頼する。その情報は、次回以降の印刷に反映されるが、問 4（客室数、収容人数）と問 5（従業者数）については、年初のデータで 1 年間固定するので変更されない。

**(3) 実人数とは？**

—「100 人のお客様がみなさん 2 泊すると、実人数は 100 人、延べ人数は 200 人となります。もし、延べ人数だけ把握していて、実人数の統計を取っていない場合は、月毎にお客様 1 人あたりのおおよその平均宿泊数で、延べ人数を割ると、実人数になります。延べ人数が 600 人の場合、1 人あたり平均宿泊数が 1.5 日だと、 $600 \div 1.5 = 400$  で、実人数は 400 人になります」

**(4) 1人あたりの平均宿泊数とは？**

—「お客様が平均で何泊するかは数字です。仮にお客様の9割が1泊、残りの1割が2泊する場合は、 $1泊 \times 0.9 + 2泊 \times 0.1 = 1.1泊$ となります」。この計算方法については、同封の「記入要領（別紙）」に詳しく説明している。

**(5) 従業者とはどのように数えるのか？**

—従業者とは、働いているすべての人で、パート・アルバイト等の臨時雇用者、派遣労働者、出向者も含める。今年の1月1日現在の数字。

**(6) 宿泊施設とリゾート施設（スキー場、ゴルフ場、遊園地等）が併設しているが、従業者はどのように数えるのか？**

—宿泊施設以外の施設（スキー場、ゴルフ場、遊園地等）を併設している場合は、宿泊施設に従事している人を数える。ただし、分けて数えることができない場合は、全体の従業者数でも構わない。

**(7) 宿泊者が外国人であることをどのように判断するのか？**

—宿泊者カードに日本以外の住所を記載した宿泊者を、その国・地域の外国人とする。その把握が困難な場合は、日本以外のパスポートを提示した宿泊者、または宿泊者カードの国籍欄に日本以外の国籍を記載した宿泊者をいう。  
日本国籍でも居住地が海外の場合は、その国・地域の外国人とし、逆に、外国籍でも日本に居住地がある宿泊者は、外国人とせずに、その居住地から宿泊してきた日本人と同様に扱う。

## 宿泊旅行統計調査 疑義照会マニュアル

### 1. 調査票の記載内容の確認

疑義照会整理票に記載のある疑義項目に目を通し、調査票記載内容の疑義が発生している箇所を確認する。なお、事務局側で訂正可能な疑義に関してはその場で青ペンを用いて訂正を行い、宿泊施設への照会は行わない（具体例については後述）。

### 2. 宿泊施設への疑義内容の照会

#### (1) 担当者（調査票記入者）の特定

まず、宿泊旅行統計調査事務局であることを告げ、国土交通省観光庁実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げる。

— 「宿泊旅行統計調査事務局の〇〇（オペレータの名前）と申しますが、国土交通省観光庁実施の宿泊旅行統計調査の件でお電話しました。恐れ入りますが、△△様（調査票記入者）はいらっしゃいますか？」

担当者が不在の場合は、必ず担当者の氏名と連絡可能日時を確認し、再度照会を行う。

— 「△△様はいつお戻りになりますでしょうか？」

担当者が調査票に記入した覚えがない場合は、実際の調査票記入者を確認してもらい、電話で疑義照会に応じてもらえるよう依頼する。

— 「ご提出いただいた調査票には△△様と書いていただいているのですが、実際にご記入いただいた方をご確認いただき、お話をさせていただきたいのですが。」

担当者名が不明の場合は、調査票記入者を確認してもらい、電話で疑義照会に応じてもらえるよう依頼する。

— 「先日、調査票をご提出いただいたのですが、ご記入いただいた方とお話をさせていただきたいのですが。」

担当者に確認がとれた場合、再度、国土交通省実施の「宿泊旅行統計調査」の事につき電話したことを告げ、調査票提出のお礼を述べた上で、疑義の照会を行う。

— 「宿泊旅行統計調査事務局です。先日は宿泊旅行統計調査にご協力いただきありがとうございました。恐れ入りますが、ご回答いただいた内容を確認させていただきたく、お電話差し上げました。問〇のご回答は〇でよろしいのでしょうか？」

## (2) 疑義内容の照会

疑義照会整理票に記載のある疑義項目に従い、調査票とセットで疑義照会を行う。

- ・ 宿泊者数が特異値の場合
  - 「〇ですが、〇とお答えいただいております、同県の同規模の宿泊施設と比べましても宿泊者数が大変多くなっております。団体のお客様が泊りになられた、何かキャンペーンをされていらっしゃる等、事情がお分かりでしたら、お教えいただけますでしょうか。」
  
- ・ 問7全体延べ人数が未記入
  - 当該月は休業である旨、改装中であった旨等、調査票および添え状に記載があり、宿泊者数が0であると判断できる際は0と補記する（疑義照会を行わない）。
  - 内訳（県内外別、都道府県別）に実数による回答がある場合は、内訳の合計を補記する（疑義照会を行わない）。
  - 「延べ宿泊者数に関しまして、〇月のご記入がございましたが、0人ということでしょうか。それとも不明ということでしょうか。」
  - (不明の場合)「延べ宿泊者数に関しまして、月平均で〇人くらい泊りですとか、〇人～〇人くらい泊りですとかでもお分かりになりませんか……。でしたら、〇人ということ Understanding させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。」
  
- ・ 問7外国人延べ人数が未記入
  - 当該月は休業である旨、改装中であった旨等、調査票および添え状に記載があり、宿泊者数が0であると判断できる際は0と補記する（疑義照会を行わない）。
  - 内訳（国籍別）に実数による回答がある場合は、内訳の合計を補記する（疑義照会を行わない）。
  - 同月の延べ宿泊者数が0人であれば、0と補記する（疑義照会を行わない）。
  - 「外国人延べ宿泊者数に関しまして、〇月のご記入がございましたが、0人ということでしょうか。それとも不明ということでしょうか。」
  - (不明の場合)「外国人延べ宿泊者数に関しまして、月平均で〇人くらい泊りですとか、〇人～〇人くらい泊りですとか、全体の何割くらいが外国人の宿泊者の方ですとかでもお分かりになりませんか……。でしたら、〇人ということ Understanding させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。」
  
- ・ 県内外別、都道府県別がすべて未記入
  - 「貴宿泊施設には前回調査において県内外別（都道府県別）のお答えをいただい

ております。(おおよその割合でも結構ですので、) 今回もお答えいただくことはできませんでしょうか。」

—(延べ宿泊者数が 5000 人以上の施設の場合)「貴宿泊施設は宿泊者数が大変多く、お答えいただけない場合、結果数値に影響を及ぼす可能性があります。ぜひとも県内外別についてもお教えいただけませんか。」

・ 国籍別がすべて未記入

—「貴宿泊施設には前回調査において国籍別のお答えをいただいております。(おおよその割合でも結構ですので、) 今回もお答えいただくことはできませんでしょうか。」

—(外国人延べ宿泊者数が 1000 人以上の施設の場合)「貴宿泊施設は宿泊者数が大変多く、お答えいただけない場合、結果数値に影響を及ぼす可能性があります。ぜひとも国籍別についてもお教えいただけませんか。」

・ 実人数が未記入

—記入要領別紙に実数、もしくは、宿泊者の内訳で記入があり、実人数を算出できる場合、記入のある数字を転記し、照会を行わない。

—(〇月だけ空白の場合)「宿泊者実人数に関しまして、〇月のご記入がございましたが、〇月は何名様でしたでしょうか。」

—(3 ヶ月とも空白の場合)「宿泊者実人数のご記入がございましたが、宿泊者実人数の統計はとられておりますでしょうか。」(必要に応じて実人数の概念を説明する)

—(実人数の統計をとっていない場合)「それでは、宿泊された方の中で、1泊の方、2泊の方、3泊以上の方のおおよその割合をお教えいただけませんか。」

・ 利用客室数(客室稼働率)が未記入

—「利用客室数(客室稼働率)に関しまして、〇月のご記入がございましたが、〇月は何室(%)でしたでしょうか。」

・ 問3～問6属性情報未記入

—「〇についてお答えいただいておりますので、お教えいただいてもよろしいでしょうか。」

・ 宿泊目的割合の合計が 100%にならない

—事務局で 100%となるよう訂正可能であれば、訂正を行い、照会を行わない。



- 「宿泊目的に関しまして、貴宿泊施設を利用された方の観光レクリエーション目的の割合が〇%、出張・業務目的の割合が〇%とありますが、足して 100%となりません。おおよその感覚で結構ですので、お答えいただけますでしょうか。」
- 外国人のほうが全体より多い
  - 「お答えいただきました〇月の延べ宿泊者数ですが、外国人延べ宿泊者数の方が外国人延べ宿泊者数を含んだ延べ宿泊者数よりも多くなっておりませんが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- 外国人が県外より多い
  - 「お答えいただきました〇月の宿泊者数ですが、外国人延べ宿泊者数の方が外国人延べ宿泊者数を含んだ県外からの宿泊者数よりも多くなっておりませんが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- 外国人実人数のほうが全体より多い
  - 「お答えいただきました〇月の実宿泊者数ですが、外国人実宿泊者数の方が外国人実宿泊者数を含んだ実宿泊者数よりも多くなっておりませんが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- 実人数が延べ人数より多い
  - 「お答えいただきました〇月の宿泊者数ですが、実宿泊者数の方が延べ宿泊者数よりも多くなっておりませんが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- 延べ人数÷実人数 > 3.5
  - 「お答えいただきました〇月の宿泊者数ですが、延べ人数を実人数で割って平均連泊数を計算しますと、ひと月に平均 3.5 泊以上されていることとなります。今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
- 問7 外国人実人数 > 0 かつ外国人延人数が 0 か未記入
  - (外国人延人数が 0 の場合) 「お答えいただきました〇月の外国人宿泊者数が 0 人となっておりますが、外国人実宿泊者数は△人とご記入いただいております。今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
  - (外国人延人数が未記入の場合) 「〇月の外国人宿泊者数が未記入となっておりますが、外国人実宿泊者数は△人とご記入いただいております。今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」

- ・ 外国人実人数が外国人延べ人数より多い
  - 「お答えいただきました〇月の外国人宿泊者数ですが、外国人実宿泊者数の方が延べ宿泊者数よりも多くなっておりませんが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
  
- ・ 延べ人数が収容客数より多い
  - 「お答えいただきました〇月の全宿泊者数ですが、収容人数に日数をかけた値よりも多くなっておりまして、臨時で多くの宿泊者の方が利用された等のご事情がございましたでしょうか。」
  
- ・ 利用客室数が延べ収容客室数より多い
  - 「お答えいただきました〇月の利用客室数ですが、客室数に日数をかけた値よりも多くなっておりまして、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
  
- ・ 定員稼働率が客室稼働率を大きく上回る
  - 「お答えいただきました〇月の宿泊者数ですが、定員稼働率を計算しますと、客室稼働率を大きく上回っております。臨時で定員より多くの宿泊者の方が利用された等のご事情がございましたでしょうか。」
  
- ・ 利用客室数が延べ人数を上回る
  - 「お答えいただきました〇月の利用客室数ですが、延べ宿泊者数を上回っております。臨時で多くの部屋を利用された等のご事情がございましたでしょうか。」
  
- ・ 問 7 の外国人が県別表の国外の客数と合わない
  - 「都道府県別にお答えいただいた箇所の国外からの宿泊者数が外国人の宿泊者数と一致しませんが、どちらが正しいものになりますでしょうか。」
  
- ・ 県別合計が問 7 の客数と合わない
  - 県外宿泊者数に外国人延べ宿泊者数を含んでいない、延べ宿泊者数に外国人延べ宿泊者数を含んでいない等の理由により一致しないことが判明した場合は、事務局側で訂正を行い、照会を行わない。
  - 「(県内外別・都道府県別) の宿泊者数の合計が延べ宿泊者数と一致しませんが、今一度数値をご確認いただけますでしょうか。」
  
- ・ 国籍別合計が問 7 の外国人客数と合わない
  - 「国籍別の宿泊者数の合計が外国人延べ宿泊者数と一致しませんが、今一度数値

をご確認いただけますでしょうか。」

・ 延べ人数が前回から大きく変化

—延べ宿泊者数の3ヶ月合計が前回調査の同宿泊者数の平均から極端に増加、あるいは減少した場合。

—「前回調査（〇～〇月）の延べ宿泊者数に対して、今回調査の延べ宿泊者数が5倍以上と多く（1/5以下と少なく）なっておりますが、何かご事情がございましたでしょうか。」

・ 外国人が前回から大きく変化

—外国人延べ宿泊者数の3ヶ月合計が前回調査の同宿泊者数の平均から極端に増加、あるいは減少した場合。

—「前回調査（〇～〇月）の外国人延べ宿泊者数に対して、今回調査の外国人延べ宿泊者数が4倍以上と多く（1/4以下と少なく）なっておりますが、何かご事情がございましたでしょうか。」

**(3) 照会結果の反映**

宿泊施設に問い合わせた結果をもとに、調査票の該当箇所を、青ペンを用いて訂正する。

**(4) 照会結果の入力**

照会の結果、訂正が行われた調査票をもとに入力を行う。

**(5) 注意点**

ある月の宿泊者数の記入が誤っていることが判明した場合、他の月についても同様の原因による誤りの可能性があるので、誤りがないかも併せて聞く。